

令和8年2月定例会

# 熊本県議会会議録

令和8年2月17日 開会  
令和8年3月18日 閉会

熊本県議会

# 令和8年2月定例会会期日程表

月 日	曜	区 分	日 程	備 考
2・17	火	本 会 議	開会宣告 会期決定 議案上程 知事説明 議案等に対する質疑 委員会付託	
18	水	休 会	議案調査	
19	木			
20	金		常任委員会	総務・厚生・教警
21	土			
22	日		(県の休日)	
23	月		(天皇誕生日)	
24	火		常任委員会	経環・農水・建設
25	水		議事整理	
26	木		本 会 議	委員長報告 質疑 討論 議決
27	金	休 会	議案調査	
28	土		(県の休日)	
3・1	日			
2	月		議案調査	
3	火	本 会 議	代表質問 自民 (高木) 公明 (城下)	
4	水		立民連 (岩田)	請願締切 17:00 意見書等締切 17:00
5	木		一般質問 自民 (荒川) 新社会 (岩中) 無所属 (亀田)	
6	金		自民 (杉畷) 自民 (河津)	
7	土	休 会	(県の休日)	
8	日			
9	月	本 会 議	一般質問 自民 (前田敬) 自民 (楠本) 議案等に対する質疑 委員会付託	
10	火	休 会	議案調査	
11	水		特別委員会	
12	木		常任委員会	総務・厚生・教警
13	金			経環・農水・建設
14	土		(県の休日)	
15	日			
16	月		常任委員会	
17	火		議事整理	
18	水	本 会 議	委員長報告 質疑 討論 議決 閉会宣告	



## 目 次

### 第1号(2月17日)

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員氏名	1
欠席議員氏名	2
説明のため出席した者の職氏名	2
事務局職員出席者	2
開会 開議	2
永年勤続議員に対する熊本県議会の表彰並びに知事の感謝状贈呈	2
日程第1 会議録署名議員の指名	3
日程第2 会期決定の件	3
日程第3 知事提出議案の上程(第1号から第99号まで)	3
日程第4 知事の提案理由説明	6
日程第5 人事委員会の意見(第68号、第69号、第71号及び第92号)	11
日程第6 教育委員会の意見(第88号)	12
日程第7 議案等に対する質疑(第1号から第45号まで)	12
日程第8 知事提出議案の委員会付託(第1号から第45号まで)	12
日程第9 休会の件	12
日程通告 散会	12

### 第2号(2月26日)

議事日程 第2号	15
本日の会議に付した事件	15
出席議員氏名	15
欠席議員氏名	15
説明のため出席した者の職氏名	15
事務局職員出席者	16
開 議	16

日程第1 各常任委員長報告	16
厚生常任委員長報告	16
経済環境常任委員長報告	17
農林水産常任委員長報告	18
建設常任委員長報告	19
教育警察常任委員長報告	20
総務常任委員長報告	21
採 決	22
日程第2 休会の件	23
日程通告 散会	23

### 第3号(3月3日)

議事日程 第3号	25
本日の会議に付した事件	25
出席議員氏名	25
欠席議員氏名	25
説明のため出席した者の職氏名	25
事務局職員出席者	26
開 議	26
日程第1 代表質問	26
高木健次君質問	26
・木村県政2年目の総括、3年目への思いについて	
知事木村敬君答弁	28
高木健次君質問	29
・令和8年度当初予算について	
総務部長千田真寿君答弁	30
高木健次君質問	31
・熊本地震から10年間の災害対応力向上の取組と今後の方向性について	
知事木村敬君答弁	32
高木健次君質問	33
・公式確認70年を迎える水俣病問題へ	

の取組について		開 議	48
知事木村敬君答弁	34	城下広作君質問	48
高木健次君質問	35	・総選挙の結果を受けた感想について	
・本県教育の課題と今後の取組の方向性について		・総選挙の結果を受けた感想	
教育長越猪浩樹君答弁	36	・予算編成への影響	
高木健次君質問	37	知事木村敬君答弁	49
・県有スポーツ施設の速やかな整備について		城下広作君質問	50
知事木村敬君答弁	38	・副首都構想について	
高木健次君質問	39	・目指す最大の理由	
・林業の新規就業者の確保、育成について		知事木村敬君答弁	51
知事木村敬君答弁	41	城下広作君質問	52
高木健次君質問	42	・J A S M第2工場建設再開について	
・地下水の保全について		・第2工場に関する情報の在り方	
・地下水の量及び質を保全する対策について		知事木村敬君答弁	53
・熊本セミコン特定公共下水道の取組について		城下広作君質問	54
知事木村敬君答弁	42	・空港アクセスと市電の延伸について	
高木健次君質問	43	・住民説明会の反応	
・熊本都市圏の渋滞対策について		・市電延伸案の県の考え	
・道路施策について		知事木村敬君答弁	55
・公共交通施策について		城下広作君質問	56
知事木村敬君答弁	44	・熊本地震から10年における創造的復興の取組と追悼式について	
高木健次君質問	46	・創造的復興の取組	
・阿蘇くまもと空港へのアクセスについて		・追悼式の在り方	
・空港アクセス鉄道について		知事木村敬君答弁	57
・空港ライナーについて		城下広作君質問	58
知事木村敬君答弁	47	・防災・減災対策について	
企画振興部長富永隼行君答弁	47	・林野火災注意報、林野火災警報の条例制定	
高木健次君質問——終了	48	・(仮称)火災延焼可能性地域のハザードマップの作製	
休 憩	48	総務部長千田真寿君答弁	60
		城下広作君質問	61
		・所有者不明建物、土地の対策	
		・狭隘道路等の対策	

土木部長菰田武志君答弁 ……………	63	に向けての県の取組について	
城下広作君質問 ……………	64	知事木村敬君答弁 ……………	78
・生成A I の活用状況と今後の取組に ついて		岩田智子君質問 ……………	78
・メリット、デメリット		・熊本地震から10年、熊本県の防災の 取組について	
・A I 活用の状況と方向性		知事公室長深川元樹君答弁 ……………	80
知事木村敬君答弁 ……………	65	健康福祉部長下山薫さん答弁 ……………	81
城下広作君質問 ……………	66	岩田智子君質問 ……………	81
・ウォーターP P Pについて		・川辺川ダム建設に係る県の負担につ いて	
知事木村敬君答弁 ……………	68	知事木村敬君答弁 ……………	83
城下広作君質問 ……………	69	岩田智子君質問 ……………	84
・県立高校の入試状況、定員内不合格 について		・熊本の宝、地下水を守る取組につい て	
・今年度出願状況の現状認識		環境生活部長清田克弘君答弁 ……………	85
・高校入試の可否の判断基準と定員 内不合格の今後の対応		土木部長菰田武志君答弁 ……………	86
・県立高校の授業料		岩田智子君質問 ……………	86
教育長越猪浩樹君答弁 ……………	70	・困難な問題を抱える若年女性への支 援について	
城下広作君質問 ……………	71	健康福祉部長下山薫さん答弁 ……………	88
・子ども食堂を活用した困難な状況下 の子どもへの支援について		岩田智子君質問 ……………	88
健康福祉部長下山薫さん答弁 ……………	72	・プレコンセプションケア普及啓発推 進事業について	
城下広作君質問——終了 ……………	72	健康福祉部長下山薫さん答弁 ……………	89
日程通告 散会 ……………	73	岩田智子君質問 ……………	90
<b>第4号(3月4日)</b>		・アウトバウンドの推進について	
議事日程 第4号 ……………	75	企画振興部長富永隼行君答弁 ……………	91
本日の会議に付した事件 ……………	75	教育長越猪浩樹君答弁 ……………	92
出席議員氏名 ……………	75	岩田智子君質問 ……………	92
欠席議員氏名 ……………	75	・デジタル技術を活用した県庁の業務 改革について	
説明のため出席した者の職氏名 ……………	75	理事阪本清貴君答弁 ……………	94
事務局職員出席者 ……………	76	岩田智子君質問 ……………	95
開 議 ……………	76	・健軍駐屯地の火薬庫建て替え計画と 住民の安全確保について	
日程第1 代表質問 ……………	76		
岩田智子君質問 ……………	76		
・水俣病公式確認から70年、完全解決			

知事公室長深川元樹君答弁 ……………	96	向けて	
岩田智子君質問——終了 ……………	96	企画振興部長富永隼行君答弁 ……………	112
日程通告 散会 ……………	97	荒川知章君質問——終了 ……………	112
<b>第5号(3月5日)</b>		・津奈木町における産業廃棄物焼却施設 の建設計画について(要望)	
議事日程 第5号 ……………	99	休憩 ……………	113
本日の会議に付した事件 ……………	99	開議 ……………	113
出席議員氏名 ……………	99	岩中伸司君質問 ……………	113
欠席議員氏名 ……………	99	・水俣病被害者救済について	
説明のため出席した者の職氏名 ……………	99	知事木村敬君答弁 ……………	115
事務局職員出席者 ……………	100	環境生活部長清田克弘君答弁 ……………	116
開議 ……………	100	岩中伸司君質問 ……………	116
日程第1 一般質問 ……………	100	・川辺川ダム建設問題について	
荒川知章君質問 ……………	100	知事木村敬君答弁 ……………	117
・水俣・芦北地域の振興について		岩中伸司君質問 ……………	119
・環境大臣と水俣・芦北地域経済団 体等との懇談の実施等		・阿蘇くまもと空港へのアクセス鉄道 について	
知事木村敬君答弁 ……………	101	企画振興部長富永隼行君答弁 ……………	120
荒川知章君質問 ……………	102	岩中伸司君質問 ……………	120
・第八次水俣・芦北地域振興計画に 掲げた取組の推進		・有明医療センター(旧荒尾市民病院) の支援について	
企画振興部長富永隼行君答弁 ……………	104	健康福祉部長下山薫さん答弁 ……………	121
荒川知章君質問 ……………	105	岩中伸司君質問 ……………	122
・本県の農林水産業を取り巻く課題を 踏まえた来年度の取組について		・本県農業の持続可能性と食料安全保 障の強化について	
農林水産部長中島豪君答弁 ……………	105	農林水産部長中島豪君答弁 ……………	123
荒川知章質問 ……………	106	岩中伸司君質問——終了 ……………	124
・学校給食費の負担軽減に伴う県の取 組について		休憩 ……………	125
教育長越猪浩樹君答弁 ……………	108	開議 ……………	125
荒川知章君質問 ……………	108	亀田英雄君質問 ……………	125
・障害者支援施設で働く人材の確保に ついて		・人口減少時代の認識とこれからの取 組、対策について	
健康福祉部長下山薫さん答弁 ……………	110	企画振興部長富永隼行君答弁 ……………	126
荒川知章君質問 ……………	110	亀田英雄君質問 ……………	127
・地域における移動交通手段の確保に		・子供を育てる環境の充実について	

<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもまんなか熊本政策推進の現状と課題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康福祉部長下山薫さん答弁 ……………129</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本の文化芸術拠点における今後の取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光文化部長脇俊也君答弁 ……………141</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>亀田英雄君質問 ……………130</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども会の現状認識と課題、これからの取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>杉寫ミカさん質問 ……………142</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ONE PIECE熊本復興プロジェクト</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>教育長越猪浩樹君答弁 ……………130</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光文化部長脇俊也君答弁 ……………143</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>杉寫ミカさん質問 ……………144</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農福連携の推進について</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>亀田英雄君質問 ……………131</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・八代市二見地区産業廃棄物処分場について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産部長中島豪君答弁 ……………145</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>杉寫ミカさん質問 ……………146</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>環境生活部長清田克弘君答弁 ……………132</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木材の需要拡大について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立高校の魅力化について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立高校改革に向けた今後の方針</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>亀田英雄君質問 ……………133</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産部長中島豪君答弁 ……………134</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学びの祭典の活用による高校の魅力発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育長越猪浩樹君答弁 ……………148</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称)坂本スマートインターチェンジ設置に向けた課題と今後の取組について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土木部長菰田武志君答弁 ……………136</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>杉寫ミカさん質問 ……………149</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的養育の現状と今後の取組について</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>亀田英雄君質問——終了 ……………136</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害後の被災地の住宅再建の不安について(要望)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康福祉部長下山薫さん答弁 ……………151</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>杉寫ミカさん質問——終了 ……………151</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>日程通告 散会 ……………138</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>休 憩 ……………152</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>開 議 ……………152</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河津修司君質問 ……………152</li> </ul>
<p><b>第6号(3月6日)</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本地震10年の節目における安心で満足度の高い、くまもと観光の構築について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光文化部長脇俊也君答弁 ……………153</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河津修司君質問 ……………154</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>議事日程 第6号 ……………139</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「食のみやこ熊本県」でのあか牛の魅力創造について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事木村敬答弁 ……………155</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河津修司君質問 ……………156</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>本日の会議に付した事件 ……………139</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界文化遺産登録と九州の水を育む阿蘇の守り手基金について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企画振興部長富永隼行君答弁 ……………157</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>出席議員氏名 ……………139</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>欠席議員氏名 ……………139</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>説明のため出席した者の職氏名 ……………139</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>事務局職員出席者 ……………140</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>開 議 ……………140</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>日程第1 一般質問 ……………140</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>杉寫ミカさん質問 ……………140</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界に開かれた活力あふれる熊本の文化芸術振興について</li> </ul>			

河津修司君質問 ……………158	企画振興部長富永隼行君答弁 ……………172
・ 県立高校の魅力化について	前田敬介君質問 ……………173
教育長越猪浩樹君答弁 ……………160	・ 交通事故防止について
河津修司君質問 ……………160	・ 歩行者優先意識の醸成について
・ 小国公立病院の建て替えについて	・ 令和8年4月1日から導入される
総務部長千田真寿君答弁 ……………161	自転車の「青切符(交通反則通告
河津修司君質問 ……………162	制度)」について
・ 降積雪時における車両立ち往生対策	警察本部長佐藤昭一君答弁 ……………174
について	前田敬介君質問 ……………175
土木部長菰田武志君答弁 ……………163	・ 荒尾・玉名地域の広域道路ネットワ
河津修司君質問——終了 ……………163	ークの整備について
日程通告 散会 ……………164	土木部長菰田武志君答弁 ……………177
<b>第7号(3月9日)</b>	前田敬介君質問——終了 ……………177
議事日程 第7号 ……………165	休 憩 ……………178
本日の会議に付した事件 ……………165	開 議 ……………178
出席議員氏名 ……………165	楠本千秋君質問 ……………178
欠席議員氏名 ……………166	・ 天草地域の振興について
説明のため出席した者の職氏名 ……………166	・ 天草振興への知事の思い
事務局職員出席者 ……………166	知事木村敬君答弁 ……………179
開 議 ……………166	楠本千秋君質問 ……………180
日程第1 一般質問 ……………166	・ ナショナルサイクルルートの指定
前田敬介君質問 ……………166	について
・ 系統用蓄電池の導入促進による本県	土木部長菰田武志君答弁 ……………180
エネルギー政策の加速と安心への備	楠本千秋君質問 ……………181
えについて	・ 御所浦地域の振興について
商工労働部長上田哲也君答弁 ……………168	企画振興部長富永隼行君答弁 ……………182
前田敬介君質問 ……………169	楠本千秋君質問 ……………182
・ 通級指導体制の充実について	・ 天草地域の農業基盤の整備につい
・ 通級指導教室の空白地帯と加配定	て
数運用の限界について	農林水産部長中島豪君答弁 ……………183
・ スポット任用の制度化と柔軟な外	楠本千秋君質問 ……………184
部人材の確保について	・ 八代・天草シーラインについて
教育長越猪浩樹君答弁 ……………170	知事木村敬君答弁 ……………185
前田敬介君質問 ……………171	楠本千秋君質問 ……………185
・ 有明地域の振興について	・ AEDと心肺蘇生について

総務部長千田真寿君答弁 ……………186	総務常任委員長報告 ……………207
楠本千秋君質問 ……………187	反対討論(幸村香代子君) ……………209
・ 県立ゆうあい中学校の成果について	反対討論(高井千歳さん) ……………210
教育長越猪浩樹君答弁 ……………188	採 決 ……………212
楠本千秋君質問 ……………188	日程第3 閉会中の継続審査の件 ……………212
・ 健康寿命の延伸について	知事提出議案の上程(第100号)……………213
健康福祉部長下山薫さん答弁 ……………189	採 決 ……………213
楠本千秋君質問——終了 ……………190	知事提出議案の上程(第101号)……………213
日程第2 議案等に対する質疑(第46号か ら第99号まで)……………190	採 決 ……………214
日程第3 知事提出議案の委員会付託(第 46号から第99号まで ……………190	知事提出議案の上程(第102号)……………214
知事提出議案の上程(第100号)……………191	採 決 ……………214
日程第4 休会の件 ……………191	議員提出議案の上程(第1号) ……………214
日程通告 散会 ……………191	採 決 ……………215
<b>第8号(3月18日)</b>	議員派遣の件 ……………216
議事日程 第8号 ……………193	休 憩 ……………217
本日の会議に付した事件 ……………193	開 議 ……………217
出席議員氏名 ……………193	議長辞職の件 ……………217
欠席議員氏名 ……………194	退任挨拶(高野洋介君) ……………217
説明のため出席した者の職氏名 ……………194	議長選挙の件 ……………218
事務局職員出席者 ……………194	議長選挙投票者の氏名 ……………219
開 議 ……………194	就任挨拶(内野幸喜君) ……………219
日程第1 各特別委員長報告 ……………194	副議長辞職の件 ……………219
高速交通ネットワーク整備推進特別委員 長報告 ……………195	退任挨拶(緒方勇二君) ……………220
海の再生及び環境対策特別委員長報告 ……197	副議長選挙の件 ……………220
地域活力創生特別委員長報告 ……………198	副議長選挙投票者の氏名 ……………221
特別委員会の付託調査事件の変更の件 ……201	就任挨拶(橋口海平君) ……………222
日程第2 各常任委員長報告 ……………201	日程第4 常任委員の改選 ……………222
厚生常任委員長報告 ……………201	日程第5 議会運営委員の改選 ……………222
経済環境常任委員長報告 ……………202	特別委員辞任の件 ……………222
農林水産常任委員長報告 ……………204	常任委員辞任の件 ……………223
建設常任委員長報告 ……………205	日程第6 特別委員の所属変更及び選任の 件 ……………223
教育警察常任委員長報告 ……………206	有明海自動車航送船組合議会議員の補欠選 の件 ……………223
	指定都市都道府県調整会議の構成員の選挙

の件	224
休憩	224
開議	224
閉会	224
議長の閉会挨拶	224
<b>付 録</b>	
各委員会委員選任一覧表	付 1
特別委員会委員所属変更及び選任一覧表	付 3
各委員会構成一覧表	付 4
令和8年2月定例会議案議決件名一覧表	付 6
議案各委員会別一覧表	付11
委員会審査報告書	付28
特別委員会付託調査事件変更一覧表	付44
閉会中の継続審査申出一覧表	付45

**第 1 号**

**(2月17日)**



令和8年 熊本県議会 2月定例会会議録

第1号

令和8年2月17日(火曜日)

議事日程 第1号

令和8年2月17日(火曜日)午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 知事提出議案の上程(第1号から第99号まで)
- 第4 知事の提案理由説明
- 第5 人事委員会の意見(第68号、第69号、第71号及び第92号)
- 第6 教育委員会の意見(第88号)
- 第7 議案等に対する質疑(第1号から第45号まで)
- 第8 知事提出議案の委員会付託(第1号から第45号まで)
- 第9 休会の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 知事提出議案の上程(第1号から第99号まで)
- 日程第4 知事の提案理由説明
- 日程第5 人事委員会の意見(第68号、第69号、第71号及び第92号)
- 日程第6 教育委員会の意見(第88号)
- 日程第7 議案等に対する質疑(第1号から第45号まで)
- 日程第8 知事提出議案の委員会付託(第1号から第45号まで)
- 日程第9 休会の件

出席議員氏名(45人)

- 星野愛斗君
- 高井千歳さん
- 住永栄一郎君
- 亀田英雄君
- 幸村香代子君
- 杉 篤ミカさん
- 立山大二郎君
- 斎藤陽子さん
- 本田雄三君
- 岩田智子君
- 堤 泰之君
- 南部隼平君
- 前田敬介君
- 坂梨剛昭君
- 荒川知章君
- 城戸 淳君
- 池永幸生君
- 竹崎和虎君
- 吉田孝平君
- 中村亮彦君
- 増永慎一郎君
- 高島和男君
- 松村秀逸君
- 岩本浩治君
- 西山宗孝君
- 河津修司君
- 楠本千秋君
- 橋口海平君
- 緒方勇二君
- 高木健次君

高野洋介君  
内野幸喜君  
岩中伸司君  
城下広作君  
西聖一君  
山口裕君  
渊上陽一君  
坂田孝志君  
溝口幸治君  
池田和貴君  
吉永和世君  
松田三郎君  
藤川隆夫君  
岩下栄一君  
前川收君

欠席議員氏名(2人)

西村尚武君  
前田憲秀君

説明のため出席した者の職氏名

知事 木村敬君  
副知事 竹内信義君  
副知事 亀崎直隆君  
知事公室長 深川元樹君  
総務部長 千田真寿君  
企画振興部長 富永隼行君  
理事 阪本清貴君  
理事 府高隆君  
健康福祉部長 下山薫さん  
環境生活部長 清田克弘君  
商工労働部長 上田哲也君  
観光文化部長 脇俊也君  
農林水産部長 中島豪君  
理事 間宮将大君  
土木部長 菰田武志君

会計管理者 野中眞治君  
企業局長 久原美樹子さん  
病院事業  
管理  
職務代理者 楯本亮太君  
教育長 越猪浩樹君  
警察本部長 佐藤昭一君  
人事委員会  
委員長 出田孝一君  
監査委員 小原雅之君

事務局職員出席者

事務局長 波村多門  
事務局次長  
兼総務課長 鈴和幸  
議事課長 下崎浩一  
議事課長補佐 岡部康夫

午前10時開会 開議

○議長(高野洋介君) ただいまから令和8年2月  
熊本県議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

永年勤続議員に対する熊本県議会の表彰並びに  
知事の感謝状贈呈

○議長(高野洋介君) まず、熊本県議会永年勤続  
議員に対する熊本県議会の表彰を行います。

なお、知事木村敬君から、被表彰議員に対し感  
謝状を贈呈したい旨の申出がっておりますの  
で、併せてこれを行います。

被表彰者は、

15年勤続議員

緒方勇二君

橋口海平君

であります。

被表彰者の諸君は演壇の前に出ていただきま  
す。

[被表彰者演壇前に出る]

○議長(高野洋介君)

表 彰 状

緒 方 勇 二 様

あなたは本県議会議員として15年以上にわたり  
県民の負託に応え地方自治発展のため多大の貢  
献をされました ここにその功績をたたえ表彰  
します

令和8年2月17日

熊 本 県 議 会

[表彰状及び記念品贈呈]

[拍手]

○議長(高野洋介君)

表 彰 状

橋 口 海 平 様

あなたは本県議会議員として15年以上にわたり  
県民の負託に応え地方自治発展のため多大の貢  
献をされました ここにその功績をたたえ表彰  
します

令和8年2月17日

熊 本 県 議 会

[表彰状及び記念品贈呈]

[拍手]

○知事(木村敬君)

感 謝 状

緒 方 勇 二 様

あなたは15年以上にわたり熊本県議会議員とし  
て県民の負託にこたえよく県勢の発展に寄与さ  
れました その功績はまことに大でありますの  
でここに深く感謝の意を表します

令和8年2月17日

熊本県知事 木 村 敬

[感謝状贈呈]

[拍手]

○知事(木村敬君)

感 謝 状

橋 口 海 平 様

あなたは15年以上にわたり熊本県議会議員とし  
て県民の負託にこたえよく県勢の発展に寄与さ  
れました その功績はまことに大でありますの  
でここに深く感謝の意を表します

令和8年2月17日

熊本県知事 木 村 敬

[感謝状贈呈]

[拍手]

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(高野洋介君) 次に、日程に従いまして、  
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定に  
より、吉永和世君、池田和貴君、住永栄一郎君、  
以上3人を指名いたします。

日程第2 会期決定の件

○議長(高野洋介君) 次に、日程第2、会期決定  
の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月18日までの  
30日間といたしたいと思えます。これに御異議あ  
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よ  
って、会期は本日から3月18日までの30日間とす  
ることに決定いたしました。

日程第3 知事提出議案の上程(第1号から第  
99号まで)

○議長(高野洋介君) 次に、日程第3、知事提出

議案第1号から第99号までが提出されましたので、これを一括して議題といたします。

- 第1号 令和7年度熊本県一般会計補正予算(第12号)
- 第2号 令和7年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算(第1号)
- 第3号 令和7年度熊本県収入証紙特別会計補正予算(第1号)
- 第4号 令和7年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算(第1号)
- 第5号 令和7年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第4号)
- 第6号 令和7年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算(第3号)
- 第7号 令和7年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算(第2号)
- 第8号 令和7年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算(第2号)
- 第9号 令和7年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)
- 第10号 令和7年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)
- 第11号 令和7年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)
- 第12号 令和7年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算(第4号)
- 第13号 令和7年度熊本県公債管理特別会計補正予算(第1号)
- 第14号 令和7年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 第15号 令和7年度熊本県下水道事業会計補正予算(第5号)
- 第16号 令和7年度熊本県電気事業会計補正予算(第4号)

- 第17号 令和7年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第5号)
- 第18号 令和7年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算(第2号)
- 第19号 令和7年度熊本県病院事業会計補正予算(第4号)
- 第20号 専決処分の報告及び承認について
- 第21号 熊本県高等学校等教育改革促進基金条例の制定について
- 第22号 令和7年度農林水産関係の建設事業の経費に対する市町村負担金(地方財政法関係)について
- 第23号 工事請負契約の締結について
- 第24号 工事請負契約の変更について
- 第25号 工事請負契約の変更について
- 第26号 工事請負契約の変更について
- 第27号 工事請負契約の変更について
- 第28号 工事請負契約の変更について
- 第29号 工事請負契約の締結について
- 第30号 工事請負契約の変更について
- 第31号 工事請負契約の変更について
- 第32号 工事請負契約の締結について
- 第33号 工事請負契約の締結について
- 第34号 工事請負契約の変更について
- 第35号 指定管理者の指定について
- 第36号 専決処分の報告及び承認について
- 第37号 専決処分の報告及び承認について
- 第38号 専決処分の報告及び承認について
- 第39号 専決処分の報告及び承認について
- 第40号 専決処分の報告及び承認について
- 第41号 専決処分の報告及び承認について
- 第42号 専決処分の報告及び承認について
- 第43号 専決処分の報告及び承認について
- 第44号 専決処分の報告及び承認について
- 第45号 専決処分の報告及び承認について

第46号 令和8年度熊本県一般会計予算  
第47号 令和8年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算  
第48号 令和8年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算  
第49号 令和8年度熊本県収入証紙特別会計予算  
第50号 令和8年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算  
第51号 令和8年度熊本県港湾整備事業特別会計予算  
第52号 令和8年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算  
第53号 令和8年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算  
第54号 令和8年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算  
第55号 令和8年度熊本県林業改善資金特別会計予算  
第56号 令和8年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算  
第57号 令和8年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算  
第58号 令和8年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算  
第59号 令和8年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算  
第60号 令和8年度熊本県公債管理特別会計予算  
第61号 令和8年度熊本県国民健康保険事業特別会計予算  
第62号 令和8年度熊本県下水道事業会計予算  
第63号 令和8年度熊本県電気事業会計予算  
第64号 令和8年度熊本県工業用水道事業会計予算

第65号 令和8年度熊本県有料駐車場事業会計予算  
第66号 令和8年度熊本県病院事業会計予算  
第67号 熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例の制定について  
第68号 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
第69号 熊本県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
第70号 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
第71号 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
第72号 熊本県監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
第73号 熊本県行政手続条例の一部を改正する条例の制定について  
第74号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
第75号 熊本県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例の制定について  
第76号 熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について  
第77号 熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について  
第78号 熊本県総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について  
第79号 熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例の制定について  
第80号 熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
第81号 熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について  
第82号 熊本県医師修学資金貸与条例の一部を

改正する条例の制定について  
第83号 熊本県国民健康保険法施行条例の一部  
を改正する条例の制定について  
第84号 熊本県工業用水道管理条例の一部を改  
正する条例の制定について  
第85号 熊本県公害紛争処理条例の一部を改正  
する条例の制定について  
第86号 熊本県スポーツ応援基金条例の制定に  
ついて  
第87号 熊本県豊かな森林の保全に関する条例  
の制定について  
第88号 熊本県教育委員会の権限に属する事務  
処理の特例に関する条例の一部を改正する条  
例の制定について  
第89号 熊本県立高等学校の授業料等に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について  
第90号 熊本県立青少年の家条例の一部を改正  
する条例の制定について  
第91号 熊本県警察職員定数条例の一部を改正  
する条例の制定について  
第92号 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関  
する条例の一部を改正する条例の制定につい  
て  
第93号 熊本県運転免許センター運転免許試験  
コース使用料徴収条例の一部を改正する条例  
の制定について  
第94号 第七次熊本県環境基本計画の策定につ  
いて  
第95号 包括外部監査契約の締結について  
第96号 特定事業契約の締結について  
第97号 権利の放棄について  
第98号 権利の放棄について  
第99号 権利の放棄について  
報告第1号 専決処分の報告について  
報告第2号 専決処分の報告について

報告第3号 専決処分の報告について  
報告第4号 専決処分の報告について  
報告第5号 専決処分の報告について  
報告第6号 専決処分の報告について  
報告第7号 専決処分の報告について  
報告第8号 専決処分の報告について  
報告第9号 専決処分の報告について  
報告第10号 一般社団法人熊本県果実生産出荷  
安定基金協会の経営状況を説明する書類の提  
出について

---

#### 日程第4 知事の提案理由説明

○議長(高野洋介君) 次に、日程第4、ただいま  
議題といたしました議案に対する知事の説明を求  
めます。

知事木村敬君。

[知事木村敬君登壇]

○知事(木村敬君) 今回の定例会に提出しており  
ます議案の説明に先立ち、県政運営に対する私の  
所信の一端を申し述べさせていただきます。

世界的に保護主義と排外主義の台頭が顕著とな  
っており、経済、社会の両面に影響を及ぼしてお  
ります。特に経済においては、物価高騰という形  
で国民生活を直撃しています。

私は、このような状況においてこそ、国民が直  
面している課題の解消に向け必要な対策を速やか  
に講じることが、行政と政治に課せられた最も重  
要な使命であると考えております。

国政においては、今年8日に、政権政党の選択  
を国民に問うための衆議院議員総選挙が行われ、  
高市総理が改めて国民から日本のかじ取りを委ね  
られることになりました。

引き続き国と連携しながら、物価高騰対策をは  
じめとする喫緊の課題にしっかりと取り組んでま  
います。

先々週の木曜日には、TSMCが建設を進めているJASM第2工場で生産する主要製品について、3ナノレベルの最先端半導体に変更する意向を示されました。

これまで半導体関連産業の集積が進んできた本県にとっても、大変大きなニュースであり、最先端半導体の製造拠点として、また、日本の経済安全保障の要として、その地位を確立することが期待されます。

この機を捉えて、くまもとサイエンスパークの実現に向けた取組を加速するとともに、県内各地へその効果を波及させるための取組を着実に進めてまいります。

あわせて、台湾とのさらなる交流拡大に向けて、肥後銀行と県、熊本市が連携した新たな取組として、株式会社地方総研が新設される台北支店に、県から職員を派遣することを予定しております。

これにより、熊本への企業誘致や県内企業の台湾進出、県産品の輸出拡大などがさらに進むよう、しっかりと取り組んでまいります。

私の知事就任2年目となる令和7年は、今後の熊本の発展に重要な役割を果たす大規模プロジェクト等について、知事として大きな決断を行った年でした。

まず、昨年4月、令和2年7月豪雨からの復興のシンボルであるJR肥薩線の八代一人吉間の鉄道での復旧に関して、JR九州と最終合意書を取り交わしました。

また、9月には、県有スポーツ施設、阿蘇くまもと空港アクセス鉄道の整備、県立大学への半導体学部の設置について、それぞれ取組の方向性をお示し、前進させることができました。

そして、昨年の最も大きな出来事としては、知事就任以来初めての大きな災害である令和7年8

月豪雨に見舞われ、県内各地に甚大な被害をもたらしました。

被災したインフラの早期復旧はもとより、農林畜水産業の再生や商工業への支援など、被災者の皆様が一日も早く生活や事業を再建できるよう、昨年末策定した令和7年8月豪雨からの復旧・復興プランに基づき、現場の状況に即したきめ細かな対策を迅速かつ着実に進め、被災地の復旧、復興に全力で取り組んでまいります。

今年、知事としての任期、そして、県政運営のよりどころであるくまもと新時代共創基本方針の折り返しの年となります。基本方針に掲げた「県民みんなが安心して笑顔になり、持続的で活力あふれる熊本の未来を共に創る」という目標の実現に向け、これまで種をまき、育ててきた様々な政策が花を開き、たくさんの実をつける豊作の一年になるよう決意を新たにいたしましたところでございます。

私の政治方針の根幹をなすのは、徹底した現場主義でございます。知事就任以来、私自らが市町村にお伺いし、県民の皆様の声を直接お聞きするお出かけ知事室は、今年度末で県内全ての市町村を一巡する予定でございます。

現場にこそ真実があり、解決の糸口がある、引き続き、この信念の下、まずもって様々な機会を活用して現場の声をお聞きするとともに、議員各位から地域の実情をしっかりとお聞かせいただきながら、全ての県職員が、困難に直面している県民の皆様に寄り添い、その思いに応えることができるよう、全力で取り組んでまいります。

特に、少子化や人口減少が進む中で、若い世代を中心とした人材の育成が重要です。教育と福祉の充実を図るため、こどもまんなか熊本・実現計画に基づく子育て支援の取組などを推進してまいります。

また、半導体関連産業のさらなる集積などを通じて経済活性化の波を県内全域に波及させると同時に、渋滞や地下水といった県民の皆様の見える不満、見えない不安にしっかりと応えていく必要がございます。

引き続き、全庁横断的組織である各推進本部において関連する施策に取り組むとともに、その成果を県民の皆様にお示ししてまいります。

さらに、私自身が障害当事者であるからこそ、年齢や国籍、障害の有無など、様々な事情や背景をお持ちの方々お一人お一人の人格と個性が尊重され、共生していくことが可能な温かい社会を構築するため、多文化共生、インクルーシブ教育の充実にに向けた取組も推進してまいります。

また、今年は、県政にとって極めて重要な節目が重なる年でございます。

まず、熊本地震から10年という節目でございます。

あの未曾有の大震災から今日まで、私たちは幾多の困難を乗り越え、全国、そして海外からも数多くの御支援をいただきながら、一歩ずつ復興の歩みを進めてまいりました。この10年という時期を捉え、これまでの歩みをしっかりと振り返り、防災、減災への備えなど、得られた教訓を再認識するとともに、次世代に継承し、世界に誇れる「防災先進県くまもと」の確立を進めてまいります。

そして、水俣病公式確認から70年という節目も迎えます。

この節目を契機として、関係者の皆様と連携しながら、地域のさらなる再生、融和、そして情報発信の強化に取り組むことで、水俣病に対する理解を促進し、その歴史と教訓を次世代に伝えていくという、本県が果たすべき使命を全うしてまいります。

このような取組の積み重ねが、最終的に私が目指す「県民みんなが安心して笑顔になり、持続的で活力あふれる熊本」へとつながるものと確信しております。共に創る県民が主人公の県政、この実現に向け、県議会及び県民の皆様のご理解、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

続いて、今定例会に提案しております議案の概要について御説明申し上げます。

まず、令和7年度2月補正予算でございます。

国の経済対策への対応として、災害時の歯科保健医療提供体制の整備、介護事業所等に対するサービスの継続や中山間地での提供体制の確保、食料安全保障の確立のための農業共同利用施設の再編集約などへの支援など、計124億円を計上しております。

また、経済対策に合わせた本県独自の地域活性化策として、物価高騰の影響を受けるトラック運送事業者等への支援、食のみやこ熊本創造に向けた県内外への情報発信、販路拡大などの取組など、62億円を計上しております。

あわせて、今後の執行見込みの精査による減額補正も行っております。

これらにより、一般会計は98億円の増額補正となり、補正後の現計予算額は1兆107億円となります。

次に、令和8年度当初予算について御説明いたします。

今回の予算は、人件費や物価の高騰、金利上昇による公債費の増などが見込まれる中で、厳しい収支見通しを踏まえた事業のスクラップ・アンド・ビルド、特にスクラップの徹底を図ることとし、これまで以上に事業の選択と集中を図ってまいりました。

その上で、このような中であっても優先して取り組むべきものとして、災害からの復旧、復興と

くまもと新時代共創基本方針に基づく人材の育成、確保、次世代の育成、共生社会の実現の取組を中心に予算を編成いたしました。

その結果、一般会計当初予算の総額は、過去最大の9,353億円となります。

続いて、歳出予算の主な内容について御説明いたします。

まず、災害からの復旧、復興についてです。

熊本地震からの創造的復興として、阿蘇くまもと空港アクセス鉄道の事業許可に向けた調査、設計や法人の設立に向けた手続きを着実に進めるため、整備に向けた取組を本格化いたします。

令和2年7月豪雨からの創造的復興としては、令和8年度上半期に見込まれるくま川鉄道全線運行再開を起爆剤とした地域のにぎわいの創出、くま川鉄道を軸とした誘客の促進に取り組みます。また、人吉・球磨地域における若者などの人材確保、育成に向けた体制構築への支援により、地域振興のさらなる強化を図ります。

令和7年8月豪雨からの復旧、復興として、引き続き、農地、農業用施設、公共土木施設等の早期復旧に取り組むとともに、衛星ブロードバンドインターネットサービスの導入に係る検証など、災害対応力のさらなる強化を図ります。加えて、甚大な被害を受けたイグサ産地の維持、復興に向け、畳表の生産技術の継承や「いぐさらボ」の設置による新たな商品づくりの支援などに取り組みます。

こうした災害からの復旧、復興の取組に加えて、大規模災害等への備えの強化として、防災と消防業務の一体的な運用体制を構築するため、令和8年4月の組織改正により、総務部の消防保安課を知事公室へ移管し、知事公室に危機管理防災局を新設する予定としており、今定例会に関係条例を提案しております。

次に、くまもと新時代共創総合戦略の推進についてです。

第1、人材の育成、確保について、福祉分野における取組として「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格取得を促進し、子供や家庭への支援体制を充実させるとともに、児童相談所における適切な業務の推進を図ります。

県内企業のさらなる成長促進を図るため、企業等におけるDX人材の育成に向けた研修の開催や半導体関連産業の集積を踏まえた地場企業の投資を促進するための支援の拡充等に取り組みます。

また、農業における担い手の確保に向け、市町村と連携した地域営農組織の中核を担う人材育成のための伴走支援等の取組を強化いたします。

熊本で働く外国人材については、各種産業における人材確保に向けた取組を支援するとともに、入国後の適切な受入れ体制を確保するため、国や監理団体との連携に向けた取組を強化いたします。

県庁における人材確保、育成として、業務に必要な資格取得の支援などに取り組むほか、業務の縮減、効率化に向けた業務プロセスの見直し、いわゆるBPRについても併せて推進してまいります。

第2に、次世代の育成について、子供たちの読み解く力をはかるリーディングスキルテストを全県的に実施し、教員の指導力の質を高め、子供たちの学力向上にもつなげてまいります。

また、県内全校への教員業務支援員を引き続き配置するとともに、新たに学校経営等アドバイザーを各教育事務所に配置し、学校現場における働き方改革も含め、子供たちの教育環境の充実強化に取り組んでまいります。

地域産業界の即戦力となる人材の育成に向け、新たにネクスト・マイスター・ハイスクールの取

組を進めるほか、高校生ボランティアチームによる放課後子供教室等での地域活動の促進に向けた支援なども取り組んでまいります。

市町村が実施するフッ化物洗口の取組への支援メニューを拡充するなど、子供の歯の健康づくりを推進するとともに、学校現場の負担軽減を図ります。

社会、経済情勢が大きく変化し、価値観が多様化する中で、若者が早い時期から自分の人生と向き合い、自身の未来、ライフデザインを描く機会を提供する取組を推進してまいります。

第3に、共生社会の実現について、多文化共生に向けた取組として、新たに地域日本語コーディネーター等を配置し、県内で暮らす外国人への日本語教育体制の充実強化を図ります。

障害者の社会参加の促進に向け、パラアスリート等を招聘した講演会などの実施による障害者への理解の促進や、障害がある方だけでなく、その家族も含めて一体的に支援を行うためのファミリープランの作成に向けたモデル事業にも取り組みます。

困難な問題を抱える若年女性等の早期発見、相談支援体制の強化を図るため、民間団体と連携したアウトリーチ支援体制の構築に向けた実証事業にも取り組んでまいります。

誰もが安全、安心に暮らすことができる社会の実現に向け、災害ボランティアの事前登録制度の創設等により、災害対応力の強化を図ります。また、電話で「お金」詐欺被害の増加を踏まえ、携帯電話を対象とした防犯アプリの導入やワルモン対策隊を活用した意識啓発に取り組めます。

第4に、その他の主要な取組について、半導体関連産業のさらなる集積に向けた対応として、引き続き、中九州横断道路やセミコンテクノパーク周辺の道路ネットワークの整備等に取り組むとと

もに、周辺地域における畜産農家の営農継続に向けた新たな支援にも着手いたします。

熊本都市圏の渋滞解消については、官民連携による自家用車から公共交通への転換を図る取組への支援や熊本市と連携した熊本都市圏3連絡道路の実現に向けて、複数のルート帯を令和8年度中にお示しできるよう、調査等を加速してまいります。

本県への観光誘客や文化芸術と観光の一体的な振興を図るため、点在する文化芸術資源をストーリーで面的につなぎ、誘客を促進する取組も展開いたします。また、国が創設したナショナルサイクルートの指定を目指し、天草地域におけるサイクリング環境の整備に取り組んでまいります。

次に、緑の流域治水の推進と五木村、相良村の振興についてでございます。

緑の流域治水の推進に向けては、昨年末に、新たな流水型ダムの事業の進捗や環境保全措置の具体的な取組等について、流域住民の皆様と確認したところでございます。本体工事の着工に向けて、着実に取組が進んでおり、引き続き国や関係機関と連携し、被災した道路や橋梁、鉄道等のインフラ復旧と併せて、緑の流域治水の推進に全力で取り組んでまいります。

また、五木村、相良村をはじめとする流域市町村の振興に向けては、五木村振興基金及び球磨川流域復興基金への新たな積立てにより、地域のにぎわいの創出や安心、安全なまちづくりを中長期的に支援してまいります。

次に、水俣病問題への対応についてです。

令和8年度に水俣病公式確認70年の節目を迎えるに当たり、地域の再生、融和を促進するための取組の支援や啓発イベントの開催など、公式確認70年情報発信事業を展開するとともに、従来の学校や教職員向けの研修に加え、新たに企業や市町

村等に対する研修を実施し、水俣病への理解や記憶の風化を防ぐ取組を強化してまいります。

また、公健法に基づく認定審査については、申請者個別の事情に丁寧に対応しながら、着実に進めてまいります。

あわせて、水俣・芦北地域の振興についても、新たに策定した第八次水俣・芦北地域振興計画に基づき、地元市町と一体となって、着実に取組を進めてまいります。

予算の概要については以上でございます。

このほか、今定例会には、各種条例案件、工事関係、専決処分の報告、承認案件なども併せて提案しております。

なお、今会期中には、人事案件についても追加提案させていただく予定でございます。

これらの議案について、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

---

#### 日程第5 人事委員会の意見(第68号、第69号、第71号及び第92号)

○議長(高野洋介君) 次に、日程第5、ただいま議題といたしました議案のうち、第68号、第69号、第71号及び第92号につきましては、職員に関する条例案であり、地方公務員法第5条第2項の規定により人事委員会の意見を聴く必要がありますので、ただいまから人事委員会の意見を求めます。

人事委員会委員長出田孝一君。

[人事委員会委員長出田孝一君登壇]

○人事委員会委員長(出田孝一君) 本議会に提案されました議案第68号、議案第69号、議案第71号及び議案第92号について、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、人事委員会の意見を申し述べます。

議案第68号につきましては、通勤手当に関する

部分は、国家公務員の給与制度見直しに準じて、自動車等の交通用具利用者の通勤手当の限度額を引き上げるとともに、自動車通勤のために駐車場を借りている職員に対して、駐車場等に係る通勤手当を新設するものであり、適当であると考えます。

また、給与からの控除に関する部分は、指定金融機関からの申出を受けまして、職員の口座に給与が支払われた後に、金融機関が職員互助会等の掛金を送金するこれまでの取扱いを改めまして、職員の口座に給与を支払う前に当該掛金等を控除できるよう関係規定を整備するものであり、適当であると考えます。

議案第69号につきましては、国家公務員の旅費制度の改正に準じまして、これまで地域ごとの定額だった宿泊料について、地域を細分化した上で、地域の実情を勘案した実費払いに改正するとともに、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用としまして宿泊手当を新設するものであり、適当であると考えます。

さらに、議案第71号につきましては、外国勤務手当に関する部分は、在外公館に勤務する外務公務員の取扱いを参考といたしまして、海外事務所派遣者の現地滞在費や子の教育費の負担を考慮しまして手当を新設するものであり、適当であると考えます。

また、特殊自動車運転業務手当に関する部分は、農耕トラクター等の特殊自動車の運転業務に係る本県職員の従事状況を考慮しまして、これまで技能労務職員に支給していました特殊勤務手当を一般職員にも支給するために手当を新設するものでありまして、これも適当であると考えます。

最後に、議案第92号につきましては、他県との均衡を図るため、警察職員の特殊勤務手当につきまして、これまで一定の額としていた夜間に従事

する場合の夜間特殊業務作業に係る手当額を勤務時間に応じた額に改めますとともに、日本国外における犯罪の捜査に関する情報収集業務に従事する場合の手当を新設するものであり、適当であると考えます。

いささか長くなりましたけれども、人事委員会の意見は以上です。

---

#### 日程第6 教育委員会の意見(第88号)

○議長(高野洋介君) 次に、日程第6、ただいま議題といたしました議案のうち、第88号につきましては、教育委員会の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとする条例案であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第4項の規定により教育委員会の意見を聴く必要がありますので、ただいまから教育委員会の意見を求めます。

教育長越猪浩樹君。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) 本会議に提案されました議案第88号について、教育委員会の意見を申し述べます。

議案第88号の条例案は、学校教育法施行令等の一部改正を踏まえ、関係規定を整備するものであり、本議案については、適当であると判断いたします。

---

#### 日程第7 議案等に対する質疑(第1号から第45号まで)

○議長(高野洋介君) 次に、日程第7、議案第1号から第45号まで等につきましては、いずれも先議の必要がありますので、まずこれを一括して議題とし、これに対する質疑を行います。ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

---

#### 日程第8 知事提出議案の委員会付託(第1号から第45号まで)

○議長(高野洋介君) 次に、日程第8、ただいま議題といたしました議案第1号から第45号までにつきましては、これを各常任委員会に付託して審査いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から第45号までにつきましては、各常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

各付託議案は、さきに配付の令和8年2月熊本県議会定例会議案各委員会別一覧表(令和7年度2月補正関係)のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託して審査することといたします。

〔各委員会別一覧表は付録に掲載〕

---

#### 日程第9 休会の件

○議長(高野洋介君) 次に、日程第9、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

明18日及び19日は、議案調査のため、20日及び24日は、各常任委員会開会のため、25日は、議事整理のため、それぞれ休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、明18日から20日まで、24日及び25日は休会することに決定いたしました。

なお、21日から23日までは、県の休日のため、休会であります。

---

○議長(高野洋介君) 以上で本日の日程は全部終

了いたしました。

次の会議は、来る26日午前10時から開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第2号のとおり  
といたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時31分散会



**第 2 号**

**(2月26日)**



令和8年 熊本県議会 2月定例会会議録

第2号

令和8年2月26日(木曜日)

議事日程 第2号

令和8年2月26日(木曜日)午前10時開会

第1 各常任委員長報告 質疑 討論 議決

第2 休会の件

本日の会議に付した事件

日程第1 各常任委員長報告 質疑 討論 議決

日程第2 休会の件

出席議員氏名(45人)

星野愛斗君  
 高井千歳さん  
 住永栄一郎君  
 亀田英雄君  
 幸村香代子君  
 杉嶋ミカさん  
 立山大二朗君  
 斎藤陽子さん  
 本田雄三君  
 岩田智子君  
 堤泰之君  
 南部隼平君  
 前田敬介君  
 坂梨剛昭君  
 荒川知章君  
 城戸淳君  
 池永幸生君  
 竹崎和虎君  
 吉田孝平君

中村亮彦君  
 増永慎一郎君  
 高島和男君  
 松村秀逸君  
 岩本浩治君  
 西山宗孝君  
 河津修司君  
 楠本千秋君  
 橋口海平君  
 緒方勇二君  
 高木健次君  
 高野洋介君  
 内野幸喜君  
 岩中伸司君  
 城下広作君  
 西聖一君  
 山口裕君  
 渕上陽一君  
 坂田孝志君  
 溝口幸治君  
 池田和貴君  
 吉永和世君  
 松田三郎君  
 藤川隆夫君  
 岩下栄一君  
 前川收君

欠席議員氏名(2人)

西村尚武君  
 前田憲秀君

説明のため出席した者の職氏名

知事 木村 敬君

副 知 事 竹 内 信 義 君  
副 知 事 亀 崎 直 隆 君  
知事公室長 深 川 元 樹 君  
総 務 部 長 千 田 真 寿 君  
企画振興部長 富 永 隼 行 君  
理 事 阪 本 清 貴 君  
理 事 府 高 隆 君  
健康福祉部長 下 山 薫 さん  
環境生活部長 清 田 克 弘 君  
商工労働部長 上 田 哲 也 君  
観光文化部長 脇 俊 也 君  
農林水産部長 中 島 豪 君  
理 事 間 宮 将 大 君  
土 木 部 長 菰 田 武 志 君  
会計管理者 野 中 真 治 君  
企 業 局 長 久 原 美 樹 子 さん  
病院事業者  
管理職代理者 鍛 本 亮 太 君  
教 育 長 越 猪 浩 樹 君  
警察本部長 佐 藤 昭 一 君  
人事委員会  
事務局長 城 内 智 昭 君  
監 査 委 員 小 原 雅 之 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 波 村 多 門  
事務局次長  
兼総務課長 鈴 和 幸  
議 事 課 長 下 崎 浩 一  
議事課長補佐 岡 部 康 夫

午前10時開議

○議長(高野洋介君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 各常任委員長報告

○議長(高野洋介君) 日程に従いまして、日程第

1、去る17日の会議において審査を付託いたしました議案第1号から第45号までについて、各常任委員長から審査結果の報告がっておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、厚生常任委員長の報告を求めます。

荒川知章君。

〔荒川知章君登壇〕

○荒川知章君 厚生常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係3議案及び報告3件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出されました健康福祉部の2月補正予算は、国の経済対策への対応として、介護事業所等に対するサービス継続、提供体制確保等の支援に要する経費や子供のための教育、保育給付費の所要見込額等の増額、災害救助事業に要する経費など今後の執行見込みの精査等による減額で、総額39億8,900万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて3,738億1,800万円余であります。

あわせまして、繰越明許費の追加等及び債務負担行為の追加等であります。

病院局の2月補正予算は、職員給与費の執行見込みの精査による減額及び契約実績に基づく施設整備費等の減額で、総額1億5,200万円余の減額補正であり、補正後の予算総額は、収益的収支、資本的収支合わせて21億1,600万円余であります。

次に、議案等の審査の過程において論議されま

した主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、災害時等歯科保健医療提供体制整備事業について、予算額1億3,450万円の内訳はどうなっているのか、また、平時において、当該事業で整備される歯科巡回診療車等の活用予定はあるのかとの質疑があり、執行部から、予算の内訳は、災害時の診療に必要な車両整備費等として1億2,600万円、地域の診療体制調査事業として550万円、人材育成のための研修費用等として300万円を計上している、また、災害時だけでなく、平時にも巡回診療や検診などに活用することを想定しているとの答弁がありました。

次に、委員から、外国人介護人材受入環境整備事業について、県内における外国人介護人材の受入れ数ほどの程度で、国籍はどこが多いのか、また、課題等について教えてほしいとの質疑があり、執行部から、外国人介護人材の受入れ数としては約1,300人であり、国籍については、ミャンマーが最も多く、次いでインドネシア、ベトナムなどの順となっている、また、課題等としては、職場内での人間関係や処遇の問題で離職されるケースがあることから、各施設において、先輩職員によるサポート体制の強化や処遇改善などの取組が広がるよう情報提供を行っていくとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。厚生常任委員長の報告を終わります。

**○議長(高野洋介君)** 次に、経済環境常任委員長の報告を求めます。

南部隼平君。

〔南部隼平君登壇〕

**○南部隼平君** 経済環境常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係6議案及び条例等関係1議案であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された環境生活部の2月補正予算は、国の経済対策に対応した経費の増額、今後の執行見込みの精査等による減額で、総額2億2,000万円余の減額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて162億9,000万円余であります。

あわせまして、繰越明許費の設定及び債務負担行為の追加等であります。

商工労働部の2月補正予算は、国の経済対策に対応した独自の地域活性化策として、燃料費高止まりなどの影響を受けるトラック運送事業者等への支援に要する経費の増額、今後の執行見込みの精査等による減額で、総額18億3,300万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて750億4,000万円余であります。

あわせまして、繰越明許費の設定及び債務負担行為の追加であります。

観光文化部の2月補正予算は、国の経済対策への対応分として、宿泊事業者が取り組む生産性向上に資する受入れ環境整備への支援等に要する経費の増額、今後の執行見込みの精査等による減額で、総額2億200万円余の減額補正であり、補正後の予算総額は36億5,100万円余であります。

あわせまして、繰越明許費の設定及び債務負担行為の追加であります。

企業局の2月補正予算は、職員給与費の確定及びダム管理分担金に要する経費等の増額で、総額

9,600万円余の増額補正であり、補正後の電気事業、工業用水道事業、有料駐車場事業の3事業会計の支出予算総額は、収益的収支及び資本的収支合わせて110億7,700万円余であります。

あわせまして、債務負担行為の追加であります。

労働委員会の2月補正予算は、委員報酬の執行見込みの精査及び職員給与費の確定に伴う減額で、総額800万円余の減額補正であり、補正後の予算総額は1億1,800万円余であります。

次に、条例等関係議案についてであります、指定管理者の指定についてであります。

次に、議案の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、トラック物流持続的発展支援事業については、トラック協会の会員だけが対象になるのか、また、1事業者当たり何台まで支援を受けることができるのかとの質疑があり、執行部から、トラック協会の会員以外であっても、県内に事業所を有する貨物運送業者として登録されていれば対象になり、また、補助上限額を1事業者当たり300万としていることから、補助金額が1台当たり4万円の一般のトラックの場合、75台が上限となるとの答弁がありました。

次に、委員から、国の経済対策関連補正予算の事業については、11月定例会の閉会日や1月臨時会など、タイトなスケジュールの中で予算化されたこともあり、一部の事業者に関連情報が十分に行き届いていないところもあるのではないかとの質疑があり、執行部から、関心の高さなどにより情報の行き届き方に違いがあるのも事実であり、商工団体等や関係市町村でテレビ、新聞、ラジオ、広報誌等により周知を行っているが、それでも情報にたどり着けない方がいる、引き続き関係団体等と緊密に連携して周知徹底に努めてまい

たいとの答弁がありました。

次に、委員から、他県ではオーバーツーリズムや観光客による事故が増えており、本県でも、先日、阿蘇中岳火口でヘリコプターが墜落し、3名の犠牲者が出ている、観光客が増えている中、さらなる観光振興を図る上で、事故等が起こらないように注意を払っていく必要があるが、今後どのように取り組んでいくのかとの質疑があり、執行部から、観光客が増えれば事故も発生しやすくなるため、1つの観光地に集中せず、できるだけ分散するようプロモーション活動を行うほか、看板整備など、関係部局と連携して安全、安心にアクセスできるよう努めていくとともに、できるだけ公共交通機関の利用を促すことで渋滞や事故が起こらないように努めてまいりたいとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。経済環境常任委員長の報告を終わります。

○議長(高野洋介君) 次に、農林水産常任委員長の報告を求めます。

池永幸生君。

〔池永幸生君登壇〕

○池永幸生君 農林水産常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係3議案、条例等関係5議案及び報告3件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

す。

今回提出された農林水産部の2月補正予算は、国の総合経済対策に基づく施策のほか、物価高騰の影響により経営が圧迫されている農林畜水産業者に対する支援や食のみやこ熊本県の創造に向けた取組に要する経費等の増額、事業費の確定等に伴う減額で、総額65億9,500万円余の減額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて1,001億8,000万円余であります。

あわせて、繰越明許費の追加等及び債務負担行為の追加等であります。

次に、条例等関係議案についてであります。令和7年度農林水産関係の建設事業の経費に対する市町村負担金について外4議案であります。

次に、議案の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰対策として対応されているが、物価が右肩上がりのまま下がらない状態の中であって、利益を上げていく恒久的な対策を何か考えているのかとの質疑があり、執行部から、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、39の事業で約18億円の補正予算を計上している、物価高騰が恒常的になっていることから、政府提案等を活用し、国に対して実情を踏まえた制度設計を要望していくとともに、必要な予算については、財政当局ともしっかり協議しながら対応していきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、天草大王経営支援緊急対策事業に関連して、現在の天草大王の生産状況について教えてほしいとの質疑があり、執行部から、天草大王の飼養農家戸数は現在6戸である、出荷数は、ピーク時は15万羽まで拡大したが、コロナウイルス感染症等の影響で販売不振となり、一時期は7万羽程度まで減少した、現在は農家の方々の

努力により12万羽程度まで盛り返しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、天草大王は、非常に珍しく、貴重な地鶏なので、引き続き天草大王の消費拡大と認知度向上にしっかり取り組んでほしいとの要望がありました。

次に、委員から、赤潮被害緊急総合対策事業について、AIを活用した赤潮発生の予察に取り組まれているが、具体的にはどのような内容かとの質疑があり、執行部から、今年度から熊本県海水養殖漁業協同組合に対して助成し、赤潮の原因プランクトンであるカレニアの1週間後の発生を予察するシステム開発に取り組んでいると答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります。本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。農林水産常任委員長の報告を終わります。

**○議長(高野洋介君)** 次に、建設常任委員長の報告を求めます。

城戸淳君。

〔城戸淳君登壇〕

**○城戸淳君** 建設常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係5議案、条例等関係18議案及び報告3件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出されました土木部の2月補正予算は、

国の経済対策に対応した半導体関連産業の集積に伴う道路整備に要する経費等の増額、事業費の確定等に伴う減額で、総額172億7,800万円余の減額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計等合わせて1,919億7,000万円余であります。

あわせて、繰越明許費の追加及び債務負担行為の追加等であります。

次に、議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

委員から、令和7年8月豪雨からの災害復旧事業については、災害査定を踏まえた予算額になっているとのことで、明許繰越しも多く、事業執行においては様々な苦労もあるかと思うが、災害復旧に向けてしっかりと頑張ってもらいたいとの要望があり、執行部から、早期復旧に向け、引き続き全力で取り組んでまいりたいとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります。本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決または承認することに決定をいたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。建設常任委員長の報告を終わります。

**○議長（高野洋介君）** 次に、教育警察常任委員長の報告を求めます。

坂梨剛昭君。

〔坂梨剛昭君登壇〕

**○坂梨剛昭君** 教育警察常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係3議案、条例等関係1議案及び報告1件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された教育委員会の2月補正予算は、国の経済対策に対応した公立中学校における部活動の地域展開や県立高等学校におけるICTを活用した探究的な学びを進めるための環境整備に要する経費等の増額、人件費や今後の執行見込みの精査等による減額で、総額35億4,200万円余の減額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて1,360億1,800万円余であります。

あわせまして、繰越明許費の追加等及び債務負担行為の追加等であります。

次に、条例等関係議案についてであります。熊本県高等学校等教育改革促進基金条例の制定についてであります。

警察本部の2月補正予算は、退職手当に要する経費等の増額、今後の執行見込みの精査等による減額で、総額5億8,100万円余の減額補正であり、補正後の予算総額は456億9,200万円余であります。

あわせまして、債務負担行為の追加等あります。

次に、議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、教職員住宅について、現在の県内全体の戸数及び空室率を教えてくださいとの質疑があり、執行部から、教職員住宅は30か所に合計371戸あり、入居率については、増減はあるが、おおむね6割程度で推移しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、人口減少の中にあって、教職員住宅は地域では非常に喜ばれる存在である、空室があるのであれば、地域に門戸を開くといった検討もしてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、熊本県高等学校等教育改革促進基金条例の制定について、今回の教育改革は、従来のような教育委員会だけではなく、知事部局や経済界などとも一体となって人材育成を進める大きな枠組みとなっている、基金を造成するに当たり、教育委員会として、今回の教育改革にどのような体制で臨んでいくのかとの質疑があり、執行部から、国は、2040年までの公立学校の将来像を踏まえたグランドデザインを示し、それを受けて、都道府県では、高等学校教育改革実行計画をつくることとされている、また、今回の実行計画は、知事部局、産業界、大学、地域と連携した取組が求められており、教育委員会としては、総合教育会議や産業界との連携会議等を最大限に活用し、全庁横断的な体制で取り組むこととしているとの答弁がありました。

次に、委員から、多良木警察署整備事業に係る所要見込額の減額の内容は何かとの質疑があり、執行部から、新庁舎設計委託料及び地質調査委託料に係る入札残であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、あまりにも低い金額での入札では、設計図書の品質が落ち、成果品として良質な建物ができるか心配である、低い金額での入札には、ぜひ目配りをしてほしいとの要望がありました。

以上、論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することと決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、教育警察常任委員長の報告を終わります。

**○議長(高野洋介君)** 最後に、総務常任委員長の報告を求めます。

前田敬介君。

〔前田敬介君登壇〕

**○前田敬介君** 総務常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係5議案であります。

議案の概要について申し上げます。

今回提出された令和7年度一般会計2月補正予算は、国の経済対策に対応した事業及び経済対策に合わせて本県独自に取り組む事業に要する経費の増額、今後の事業執行見込みの精査等による減額で、総額97億5,900万円余の増額補正であり、補正後の令和7年度の一般会計の予算総額は1兆106億9,700万円余であります。

あわせて、繰越明許費の追加等及び債務負担行為の追加等であります。

また、衆議院議員総選挙等の実施に要する経費で、令和7年度1月補正予算として行った13億3,000万円余の増額補正に係る専決処分の報告及び承認であります。

次に、議案の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、人事管理費に係る退職手当の増額について、勸奨退職する職員が想定以上だったことが要因とのことだが、当初見込んでいた人数からどのくらい増えたのか、また、今後、職員採用計画に影響することはないのかとの質疑があり、執行部から、当初15人を見込んでいたが、4人増えて19人となったことに加え、退職手当の支給単価が上がったことが退職手当の増額の主な要因である、また、採用計画の策定時には、過去約5年間の平均値等を踏まえ、勸奨退職や自己都合退職の人数を見込んでいるため、今回の人数であれば吸収できるとの答弁がありました。

次に、委員から、くまモン活躍基金積立金に係るロイヤルティー収入について、その大半を中国が占めていると思うが、日中関係が悪化している中であって、今後のロイヤルティー収入見込みについて教えてほしいとの質疑があり、執行部から、海外におけるくまモンのイラストを利用した商品売上げは、中国が6割程度を占めており、次いで台湾、香港、タイなどとなっている、中国においては、SNS登録者の増加傾向は変わらず、くまモン人気は落ちていない、また、くまモンのイラストを利用した商品展開についても、中止する動きはない、今後とも、中国はもとより、台湾、香港、タイにおいても、これまで以上に力を入れて、海外全体の売上げがさらに伸びるよう取り組んでまいりたいとの答弁がありました。

次に、委員から、防災DX推進事業において、住家被害認定調査のモバイル化については、今後どのように進めていくのかとの質疑があり、執行部から、罹災証明の発行に必要な住家被害認定調査について、現在は紙による調査だが、調査を迅速化、省力化するため、モバイル端末を活用して調査するシステムを新たに導入する、具体的には、令和9年度からの導入に向け、来年度は開発期間に充てたいと考えているとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、総務常任委員長の報告を終わります。

**○議長(高野洋介君)** 以上で各常任委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(高野洋介君)** 質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これよりまず、議案第1号から第22号まで及び第25号から第45号までを一括して採決いたします。

ただいまの各常任委員長の報告は、各議案とも原案可決または承認であります。各常任委員長の報告のとおり原案を可決または承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(高野洋介君)** 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外42件は、原案のとおり可決または承認いたしました。

〔議長退席、副議長着席〕

**○副議長(緒方勇二君)** 次に、議案第23号を採決いたします。

この際、議案第23号は、議員に直接の利害関係のある事件であり、地方自治法第117条の規定に基づき、除斥が必要でありますので、しばらく高野洋介君の退場を求めます。

〔高野洋介君退場〕

**○副議長(緒方勇二君)** ただいまの農林水産常任委員長の報告は、原案可決であります。農林水産常任委員長の報告のとおり原案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副議長(緒方勇二君)** 御異議なしと認めます。よって、議案第23号は、原案のとおり可決いたしました。

高野洋介君の入場を求めます。

〔高野洋介君入場〕

〔副議長退席、議長着席〕

○議長(高野洋介君) 次に、議案第24号を採決いたします。

この際、議案第24号は、議員に直接の利害関係のある事件であり、地方自治法第117条の規定に基づき、除斥が必要でありますので、しばらく吉田孝平君の退場を求めます。

〔吉田孝平君退場〕

○議長(高野洋介君) ただいまの農林水産常任委員長の報告は、原案可決であります。農林水産常任委員長の報告のとおり原案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議案第24号は、原案のとおり可決いたしました。

吉田孝平君の入場を求めます。

〔吉田孝平君入場〕

---

## 日程第2 休会の件

○議長(高野洋介君) 次に、日程第2、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

明27日及び3月2日は、議案調査のため、休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、明27日及び3月2日は休会することに決定いたしました。

なお、28日及び3月1日は、県の休日のため、休会であります。

---

○議長(高野洋介君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、来る3月3日午前10時から開きま

す。

日程は、議席に配付の議事日程第3号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時32分散会



**第 3 号**

**(3月3日)**



# 令和8年 熊本県議会 2月定例会会議録

# 第3号

令和8年3月3日(火曜日)

## 議事日程 第3号

令和8年3月3日(火曜日)午前10時開会

第1 代表質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

## 本日の会議に付した事件

日程第1 代表質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

## 出席議員氏名(45人)

星 野 愛 斗 君  
 高 井 千 歳 さん  
 住 永 栄一郎 君  
 亀 田 英 雄 君  
 幸 村 香代子 君  
 杉 嶋 ミ カ さん  
 立 山 大二郎 君  
 斎 藤 陽 子 さん  
 本 田 雄 三 君  
 岩 田 智 子 君  
 堤 泰 之 君  
 南 部 隼 平 君  
 前 田 敬 介 君  
 坂 梨 剛 昭 君  
 荒 川 知 章 君  
 城 戸 淳 君  
 池 永 幸 生 君  
 竹 崎 和 虎 君  
 吉 田 孝 平 君  
 中 村 亮 彦 君

増 永 慎一郎 君  
 高 島 和 男 君  
 松 村 秀 逸 君  
 岩 本 浩 治 君  
 西 山 宗 孝 君  
 河 津 修 司 君  
 楠 本 千 秋 君  
 橋 口 海 平 君  
 緒 方 勇 二 君  
 高 木 健 次 君  
 高 野 洋 介 君  
 内 野 幸 喜 君  
 岩 中 伸 司 君  
 城 下 広 作 君  
 西 聖 一 君  
 山 口 裕 君  
 瀧 上 陽 一 君  
 坂 田 孝 志 君  
 溝 口 幸 治 君  
 池 田 和 貴 君  
 吉 永 和 世 君  
 松 田 三 郎 君  
 藤 川 隆 夫 君  
 岩 下 栄 一 君  
 前 川 收 君

## 欠席議員氏名(2人)

西 村 尚 武 君  
 前 田 憲 秀 君

## 説明のため出席した者の職氏名

知 事 木 村 敬 君  
 副 知 事 竹 内 信 義 君

副 知 事 亀 崎 直 隆 君  
 知事公室長 深 川 元 樹 君  
 総 務 部 長 千 田 真 寿 君  
 企画振興部長 富 永 隼 行 君  
 理 事 阪 本 清 貴 君  
 理 事 府 高 隆 君  
 健康福祉部長 下 山 薫 さん  
 環境生活部長 清 田 克 弘 君  
 商工労働部長 上 田 哲 也 君  
 観光文化部長 脇 俊 也 君  
 農林水産部長 中 島 豪 君  
 理 事 間 宮 将 大 君  
 土 木 部 長 菰 田 武 志 君  
 会計管理者 野 中 眞 治 君  
 企 業 局 長 久 原 美樹子 さん  
 病 院 事 業 者 兼 管 理 者 兼 職 務 代 理 者 鍛 本 亮 太 君  
 教 育 長 越 猪 浩 樹 君  
 警察本部長 佐 藤 昭 一 君  
 人事委員会 城 内 智 昭 君  
 事務局長  
 監 査 委 員 小 原 雅 之 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 波 村 多 門  
 事務局次長 兼 総 務 課 長 鈴 和 幸  
 議 事 課 長 下 崎 浩 一  
 議事課長補佐 岡 部 康 夫

午前10時開議

○議長(高野洋介君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 代表質問

○議長(高野洋介君) 日程に従いまして、日程第1、代表質問を行います。

発言の通告がっておりますので、これより順次質問を許します。

なお、質問時間は1人100分以内の質疑応答でありますので、さよう御承知願います。

自由民主党高木健次君。

〔高木健次君登壇〕(拍手)

○高木健次君 皆様、おはようございます。ただいま議長から御指名をいただきました自由民主党・合志市選出・高木健次でございます。

今回、図らずも自由民主党県議団を代表しての登壇となりました。心から感謝を申し上げますとともに、身の引き締まる思いです。

さて、質問に入ります前に、最近私の心に残りました3つの出来事に触れたいと思います。

まず、1つ目は、第2次高市内閣の発足です。

さきに行われました衆議院議員選挙を受けた特別国会が召集され、衆参両院本会議で高市早苗首相が第105代首相に指名され、2月18日に第2次高市内閣が発足いたしました。憲政史上初の女性首相として、ガラスの天井を破り、国民の期待を一身に背負い、所信表明演説では、絶対に諦めない決意を持って、国家、国民のため、果敢に働いてまいりますと、力強い決意を表明されました。まずは、来年度予算の早期成立に向け、頑張ってくださいと思います。

2つ目は、ミラノ・コルティナ・オリンピックク、フィギュアスケート、三浦璃来さん、木原龍一さんの通称りくりゅうペアの金メダルです。

フリーの演技で世界歴代最高得点を記録し、ショート5位からの大逆転金メダル。元パートナーの高橋成美さんの、すごい、すごい、すごい、すごい、すごい解説も相まって、世界に大きな感動を呼びました。

人を感動させるスポーツの力を再認識するとともに、私も、ここ熊本県で、スポーツの振興によ

り一層取り組んでいかなければならないとの意を強くいたしました。

3つ目は、阿蘇中岳のヘリコプター事故です。

この事故で、台湾から来られた旅行者を含めて、3名の搭乗者と見られる姿が現場で確認されているものの、いまだに救出のめどが立たない状況が続いております。

観光立県を宣言し、国内外からの観光客の誘致に取り組む中で、大変痛ましい事故が起きてしまいました。火口内での救出は技術、時間的にも非常に困難なこととは思いますが、一日も早く御家族の元にお帰りいただける日が来ることをお祈りいたしております。

それでは、早速質問に入らせていただきますが、知事、今日は、縁起を担いで、幸せの黄色いネクタイを選んできました。どうぞ、全ての質問において、議場の皆様がハッピーになれるような答弁をお願いいたします。

まず、木村県政2年目の総括、3年目への思いについて質問をいたします。

木村知事が熊本県知事に就任されてから、間もなく2年が経過しようとしています。木村知事が掲げられていた選挙公約の中には、県民の命と暮らしを守る防災や本県の課題である水俣病問題、令和2年7月豪雨からの創造的復興はもちろんのこと、長年にわたり本県の懸案事項でありながら、なかなか歩みを進めることができていなかった渋滞問題の解消やスポーツ施設の整備等も盛り込まれており、知事の熊本をよりよくしたいという強い思いを感じました。

知事就任以降、現場主義の下、地下水や渋滞の問題に部局横断的に対応するための推進本部の設置や食のみやこ推進局の設置といった組織改編など、御自身の政策を推進するために必要な取組を敏速に実行してこられたと感じています。

そして、知事としての2年目の年は、国内外で様々な出来事があった1年ではなかったでしょうか。

国政においては、先ほども申し上げましたが、女性初の総理大臣として、高市首相が誕生するとともに、高市内閣には、県選出の木原衆議院議員が官房長官、金子衆議院議員が国土交通大臣として入閣され、地元県議として大変心強く思っております。

そして、去る2月8日には、解散による衆議院議員選挙が行われ、高市総理が再び多くの国民からの信任を得る結果となりました。我々自民党熊本県連としても、高市政権との連携を密にしながら、強い経済といった公約の実現に向け、挑戦を続けてまいります。

そして、海外においては、アメリカでトランプ大統領が返り咲き、数々の政策が世界経済にも影響を及ぼす中、つい先日、2月28日には、アメリカとイスラエルがイランを攻撃するなど、混迷の拡大が危惧される状況になっております。

また、県内においても様々な出来事がありました。その中で最も印象に残っている出来事は、やはり令和7年8月豪雨ではなかったかと思えます。

発災直後から、県議会、県選出国會議員と県執行部から成るチーム熊本で、国に対して要望活動等を行うとともに、速やかに復旧・復興プランを策定するなど、敏速な対応がなされました。しかしながら、今もなお県内で800人を超える方々が仮設住宅での生活を余儀なくされているなど、一日も早い復旧、復興が望まれています。

このほかにも、木村知事は、空港アクセス鉄道整備の方向性や県立大学への半導体学部の設置など、重要な取組を表明されました。さらに、知事は、今後の熊本県の発展に重要な役割を果たす県

有スポーツ施設の整備についても、整備の方向性を示されました。

このような様々な取組を進めてこられました。このように様々な取組を進めてこられたことが、就任2年目の最後の議会となるこのタイミングで、できたことやできなかったことなどを振り返り、総括していただきたいと思っております。その上で、任期の3年目を迎えるに当たり、物価高騰や少子化への対策、さらには、本県特有の令和2年7月豪雨からの創造的復興、緑の流域治水など、これからの県政をどのように運営していかれようとお考えなのか、知事の思いをお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 自由民主党の代表質問として、高木先生から御質問いただきました。

まず、知事就任2年目の総括についてお答え申し上げます。

私は、2年前、熊本という地に日本一のポテンシャルを感じて、今後の人生をこの地で生き抜くという決意を固めて、知事選に挑戦し、県民の負託を受け、熊本県知事に就任することとなりました。

この2年間、無我夢中で県政のかじ取りを行ってまいりましたが、任期2年目における最も大きな出来事は、やはり、議員御指摘いただいたとおり、令和7年8月豪雨であったと思っております。改めて、被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。

発災直後、私自身が被災地の現状を把握するため、各地元選出の県議会議員の先生方とともに被災現場に伺いまして、被災された方々や被災市町村長の皆様と直接お話を重ねてまいりました。

その上で、県選出国会議員の皆様とともに、チーム熊本として国に緊急要望を行い、本県の状況を各省庁にお伝えし、多くの困難はございました

が、粘り強く協議を続けてまいりました。

その結果、商工業や農業の分野において、熊本スペシャルと言える本県独自の復旧支援策の実現に至りました。

一方で、内水氾濫を含めた浸水対策や災害ボランティアの確保といった課題が発生したことから、庁内や関係者間で、それらの解決に向けた検討を行ってまいりました。

浸水対策については、ハード整備と並行して、内水ハザードマップなどのソフト対策の強化も推進してまいります。

また、災害ボランティアの確保については、市町村などとの連携を強化し、平時からの事前登録を推進してまいります。

このような取組を通じて、一日も早い被災者の方々の生活再建や次なる災害への備えを進めてまいります。

また、今年度は、議員御指摘いただいたとおり、知事として大きな決断を行った1年でございました。空港アクセス鉄道やスポーツ施設などは、今後の熊本の発展に重要な役割を果たすと同時に、私たちの子供さんたちやお孫さんたちの世代まで活用されていくものでございます。次の世代の方々にも、利便性の高いインフラ施設として、しっかりと活用していただけるよう、関係団体、市町村長と連携しながら進めてまいります。

次に、知事就任3年目への思いについてもお答え申し上げます。

任期の折り返しとなる来年度は、これまでまいってきた政策という種が、たくさんの花を咲かせ、実をつける年にしたいと思っております。

そのような思いの中で、まずもってなすべきは、県民生活に今大きな影響を及ぼしている物価高騰への対応でございます。

今定例会に提案しております国の経済対策に対

応した取組ですとか、本県独自の地域活性化策等を予算成立後速やかに実行するなど、スピード感を持った対応を行ってまいります。

また、私は、これまで、行政の根幹は福祉と教育、人づくりであると申し上げてまいりました。少子高齢化が進む中で、人を育てることの大切さと同時に、その難しさも実感しております。

そのため、来年度は、教育、福祉分野の人材育成ですとか、児童生徒の読解力の向上に向けた取組などの創設、拡充をして、福祉、教育政策の充実を図っております。

また、県民の見える不満であります渋滞問題、渋滞対策につきましては、これまで、交差点改良などの短期政策に加え、来年度は、長期的な取組であります熊本都市圏3連絡道路について、熊本市と連携し、調査等を加速してまいります。

令和2年7月豪雨からの創造的復興につきましては、令和8年度上半期でのくま川鉄道全線運行再開と連動した地域のにぎわいの創出でありますとか、国等と連携した被災道路、橋梁の復旧などに全力で取り組んでまいります。

あわせて、緑の流域治水の推進に向けて、新たな流水型ダムの本体工事着工に向けた取組も着実に進めてまいります。

そして、五木村、相良村をはじめとする流域市町村の振興について、関連する基金への積立てにより、中長期的に支援をしてまいります。

知事就任以降、私自身が市町村にお伺いして、県民の皆様の声をお聞きするお出かけ知事室につきましては、これまで43の市町村を訪問し、672名の方々に御登壇いただいて、直接意見を交換し、3,500名を超える方々に傍聴していただきました。

地域の実情を踏まえた施策や課題の提案など、改めて、現場主義の重要性、有効性を再認識した

ところでございます。

今年度で全ての市町村への訪問を完了する予定でございますが、来年度以降も引き続き、県民の皆様の声を直接お聴きする機会を確保してまいりたいと考えております。

任期の折り返し地点に差しかかり、この2年間で、熊本が力強く成長していく姿を目の当たりにすると、私が行ってきた多くの選択と決断もお役に立っているのではないかと、少しずつ手応えを感じてきているところでございます。

しかしながら、私が目指す県民皆さんが安心して笑顔になり、持続的で活力あふれる熊本の実現に向けた道のりは、まだまだ道半ばでございます。引き続き、県民の皆様様の様々なお声に謙虚に耳を傾けるとともに、県議会の皆様様の御指導、御助言をいただきながら、全庁一丸となって取組を進めてまいります。

以上でございます。

〔高木健次君登壇〕

○高木健次君 知事の任期2年目の受け止めと3年目に向けた思いについて、明快な御答弁をいただきました。

来年度から、木村県政は任期の折り返しに入ります。少子高齢化などの我が国が抱える全国的な課題、そして、令和2年7月豪雨からの創造的復興といった本県固有の課題など、決して道のりは平たんではありませんが、熊本が持つ日本一のポテンシャルを最大限に引き出し、たくさんの花が咲き、実をつけることができるよう、木村知事には、引き続きしっかりと頑張っていただきたいと思っております。

次に、令和8年度当初予算について質問いたします。

11月県議会定例会の一般質問において、知事は、令和8年度当初予算の編成に先立って示され

た大まかな財政収支の見通しにおいて、119億円の財源不足が生じるという状況であることを受け、厳しいシーリングを設定し、事業のスクラップにもしっかりと取り組むことを答弁されました。

これは、熊本地震や令和2年7月豪雨、令和7年8月豪雨からの復旧、復興を最優先に進めながら、くまもと新時代共創基本方針で示した県政発展につながる取組も進めるという、財政的に非常に難しいかじ取りが求められる中で、これをともに成し遂げたいとの知事の強い思いが込められていたと思います。

先ほど、知事は、任期の折り返しを迎える中で、災害からの復旧、復興や渋滞問題など、課題への対応を進めるとともに、知事として決断を行った大きな事業やプロジェクトも進めていくことを答弁されました。

11月県議会定例会でも、知事は、本県の将来の発展へとつながる施策への積極果敢な投資も欠かすことはできないと述べられ、半導体関連産業の集積などを通して、地域経済の活性化が期待される中、県有スポーツ施設や空港アクセス鉄道など、これらの大規模プロジェクトへの県民の期待もどんどん高まっております。

しかし、これらの事業を進めるためには、相応の財政負担が当然に発生します。加えて、近年の経済、物価動向を受け、物価高への対応、社会保障関係費や人件費の増加に加え、小学校給食や高校授業料など教育無償化への対応など、避けられない義務的な経費の増加も懸念されます。

実際に、本定例会に提案されている令和8年度当初予算は、前年度比905億円増と過去最大の9,353億円となっています。

先ほども申し上げましたが、119億円という財源不足が見込まれるような大変厳しい財政状況の

中、一方で、予算額としては過去最大となった点を踏まえ、3点質問をいたします。

1点目は、令和8年度当初予算が過去最大となった要因について、2点目は、歳出抑制や歳入増加策を含め、119億円の財源不足をどのように解消したのかについて、3点目は、今回の当初予算編成を踏まえた今後の財政運営上の課題について、総務部長にお尋ねします。

〔総務部長千田真寿君登壇〕

○総務部長(千田真寿君) 1点目の当初予算が過去最大となった要因についてお答えします。

議員御案内のとおり、令和8年度当初予算案の規模は、9,353億円と過去最大であり、対前年度比で905億円の増額となっています。この増額には3つの要因があると考えています。

1つ目は、最優先に取り組むこととしている令和7年8月豪雨を中心とした災害復旧事業に要する経費の190億円増によるものです。

2つ目は、学校給食費や高校授業料に関する教育無償化、令和8年度の地方財政対策で新たに創設された費目である地域未来基金費の積立てなど、国の施策と連動した経費の259億円増によるものです。

3つ目は、地方消費税等の税収増に伴う税交付金、人事委員会勧告を踏まえた人件費、過去の大規模災害に係る県債償還の本格化や金利上昇に伴う公債費など、義務的な経費の441億円増によるものです。

このほか、近年の人件費の上昇や物価高騰等により、県有施設の維持管理費をはじめ、事業全般で必要経費が増加したことも影響しています。

2点目の財源不足をどのように解消したのかについてお答えします。

令和8年度の当初予算編成に係る通知の中で示した大まかな財政収支の見通しでは、119億円の

財源不足が見込まれる状況にありました。そのため、予算編成に当たっては、改めて知事から全庁に対しスクラップ・アンド・ビルドの取組を指示していただくとともに、厳しいシーリングを設定し、これまで以上に事業の選択と集中を徹底してまいりました。その結果、一般財源で10億円を捻出することができました。

また、一般財源の充当を想定していた事業について、国の経済対策で措置された重点支援交付金を活用することで、36億円の財源を捻出しました。

さらに、行政改革推進債や調整債など、交付税措置のない、いわゆる資金手当債の発行により、70億円を確保することとしました。

これらの対策により、財源不足の解消を図ったところです。

3点目の今後の財政運営上の課題についてお答えします。

今回、交付税措置のない資金手当債までも活用することで財源不足を解消しましたが、近年80億円程度で推移していた財政調整用4基金の残高は、令和7年8月豪雨への対応で取り崩したまま、52億円にとどまっています。

一方で、本県においては、今後も、半導体関連産業の集積に向けた社会資本整備に加え、県有スポーツ施設や空港アクセス鉄道の整備、県立大学の半導体学部の設置などの大規模プロジェクトが控えています。これらの将来に向けた投資に備え、緊張感を持って取り組んでいく必要があります。

そのため、歳出面では、引き続き、事業の選択と集中を図るとともに、投資事業の規模の精査を通じ、将来負担の抑制に努めてまいります。

また、歳入面では、半導体関連産業の集積に伴う社会資本整備に活用している、いわゆるインフ

ラ交付金や今後策定する地域産業成長プランに対する国の財政支援の積極的な活用を図るとともに、新たに設置する高等学校等教育改革促進基金への国からの補助金の確保に取り組めます。

さらに、新たに設置するスポーツ応援基金に広く寄附金を募るほか、PFIなどスポーツ施設整備への民間事業者の参画も促してまいります。

引き続き、あらゆる手段による財源確保に努め、持続可能で健全な財政運営を確立できるよう、歳入、歳出の両面から不断の見直しに取り組んでまいります。

〔高木健次君登壇〕

○高木健次君 見込み以上に歳出が増加し、非常に厳しい予算編成だったとの答弁でした。

財政運営上の課題として、令和7年8月豪雨への対応により取り崩した財政調整用4基金の残高が52億円にとどまっていることなど、引き続き県財政の状況は予断を許さない状況にあるものと受け止めます。

一方で、JASM第2工場が我が国で初めて3ナノの最先端半導体の生産拠点になるといった話など、熊本は今、千載一遇のチャンスを迎えています。そのような中で、くまもとサイエンスパークの取組や、答弁にあった県有スポーツ施設やアクセス鉄道の整備など、将来への投資もちょうちよしてはならないと考えます。

難しいかじ取りが続くと思いますが、将来への投資と安定した財政運営の両立をぜひ実現できるよう、県議会としてもしっかりと見ていきたいと思えます。

次に、熊本地震から10年間の災害対応力向上の取組と今後の方向性についてお尋ねします。

平成28年4月に発生した熊本地震から、間もなく10年という節目を迎えようとしています。

熊本地震による人的被害は、災害関連死を含め

275名、住家被害は約20万棟に及び、昨年も新たに災害関連死の認定がなされるなど、この地震による影響は、今なお続いています。私の地元である合志市においても、7名の方が亡くなり、約8,000棟の住家被害を受けました。

また、熊本地震以降も、令和2年7月には、人吉・球磨地方を中心に、線状降水帯の発生に伴う豪雨により球磨川が氾濫し、災害関連死を含め死者67名、行方不明者2名、住家被害は約7,400棟に及ぶなど、本県は大きな被害を受けました。

さらに、皆様の記憶にも新しいところですが、昨年8月には、県下全域で記録的な豪雨が発生し、死者4名、行方不明者1名、住家被害は約8,600棟に及ぶ災害が発生しています。

このように、本県は、幾度となく大規模な自然災害に見舞われてきました。今後を見据えると、南海トラフ地震が今後30年以内に発生する確率は60%から90%程度以上とされており、大地震への備えはまさに待ったなしの状況です。加えて、地球温暖化の影響により、今後、豪雨災害の激甚化、頻発化も懸念されています。

そのような災害に対応すべく、知事の強いリーダーシップの下、本県は、熊本地震をはじめとする度重なる災害対応を通じ、災害対応力を着実に強化し、磨き上げてこられました。

昨年8月の豪雨においても、これまでの経験や市町村、関係機関等とのネットワークが生かされ、敏速かつ適切な対応が図られたことで、人的被害等の最小化につながったものと感じています。

さらに、本県では、九州広域防災拠点構想を推進するなど、これまでに培った災害対応の経験やノウハウを県外にも発信し、九州、ひいては全国の災害対応力向上に貢献できるよう取組を進められております。

そこで、熊本地震からの10年間で得られた災害対応力向上の成果を踏まえ、そこから得た知見を今後九州、ひいては全国にどのようにフィードバックしていかれるのか、また、ますます激甚化、頻発化する災害に対して、災害対応力の向上にどのように取り組んでいかれるのか、知事にお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 議員から御指摘いただきましたとおり、来月には、私たちに甚大な被害をもたらした熊本地震の発生から10年を迎えます。

最愛の方を失われた御遺族のお気持ちを思うと、今なお哀惜の念に堪えません。ここに改めて哀悼の意を表するとともに、被災された全ての皆様に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

熊本地震の発生を私も思い出しますと、当時、総務部長だったんですけれども、任期が終える直前でございまして、国への帰任を遅らせて、地震直後の初動対応に不眠不休で当たったことを今でも鮮明に覚えております。

熊本地震への対応は、私が知事として挑む最重要事項の一つでございますし、その思いから、マニフェストの最初の項目に「県民の命と暮らしを守る！」ということを掲げさせていただきました。

この10年間、全市町村参加の訓練の実施をはじめ、県と市町村の共通の防災情報システムを構築したり、災害対応の拠点である防災センターを整備するなど、県全体で災害対応力の向上を図ってまいりました。

あわせて、自衛隊等の関係機関とも顔の見える関係をしっかりと構築しておりまして、議員御指摘のとおり、これらが昨年8月の豪雨災害における迅速な対応につながったもの、私も考えております。

一方、全国で災害が激甚化、頻発化しており、南海トラフ地震の発生も懸念される中、今後も災害対応力の向上に向けた不断の取組が必要であると考えております。

本県では、九州広域防災拠点構想を掲げまして、南海トラフ地震の発生の際には、大きな被害が想定される他県への迅速かつ円滑な支援を行うことができるよう、広域応援訓練の実施のほか、九州中央自動車道や中九州横断道路などのインフラ整備にも取り組んでおります。

その結果、南海トラフ地震発生時の九州地域における政府の現地対策本部の設置場所でもありますとか、調整役を担う九州知事会の会長代行権、また、国のプッシュ型の支援物資の分散備蓄拠点に本県が選定されております。

また、本年1月には、国が進める大規模災害時の対応強化のために、全国で6か所目となります消防庁のヘリコプターの本県への配備が決まりました。これは、運航経費とか要員の維持確保は本県の負担となるんですけども、ヘリの機体は、100%国費で整備して、県に無償使用として配備されるという優れものでございます。

本県の防災消防ヘリ「ひばり」との2機体制での運航となることで、耐空検査等の機体整備での欠航リスクを平時において最小限にするとともに、大規模災害時における航空消防防災体制の強化につながると期待されるため、令和11年度からの運用開始に向けて、受入れ準備をしっかりと進めていきたいと考えております。

さらに、全国の防災担当職員を対象とした防災スペシャリスト養成研修というものがございまして、この講師を毎年私自ら務めさせていただいておりますし、今年10月には、自治体災害対策全国会議を本県で開催するなど、様々な機会を通して、熊本地震から得た知見を積極的に全国へ展

開、発信してまいりたいと考えております。

本県における災害対応力の向上に向けた取組として、防災と消防の一体的な運用をさらに促進するため、本年4月の組織改正で、総務部の消防保安課を総務部から知事公室に移管しまして、知事公室に新たに危機管理防災局を設置すべく、関連議案を提出させていただいているところでございます。

また、発災時の市町村との連携、これを強化していこうと思ひまして、全県的に速やかに罹災証明の発行が行えるように、住家被害の認定調査のモバイル化にも取り組んでおります。

そのほか、通信回線途絶時の連絡手段の確保のために、衛星ブロードバンドサービスを試験的に導入するなど、防災DX、この取組も推進してまいります。

あわせて、引き続き、国土強靱化に向けたインフラ整備にも全力で取り組み、ハード、ソフトの両面から災害に強い熊本をつくってまいります。

これらの取組を通じて、本県の災害対応力の向上はもちろんのこと、九州の広域防災拠点としての機能強化、さらには、国からも期待されております全国の災害対応力の強化につなげてまいりたいと考えております。

これまで大きな災害に幾度となく見舞われてきたからこそ、災害の経験、教訓を生かして、国全体の防災力の強化に貢献していく、このことは私たちの使命であると考えております。

熊本地震から10年というこの時期を捉えて、さらなる災害対応力の向上及びその展開を図って、世界に誇れる防災先進県熊本の確立を進めてまいります。

〔高木健次君登壇〕

○高木健次君 熊本地震からの10年間、災害対応力の向上に着実に取り組んでこられたことや、組

織面の強化等、新たな取組も行っていく旨の答弁をいただき、とても心強く感じました。

消防庁ヘリの追加配備は、本県の災害対応力のさらなる向上に資するものと考えられ、着実に受入れ準備を進めてもらいたいと思います。県民の生命、財産と暮らしを守るため、今後ともしっかりとした取組をお願いします。

また、災害の経験、教訓を生かし、国全体の防災力の強化に貢献することを本県の使命と考えているとの答弁もいただき、大変頼もしく感じています。私としても、本県が世界に誇れる防災先進県熊本と認知されることを願っております。

次に、公式確認70年を迎える水俣病問題への取組についてお尋ねいたします。

水俣病問題は、県政の最重要課題であり、これまで、その解決に向けて、国、県や地元市町をはじめ、我々県議会も力を尽くし、そして、様々な方々の御協力により、被害を受けられた方々の救済が図られてきたところであります。

熊本県では、公害健康被害の補償等に関する法律、いわゆる公健法などによる認定制度に加え、2度の政治解決により、水俣病の被害を受けられた方々への救済が進められてきました。

なお、公健法に基づく認定申請者数は、平成27年度末の1,264人から本年1月末で232人と、着実に減少しており、引き続き、丁寧、着実な審査をしっかりと進めていただきたいと思います。

水俣病問題の解決に向けては、被害者の方々の救済はもとより、車の両輪として取り組んできたのが水俣・芦北地域の再生と振興です。県では、これまで、昭和53年の閣議了解に基づき、昭和54年から47年にわたり、水俣・芦北地域振興計画を策定し、様々な施策を推進してこられました。

このような中、一昨年の水俣病犠牲者慰霊式の後に行われた水俣病関係団体との懇談において、

環境省が団体の発言中にマイクの音量を絞るという不適切な対応を取ったことが全国的に報道され、大きな問題となりました。

さらに、昨年は、宇城市や大手学習塾のトライグループによる水俣病に関する誤った情報発信が相次ぐなど、水俣病問題の風化が懸念されております。水俣病の悲劇を二度と繰り返さないため、公害の原点と言われる水俣病の歴史や教訓を国内外、そして次世代に伝えていくことは、県の使命ではないかと考えます。

加えて、将来にわたり持続的に発展していくには、県と地元市町が連携し、引き続き地域の振興にも取り組んでいく必要があります。

そこで、水俣病公式確認70年に当たり、県として水俣病問題にどのように取り組んでいかれるのか、知事にお尋ねします。

[知事木村敬君登壇]

○知事(木村敬君) 水俣病問題への取組についてお答えいたします。

一昨年の水俣病犠牲者慰霊式後の関係団体との懇談の場において、いわゆるマイクオフ問題が発生し、関係団体はもとより、水俣病患者、被害者、関係者の皆様に多大な御迷惑と御心配をおかけいたしました。

そのため、これまで国単独での開催であった懇談の場を、昨年は初めて国、県の共催といたしまして、県も積極的に関与し、十分な時間を確保できるよう、事前調整をより丁寧に行わせていただきました。その結果、慰霊式前後の2日間にわたり、関係団体の皆様との懇談を開催し、環境大臣とともに、水俣病患者、被害者の皆様とじっくりと意見を交わすことができました。

今年は70年という節目の慰霊式となりますが、昨年同様、しっかりと時間を確保し、皆様のお声を丁寧に伺えるよう調整してまいります。

また、懇談の場で関係団体の皆様から御要望いただき、県としても国に見直しを求めてきた物価高騰を踏まえた療養手当の見直しにつきて、令和8年度政府予算案に盛り込まれました。これは、県が地元の声に真摯に耳を傾け、県議会とともに連携して国に何度も要望し、国がその要望を受け止めた結果であると考えております。

患者、被害者、そして御家族の方々の高齢化が進む中、引き続き、皆様の声を丁寧にお聞きしながら、医療、福祉の充実など、安全、安心な暮らしの確保に取り組んでまいります。

一方、議員御指摘のとおり、水俣病に関する誤った情報が相次いで発信されてしまったことは非常に残念でなりません。県としては、これまでも、県内全ての公立小学5年生を対象とした水俣に学ぶ肥後っ子教室、これを開催することをはじめ、小中高校生、また、教職員向けに様々な啓発に取り組んでまいりましたが、今回の事案を受け、世代を問わず、水俣病の正しい知識や水俣病の教訓の継承の必要性を改めて感じたところでございます。

そのため、来年度は、県内市町村や民間企業を対象とする新たな研修を実施するとともに、公式確認70年を契機としたシンポジウムなどの啓発イベントの開催や地元民間団体などが実施する情報発信を支援することなど、取組の強化を図っていくこととしております。

水俣病から学んだ貴重な教訓を、国内外に、そして次世代に継承していくことは、本県に課せられた使命であり、国や関係者の皆様と連携しながら、その役割を全うしてまいります。

あわせて、水俣病問題の解決に向けては、水俣・芦北地域の振興が不可欠でございます。

水俣・芦北地域の振興については、これまで7次にわたり水俣・芦北地域振興計画を策定し、様

々な取組を進めてまいりました。

この間、水俣再生の拠点となるエコパーク水俣や南九州西回り自動車道をはじめとするインフラの整備が進むとともに、地場製品のブランド化や販路拡大による地場産業の活性化が図られるなど、取組が着実に実を結んでおります。

引き続き、県と地元市町が一体となって、地域の振興を力強く推進していくため、昨年7月には、令和8年度からの5年間の計画期間とする第八次計画を策定したところでございます。

第八次計画では、「地域資源から活力を創出し、環境と共生しながら持続していく地域づくり」、これを基本理念といたしております。この実現に向けて、豊かな自然環境や芸術文化をはじめ、これまでの成果である地域振興拠点施設や地場製品等の魅力ある地域資源を最大限に生かしながら、人を呼び込み、地域の活力を創出する施策を推進してまいります。

最後になりますが、公式確認から70年を迎えるに当たり、水俣病問題が県政の最重要課題である、このことを改めて心に刻み、丁寧、着実な認定審査の実施、患者、被害者と御家族の方々の安全、安心な暮らしの確保、偏見、差別の解消、地域振興や再生、融和など、様々な課題に全庁一丸となって全力で取り組んでまいります。

〔高木健次君登壇〕

○高木健次君 昨年は、誤った情報発信が相次ぎ、水俣病の風化が懸念される事態となりましたが、来年度は、啓発の強化を図られるとのことであり、正しい理解の促進に向けて、しっかりと取り組もうとしている県の姿勢を強く感じます。

また、水俣・芦北地域の振興では、南九州西回り自動車道などの交通基盤の整備が進み、地元製品のブランド化などの経済振興にも取り組まれ、さらに、来年度からは、新たに策定された第八次

水俣・芦北地域振興計画に基づき、県と地元市町で一体となって施策を進められるということであり、大いに期待しているところであります。

知事におかれましては、公式確認70年という節目の年にふさわしい取組を力強く進めいただき、水俣病問題の解決に向けて、引き続きリーダーシップを発揮されることをよろしくお願い申し上げます。

次に、本県教育の課題と今後の取組の方向性についてお尋ねします。

現代社会は、少子化や人口減少、技術革新などにより急速に変化し、将来の予測が困難な時代と言われています。子供たちには、人生を切り開き、生き抜く力が求められ、様々な苦勞や困難が伴いますが、若いときの苦勞は買ってでもせよと言うように、人生の早い段階での困難な経験は、大きな財産になります。

このような中、教育の果たす役割は大きく、様々な課題に対応し、熊本の子供たちの将来を考え、質の高い教育を推進していくことが重要です。

一方、教育現場では、教員不足、いじめ問題への対応、さらには小学校等の学校における暴力行為の増加傾向など、様々な課題があると認識しております。

その中でも、いわゆる高校授業料無償化は、令和8年度から私立高校への授業料支援が拡充され、県立高校への影響が懸念されます。

これに対し、先月、国は、高校教育改革に関する基本方針として、ネクストハイスクール構想を示しました。

本県でも、県立高校あり方検討会を設置し、将来を見据えた学校規模や学校配置等の考え方、さらなる魅力化に向けた取組の方向性について議論を重ねてこられました。このような国の動きに

対応し、県立高校の教育改革の具体化を急ぐ必要があるのではないのでしょうか。

しかしながら、国の全国学力・学習状況調査の結果について、国立教育研究所の分析では、全国的な学力の低下が指摘をされております。

本県の結果を見ますと、一部教科で全国平均を下回っている状況です。県が実施した学力・学習状況調査でも、文章構成の読み取りなどに課題があることが明らかとなっているようであり、新たな手を打つ必要があるのではないのでしょうか。

さらに、グローバル化への対応も急務です。本県では、TSMC進出後、在留外国人数が急増するなど、グローバル化が急速に進展しています。地域社会を支え、世界に羽ばたく人材を育成するためには、子供たちの国際対応能力の向上が不可欠ではないのでしょうか。

昨年4月、本県では、17年ぶりに教員出身の越猪教育長が就任されました。就任から間もなく1年、教育現場を熟知している教育長だからこそ、今後対応すべき課題や取組があるのではないのでしょうか。

そこで、熊本の子供たちに質の高い教育を提供していくため、今後対応すべき課題は何か、また、その課題に対してどのように取り組むのか、教育長にお尋ねします。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) まず、本県教育の課題についてお答えします。

私は、子供たちが未来の社会を前向きに生き、社会に主体的に参画するための資質や能力を育成するために、教育の果たす役割は何より重要であり、子供たちが生きる力を育み、目標に向け努力する姿勢を身につけることができるよう、教育を行うことが大事だと考えています。

また、子供たちを取り巻く環境が急速に変化

し、将来予測が困難と言われる中、豊かな人間性を育むことは教育の重要な使命であり、学校教育とともに、家庭教育の果たすべき役割も大きいと考えています。

さらに、社会の急速な変化に対応していくために、教育現場が抱える課題を正しく把握することも不可欠です。

このため、私は、学校訪問を積極的に行うとともに、全ての市町村を訪問し、首長や教育長と直接意見交換をするなど、地域や学校の実情把握に努め、複雑かつ多岐にわたる課題があることを再認識いたしました。

中でも、議員御指摘のとおり、県立高校のさらなる魅力化、学力の向上、グローバル社会における子供たちの国際対応能力の向上は、喫緊の課題であると考えています。

そこで、まず、県立高校の魅力化についてお答えします。

昨年9月のあり方検討会からの提言を踏まえ、検討を進める中、国の経済対策に高等学校教育改革促進基金の創設が盛り込まれました。

先月には、国において、高校教育改革に関するグランドデザインが策定され、高校改革の方向性や高校教育の充実に向けた支援が示されました。

中でも、我が国の経済社会の発展を支える人材の育成は重要な課題であり、いわゆる理系人材やエッセンシャルワーカー等の不足が懸念されるとともに、一人一人の多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保等も示されたところです。

今後、グランドデザインを踏まえ、庁内関係部局や産業界等と十分連携を図りながら、本県の高等学校教育改革実行計画を策定し、県立高校の魅力化等にスピード感を持って取り組んでまいります。

次に、学力の向上についてお答えします。

これまで小中学校において実施してきた学力・学習状況調査を分析し、問題文やグラフを適切に読み取り、回答するという、読み解く力に課題があることが分かりました。読み解く力は、全ての教科等の学習の基盤となる力であり、学力向上のために必要不可欠でございます。

このため、来年度、都道府県としては全国初の取組として、熊本市を除く県内全ての小学5年生を対象に、一人一人の読み解く力を測定するためのリーディングスキルテストを実施する予定です。その結果を踏まえ、教科書を読み解く上でのつまずきの要因を分析することで、授業の改善、一人一人の学力向上につなげてまいります。

最後に、グローバル社会における子供たちの国際対応能力の向上についてお答えします。

TSMCの本県進出により、台湾との交流が活発となる中、県教育委員会では、つながりのある台湾との教育交流を促進しており、来年度、新たな交流を検討する学校から教職員30名を台湾に派遣する予定です。

台湾と熊本との教育の違い等を学び、子供たちのために何が必要かを考え、各学校で実践し、その成果を広く波及させることで、異文化理解やコミュニケーション能力など、子供たちの国際的な資質、能力の向上を図り、世界で活躍できる人材の育成につなげてまいります。

県教育委員会としましては、熊本の子供たちが自らの可能性を広げ、未来を切り開くことができるよう、複雑かつ多岐にわたる課題の一つ一つにしっかり取り組んでまいります。

〔高木健次君登壇〕

○高木健次君 教育委員会には、喫緊の課題に対しては、スピード感を持って取り組んでいただくとともに、答弁にもあった学力向上や国際対応力向上などの取組は、ぶれることなく、中長期的に

実施していただくようお願いしたいと思います。

ただ、山積する教育課題は、県教育委員会だけで解決できるものではなく、地域社会、産業界などと連携協力していくことが重要です。また、高校教育改革やグローバル化への対応などの課題は、知事部局と連携して取り組んでいくことが必要不可欠です。教育だからと教育委員会任せにするのではなく、知事部局においても、主体性を持って取り組んでいただくようお願いいたします。

次に、県有スポーツ施設の速やかな整備についてお尋ねいたします。

県有スポーツ施設の整備は、長年、私を含め多くの議員が質問をしてきており、県政の重要課題と認識しております。

そうした中、昨年9月の県議会定例会で、それぞれのスポーツ施設の方向性が示されました。引き続き、実現に向けて、県全体の機運醸成、スピード感を持った取組を進めていただきたく、質問をいたします。

多くの県民は、知事の決断に大きな期待をされていることと思います。一方、整備には莫大な経費が必要です。加えて、スポーツの産業化を進め、地域を豊かにしていくには、スポーツ大会やスポーツ以外のイベントも誘致していく必要がありますが、これにも経費が必要です。特に、整備費は、物価等の上昇によりコストが高騰しており、早く整備を進めなければ、費用が増大するおそれがあります。

方向性が決まった今こそ、整備に向け、県をはじめ競技団体やプロスポーツチーム、県民や企業などと一緒に機運を盛り上げ、財源確保に動いていく時期に来ているのではないのでしょうか。

また、コンサートなどの市場規模も拡大しているとのことで、この分野の経済成長を取り込み、まちづくりや経済活動の創出につなげていくこと

も必要です。

このような社会経済情勢も踏まえ、スピード感も非常に重要です。整備の方向性が決定されてから半年が経過しようとしております。この方向性を実現するために、県全体の機運醸成と財源確保についてどのように考えているのか。また、県民の期待も大きく、スピード感が求められるが、さらなる前倒しの考えはないか。特に野球場は、移転候補地の選定があるため、具体的なスケジュールを示して、早期に整備に着手できるようにすべきではないか。

以上、3点について、知事にお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 高木議員から、県有スポーツ施設の速やかな整備について御質問いただきました。

まず、整備の方向性を実現するための機運醸成、財源確保についてお答え申し上げます。

近年、スポーツは、私たち自らの心身の健康増進に加えて、人々に夢や感動、そして地域には誇り、活力をもたらす大きな柱となったと思っております。

このような中、県が進めているスポーツ施設の再生、これは、単なるスポーツ競技の受皿としてだけではなく、国内外からの交流人口を引き寄せ、また、まちづくりの拠点として、地域社会や経済を活性化する大きな鍵になるものと考えております。

この多面的なスポーツの力を県政に最大限生かしていくためには、県の主体的、積極的な取組はもとより、ふだんからスポーツを愛し、楽しんでいる方々に加え、その可能性を信じ、本県スポーツのさらなる発展を応援したいと共感いただける様々な皆様の力を結集する必要がある

と考えております。

そこで、熊本のスポーツを支え、応援しようという機運を醸成するとともに、その思いを形にする熊本県スポーツ応援基金を設置したいと考えており、今定例会に基金設置条例を提案させていただきました。

この条例を可決いただいた際には、私自ら先頭に立ち、県民をはじめ県内外の企業や競技団体など、各方面に広く寄附を呼びかけ、多くの方々に御参画いただく県民運動として、その機運を盛り上げてまいります。

なお、基金の具体的な使途については、まず、スポーツやエンターテインメントの受皿となる新アリーナや新野球場整備のための財源にしたいと考えております。

また、新しい受皿を整備するだけでは、地域社会や経済の活性化につながるものではございません。県としては、大規模スポーツ大会の招致、開催やプロスポーツの振興など、スポーツの産業化、交流人口の拡大につながる様々な取組についてもこの基金を活用し、官民一体となって、スポーツの力で熊本を豊かにしていきたいと考えております。

次に、スピード感を持った取組の推進、この点についてお答え申し上げます。

新アリーナや新野球場の整備は、議員御指摘のとおり、県民の期待が大変大きく、本県におけるスポーツの産業化の促進に加え、スポーツにとどまらず、ライブエンターテインメント分野などでの活動を通じ、熊本をより一層豊かにできるものと考えております。

また、スポーツを取り巻く環境の変化やエンターテインメント市場の拡大など、社会経済情勢が急速に変化する中で、時期を逸することなく、期待される市場の成長の果実を熊本県の発展に取り

込んでいけるよう、事業推進のスピードを上げる必要があると認識しております。

そのため、昨年9月に発表したスケジュールでは、令和10年度中に新アリーナ、また、令和11年度中に新野球場の整備に着手すると申し上げたところでございますが、両施設とも、半年から1年程度前倒ししたいと考えております。

最優先で取り組む新アリーナについては、来年度中に基本計画の策定を終え、官民共創を念頭に置いた事業実施方針の策定も進めてまいります。

最後に、野球場の移転候補地の選定についてでございますが、スピード感を持って取り組むため、来年度中としていた候補地の決定を、本年秋頃、ここに前倒ししたいと思っております。それに伴いまして、提案募集の開始時期を今月末としまして、市町村からの応募に十分な検討時間を確保したいと考えております。

これにより、新野球場についても、基本計画の策定に迅速に着手できるものと考えております。

引き続き、スピード感を常に意識し、一日も早く県民の長年の夢である新アリーナ、新野球場の整備を進め、くまもと新時代の創造につなげてまいります。

以上でございます。

〔高木健次君登壇〕

**○高木健次君** ただいま知事から、令和10年度中に新アリーナ、また、令和11年度中に新野球場の整備に着手するとしていたが、両施設とも半年から1年程度前倒ししたいとの答弁がございました。

平成28年に新球場建設連絡会が27万人を超える署名を集めて建設を要望してから10年、熊本地震や令和2年7月豪雨などの災害を経験しながらも、今回、整備に向けていよいよ本格的、具体的に動き出した知事の大きな決断を高く、高く評価

したいと思います。

知事、私の今の心境は感無量です。やった、やった、やったというのが心境でございます。

スポーツの力は本当に多面的で、熊本の未来を創造する起爆剤となるものです。また、県がスピード感を持って整備に取り組むことが、成長著しいスポーツ産業やコンサートなどの活力を早期に取り込むことになり、熊本がさらに力強く発展していくことになると期待をしております。

また、熊本県スポーツ応援基金を設置し、機運醸成と財源確保を進め、スポーツに関するハード、ソフト両面から取組を強力に推進するという知事の思いも伝わってきました。ぜひ、県民や県内外の企業、競技関係者などのスポーツに対する思いを十分に引き出し、大きな形にできるよう、県や地元経済界、競技団体など関係者が一丸となって取り組んでいただきたいと思います。

タイム・イズ・マネーということわざがあります。時は金なりといいますが、やっぱりこの時は金なり、非常に時間を無駄にするな、お金を大切にせよというようなことわざであり、ベンジャミン・フランクリンの言葉であります。アメリカの建国者ということでもありますけれども。

確かに、今、資材高騰、建設費が高くなってきてますよね。こんなことも踏まえると、やっぱり早急な対応をしていかなければ、だんだんだんだんまた窮地に追い込まれるというような形にもなるというふうに思いますので、知事、その辺はどうぞよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

次に、林業新規就業者の確保、育成についてお尋ねいたします。

本県は、県土の約6割が森林であり、戦後造成された人工林の約8割が建築用材などとしての利用期を迎えています。

令和5年度の本県の林業産出額は、杉が全国4位、ヒノキが全国1位となるなど、全国でも有数の林業県であります。

森林には、木材を供給するだけでなく、県民の飲料水や、私の地元の合志市にも立地する半導体関連工場等で用いる工業用水として必要不可欠な地下水を育む水源涵養機能を有しています。さらには、豪雨等による災害の被害を抑制、軽減する山地災害防止機能や、森林が空気中の二酸化炭素を吸収することによる地球温暖化防止機能などの役割を有しています。

先人が築き上げ、県民生活に多くの恩恵をもたらしている本県の豊かな森林は、言わば県民共有の財産であり、今を生きる我々が大切に守り育て、次世代に引き継いでいく責務があると考えています。

一方で、山に目を向けると、伐採された森林について、必ずしも全ての場所で再造林が行われていない状況や、人工林の成長を促し、水源涵養機能の向上にも資する間伐が十分に行われていない状況が見られます。

私は、この背景の一つとして、林業の現場の担い手不足があるのではないかと考えており、実際に、国勢調査によると、本県の林業就業者が、平成22年の2,782人から、令和2年は2,396人となっており、10年間で約14%減少しております。

今後、高齢化や人口減少により労働力人口が減少し、人材獲得競争が激化すると見込まれる中、林業の新規就業者の確保、育成がますます重要な課題になると考えますが、急傾斜地など厳しい場所での人力作業が多いなど、苛酷な労働環境にある林業の現場での就業希望者の確保は容易ではないと考えております。

これまで、県では、林業の担い手の確保、育成対策として、くまもと林業大学校を中心とした新

規就業者の確保や労働安全対策などの就業環境改善に向けた事業体への支援の取組等進められてこられ、現在、現場作業の即戦力となる人材のみならず、森林組合等の林業事業体の中核となる人材等の確保、育成に取り組むべく、くまもと林業大学校の機能拡充を検討していると聞いています。

そこで、本県の豊かな森林資源を大切に活用しつつ、守り、育て、次世代に確実に引き継いでいくため、今後、くまもと林業大学校を核とした新規就業者の確保、育成をどのように進めていくのか、知事にお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

**○知事(木村敬君)** 議員御指摘のとおり、県民共有の財産である本県の豊かな森林を将来にわたって適切に整備、保全するとともに、資源として有効活用していくためには、林業の担い手を確保し、育てていくことが大変重要であると認識しています。

このため、本県では、平成31年4月にくまもと林業大学校を開校し、県北校と県南校の2校体制で、現場の即戦力となる人材の育成に取り組んでいるところです。

これまでに卒業した105名全員が県内の林業事業体に就業したほか、今年度卒業見込みの研修生16名も林業事業体に就業予定であり、林業大学校は、林業の担い手確保に着実に貢献しております。

一方、今後労働力人口の減少が見込まれる中、林業の新規就業者を確保していくためには、苛酷な林業の現場における作業の軽減、木材の生産性の向上、高付加価値化等により稼ぐ力を高めることで、林業の魅力を上昇させることが不可欠であると考えております。

このため、このような新たな視点を踏まえた林業の担い手の確保、育成に取り組むべく、くまも

と林業大学校の機能拡充をすることとし、昨年度以降、有識者から成る委員会などで検討を重ねてまいりました。

その結果、現行の1年コースに加え、ドローンやデジタル技術を使いこなす知識、また、木材の販売戦略を企画立案できる能力などを有した地域の林業をリードできる人材を育成する2年コースを九州で初めて開設することとしたいと思います。

さらに、林業を営みながら、山村の資源を活用した新たなライフスタイル、いわゆる半林半X、これを実践できる人材を育成するショートコースを新設する方針も固めたところでございます。

これらの機能拡充に当たっては、実践的な現場研修に重きを置く必要があることから、そのフィールドとして活用可能な県有林が多く所在する五木村の県南校を拠点としたいと考えます。これにより、五木村の振興にも貢献してまいりたいと思えます。

さらに、県南校の新たな校舎として、令和8年度の小中一貫義務教育学校の設置に伴い空き校舎となる予定の五木東小学校を活用する方向で、現在五木村と協議を行っているところでございます。

これらの方針を踏まえ、各コースのカリキュラムや運営体制など、機能拡充を具体的に進めるための指針となる基本構想を今年度末までに策定し、令和10年度の新たな林業大学校の運営開始を目指して、早急に準備を進めてまいります。

私は、将来にわたって持続的に担い手を確保していくため、木育などを通じた幼少期からの森林、林業に慣れ親しむ機会づくりや県内の林業関係の高校と連携した取組も強化していくことが重要だと認識しております。

緑豊かな熊本で生まれ育った子供たちが、熊本

で林業を学び、誇りを持って熊本の森で働き、住み続けることができるよう、林業大学校の機能拡充を通じて、林業の魅力向上と担い手の確保、育成にしっかりと取り組んでまいります。

〔高木健次君登壇〕

**○高木健次君** 知事の答弁にありましたように、五木村にある県南校を拠点として、九州初となる2年コースを新設するなど、令和10年度に新たな林業大学校の運営開始を目指すとのことでございます。この新たな林業大学校が未来の林業の担い手の確保、育成の拠点になることを大変期待をしております。

次に、地下水の保全についてお尋ねします。

水の都熊本にとって、地下水は県民の宝であり、将来世代に確実に引き継ぐべき大切な資源です。

木村知事は、熊本の地下水を守り抜くことを明確に掲げられており、就任後速やかに地下水保全推進本部を設置し、地下水の保全に積極的に取り組まれておられます。

一方、県内では、半導体関連産業の集積が急速に進んでいます。JASMでは、第1工場を令和6年末に本格稼働を開始し、また、昨年秋に建設が開始された第2工場では、先月、国内初となる回路線幅3ナノメートルの最先端半導体の量産計画が明らかになりました。

また、本県に立地するソニーや東京エレクトロンなどの大型投資のほか、関連企業の進出も相次ぎ、県経済にとって大きな追い風となっています。

ただ、そうした動きの中で、工場稼働に伴う取水量の増加による地下水位の低下など、県民の皆様からの不安を、私自身直接耳にすることがあります。

半導体企業の集積による地域経済の発展と同時

に、熊本の宝である地下水の保全を両立させること、そして、県民の皆様への地下水に対する不安を解消していくこと、そのための不断の取組が県には求められております。

そこで、熊本の地下水の量及び質を確実に保全していくため、県では、現在の取組に加え、今後どのような対策を進めていかれるのか、お尋ねします。

次に、現在、公共用水域の水質保全を目的として、熊本セミコン特定公共下水道事業に着手し、処理場の設計等検討を進められていると思えます。半導体工場の排水を適切に処理することが、県民の安心につながるものと期待しているところです。

そこで、熊本セミコン特定公共下水道が半導体工場の排水を適切に処理するために、どのように取り組まれているのか、伺います。

以上2点、知事にお尋ねをいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

**○知事(木村敬君)** 地下水は、県民生活や産業を支える熊本の宝であり、県では、地下水の量と質の保全のため、引き続き様々な取組を実施してまいります。

まず、水量の保全については、今月中に、県及び熊本地域の11市町村が協働して、第二期熊本地域地下水総合保全管理計画、これを策定いたします。この計画の下、水田湛水や新規工業用水の整備などの取組を引き続き進めるとともに、涵養域の減少を抑制する方策などの調査研究にも新たに取り組んでまいります。

次に、水質の保全については、法令に基づく河川や地下水等の水質検査に加え、セミコンテクノパーク周辺では、1万種以上の法令等規制外物質の環境モニタリングを実施しております。調査結果は専門家委員会で検証していただき、これまで

の委員会意見でも、安心できる状況と考えるとの評価をいただいております。

この規制外物質の水質調査は、全国的にも例を見ない先進的な取組であり、来年度以降も継続してまいります。

また、県民の皆様の不安解消のためには、情報発信が重要でございます。議員御質問の中でも、工場稼働に伴う取水量の増加による地下水位の低下の話題がございましたが、県がセミコンテックパーク内に設置した観測井戸の地下水位の状況を見ますと、JASMI工場稼働前の令和5年8月で34メートル、稼働後の昨年8月で34.49メートルと、取水による地下水位への具体的な影響は今のところ見られておりません。

このような現状を発信するため、県では、県内35か所の観測井戸で地下水位を継続監視し、令和6年度から、まずは3か所で地下水位のリアルタイム配信を行い、今年度末には7か所に拡大する予定です。さらに、法令等規制物質の水質調査の地点やその調査結果などを県のホームページ地図上で確認できる仕組みを構築し、今月中に運用を開始するなど、情報発信の強化に努めてまいります。

次に、熊本セミコン特定公共下水道の取組についてお答え申し上げます。

県が整備する新たな下水処理場の処理方法については、その水質に適した最も効果的な処理技術を導入するための施設設計を現在進めているところでございます。

半導体の製造で使用された工場排水は、家庭から排出される生活排水と比べ、有機物が少なく、一方窒素が多く含まれることから、下水処理における標準的な活性汚泥法の仕様を基に、窒素のさらなる確実な処理を行う必要がございます。

そこで、この水質特性に適した処理仕様の検討

の一つとして、セミコンテックパーク内において、既存工場の排水を用いた実証実験を行うこととしたいと思います。参画する事業者を今月から公募することといたしました。

具体的には、実際の下水处理施設をコンパクトにした実験施設を複数の下水処理設備メーカーの皆さんに設置していただき、半導体工場の排水を使用して、国内外の最新の知見や技術を生かしながら、適切に処理できる最適な条件などを見い出して、今後の施設設計や運転管理に生かしたいと思っております。

なお、実証実験後の排水を使用して、その規制外の有機フッ素化合物の一部についても、活性炭処理などにより、どの程度低減が可能なのかについても併せて検証することとしたいと思います。

今後とも、県民、市町村、企業などの皆様と力を合わせて、地下水の保全と地域経済の発展の両立に取り組んでまいります。

〔高木健次君登壇〕

○高木健次君 特定公共下水道については、工場排水を使用した実証実験を行った上で、その結果を設計に生かすということを答弁いただきました。

机上の検討だけでなく、実際に処理をしてみ、最適な処理方法を探ることや、最近話題の有機フッ素化合物、PFASについても処理技術の検証をされるということで、公共用水域の水質保全にしっかりと対応されることが分かって安心したところです。

引き続き、整備に向けて、しっかりと検討を進めていただきたいと思います。

熊本の宝である地下水の保全と地域経済の発展の両立のため、そして、県民の何よりの不安解消のため、今後も積極的な取組を期待します。

次に、熊本都市圏の渋滞対策についてお尋ねします。

スクリーンを御覧ください。(資料を示す)

県では、熊本都市圏の渋滞対策について、様々な対策を講じられています。

これまで、交差点改良やバスベイ設置などの短期対策に加え、国県道の改良や高規格道路の整備促進など、中長期的な視点に立った取組も進められてきました。また、JR豊肥本線の機能強化や通勤バスの実証運行などの公共交通への転換策や渋滞対策パートナー登録制度の創設など、総合的な対策に取り組み、その成果も少しずつ現れているものと評価しています。

しかしながら、都市圏北東部では、セミコンテクノパーク周辺における通勤や工事に伴う車両の増加に加え、半導体関連企業の集積により、今後とも交通需要は増加することが想定されております。

こうした交通需要の高まりは、周辺地域にも朝夕の交通渋滞の悪化や事故リスクの増加などの影響を及ぼすと考えられ、地域住民は不安を募らせています。

こうした状況を踏まえると、道路整備の着実な推進と公共交通の利用促進について、北東部における取組の一層の強化が必要ではないでしょうか。

例えば、国道387号は、合志市須屋地区以北に片側1車線区間が連続し、朝夕を中心に深刻な渋滞が発生しています。大津植木線の多車線化などの整備が進む中で、その影響が拡大することが懸念されております。

また、高規格道路である中九州横断道路や10分・20分構想を実現する熊本都市圏3連絡道路は、都市圏全体の交通を支える抜本的対策として極めて重要です。

さらに、公共交通施策については、現在策定中の都市交通マスタープランで、熊本都市圏の公共交通分担率2倍、公共交通利用者数2倍を目標とする案が示されていますが、これを実効性あるものにするためには、県民が使いやすいと実感する環境整備が不可欠です。

そこで、熊本都市圏の渋滞対策を総合的に推進する中で、これまでの成果を踏まえつつ、特に北東部における道路整備の推進や公共交通への転換をどのように取り組んでいくのか、知事にお考えをお尋ねします。

[知事木村敬君登壇]

**○知事(木村敬君)** 熊本都市圏の渋滞問題は、本県の未来のさらなる発展、そして、県民の安全、安心な暮らしに関わる極めて重要な課題であると認識しております。

そのため、私は、熊本市の大西市長をはじめ関係市町とのトップ会談を重ねるとともに、私自身が本部長を務めております渋滞解消推進本部を設置し、道路施策と公共交通施策を両輪に、短期、中期、長期の視点で、全庁一丸となって総合的な対策に取り組んでおります。

中でも、都市圏北東部は、JASM第2工場で最先端半導体の生産が予定されるなど、今後も関連企業の集積が進み、交通量の増加が見込まれることから、道路ネットワークの強化を重点的かつ時間的緊迫性を持って取り組んでいく必要があると考えております。

まず、九州の循環型高速ネットワークを形成し、セミコンテクノパーク周辺の中心的な路線となる中九州横断道路につきましては、国において、異例のスピードで整備が進められています。県では、整備のさらなる加速化を図るため、有料道路事業導入を国に提案し、昨年12月に、必要な都市計画変更の手続を完了いたしました。先月

も、私自ら国に対して要望を行ったところでございまして、令和8年度の事業化が決定されるよう、引き続き強く働きかけてまいります。

また、中九州横断道路と一体となった基幹的な道路網の形成に向けては、来年度開通予定の県道新山原水線や令和10年度の完成を目標としております。県道大津植木線の多車線化、また、合志インターチェンジアクセス道路の整備を集中的に進めております。

議員御指摘の国道387号須屋地区では、九州縦貫自動車道と交差する区間を含む4車線化に向けて、沿線店舗など地域の皆様の御意向に寄り添いながら、合志市と連携し用地取得に着手し、本格的な事業展開を図るとともに、接続する県道熊本菊鹿線の右折レーンの増設にも取り組んでおります。

こうした中長期の道路整備を進めながら、信号制御と連動した交差点改良、また、バスベイの整備など、即効性のある短期対策も着実に進めております。

例えば、対策が完了した合志市竹迫交差点では、現在、渋滞の滞留長の大幅な減少が確認されておりまして、現在整備中の箇所についても、令和9年度の完成を目標に、機動的かつ精力的に取り組んでまいります。

議員も抜本的対策として御指摘されました熊本都市圏全体の慢性的な交通渋滞に大きな効果があると期待されている熊本都市圏3連絡道路については、国の強力な御支援をいただきながら、熊本市と連携し、検討を進めてまいります。

今後、本道路の政策目標を明確にした上で、具体的な効果とともに、複数のルート帯を令和8年度中にお示しできるよう取り組んでまいります。

これらの取組を着実に進めることで、北東部を含む熊本都市圏の渋滞解消に大きな効果を発揮す

るものと考えており、今後とも、国や関係自治体と緊密に連携し、道路ネットワークの強化に最大限の力を尽くしてまいります。

次に、公共交通施策では、特に都市圏北東部において、JR豊肥本線の輸送力強化と各駅からの二次交通の整備により、公共交通ネットワークの充実を図ることが重要であると考えております。

まず、公共交通への転換、これを促すためのJR豊肥本線の輸送力強化に向けた取組として、これまで、朝夕の混雑時間帯を中心に、列車の増便、増結に加え、空港アクセス鉄道も含めた利便性、速達性を高めるための鉄道施設の改良などの新たな対策について、JR九州とともに進めていくこととしております。

また、この輸送力強化と併せて、駅からの二次交通の充実に向けて、今年度、原水駅からのセミコン通勤バスの増便や肥後大津駅からの新たな通勤バスの実証実験など、企業などの協力を得ながら、さらなる通勤行動の変容を促進してまいります。

さらに、交通量の分散に向けては、渋滞対策パートナー制度を創設し、渋滞緩和に向けた取組を進められている275社の登録企業などの皆様と、昨年9月に、1万人のオフピーク通勤を実施いたしました。セミコンテクノパーク周辺の企業等にも御登録いただき、時差出勤や通勤時間帯を避けた工事車両の通行など、渋滞緩和に向けた取組に御協力いただきました。

その結果、最大の効果が見られた大津町室北交差点では、朝ピーク時の交通量が約3割減少し、車の平均速度が向上するなど、一定の効果が確認できました。

このような公共交通への転換、交通量の分散、これらの取組の継続、拡大につなげていくため、公共交通の利便性を高める取組や時差出勤等の効

果のさらなる見える化を進めるための予算を今定例会に提案しております。

熊本都市圏の渋滞対策は、本県の未来にわたる持続的な発展を支える重要な取組です。今後とも、渋滞対策の進捗や効果を積極的に情報発信しながら、私自身が先頭に立ち、国、地元自治体、企業、さらには県民の皆様とともに、全力で取り組んでまいります。

〔高木健次君登壇〕

○高木健次君 熊本都市圏の渋滞対策について、知事のお考えを丁寧に答弁いただきました。

熊本都市圏の渋滞対策には、道路ネットワークの強化に時間的緊迫性を持って取り組むことが重要であると私も考えております。そのため、中九州横断道路の早期整備に向け、私ども自民党県議団としても、引き続きしっかりと国に訴えてまいります。

また、今回質問には上げませんでしたが、国道387号の須屋一辻久保間と県道大津西合志線の改良や、国道57号と北バイパスや産業道路などとの主要交差点の立体化も渋滞解消につながるものと考えております。国の区間も含まれますが、執行部においては、こうした新たな対策も視野に入れて進めていただきたいと思います。

公共交通の利用促進に向けては、J R豊肥本線の輸送力強化に加え、通勤バスの利便性向上や実証実験を通じて利用拡大と定着を図っていただくとともに、あわせて、官民連携の時差出勤も継続し、さらなる効果向上に努めていただきたいと思います。

今後も、知事のリーダーシップの下、熊本都市圏の渋滞対策を力強く進めていただくことを心からお願いします。

次に、阿蘇くまもと空港へのアクセスについてお尋ねします。

現在、県内の交通状況を見てみますと、セミコンテクノパーク周辺での道路の交通渋滞やJ R豊肥本線の混雑が続いています。このような中、菊陽町では、来年度には、国際的なアーバンスポーツ施設が開業し、大津町では、J R肥後大津駅周辺のまちづくりに向けた検討が進められております。

また、阿蘇くまもと空港の利用者数は、令和6年度には約370万人、そのうち国際線が約48万人と過去最高を記録しました。空港リムジンバスやJ R肥後大津駅を発着する空港ライナーも利用が好調と聞いています。

熊本国際空港株式会社は、2051年度の空港利用者数を約622万人と計画しており、その将来需要を現実のものと捉えた対応が求められております。

これらの状況を踏まえれば、阿蘇くまもと空港へのアクセス改善は早急に取り組むべき課題であり、空港アクセス鉄道の整備は、その主要な改善策の一つと考えます。

そこで、知事に、現在の取組の状況と今後についてお尋ねします。

また、現在セミコンテクノパーク周辺から空港への主なアクセス手段となっている空港ライナーは、県が大津町、J R九州及び熊本国際空港株式会社とともに運行協議会を設立し、空港利用者を対象に無料で運行しているものと承知をしております。

しかし、積み残しの発生や運行経費の増大など課題がある中、今後も需要は高まっていくと予想されているところです。空港アクセス鉄道の整備を見据えると、空港利用者限定することや無料運行をこのまま継続していくのかどうか、そろそろ空港ライナーの運行形態を見直すべき時期に来ているのではないのでしょうか。

今後の空港ライナーの運行をどう考えるのか、企画振興部長にお尋ねします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) まず、空港アクセス鉄道整備の取組状況についてお答え申し上げます。

今年度は、鉄道ルート線形の絞り込みと需要予測、B/Cに関する検討結果を順次公表してまいりました。また、空港アクセス鉄道の運行形態や快速運行などを可能とするJR豊肥本線の輸送力強化の実施について、昨年10月にJR九州と合意したところでございます。

また、昨年7月には、JR豊肥本線沿線の市町とともに、JR豊肥本線輸送力強化促進協議会、これを立ち上げており、そこで空港アクセス鉄道の開業後も成長し続けるであろう地域の将来を見据え、さらなる輸送力の強化の可能性について協議を進めております。

次に、今後の取組についてお答えいたします。

阿蘇くまもと空港を発着する国際線は、今月末に台中線が加わることで、台湾の北部、中部、南部の主要都市を含む6路線、週44便に拡大いたします。

さらに、セミコンテクノパークから空港周辺地域における企業集積や住宅等の開発は、これまでにないスピードで進んでおり、増大し続ける国内外との移動需要に今後も的確に対応していく必要があります。

そのような中、先月5日、TSMCのシーシー・ウェイ会長が、高市総理を表敬訪問され、JASM第2工場において、3ナノの最先端半導体を生産する計画を表明されました。これを受け、高市総理は、我が国の経済安全保障の観点から大きな意味がある、政府としても、自治体と連携してインフラの整備を進めると、その考えを伝えられたとされています。

最先端半導体の生産拠点が進出することで、経済安全保障における熊本の重要性が高まる中、空港アクセス鉄道を高市政権が掲げる戦略産業クラスター形成に向けた必要なインフラ整備として積極的に支援していただけるよう、国、関係機関に強く働きかけてまいります。

来年度は、空港アクセス鉄道の整備主体となる第三セクターの株式会社を設立することとしており、その関連予算を今定例会に提案しております。

あわせて、環境アセスメントや都市計画手続も進めており、令和8年度中の鉄道事業許可の取得、そして、令和9年度からの整備の着手に向けた準備を着実に進めてまいります。

世界に開かれた本県のさらなる発展と新生シリコンアイランド九州の実現、ひいては日本の半導体関連産業の復活を目指す国家戦略の実現のため、空港アクセス鉄道の整備の完成を目指し、全力で取り組んでまいります。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) 空港ライナーについてお答えします。

空港ライナーは、平成23年10月に試験運行を開始し、平成29年4月に本格運行に移行しました。現在は、ジャンボタクシーにより、空港から最寄り駅であるJR肥後大津駅までの間を1日往復54便運行しています。

空港利用者の増加や空港ライナーの認知度の向上などにより、昨年度は、過去最高の約15万人に利用され、今年度の利用者数は、それをさらに上回る見込みです。

このように、年々高まる利用ニーズに対しては、応援車両を手配することで対応していますが、年末年始などの繁忙期には積み残しが発生することや物価高騰の影響等による経費の増加など

の課題も生じていることから、安定的な運行を維持していくための早急な対策が必要と考えています。

また、これまでは、阿蘇くまもと空港を核として、周辺地域の活性化を目指す大空港構想の下、空港利用者を対象とする空港サービスの一環として無料で運行してきました。しかし、令和16年度末の開業を目指す空港アクセス鉄道整備の進捗状況を見据えると、JR豊肥本線を利用した空港アクセス手段を担う公共交通として再整理し、その機能の充実と持続可能性を高める運用の見直しを行うタイミングに来ていると考えています。

このため、空港ライナーについては、供給量を増やすなどの輸送力強化を進めるとともに、公共交通としての安定的な運行を行うため、本年夏頃をめどに有料化を行います。

今後も、新たな運用の下、より利便性の高い運行を実現し、好調な需要に対応できるよう取り組んでまいります。

〔高木健次君登壇〕

○高木健次君 知事から、これまでの取組の状況と今後について答弁をいただきました。

令和9年の整備着手とのことでしたが、開業は令和16年度末と聞いています。ただ、空港アクセス鉄道の整備に係る総事業費を見ても、令和4年度の肥後大津ルート整備方針決定時と比べ、この2年間で約200億円の増加となりました。このことからすれば、早期に事業を進めることは、長年の課題である空港アクセスの改善はもとより、整備コストの抑制にも効果があると考えます。

また、今後の空港ライナーについては、輸送力強化とともに、公共交通としての安定的な運行を目指して、今年夏頃をめどに有料化し、好調な需要に対応できるよう取り組むとの答弁をいただきました。

これまで空港利用者のみの利用に限定されていたものが利用者を限定しない公共交通機関と位置づけられれば、空港周辺地域への移動ニーズを含め、新たな需要への対応が期待できます。

なお、公共交通機関としての運行には、サービス提供者として、これまで以上の責任が伴います。県民の期待に応えられるよう、しっかりと運行していただければありがたいと思います。

以上で、今回用意しました全ての質問を時間内に終了いたしました。

これからも、県議としてしっかりと研さんを積んでまいりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げ、最後まで御清聴に心からお礼を申し上げます。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(高野洋介君) 昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時38分休憩

午後0時59分開議

○副議長(緒方勇二君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

公明党城下広作君。

〔城下広作君登壇〕(拍手)

○城下広作君 皆さん、こんにちは。熊本市第一選挙区選出の公明党の城下でございます。

党を代表して質問をさせていただきます。

午前中は、自民党の高木先生の質問がございました。そして、高木先生は、今日は黄色のネクタイで、幸せを呼ぶという縁起を担いでこられたと言われましたけれども、私は、毎回議会のときは黄色いネクタイでございます。ただ、幸福を呼ぶできたかという、なかなかちょっとそこははっきりしませんけれども、私が黄色いネクタイの先輩ということでPRしておきたいというふうに思

っております。

また、今日は、桃の節句、3月3日です。一方で、耳の日ということも聞いております。今日は、知事をはじめ執行部の皆さん、耳の痛い質問をしたいと思えますけれども、その辺は少し耳をかばって、やわらしく言うような形にもしております。

もう1つ、私はちょっと歴史が好きなものから、歴史をちょっと振り返って話をしたいと思います。明日3月4日は、田原坂のいわゆる合戦が始まった日で、20日まで17日間、田原坂の合戦があったと。今年149年。来年がちょうど150年という節目になるということで、田原坂では、同じ日本人同士が、考えの違いによって、国論を二分するような政策に対して、命を落として、若い命も落としたと。今は、なかなかお互い日本人が命を落として戦うことはもう終わりました。しかし、選挙というのがあって、ここで命を落とす覚悟で戦いをすることによって変わったわけでございますけれども、まず一番最初の質問は、その総選挙の結果を受けた感想についてということで質問をしたいというふうに思います。

年明け早々、突然の衆議院の解散から短期決戦で総選挙が行われ、結果は、皆さんも御承知のとおり、自民党が戦後最多となる316議席を獲得する歴史的な勝利を収めました。

私が支援した中道改革連合は、結成間もない政党ということもあり、新党結成の理念も名前の浸透もせず、惨敗の結果に終わりました。

今まさに国会開催の真っ最中ですが、与党、野党問わず、選挙期間中から国民の声として上がっていた景気や物価高対策、そして、我が国の安全保障の論議を国民目線に立って、納得の得られる意見を堂々と論議していただきたいと切に願っています。

また、もう一つ気がかりになるのが、2月初めに総選挙が行われたことから、新年度政府予算案の年度内成立が難しいとされている点です。

言うまでもなく、新年度予算が年度内に成立しませんと、暫定予算を組むこととなりますが、暫定予算は、本予算成立までのつなぎとなる一時的な予算で、法律で支出が義務づけられた人件費や社会保障といった必要最小限度の経費に限定され、新規事業は原則として計上されません。

よって、高市首相が昨年から訴えてきた4月からの教育無償化や給食費無償化が行われなくなるおそれがあります。これでは、国の予算の裏づけのない不安定な状況になり、全国の自治体に迷惑をかけ、そして、何よりもこの予算を待ちわびていた生徒や保護者の期待を裏切ることにつながりかねません。

ただ、予算の成立を急ぐあまり、審議時間を大幅に減らし、強引な国会運営を望む国民は少ないと思いますし、安定した数を抱える与党だからこそ、丁寧な対応を求めたいものです。

そこで、木村知事にお尋ねします。

まず、今回の総選挙の結果をどのように受け止めておられるのか、木村知事の率直なお気持ちをお伺いいたします。

次に、今まさに審議中の新年度予算案が年度内に成立しませんが、先ほど挙げました教育無償化や給食費無償化の予算の裏づけのない状態になり、自治体にとっては、授業料の徴収や給食費の徴収に不安を抱かざるを得ません。そのほかにも、公共事業などの発注にも影響しかねません。

そこで、年度内不成立になった場合の本県の影響について、木村知事のお考えをお伺いいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 公明党の代表質問、城下先生

からいただきました。

まず、さきの総選挙の結果の受け止めについてお答え申し上げます。

今回は、通常国会の冒頭解散の後、投開票まで16日という戦後最短の期間での総選挙でした。

選挙結果は、自由民主党が単独で3分の2を超える議席を獲得しました。このことは、昨年10月の高市政権発足後の経済対策などの取組、また、責任ある積極財政といった方向性に対して、無党派層も含めて幅広い支持が集まった結果だと受け止めております。

衆議院では連立与党が絶対安定多数となりましたが、数におごることなく、民意を踏まえた熟議が重ねられることを期待しております。

地方行政を預かる知事の立場としては、まずは国会での十分な審議が尽くされた上で、新年度予算が早期に成立することを望んでおります。

この点につきまして、国の予算が年度内に成立しなかった場合の影響についてでございますが、学校給食費の負担軽減に向けた支援など、いわゆる教育の無償化については、4月からの実施に向け、国は、暫定予算への計上も含めて、あらゆる努力をして実現するものと承知しております。

県は、教育の無償化に要する経費を市町村や私立学校に交付する必要があるため、そのための予算を今定例会に既に提案しております。

また、市町村や私立学校においても、教育の無償化が4月から実施されることを前提に必要な予算が計上されるなど、着実に準備が進められております。

そのため、教育の無償化に関しては、国の無償化の方針が変わらない限り、本予算の成立が遅れても、県や市町村等の事務に大きな影響はないものと受け止めております。

なお、年度当初からの執行が必要不可欠な経費

で、国の本予算成立が前提となるものについては、県民生活や事業活動に支障がないよう、暫定予算への計上など、国の本予算成立前でも執行できる制度的な担保を国に求めてまいります。

〔城下広作君登壇〕

○城下広作君 今まさに、国のほうでも、いわゆる予算の成立、このことに対して関心が集まっているわけでございます。このことに対しては、私も、予算が成立するパターン、仮にしないパターン、いろいろと考えてみました。先ほどの知事の答弁の中には、仮に予算が成立しなくても、しっかりそこはぎりぎりの形で担保できるという話を聞いて、そこは安心をいたしました。

これが仮に予算が年度内に成立しますと、それは今国会の論議の中でも、非常に審議時間を短くして通るといって形が仮に実現できたとしても、では、毎年度そういう形でできるかとなれば、それはまたいかがなものかという考えも出てくるのではないかと。大事なものは、やはり予算の内容、これをしっかり国民の前で論議をしながら、その内容によって国民が納得する、こういう形で決められる、このことを多くの国民は望むのではないかと。いうふうに思いますので、今後の国会の流れをしっかりと注視をしていきたいというふうに思います。

次に、副首都構想についてお尋ねをいたします。

今、自民党と日本維新の会の政権与党は、今国会での副首都法案の成立を目指し、協議がなされています。

副首都構想は、日本維新の会が大変熱心に取り組まれており、既に廃案となりましたが、かつて、副首都機能の整備の推進に関する法律案を提出されておりました。現在協議がされている副首都構想も、おおむね同様の内容になると考えられま

す。

そこで、この法律案の具体的な中身を分かりやすくまとめてみますと、目的は、東京一極集中の是正と大規模災害時における首都機能のバックアップ体制の構築。主な内容として、定義では、東京と並ぶ経済成長の牽引役であり、災害時に首都機能を代替できる機能を持つ都市。推進体制については、内閣に副首都機能整備推進本部を設置することを目指す。

要件については、人口や都市機能の集積が高く、東京と同時に被災する可能性が低い地域であることにまとめることができると思います。

このような内容を踏まえ、木村知事は、年頭の記者会見で、東京一極集中がこの国の最大のリスクとして、その上で、都内で交通機関などに大きな混乱が生じた東日本大震災を例に挙げ、首都機能を分散する必要性を訴えられました。

また、熊本県が副首都に適している理由について、東京や同じように副首都に意欲を示す福岡と比較して、人口が密集していないという利点を挙げられました。それに加え、県と政令指定都市である熊本市との連携が非常にうまくいっていることも利点として挙げられました。

そこで、木村知事にお尋ねをいたします。

まず、日本維新の会は、副首都を大阪府にと強いこだわりがあるようです。熊本県にとっては大変大きなライバルになると言えますが、改めて、副首都に名乗りを上げた木村知事の思いをお尋ねします。

また、熊本県が副首都に適している理由に、熊本市との連携のよさを挙げられていますが、熊本市との意見調整など、どのように進めているのでしょうか、木村知事にお尋ねをいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 副首都構想への私の思いにつ

いてお答え申し上げます。

議員御紹介のとおり、私は、東京一極集中こそが、現在の日本で最大のリスクであると捉えています。

我が国の政治、行政及び経済の中核機能は首都圏に集中しており、首都直下地震など大規模災害の発生により、これらの機能に障害が生じた場合、国全体にわたって国民生活、経済活動に支障が及ぶことが想定されます。

このため、首都機能分散による災害時のバックアップ体制を構築することが必要であり、それに向けた副首都構想は、ぜひ推進すべきものと考えております。

また、副首都の設置により、首都機能や政府機関の地方移転が進むことに加え、関連企業や大学等の地方展開にもつながることとなれば、地域活性化にも大きく寄与するものと期待しております。

本県は、東京圏とまず地理的に離れております。同時被災の可能性が低く、南海トラフ地震の被害想定においても、比較的小さいとされております。

そもそも、本県には、陸上自衛隊の九州、沖縄を統括する西部方面総監部があるほか、従来から国の地方機関が多数立地しており、国における広域災害時の地方拠点としての位置づけもございます。これらのことから、さらなる国の機関の集積や災害時の自衛隊等関係機関との連携も円滑に進めることが可能と考えております。

さらに、副首都構想で想定される新たな経済圏の創出という視点では、本県には半導体を中心とした産業の集積が進んでおり、東アジア地域に近いという地理的優位性を生かし、国際ビジネスの拠点としての可能性も有していると考えています。

これらのことから、本県も副首都機能を担うに当たって、十分な適地であると考えております。

次に、熊本市との連携についてお答え申し上げます。

副首都機能を担うに当たっては、災害対応やまちづくりにおいて、地元自治体との連携が十分に図られていることが重要でございます。

これまで、県と政令指定都市である熊本市とは、トップ同士が緊密に連携して、災害対応や渋滞対策などの課題に対して、強固な連携により取り組んでまいりました。

副首都構想について、熊本市長は具体的に熊本を適地と表明されてはおりませんが、首都機能のバックアップや東京一極集中の是正が必要だという点では私と一致しております。

しかしながら、副首都構想については、これから本格的な議論が国において始まる所であり、現時点で詳細な内容は不明でございます。

引き続き、国における議論を注視しつつ、県と熊本市の様々なレベルでの意見交換を行い、適切な対応に努めてまいります。

以上です。

〔城下広作君登壇〕

**○城下広作君** 知事の答弁では、知事の思いとして、地理的状況、また、熊本のポテンシャル、そして、ある意味では、今後の経済発展、これを含めて適切だというような考えということを改めて確認をさせていただきました。

政府が、昨日、おとといだったと思いますけれども、この副首都構想の中で、全国に複数の箇所を想定するという報道も出されました。それは、結果的には、熊本県もチャンスが高まるのではないかというふうに期待をしますので、知事のような形で決断するのであれば、ぜひ、ある意味ではしっかり力を注ぎながら頑張っていかれると

いうことは、これは大変頼もしいことではないかというふうに思います。

そのときに、やはり大事なパートナーの一人となる熊本市——市長にはまだしてないということですけれども、この辺は、折々しっかりと話しながら、呼吸を合わせてやることが実現可能な一歩にまたつながるのではないかと思いますので、その辺りもしっかり期待をしていきたいというふうに思っております。

では、次に、3番目の質問でございます。

J A S M第2工場建設再開についてお尋ねをいたします。

私は、T S M Cに関する質問は、令和3年11月9日、T S M Cが新工場第1工場の正式発表直後の11月議会から今回2月議会まで、その間、質問の機会があるたびに上げてきました。今回で通算7回目の質問になります。

なぜこれだけ質問してきたかと申し上げますと、皆様と同様、我が国にとって世界的半導体メーカーの進出は、経済的にも安全保障的にも大変大きな意義を持ちますし、ましてや、熊本においては、経済や雇用など様々な分野で、100年に1度のビッグチャンスと言われているからです。

しかし、それと同時に、周辺地域はもちろん、多くの県民から、メリットだけでなく、デメリットを心配する声は今現在も上がっています。

そうした現状から、これまでの質問では、例えば、農地減少、交通渋滞、地下水の影響など、県としての対応を伺い、県は、県民の不安解消に向け、一定の努力をしていることから、私は、これまでの対応は評価に値すると考えています。

さらに、今後新たな課題が出た場合は、これまで同様、県民が納得するような説明責任を果たしていただきたいと強く要望しておきます。

そこで、今回の質問ですが、昨年末ごろから本

年2月初めまで、J A S M第2工場建設について、休止しているのではないかとこのうわさがささやかれていました。それは、第2工場は、当初2025年3月までに建設を着手する予定でありましたが、延期され、昨年10月になってやっと工事が始まりました。それ以降、現場には大きな重機が立ち並び、大型トラックも第1工場の建設当時のように、工場周辺で活発な動きが始まり、期待が膨らんでいた矢先、昨年の12月に入りますと、突然現場の大型重機が次々と撤退を始め、それに伴い、大型のトラックの往来も激減し、静まりました。

私も気になり、昨年12月末と本年1月末に現場を視察しましたが、うわさどおり、建設中の雰囲気を感じることはできませんでした。

こうした状況を受け、県の関係部署に、どうなっているのか、今後の予定をたびたび尋ねましたが、国策で進められているものであり、また、民間企業の情報管理もあることから、県には正確な情報が入ってきません、どうなっているか分かりませんとの説明を受けるばかりでした。

多額の税金が投入されている事業ですから、県民の知る権利に配慮が必要ではないかと私は感じました。

ところが、2月4日、突然J A S M第2工場建設開始の報道がなされました。うれしいやらびっくりするやらで、こうした情報も、県から聞くわけでもなく、突然SNSや新聞等に掲載された記事を読んで知る状況でございます。

これまで、世界的な需要の停滞や米アリゾナ工場への優先投資、熟練エンジニアや現地の労働力の不足などのうわさはありましたけれども、T S M Cの情報だけは、気にするだけ無駄なような気がします。休止も突然、開始も突然、誰かは御存じなのでしょうが、県にも知らされていないとい

うことは、大変気になります。

そこで、木村知事にお尋ねをします。

このように、J A S M第2工場の突然の休止や突然の工事再開という事態は、工事関係者やT S M Cの動向に基づいて事業計画を立てる自治体や事業者にとっては大変困ることではないかと私は心配しますが、木村知事は、このような事態についてどのような考えをお持ちか、所感をお尋ねいたします。

[知事木村敬君登壇]

○知事(木村敬君) J A S M第2工場については、これまで、工事着手の時期や進捗状況、生産予定の主要製品などに関し、様々な報道がなされてきました。

一部報道には、事実と異なる内容もありましたが、その都度、県及びJ A S Mにおいて、県民の皆様にご迷惑が生じないように、適宜コメントを発信し、丁寧な情報提供に努めてきたところでございます。

先月のT S M Cによる第2工場の計画変更の意向表明については、成長著しいAI関連分野に使用される先端半導体の将来の需要予測を踏まえた、極めて高度な経営判断であると受け止めています。

また、半導体分野は、急速な技術の進展により国際競争も激しく、企業の意思決定には、秘匿性の高い情報が多分に含まれているものと考えております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、半導体関連産業の集積に向けては、国民、県民の税金が投入されていることは紛れもない事実でございます。

そのため、県としても、可能な限り情報収集に努め、適時適切に情報を提供していくことは当然の責務であると考えております。

一方で、半導体産業の集積は、我が国の経済安全保障の観点において、重要な国家的プロジェクトでもございます。国の政策との整合性を図りながら、情報管理の徹底と県民への説明責任の両立という難しいバランスを取っていく必要があるものと考えてもおります。

引き続き、県といたしましては、第2工場の建設が円滑かつ着実に進むよう全力で支援するとともに、JASMをはじめとする関係機関としっかりと連携し、県民の皆様にご安心いただけるよう、適時適切な情報発信に努めてまいります。

〔城下広作君登壇〕

○城下広作君 確かに、JASMの動向につきましては、非常に秘匿性の高いことだということは私も理解をいたします。そして、このことが、官邸に行かれて、CEOの方が訪ねられて、発表もありましたけれども、やはり、TSMCの場所は熊本県でございますので、熊本県にもできれば立ち寄っていただいて、こういう形の方でこうなるというのがあれば、もっと、ある意味では大変喜ばしいことかなと思いますけれども、ここは、国としっかりと連携を取ることが第一条件だということになりますけれども、改めて、そこを受け入れる県としても、いろんな形でプラスもあります。またデメリットもあります。そういう中で、県民に対して丁寧な説明が、これは、あればあるほど理解もある意味では進んでくるということで、協力もその後続くということにもなりますので、そういう形の配慮といいますか、流れはしっかりと県からも今後要望していくということもあっていいのではないかと、私個人はそのように思っておりますので、ぜひよろしくお願いを申し上げます。

では、次に、4点目でございます。空港アクセスと市電の延伸について質問をさせていただきます

す。

県は、昨年の7月22日から26日にかけて、阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備事業における調査検討結果から絞り込んだ整備ルートなどの説明会を、関係する自治体である大津町、菊陽町、益城町、西原村で開催しました。そして、さらに、整備ルートの決定に踏み込んだ説明会を、昨年の12月21日から23日にかけて益城町と大津町で行い、阿蘇くまもと空港アクセス線の概要と都市計画に定める理由を述べ、鉄道計画の概要とルートの概要を住民に提示されました。これにより、空港アクセス鉄道の推進に弾みがかかるとは思われますが、一日も早い完成を待ち望む住民、不安を抱える住民など、悲喜こもごもと私は推察いたします。

これまで、空港アクセス鉄道に関しては、この県議会でも様々な論議がなされました。特に、ルートに関しては、一旦決定したルートを変更し、再度議会に提出され、今日のルートに決定した経緯があります。それだけに、今回の都市計画決定に当たっては、特に関係地域住民の御理解は大変重要であり、県としては、特段の決意で臨まなければならない事業と考えます。

そこで、これまで関係地域住民の皆様へ実施された昨年7月の空港アクセス鉄道整備事業における調査検討結果の説明、さらに、12月の空港アクセス線の概要と都市計画に定める理由の住民説明会において、住民の率直な反応、理解度はどうであったのか、また、どうしても納得できないなどの厳しい意見は出されたのか、今の段階での住民の受け止めについて、所見を伺います。

次に、私は、本年1月3日の地元紙1面の記事を見て、非常にびっくりしました。タイトル、市電益城まで延伸案、まさかと驚き、タイトルだけに反応してしまいましたが、一呼吸おいて、記事の中身に目を凝らしますと、今後20年程度の将来

を見据えた都市圏交通の在り方を示す熊本都市圏都市交通マスタープランの素案の中に示されていることと理解し、後日、市から取り寄せた熊本都市圏都市交通マスタープランを確認してみますと、確かに、鉄軌道については、益城、空港方面への市電延伸として、健軍から益城町と書いてありました。このことを大きくクローズアップしたものと改めて理解をしたところです。

大変夢のあるプランですが、この案については、かつて空港アクセスルートを論議する過程で、市電やJR延伸、都市高速道路の延伸など、幅広い論議の中で、速達性、定時性、大量輸送、予算などの総合判断から、さきに述べた現在の空港アクセス鉄道に決定した経緯があると認識しています。

また、仮に益城、熊本空港への市電延伸の論議を始めたとしても、当時と大きく変化をしたことの中に、健軍から益城町において、県道熊本高森線4車線化事業があります。いよいよ今月20日には開通式が予定されていると聞いています。長年の懸案だった交通渋滞の緩和に多大な期待が寄せられることから、市電の延伸計画は矛盾が生じるのではないかと思います。

この熊本都市圏都市交通マスタープランの策定には、県も関わりを持ちます。そこで、木村知事も、年頭記者会見で、益城、空港方面への市電延伸のことに触れられていますが、改めて、さきに述べた空港アクセス鉄道の住民の反応はどうだったのか、また、健軍から益城町の市電延伸の件について、知事の所見をお伺いいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

**○知事(木村敬君)** 空港アクセス鉄道の住民説明会における住民の皆様の反応について、まずお答え申し上げます。

昨年7月に大津町、菊陽町、西原村、益城町の

4町村で開催した、1.5キロ幅でお示しした鉄道ルートを500メートル幅に絞り込んだ結果などに関する初めての住民説明会には、約170名の方々が御参加いただきました。

参加された方々からは、鉄道によって農地や集落が分断されることへの不安、空港駅の位置に関する提案、大津運動公園を経由する別ルートを要望する声など、鉄道の整備やその影響に関する様々な御意見をいただきました。

次に、12月末に開催した具体的な鉄道線形をお示しする都市計画素案の説明会には、ルートに該当する大津町や益城町の方々をはじめ、約450名が参加されました。

この説明会では、早期整備を望む声や空港へのアクセスの利便性の向上に期待する声をいただいたその一方で、地権者の方の戸惑いや営農継続への不安、騒音や振動等環境への影響など、事業への不安や懸念の御意見もいただいたところでございます。

このように、各説明会において様々な御意見をいただいたことから、空港アクセス鉄道に対する注目度、重要性を実感しているところでございます。

今後実施する都市計画の手続において、住民の皆様からのこうした御意見を丁寧にお聞きするとともに、環境アセスメントに係る住民説明会も開催するなど、あらゆる機会を通じて、住民の皆様にも事業への理解を深めていただけるよう、分かりやすい情報提供と丁寧な説明を尽くしてまいります。

次に、健軍から益城町への市電延伸の件についてお答え申し上げます。

熊本都市圏都市交通マスタープランについては、現在、県と熊本市が共同事務局となり、産学官で構成する協議会において、様々な視点からの

議論を踏まえ、策定を進めております。

このマスタープランの素案には、公共交通の利便性向上や交通渋滞改善に資する主な提案施策の一つとして、市電延伸を位置づけております。

協議会からは、益城町までのほか、健軍から市民病院、辛島町電停から南熊本駅までの延伸など、複数の路線が提案されていますが、まずは、市電の管理者である熊本市において、延伸計画に対してしっかりと検討していただくことが重要であると考えます。

議員御指摘の4車線化する県道熊本高森線については、熊本地震で沿線の建物が倒壊し、緊急車両等の通行に支障を来したという教訓を踏まえて、都市防災の観点から、良好な都市空間を確保するとともに、地域の方々が利用しやすい道路環境を整えることを目的として整備したものでございます。

このような経緯もございますので、熊本高森線の供用後の交通状況も踏まえながら、今後、益城町までの市電延伸について具体的な検討が進められる際には、それぞれの果たす機能などについて、関係機関とともに慎重に検討を行っていきたいと考えております。

〔城下広作君登壇〕

**○城下広作君** 空港アクセスのルートに関しましては、もう都市計画は決定をいたしました。これが基本的に変わることはないと思いますので、あとは、住民の理解、丁寧なある意味では説明を行い、そして、一日も早く皆様から賛同いただき、そして具体的に用地交渉、いろんな形で進めて、造るからには、なるべく早く完成することが一番この恩恵を被ることになるのではないかと、いうふうに理解をしております。

そういう意味では、今回地元説明会で上がった心配事に対して、丁寧かつ、そして迅速に、そし

てその不安を解消する努力を最大限県が示すということが大事になるというふうに思っております。ぜひ頑張ってくださいと思います。

そして、この市電の延伸でございますが、20日に恐らく開通をして、本当に、前の県道高森線の道路の状況を知っている方に関しては、感慨深いものがあるというふうに思います。

せっかく、片側2車線、4車線、そして、今回は歩道も広く、そして、あえて電柱も地中化にし、まさに、本当に創造的復興の象徴となるような道路を造ろうということで決議をし、そして完成を今月迎えるわけでございます。

いつになるか分かりませんが、マスタープランに、そこに市電延伸ということがまだうたってあるということは、その可能性もゼロじゃないというふうに示していると同様でございますので、私は、あそこの中に、鉄道が、また市電が延伸されますと、4車線の2車線は鉄道の分に、電車に変わるという事柄になりますと、せっかく電柱も地中化したのに、恐らく、市電になりますと、そこにまた、鉄軌道の電気のための柱が建ち、そしてクモの巣のような形でまた電気の配線がされるとなれば、当初から考えていたものとは全然違う光景に映ってしまうのではないかと、いう心配がありますので、改めて、今回は、このことを通して、これはしっかりと、市とマスタープラン、もう20年、ある意味ではこのことを考えますよと言ってるわけですから、ここはどこかでやっぱりいろいろもっと論議をして考えなきゃいけないことではないかと、改めて私のほうからも、そのことを要望しておきたいと思っております。

では、次の質問に移ります。

熊本地震から10年における創造的復興の取組と追悼式についてということでございます。

御承知のように、今年、熊本地震から10年目

の節目を迎えます。長いような短いような、人それぞれ地震に対する思いはあると思いますが、貴い命を失われた御家族の皆様にとりましては、決して忘れることができない出来事であり、家屋などの被害に見舞われた方々も、長い道のりの御苦労があったかと思えます。改めまして、亡くなられた方々の御冥福と被災に遭われた皆様にご心からお見舞いを申し上げます。

今年は、熊本地震から10年目の節目を迎えることから、県は、熊本地震10年の犠牲者合同追悼式を、県と県内全市町村との共催で、4月16日、熊本市内にて、御遺族などを招いて実施すると聞いています。

木村知事は、この追悼式を執り行うにあたり、熊本地震で得た経験、教訓をしっかりと後世につなげていくこと、そして、御遺族の一人一人にこれからも寄り添っていくことが必要だと改めて感じた、県民が一丸となって復旧、復興に向かってきたこの10年を私たちの未来につなぎ、また、南海トラフ地震等をはじめとする様々な自然災害から県民の皆様のご命と暮らしを守るため、この10年の節目に、県と県内全市町村が共催する合同追悼式を開催し、県全体で災害の記憶の風化を防ぎ、防災への思いを新たにしたい、また、開会日の説明の中で、今日午前中の答弁でもありました、世界に誇れる防災先進県熊本の確立を進めると述べられています。

その思いからか、式典の前後には様々な催しが計画され、式典に先立っては、希望される御遺族を対象とした遺族間の交流の場を開催し、一般献花を受け付けるほか、市町村長を対象とした県防災・危機管理トップセミナーを開催予定とか——これは答弁でありました、10月ぐらい、秋ぐらいということで、さらに、全国の自治体職員向けのシンポジウム、防災リーダー向けの新たな研修、

地震を想定した総合防災訓練等、地域防災力の強化に向けた取組を行うと聞いています。

私自身も、常々、いざ災害が発生したらどう動けばいいか自問自答し、危機意識を持つことに努めています。

また、県職員も、熊本地震以来、災害等の対応時は、全職員が防災服を着用することや、4月には、災害を想定した抜き打ちの登庁訓練などを実施しているようですが、とても大事な取組だと思います。

そして、県の防災センターにおいては、展示・学習室への来館者がこれまで2万人を超えているようで、今後より多くの県民の来館を望みたいものです。

そこで、まず第1点目として、木村知事にお尋ねをします。

熊本地震から10年目の節目に当たり、創造的復興の象徴的な取組として、ハード、ソフト面の中で何を挙げたいと思われますか、また、道半ばとして心残りに思うことがあればお示しいただきたいと思えます。

次に、節目に行う追悼式は、防災意識を高める上で非常に重要な行事と考えます。これまでの熊本地震における追悼式の在り方については、県下の市町村ごとの考え方があり、開催時期、内容を含め、様々な取組がなされてきたと思えます。今回は、10年の節目ということもあり、合同の追悼式が行われますが、無事に終わることを心からお祈りします。

そこで、2点目として、これまでおのこの市町村で行われた追悼式と県の今後の追悼式の在り方について、知事の御所見をお伺いいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) まず、1点目のこれまでの創造的復興の取組についてお答え申し上げます。

熊本地震の発生から10年、私たちは、あの日を忘れることなく、多くの貴い命が失われた悲しみに向き合いながら、復旧、復興に取り組んでまいりました。

県民生活と地域経済を支える道路、橋梁、公共施設などのインフラの再生は、まさに県の総力を挙げた挑戦でした。

国の絶大なる御支援をいただいた阿蘇大橋の再建や国道57号北側復旧ルートの開通は、復興の象徴であるとともに、地域の未来を切り開く大きな希望となりました。

さらに、地震により甚大な被害を受けた益城町の復興まちづくりの核として進めてきた県道熊本高森線の4車線化については、前の質問で議員にも触れていただきましたとおり、地域の皆様の御理解、御協力により、今年20日に全線供用を開始いたします。

また、これらハード面のみならず、ソフト面の充実が極めて重要であることも、この地震から学んだ大きな教訓でございます。

そのため、県では、いづどこで起きるか分からない災害に対して、平時から十分に備えることができるよう、行政が行う公助はもとより、個々の備えである自助、さらには、地域で支え合うための共助を促す取組を推進し、総合的な災害対応力の向上を図ってまいりました。

中でも、その共助につきましては、熊本地震の際に、住民同士のつながりが人命救助に大いに役立った西原村の大切畑地区の事例なども教訓に、これまで、各地域において積極的な支援に取り組んでまいりました。

その結果、共助の核となるであろう県内の防災士の数は、地震前の1,073人から6,051人と、約6倍に増加するとともに、地域住民が主体となる地区防災計画は、地震前はゼロでしたが、令和6年

度には403地区で策定され、全国2位の策定数となっております。

このように、ハード、ソフトの両面で、単に元にあった姿に戻すのではなくて、災害に強い熊本を目指して取組を進めてまいりました。

これらの成果は、この10年間、県民の皆様が積み重ねてこられた不断の努力によって達成できたものでありまして、創造的復興の理念をまさに体現する象徴的な取組であると私は感じております。

次に、2点目の追悼式についてお答え申し上げます。

地震から10年の節目を迎える今年の追悼式につきましては、県全体で犠牲になられた方々に哀悼の意を表するとともに、改めて震災の記憶と教訓を共有するために、県と県内全市町村との共催で実施させていただきます。

来年以降については、県の追悼式は、熊本地震で犠牲になられた方々の追悼と鎮魂の場である防災センターの祈念碑の前で、厳粛かつ丁寧に実施したいと考えております。

また、市町村における追悼式は、それぞれの市町村の御意見もお聴きしながら、その考えを尊重してまいります。

今後も、追悼式の開催を通じ、熊本地震の記憶を風化させることなく、そこから得た貴重な経験、教訓を次世代に継承してまいります。

〔城下広作君登壇〕

○城下広作君 災害によって大変苦しんだ部分もございますけれども、今後の災害に対する学んだ部分も大変多いというのが、改めて感じとるような状況でございます。

特に、復興に関しては、本当に、阿蘇のトンネル、また橋、これはもう考えられないような復旧を、国を中心としてやっていただいたものだなと

いうふうに、また思います。もう大変これはありがたい国の支援だったというふうに思います。

それと、公助、自助、共助の部分で、特に熊本地震、また、令和7年の大雨洪水の件に関しても、熊本で災害に対する思い、そしてボランティア精神、そして防災に対して学んでいこうとする防災士の、ある意味では資格を取る人が増えてきたということ、これは、もう本当に、災害から学んで、そして、熊本県民として、自分だけではなく、人の力にもなろうというような形の取組が、今日の、例えば防災士なんかも——防災士では6倍ですけれども、例えば、地区防災計画は、本当、地震から、ゼロだったものが、403地区、全国で2位というようなことは、もう本当に、ある意味では、地域住民の意識の高まりというのはいさごいなというふうに、改めてそれに感心をするところでございます。

また、追悼式、我々も、よもやすると、いろいろ薄れる、しかし、こういう追悼式によって、もう一度原点に戻り、その命の貴さ、災害でお互い助け合う、そういうことを、ある意味では確認する意味でも、こういう追悼式は非常に大事な部分でございます。ぜひとも、この今回の10年の節目になる追悼式には、大成功するような形で見守っていきたいと思いますし、また、参加もさせていただきたいというふうに思います。

次の質問は、その災害に対して、関連するような形の部分でございます。防災・減災対策についてということでございます。

いろいろ、この質問に対しても、今まで取り組んできました。この防災・減災対策につきましては、昨年の11月議会でも取り上げましたが、このときは、国、県、市町村間の連携、災害ボランティアの確保、坪井川の治水対策などに関連する質問でした。

今回は、今まで取り上げなかった角度で、昨今頻繁に起こる林野火災、住宅密集地の火災、防災、減災に係る所有者不明建物、土地の解決や狭隘道路等の問題について質問をします。

まず、林野火災に対する防災対策の対応についてお伺いします。

一般的に、災害と言えば、やはり最初に思い浮かべるのが、地震や津波、台風や大雨による洪水被害だと思います。しかし、最近では、火災による災害級の被害が全国で相次いでいます。

具体的な例を挙げてみますと、昨年2月に岩手県大船渡市で林野火災が発生、約3,370ヘクタールが焼損し、200棟を超える建物に被害が出ました。この経験を踏まえて、国では、林野火災注意報と林野火災警報が新設され、本年1月1日から、準備が整った市町村から運用されています。

この新たな注意報、警報の国の発令基準を見ますと、林野火災注意報を発令基準とする基準として、直前3日間の合計降水量が1ミリ以下かつ直前30日間の合計降水量が30ミリ以下、または気象庁が乾燥注意報を発表したことを挙げています。

また、市町村長が区域を指定して発令し、住民には屋外での火の使用を控える努力が課せられます。

続いて、林野火災警報は、同注意報が発令されていて、さらに気象庁が強風注意報を発表したときに発令されるものです。

対象区域内での火の使用を禁止し、違反した場合は30万以下の罰金などの罰則が科せられることを想定されています。

いずれにしても、注意報、警報を発令する指標や火の使用制限の内容などの詳細は市町村で決めるとされ、これは、地域の森林火災のリスクに応じたきめ細かい対策に対応するためであり、

住民に新たな制度の仕組みを丁寧に周知し、理解を得ることが重要となります。

そこで、第1点目の質問ですが、今回の山林火災の新たな注意報、警報発令に関する条例制定に係る県内の市町村の状況と県としての認識や関わりについてお尋ねをいたします。

次に、第2点目の質問ですが、昨年11月18日に発生した大分市佐賀関の大規模火災は、住宅など187棟が焼損し、甚大な被害を出しました。住宅のある半島部分が鎮火するまで、実に10日間を要したことになります。

ただ、飛び火をしたと見られる沖合の無人島に熱源が残り、市が火災全体の鎮火を宣言したのは、何と発災から17日目でありました。

ここまで被害が拡大したのは、発災後に強風が続いたことが要因の一つと見られますが、現場は、木造住宅が密集し、空き家も多かったため延焼しやすく、その上、道幅の狭さから消防車両が入りにくかったことが消火の難しさにつながったとの見方があります。

私も、先月19日、地理的状况を確認したいとの思いから、現地に足を運びましたが、規制線が張られ、中に入れませんでした。しかし、移動し、高台から見た光景は、道路も確認できないぐらいの住宅密集地でした。

この佐賀関と似たような地域は全国に点在し、本県にも数え切れないほど存在をします。まさに、対岸の火事ではないと、注意喚起すべきと思います。

そこで、具体的な取組として、道路の拡幅や防火水槽の整備のほか、住民が使える消火用のホースを増やして、地域の初期消火体制を手厚くしたり避難体制を強化するなど、ハード、ソフト面の整備を加速する必要があると思いますが、町並みの歴史、用地の問題、予算など、そう簡単にはい

かないのが現状であります。

そこで、まずは取り組むことができる対策として、特に火災の延焼が高いと思われる地域を調査、指定し、浸水や土砂災害危険地域を示すハザードマップのように、住民に火災予防の意識を高める上での、仮称でございますけれども、火災延焼可能性地域として、ハザードマップを住民の理解を得ながら作成すべきと思いますが、県の考えを総務部長にお尋ねいたします。

〔総務部長千田真寿君登壇〕

○総務部長(千田真寿君) まず、1点目の林野火災注意報、警報の条例制定についてお答えします。

林野火災の原因は、たき火や火入れなど、人為的行為によるものが多く、本県の林野火災の発生件数は、ここ5年間では年間60件程度となっております。

林野火災は、未然に防止することが重要であり、県民一人一人に防火意識を徹底していただく必要があります。

このため、県内の12消防本部の全てにおいて、火災予防条例を改正し、林野火災注意報、警報の運用を始めています。

林野火災注意報、警報が発令されると、キャンプ等レジャーでのたき火をはじめ、対象区域で火気の使用制限が行われることとなります。一たび山林で火災が発生すると、大規模な災害につながるおそれもあることから、住民の皆様には、注意報、警報について理解していただき、守っていただくことが大切です。

県では、市町村や消防本部に対して、林野火災注意報、警報に関する住民への周知を促すほか、森林法に基づく火入れの許可の要件等について、市町村長が定める火入れに関する条例に林野火災注意報、警報が発令された場合の対応を明記する

よう依頼したところでは。

引き続き、市町村や消防本部と連携し、住民や山林への入山者に林野火災の予防について注意喚起を図ってまいります。

次に、2点目の火災延焼可能性地域のハザードマップの作成についてお答えします。

昨年の佐賀関での大規模火災は、風の強さや向きが変化する中、町なかで次々と飛び火が発生し、延焼が拡大しました。

火災は、気象状況や建物の構造等により延焼範囲が左右されることから、事前予測が難しく、過去の浸水の実績や地形から作成される水害や土砂災害のハザードマップのように、あらかじめ被害範囲を明確にすることは困難です。

佐賀関での大規模火災を踏まえた消防庁の検討会では、自治体における住民の避難行動に関する効果的な取組を横展開する必要性等について検討が行われています。

住宅密集地で火災が発生すると、急速に被害が拡大するおそれがあることから、住民による初期消火を含めた火災を拡大させないための対策と逃げ遅れを防ぐ迅速な避難等、住民の防火意識の向上が求められます。

天草広域連合消防本部では、佐賀関での火災を受け、住宅密集地で火災の発生を想定した住民参加型の防災訓練を実施されたところです。

県としても、市町村や消防本部と連携して、引き続き県民への防火意識の啓発や防火対策の普及を図ってまいります。

〔城下広作君登壇〕

**○城下広作君** 今一部の間では、キャンプのブームというような形になっています。こういう注意報が出たり警報が出ると、キャンプで簡単にたき火をしてしまうと、30万円の罰金が科せられることもあるということなども、やっぱり広報、周知

徹底をしておかないといけませんし、また、万が一火災の——そういう空気の乾燥とかあった場合には、もうむやみやたらに火を使うと大きな森林火災になり、そして住家にも及ぶというのは、もう本当身近なところで起きておりますので、ぜひ、この条例が新しく皆さん策定され、この1月1日から大きな流れができましたので、ぜひ注意をしていただきたい。防げる分は防いでいくというふうに頑張っていたいただきたいと思います。

それと、住宅密集地、平場での火災でございます。県下の特に漁村周辺では、もともと狭い道路、背戸というところが多いような住宅密集地はたくさん存在をしています。もうこれも一つの町並みであり、ある意味では歴史的な背景もあり、また、生活の知恵であるというような住宅の集落なんですけれども、私の出身の牛深なんかもこういうところはたくさんありまして、こういうところに家を立ち退いて道を広げる、これはもう不可能な話でございます。

こういうところは、あらかじめ、私は今回提案をして、地図上で防災マップみたいな形で注意してくださいよということぐらい指定はできないんですかと言ったら、それはできませんということで、非常に残念な結果だったんですけれども、それは、しっかりと、住んでおられる方は意識も高く、防災訓練等も行政からしっかりと誘導していけば、私は大事かなとは思うんですけれども、ぜひ、本当は地図なんかでも、そういう危険地域ですよという喚起を促していくことは大事じゃないかということで提案しましたので、いつかどこかで心変わりをしたら、そういうことを作成するよう頑張っていたいただきたいというふうに思っております。そのときは私が言ったということで、また認識していただければというふうに思います。

では、その延長で、また2つございます。

所有者不明建物、土地の対策、狭隘道路のことについて質問します。

先ほど、火災延焼の原因の一つとして、空き家の多さも挙げました。この空き家の問題は、以前より大きな課題として取り上げられ、特に人口減少に悩む市町村においては、大変深刻な問題とされています。

2026年1月、法務省が進めている所有者不明建物に関する実態調査により、日本全国に登録されていない建物が1,000万戸を超える可能性があることが明らかになりました。こうした未登記建物の存在は、大規模火災時における復旧の遅れだけではなく、不動産の取引の障害など、社会的な影響も大きく、政府も、2025年6月の閣議決定で、本格的な対策を講じる方針を明示しています。

しかし、なぜ日本にはこれほど多くの未登記建物が存在するのか、背景を詳しく見てみますと、法律的、社会的、制度的、さらには心理的な要因が複雑に絡み合っているようです。

まず第1に挙げられるのは、不動産登記制度に対する一般市民の意識の低さです。不動産登記法では、建物を新築した場合や所有権が移転した場合は、原則として1か月以内に登記申請を行うことが義務づけられています。しかし、実際には、認識されていない現状が長年にわたり続いています。

特に、地方では、登記しなくても生活に支障はないという意識が根強く、法的な手続を軽視する傾向があります。地元の付き合いや口約束による所有権の移動が黙認されている地域も多く、結果として正式な登記手続が取られないまま建物が存在し続けます。

また、深刻な問題として挙げられるのが、相続時の登記漏れです。日本では、不動産を相続した場合にも登記変更の義務がありますが、実際には

多くの人がこれを怠っています。相続手続は煩雑で、場合によっては数十万円の費用がかかることもあり、特に価値の低い地方の建物や空き家については、わざわざ登記変更する必要はないと判断されがちです。

その結果、登記簿上では既に亡くなった人が所有者として残り続け、実際の所有者が誰なのか分からない所有者不明建物が年々増加しています。しかも、相続が複数代にわたって行われると、関係者が全国に散らばり、登記手続自体が事実上不可能になるケースもあり、例えば、道路拡幅や新設道路の建設に対し、工事の進捗に大きく影響を受け、工事の遅延や断念につながる例も少なくありません。

また、危険地帯を守るための急傾斜対策事業にも大きな影響を及ぼします。このことは、所有者不明土地についても同様です。

さらに、災害時においても大きな障害となり得ます。例えば、2011年の東日本大震災では、倒壊した建物の所有者を特定するために多大な時間と労力が必要となり、被災地の復旧、復興が遅れる大きな要因の一つとなりました。所有者不明土地や建物は、行政の手続に支障を来したり、避難所の設置や仮設住宅の建設など、迅速な対応が求められる場面で大きな障害となったとされています。

この深刻な未登記建物問題を解決するために、国においては、登記の義務化に対する周知徹底を図ることや登記手続を簡素化するための制度改革がなされていますが、現行の制度では、相続登記に複雑な書類作成や高額な費用がかかるために、特に高齢者や地方在住者にとっては大きな負担となることを踏まえ、手続を簡素化し、費用面でも負担を軽減できるような支援制度を考えるべきだと思います。

そして、県は、市町村と連携して、国に対して強く申し入れるべきと考えます。そして、要望を行うだけではなく、市町村と連携し、仮称未登記建物発見、登記誘導プロジェクトなるものを立ち上げ、所有者不明建物、所有者不明土地の問題解決に全力で取り組むべきと考えますが、県の考え方をお尋ねします。

次に、道路等に関することになりますが、災害において、やはり問題になるのが、道路の幅員が狭い、いわゆる狭隘道路があります。この狭隘道路というのは、4メートル未満の道路のことを言います。このような道路は、避難時の通行障害や消防車両の進入を妨げ、被災後の復旧作業の非効率化につながり、深刻な問題となっています。

国も、この狭隘道路の解決に向けた取組については、令和6年3月策定のガイドラインで、地震時等に著しく危険な密集市街地の解消とそれに合わせた地域防災力の向上に資するソフト対策の強化、無電柱化の推進、都市化に伴い無秩序に形成された住宅市街地における狭隘道路等の現状分析を行い、防災・まちづくり部局等と連携し、重点的に安全性を確保すべき地域の把握と対策を推進すると記しています。

これらを受けて、既に、国は、安全な住宅市街地の形成を図るため、地方公共団体が実施する狭隘道路に係る情報整備や狭隘道路のセットバック等に要する費用に対し支援制度を整備しており、制度を活用した狭隘道路のさらなる解消が必要と考えています。

一方で、大規模火災が発生した大分市佐賀関のような住宅密集地では、道路の幅が著しく狭い上に、建物が道路に接し、敷地いっぱい建てられている場合が多く、狭隘道路の解消が進まないのが現状です。

そこで、住宅密集地における狭隘道路を含めた

防災、減災対策について、県の考え方を土木部長にお尋ねいたします。

〔土木部長菰田武志君登壇〕

○土木部長(菰田武志君) まず、所有者不明の建物や土地の対策についてお答えします。

議員御紹介のとおり、建物や土地の相続後の登記が行われていないことや、また、所有者の移転による放置などにより、所有者不明の建物や土地が発生している状況があります。こうした不動産の増加は、まちづくりや災害復旧といった公共事業を行う際の課題となるなど、円滑な利用に支障が生じています。

登記事務を担う国においては、その発生予防のため、令和6年から、相続登記を義務化する措置が講じられましたが、手続の煩雑さや費用負担もあることから、登記が進んでいないと考えています。

県としても、これらの不動産の発生を予防するため、まずは、国や市町村と意見交換を行い、現状把握を進めるとともに、把握した課題を踏まえ、手続の簡素化等の制度改善について、様々な機会を通じて国に要望してまいります。

さらに、県民に対しては、登記の必要性を理解いただけるよう、市町村や関係機関と連携し、周知啓発に取り組むなど、所有者不明不動産の対策につなげてまいります。

次に、狭隘道路等の対策についてお答えします。

狭隘道路に面する建物が立ち並ぶ地域においては、道路幅の狭さが、例えば、火災発生時の住民の避難や緊急車両の進入の妨げとなっており、その対策は重要と認識しております。

狭隘道路沿線における建物の建て替えが発生する際は、市町村が道路幅を確保するための整備を行うことができますが、事業に対する市町村の認

知度や住民への説明が不足しており、一部の実施のみにとどまっています。

県では、これまでも、市町村に対し、狭隘道路の対策の必要性について説明を行ってきましたが、さらなる事業の促進につながる研修会等を開催するなど、働きかけを強化してまいります。加えて、住民に対する啓発を促すための取組についても、市町村と連携し、検討してまいります。

また、建物の改修について、道路幅が著しく狭い地域では、建築行為が制限されていますが、防火性の高い外壁を採用することなど、現在、制限緩和に向けた基準を策定しているところです。

引き続き、狭隘道路の改善や建物の防火性能の向上に取り組み、地域における防災、減災対策の充実を図ってまいります。

〔城下広作君登壇〕

**○城下広作君** よく一般道を通るときに、ここはもう整備をしてもいいのではないかと思うくらい、前後は道路が改良ができてるんだけどできていないところが見当たることがあります。原因を聞くと、所有者が多くて同意が取れないという理由で進まないというのによくあります。結果的には、所有者が、例えば外国にいるとか、そういうことで所有者の同意を得られない、だから公共事業を止めるということもたくさんあったりとかして、ここは、熊本県だけじゃなくて、全体的に登記をしっかりともう変えていくという流れをつくるというのは、あらゆる災害だけではなく、いろんな面で大事なことだなというふうに思います。

それと、この狭隘道路、もう非常に4メートル以下の、4メートル以下というか、2メートル以下もないようなところもたくさん県下にあります、特に田舎に行くと。それは、お互い隣同士声を掛け合うという形で利便性を追求して、そういうふうなまちづくりをやったところも漁村ではあ

るんですけれども、この佐賀関の現場で見たときも、やはり狭い道路というのがあって、結果的になかなか延焼を止められなかったと、強風もあったと。

そこで、ある意味被害に遭う方が、1名しか亡くなってはいないんですけれども、それは、日頃から住民の声かけ運動があって、そして、誰がどこに、障害を持たれる方、高齢者の方、把握されていて、住民の方が全部そのことを素早く避難につなげたということで、犠牲者が少なくとどめられたというような部分があったと聞きました。

この狭隘道路に関しても、しっかりと根気強く訴えていくことが大事かなというふうに思います。

牛深にも、本当そういうたくさん狭いところもありました。この間ちょうど日曜日は、卒業式の関係で、同じようなところをちょっと見てきました。場所によっては、人間と猫が擦れ違うだけであとは誰も通れないというようなところもあります。やっぱり本当狭いようなところがたくさんありますので、その辺をしっかりと考えていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

生成AIの活用状況と今後の取組についてでございます。

この生成AIについては、令和5年6月の一般質問で取り上げて以来、2回目の質問となります。今回はまだ全国的に本格的に活用が始まっていない状況でしたので、全国の県や市町村の先進事例や意気込みに関する情報を基に、知事部局、教育長、警察本部への質問を行いました。

答弁では、セキュリティー上のリスク、子供たちが自分の考えを形成するための手段として、生成AIを適切かつ効果的に活用することができるようルールづくりが必要であるとか、情報の正確

性については、最終的には人が判断するよう注意喚起をしているなどの答弁がなされました。

あれから2年半たちました。この間、AIの技術や活用方法も世間では大きくさま変わりしています。特に、若者の間では、動画作成に欠かせなくなった生成AI、映画やYouTube、ティックトックなどは爆発的な広がりを見せ、2025年は生成AI元年とも言われているようです。

ただ、若者の使い方、全く違った使い方もあるようです。それは、小中高の自殺者が増えている中、心の悩みを打ち明ける際の負担感を減らし、支援につながる糸口になるよう、対話型の生成AIを活用する動きです。

また、先月2月には衆議院選挙もありました。この衆議院選挙でも、生成AIで作ったとされる架空の動画や画像が拡散しました。中には、候補者の好意的な発言をする内容が2万件以上のいいねを得ていたという話もあります。今や政治の世界でも、生成AIの影響を受ける時代になりつつあるようです。

いずれにしても、生成AIの活用方法は、制御の方法がなかなか難しい状況になりかけているようです。

そこで、政府は、昨年12月、研究開発と利活用を促すAI基本計画を閣議決定しました。その中身は、1つ、利活用の加速的推進、2つ目、開発力の戦略的強化、3番目に、ガバナンスの主導、4番目に、継続的変革の4つの方針に基づく施策を推進し、世界で最もAIを開発、活用しやすい国の実現を目指すと発表されました。

我が県も、私が質問した令和5年6月以降、県の業務でAIを活用した事業が増えていることを確認させていただきました。

例えば、全職員を対象に、挨拶文案の作成、会議概要の要約、研修資料、レジュメの作成等、ま

た、以前より活用していた議事録作成支援サービスでは、音声データの文字起こし、音声文字データの編集などがあり、以上の内容が仮に職員の手作業で処理されていた場合と比べ、相当な事務作業の削減効果が見られたと聞いています。

そのほかにも、AI活用の関係機関との包括連携協定の締結やAIに関するイベントの開催など取り組まれているようですが、今後期待したいと思います。

そこで、木村知事にお尋ねしますが、AIの活用に対するメリット、デメリットの認識と県業務における今後の活用の方向性について、知事の御所見をお伺いいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 近年、半導体関連産業の集積への対応をはじめ、急速なグローバル化の進展、気候変動による災害の頻発化、激甚化など、本県を取り巻く環境は、目まぐるしく変化を続けています。

また、将来的に少子高齢化のさらなる進展が見込まれる中、限られた予算と人員で山積する課題に対応していくためには、デジタルの活用などにより、作業的な業務を徹底的に効率化し、職員が施策立案等の業務に注力できる環境をつくる必要があります。

これまで度々申し上げてきたとおり、私の政治方針の根幹にあるのは、徹底した現場主義でございます。職員が様々な現場の声を真摯に聞き、機動力をもって効果的な施策立案を行っていく時間を確保するためにも、業務効率化の推進が必要不可欠でございます。そして、その鍵を握るのが生成AIの活用だと考えております。

そこで、議員御質問の生成AIのメリットとデメリットについてですが、生成AIのメリット、最大の強みは、人間を煩雑な作業から解放し、判

断の精度を高めることです。

例えば、面談記録や会議録の作成など、従来は数時間かかるような作業に劇的な生産性向上をもたらしています。また、膨大なデータを分析し、人間では気づけないパターンや将来予測を導き出すこともできます。

ただ、一方で、生成された情報の正確性が不十分な場合があることや、使い方次第では、機密情報や個人情報が外部に流出してしまうなどのリスクもございますので、利用ルールの整備と徹底が不可欠でございます。

次に、A I活用の状況についてお答え申し上げます。

県では、生成A Iのメリットとデメリットを踏まえながら、庁内における生成A Iの利用ルールを定め、様々な業務に生成A Iを積極的に活用しており、業務の削減効果が着実に現れております。

例えば、議事録、会議録の作成業務では、令和6年度の1年間でございますけれども、約1万4,000時間の業務量削減効果がございました。

また、現在、議員御紹介いただいた包括連携協定に基づいて、一部の所属において、民間企業と連携した生成A Iの活用による業務効率化の取組に着手しております。

来年度からは、業務見直しの推進体制を強化して、令和10年度までの3年間を集中取組期間として、県政の様々な分野で業務プロセスの抜本的な改革に取り組んでまいります。

同時に、この業務改革を進めるためには、全ての職員がデジタルの力を積極的に活用できる人材として成長することが必要です。このため、今年度中にデジタル人材育成に係る基本方針を策定し、職員のさらなる業務改善意欲とデジタルスキルの向上に力を入れてまいります。

議員御紹介のとおり、A I基本計画では、我が国のA I戦略の進化に向け、イノベーション促進とリスク対応の両立の徹底により、世界で最もA Iを開発、活用しやすい国を実現していくとされています。

このように、国を挙げてA I活用の機運が一層高まりを見せる中、熊本県こそそれをリードする存在になれることを目指す必要があるものと考えています。

引き続き、私と職員が一丸となって、生成A Iを効果的に活用した業務改革を進め、業務の質や組織力を向上させることで、将来にわたる県民サービスの向上につなげてまいります。

〔城下広作君登壇〕

○城下広作君 私は、今回の代表質問の作成に当たりまして、選挙後にこの質問の原稿に着手することから、大変時間がなくて、大分A Iに尋ねました。といっても、A Iの文章をそのまま丸写しすることはありません。ただ、参考事例として、こういうことはどういうふうな考えができるんだというふうに聞くと、ちゃんと一応A Iの考えを言ってくれます。それをうのみにすれば大変なことになると思うし、それをチェックするために、また別の分で調べる、こういう繰り返しがある意味では、A Iの正確性につながってくるのかな。全く使わないで、一から調べると相当の時間がかかる、この辺の効率性もメリットとして使うということは大変大事な事かなというふうに思いますので、ぜひ、この辺のことも県としてしっかりと考えて、そして、とにかく安全にといいますか、情報の保持にもしっかりと努めていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

これは、ウォーターPPPと、初めて聞く方もおるかもしれません。PPって、笛の音ではな

く、これは単純に、後で説明しますが、このことについてちょっと確認をさせていただきます。

今、全国各地で上下水道の老朽化による漏水などのトラブルが多発しています。原因としては、戦後や高度成長期に一気に整備されたものが、今日耐久年数を迎え、腐食や強度の劣化が進み、管の破損などで大きな被害をもたらしています。

記憶に新しい事故として、昨年1月に起きた埼玉県八潮市の大口径の下水道管が腐食により破損し、大規模な道路陥没が発生、走行中のトラックが転落し、運転手が亡くなりました。この復旧には、あと4～5年かかるとも言われ、膨大な予算が必要とされています。

また、上下水道の主要施設である浄水場や下水道処理施設も、建設から長い歳月を迎え、新設や補修などに追われる現状にあります。

そこで、国は、上下水道施設の老朽化に伴い、維持管理に多大な費用がかかっている現状、また、人口減少による水道料金等の収入減や職員不足による技術継承の困難さも課題になることから、こうした課題に対応するため、水道分野の官民連携、いわゆるウォーターPPP、パブリック・プライベート・パートナーシップの導入が検討され、政府も積極的に推進しています。

特に、2027年度以降は、污水管の改築に対する社会資本整備総合交付金の交付要件として、ウォーターPPPの導入を決定済みであることが必須となるため、自治体は導入を急ぐ状況にあります。

このウォーターPPPについては、2つの方式があります。

まず1つ目が、管理、更新一体マネジメント方式、いわゆるレベル3.5と言います。これに4つの分がありますけれども、4つ大まかに言います

けれども、長期契約、原則は10年、性能発注、業務水準のみを提示すること、そして、3番目に、維持管理と更新の一体マネジメント、4番目に、プロフィットシェア、費用削減分、お互いもうけたら行政と民が半分ずつするということですが、

また、2つ目に、コンセッション方式、これはレベル4と言いますが、1つ目に、民間事業者が施設の運営権を持つ、原則10年から20年と。また、2番目に、原則利用料金を徴収するという業務、3番目に、より高度な官民連携の形態であるということになります。

本県の現状を見てみますと、上水道については所有していませんが、工業用水では、有明工業用水、八代工業用水、苓北工業用水があります。苓北工業用水以外は、令和3年度からコンセッション方式、レベル4を採用し、現在運用されています。

そして、本県が所管する4つの下水道事業において、今後の対応として、国の方向性及び本県の課題を踏まえ、ウォーターPPPの導入検討を行っているようですが、そこで、幾つか気になる点がありますので、お尋ねをしたいと思います。

まず、ウォーターPPPを導入することにより、国内外の大手企業が参入する可能性が高くなります。そのことにより、地元企業の参入が厳しくなるとの声や、仮に地元企業によるJVを参加要件とする例もありますが、発注者側で具体的にはどのくらい配慮するか分からない、また、今後下水道事業の広域化や集約化も検討されると、地元企業側では、そもそも管理する施設自体が減少し、仕事なくなるのではないかと心配もあるようです。

また、熊本地震や令和2年の豪雨災害でも、地場企業の協力は大きな実績でしたが、仮に地場企

業が衰退すれば、災害時の協力がおぼつかなくなると心配する声もあります。

最後に、別の角度での心配事に、ウォーターPPP、コンセッション方式、いわゆるレベル4を採用しているここ15年間の水道事業は、世界で35か国、少なくとも180件に上り、一部では失敗に終わり、再び公営化されたところも少なくないと聞いています。

このような不安もある中で、県は、これまで関係者との意見交換をされてきたのでしょうか。また、納得していただいているのでしょうか。気になるところであります。

木村知事は、令和6年5月の末、当時の自見大臣とウォーターPPPについてオンラインでの意見交換で、積極的に推進することで合意したと発表されていました。

そこで、改めて木村知事にお尋ねをします。

既に取り組んでいる工業用水のウォーターPPP運営については問題がないのか、また、今後進めようとしている下水道事業において、地元企業に対する配慮とウォーターPPP導入についての思いをお伺いいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

**○知事(木村敬君)** 県民生活や企業活動を水分野で支える上下水道や工業用水道は、一旦災害や事故により使えなくなれば、大きな影響を及ぼすことになる重要なライフラインでございます。

道路や港湾などのインフラ行政全般において、職員数の減少や施設の老朽化が進む中、特に水分野においては、それらに加えて、人口減少に伴う事業収入の減少などの課題もあり、国は、この課題解決に向けて、民間の創意工夫と資金を活用するコンセッション方式による官民連携を推進してきたところでございます。

近年になって、上下水道管の老朽化による破損

を起因とした漏水や道路陥没の頻発など課題が顕在化してきたこともあり、国は、令和5年度から、新たな官民連携方式である、議員御指摘の管理、更新一体マネジメント方式を、従来の方式と併せてウォーターPPPと称し、さらなる官民連携を促進する方針を打ち出しております。

私自身も、総務省で、上下水道や工業用水道など公営企業を担当しておりましたので、水分野における官民連携の推進がますます重要であることは十分認識しております。

まず、工業用水道についてお答え申し上げます。

本県では、令和3年4月から、工業用水道分野では全国初となるコンセッション方式を導入し、特別目的会社、ウォーターサークルくまもと株式会社を運営権者として、20年間の長期契約を締結しております。

導入に当たり、課題分析や関係者との丁寧な意見交換を重ねた上で制度設計を行った結果、運営権者からは、リスク管理体制の高度化により、20年間で約15億円の事業費を縮減する提案を受けております。さらに、人材育成や地域経済への貢献などの提案についても効果を期待しているところでございます。

事業開始以降、運営権者において、11億円を超える設備更新や修繕が着実に実施され、施設の状態を示す管理指標であります施設健全度のポイントも5ポイント以上上昇して、評価ランクが最上位の健全に移行するなど、施設の安全性、信頼性の向上が図られております。

また、維持管理体制についても、地元企業の参入の下、強化が図られており、これまで大きなトラブルや事故は発生しておりません。工業用水の安定供給も確保されるとともに、運営効率やサービスの品質の向上が確認されており、コンセッ

ョン方式による運営は、順調に進展していると言ってよいと思っております。

次に、下水道事業におけるウォーターPPPの導入についてお答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、国は、污水管の改築に係る交付金事業の採択要件として、令和9年度以降、ウォーターPPP導入が決定済みであることを条件としており、県内においても、この制度の導入に向けた検討を進めてきたところでございます。

今年度は、整備中の特定公共下水道も新たに対象に加えて、県内下水道の管理運営を担う地元企業に対する説明会の開催や、県内企業を含む多業種の企業を対象に、本制度への参入意欲等を把握するアンケートの実施などにより、約50社からの意見、御回答をいただきました。

地元企業からは、施設の運営、維持管理は地元企業を優先活用すべきですとか、緊急時の対応は地元でないとできない、事業規模が大きくなると、対応できる事業者が限られるなどの意見がございました。

これらを踏まえ、今後、県が管理する流域下水道においては、官民連携方式や対象範囲の検討に当たって、地元企業が参入しやすい要件や入札時の評価基準などについて検討を進めてまいるところでございます。

私は、令和6年5月に、当時の自見はなこ内閣府特命担当大臣との会談の場で、地域の実情を踏まえつつウォーターPPPを推進していくという思いをお伝えしております。

引き続き、関係者と意見交換を重ね、地元企業の参画機会の確保に配慮しながら、ウォーターPPPの導入に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

〔城下広作君登壇〕

○城下広作君 このウォーターPPP、公が担うもの、また民間に託せるもの、こういうこともしっかり考えながら、そして国の方針もあるでしょう。しかし、先ほど知事が言われました、やはり地元の状況も踏まえながら考えていく、このことの視点は大変大事だと思いますので、ぜひ、また地元企業との懇談とか、いろんな形でのこともまたしっかりと対応していただければというふうに思います。

では、次の質問でございます。

県立高校の入試状況、定員内不合格についてということで質問をさせていただきます。

県立高校の問題について質問いたします。

昨年11月の一般質問では、県立高校のあり方検討会の内容に触れ、その中で、県立高校における郡部の定員割れ問題、市内の大規模校の学級減の問題を質問し、それに伴う私立高校の定員の在り方についても伺いました。

既に、県立高校の前期(特色)選抜は2月2日に実施され、2月9日には合格内定者の通知がなされました。そして、後期(一般)選抜は、まさに明日4日から実施されます。受験生の皆様にとりましては、本日は何かと落ち着かない1日だと思いますが、体調を万全に整え、実力を発揮し、志望校合格の栄冠をぜひつかみ取っていただきたいと願っています。

ところで、今回の高校入試に関しての県下の出願状況を詳しく見てみますと、県立高校全50校中39校が募集人員に満たない状況です。受験生の中には、私立高校も併せて受験し、既に合格の切符を手にしている生徒もいることから、県立高校の最終合格者数の確定は3月下旬までは分からないと思いますが、それでも定員割れする高校は、昨年より増えると推測されます。

そこで、第1点目の質問ですが、県は、これま

で、県立高校の魅力を訴え、受験生増加に向け尽力をされておりますが、今回の県立高校の出願の状況について、どのような感想をお持ちか、お伺いいたします。

次に、第2点目の質問ですが、定員内不合格者についてお尋ねをします。

全国の公立高校では、何らかの事情で定員内不合格者となる生徒がいます。文部科学省が昨年12月に公表した調査結果では、2025年の入試では、延べ1,770人に上り、そのうち4県では100人を超えるようです。

ちなみに、過半数で延べ20人以上の定員内不合格者が出ており、最も多かったのは沖縄県で224名、北海道や茨城県などではゼロ、本県は5人以下だったそうです。これだけ差があるということは、各都道府県の判断基準に違いがあるのではないかと思います。

このような現状を踏まえ、文部科学省は、2024年、学ぶ意欲を有する生徒に対して、学びの場が確保されることは重要として、全国の教育委員会に、定員内不合格者を出さないよう取り扱っている例を含め、他の教育委員会における入学者選抜の実施方法等を参照するとともに、合理的な説明となっているかについて、改めて検討するよう通知していると聞いています。

本県も、少数ではありますが、定員内不合格を出しています。私は、受験に挑戦する段階で、学ぶ意欲があるという表れだと思います。

そこで、本県の可否の判断基準や今後の対応について、県の考え方をお尋ねいたします。

次に、第3点目の質問ですが、1月の下旬、地元紙の記事で、県内私立高校が授業料の値上げ予定と掲載されていました。理由としては、人件費の高騰、教育の質の向上などの理由があるようですが、4月から私立高校の授業料が実質無償化に

なることから、この時期を最大限に活用するとの意見もあるようで、いずれにしても、無償化を支えるのは国民の税金であります。必要不可欠なことであれば、丁寧な説明が求められると思います。

そこで、私立高校では値上げの案が出ていますが、県立高校の今後の授業料について、県はどのように考えておられるのか。

以上3点、越猪教育長にお尋ねをいたします。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) まず、1点目の今年度の出願状況についてお答えします。

今年度の中学卒業予定者数は、昨年に比べ166名増加しているにもかかわらず、県立高校後期(一般)選抜の出願者数は、昨年度より285名減少しており、定員割れの高校も2校増加するなど、厳しい状況であると認識しています。今後、さらなる分析を行い、県立高校の魅力化につなげてまいります。

次に、2点目の定員内不合格についてお答えします。

議員御案内の文部科学省通知によると、定員内不合格については、それ自体が直ちに否定されるものではないとされており、高校入試については、校長が受験者の能力、適性等を総合的に考慮し、可否の判定を行っています。

県教育委員会としては、定員に満たない学校、学科等における入学者の選抜では、多くの生徒が入学できるよう配慮することを各県立高校に対して周知してまいります。

最後に、3点目の県立高校の今後の授業料についてお答えします。

県立高校における授業料の水準につきましては、地方財政計画において基準が示されており、本県でも、これを踏まえて授業料を設定し、全国

的にも統一の金額となっています。

今後も、県立高校の授業料の取扱いにつきましては、地方財政計画の見直しや制度改正の動向を踏まえて対応してまいります。

引き続き、おおむね10年先を見据え、関係団体と連携しながら、県立高校の子供たちの学びの確保に向け、全力で取り組んでまいります。

〔城下広作君登壇〕

○城下広作君 11月の議会では、一番最後の質問が教育長への質問でございまして、大変時間がない中でばたばたして答弁していただいたということで、今回は一番最後じゃなく、繰り上げて順番を上げて、安心して答弁ができるように配慮したつもりでございます。

その分、県立高校の定員割れ、大変深刻な分でございます。私が先週行った牛深高校の卒業生は37名でございました。また来年はそれより少ないというふうに言われております。だんだんだんだん、定員割れというのは、もう本当59校中39校で、さらに増えると大変な状況かなというふうに心配をするところでございます。

また、一方で、授業料、いろいろあります。高校無償化になって大きな変化が今から公立、私立、影響があるのかなと思ひ、この問題については、今後もずっと監視をしていきたいというふうに思ひます。

最後の質問になります。

子ども食堂を活用した困難な状況下の子供への支援について、ちょっと質問させていただきま

す。子ども食堂については、これまで、ほかの議員の皆様が、事業運営者等からの御意見や要望を踏まえて、あらゆる角度から質問されていると認識しています。私も、県下の同僚議員が受けた相談を聞いたり、子ども食堂の運営者から直接意見を

伺ったこともあります。

私の場合には、主に、事業を運営するに当たり、利用者の増加による運営費の不足やスタッフの人員確保の課題でした。

そもそも、子ども食堂の始まりは、独り親家庭では保護者が仕事や家事に追われてしまうため、子供が十分な栄養の食事が取れない、また、孤食状態になることも増えてきていることから、そうした子供たちに対して、無料または低料金で食事を提供することを目的として始まったと聞いていましたし、そういうことだと私は認識してきました。

しかし、昨今の子ども食堂は、皆同じ状況ではなく、それぞれに取組にも特徴があり、利用者の幅もそれぞれ違うようです。

そこで、私は、現在子ども食堂がどのような形で運営されているのか、利用者の状況はどうか、詳しく理解するため、2月初めに、市内のある子ども食堂の視察を行いました。残念ながら、私が訪問した日は食事ができる日ではなく、施設内の見学や経営者の話を伺うだけでしたが、初めて現場の様子を見て、利用状況を伺い、しかも、ボランティア精神で取り組まれていることにとっても感動しました。

そこで、私が一番知りたかった、独り親家庭で保護者が仕事や家事に追われてしまうために、子供が十分な栄養と食事を取れない孤食状態になる子供たちが利用できているのか、また、いじめなどの理由から家を出ることができない子供たちは、ちゃんと施設に足を運び、利用できているのかといったことを確認しました。

すると、子ども食堂の運営者としては、家庭状況をつぶさに把握するのは限界があり、不登校など家から出られない状況を把握できる家庭は個別に食事を配達することもあるとのことでした。

子ども食堂も、元気な子供たちにとっては、コミュニケーションの取れる大変よい施設になりますが、様々な理由で学校に一時的に通うことができない子供たちには、行きづらい、利用しにくい場所になっている場合もあると思います。

聞くところによると、今は、子供や大人が気軽に利用できる地域のオアシスのようにになっている場所も増えているようで、しかし、本来利用してもらいたい子供たちが利用できていなければ、何かしら寂しいものがあります。

私としましては、そういった場所であっても、困難な状況に置かれている子供たちのため、行政としては、その状況に合わせた支援の在り方を検討される必要があるのではないかと考えます。

そこで質問します。

不登校やいじめなどの理由で、子ども食堂に自ら進んで行くことができない困難な状況下の子供もいると思いますが、県は、こうした子供について、子供の置かれた状況に合わせた支援の在り方を検討する必要があると思います。県の子ども食堂を活用した困難な状況下にある子供への支援について、健康福祉部長にお尋ねをいたします。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) 子ども食堂は、地域のボランティアの方々の自主的な活動によって運営されています。食事の提供を通じて、子供が安全、安心して過ごすことができる居場所を提供し、地域の方々とのつながりを育み、大人が子供を見守ることができる場として期待されています。

議員御指摘のような、不登校やいじめなど、明らかに困難な状況にある子供や家庭に対しては、市町村が個々の状況に応じたサポートプランを作成し、学校や関係機関等と連携しながら見守る体制をつくっています。

そのサポートプランにおいて、子ども食堂の強みである居場所としての機能を活用できれば、こうした子供が地域とつながる初めの一步として、有効な支援策になると考えられます。

このように、子供や家庭の状況に応じた支援を届けるためにも、市町村が地域の子ども食堂の活動状況や特色を把握し、継続的に緊密な関係をつくっていくことが大切です。

県においては、市町村が困難な状況にある子供にいち早く気づき、より実効性の高い支援につなげていけるよう、子ども食堂との連携の在り方を市町村とともに考えてまいります。

困難な状況にある子供たちが前向きに希望を持って成長できるよう、地域全体で見守り、支援する体制を整えてまいります。

〔城下広作君登壇〕

○城下広作君 子ども食堂の由来をAIで聞いてみました。そしたら、AIが教えてくれました。東京のある八百屋さんが、余っている食材を、もったいないと、それで、食べるに困る子供さんたちがいれば、この野菜を使って食事を提供しようということで始まったのが、東京の最初の子ども食堂だったそうでございます。AIもためになるなと思いました。

そこで、うのみにせず、今度は逆に、いろんな文献を調べたら、確かに同じようなことがあって、あ、正しい情報だったなと思いました。

そのときの精神は、本当に今では考えられないかもしれませんが、食べるに食べれない子供さんが間違いなく世の中にいると、その子供さんたちにどうにかして手を差し伸べたいとの思いから、まさにボランティアの精神から始まった子ども食堂。

今は時代が変わり、いろんな立場が変わり、いろいろ支援をもらわなきゃいけないとか、そうい

う考えもありますけれども、原点から考えると、本当に子ども食堂に来てもらいたい子供が来ているかということのチェックはどこかでしておかないと、何かしら元気な子供ばかりで、わあわあ騒いでという形ばかりの方向性ではどうなのかなという考えもあるかなというふうに思って、今回取り上げさせていただきました。

私には、近年まれに見る時間の余る質問というふうになりまして、大変感慨深いものがございます。

本当に皆様に御清聴いただき誠にありがとうございました。(拍手)

○副議長(緒方勇二君) 以上で本日の代表質問は終了いたしました。

明4日は、午前10時から会議を開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第4号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時38分散会



**第 4 号**

**(3月4日)**



# 令和8年 熊本県議会 2月定例会会議録

# 第4号

令和8年3月4日(水曜日)

## 議事日程 第4号

令和8年3月4日(水曜日)午前10時開会

第1 代表質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

## 本日の会議に付した事件

日程第1 代表質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

## 出席議員氏名(44人)

星 野 愛 斗 君  
 高 井 千 歳 さん  
 住 永 栄 一 郎 君  
 亀 田 英 雄 君  
 幸 村 香 代 子 君  
 杉 嶋 ミ カ さん  
 立 山 大 二 朗 君  
 斎 藤 陽 子 さん  
 本 田 雄 三 君  
 岩 田 智 子 君  
 堤 泰 之 君  
 南 部 隼 平 君  
 前 田 敬 介 君  
 坂 梨 剛 昭 君  
 荒 川 知 章 君  
 城 戸 淳 君  
 池 永 幸 生 君  
 竹 崎 和 虎 君  
 吉 田 孝 平 君  
 中 村 亮 彦 君

増 永 慎 一 郎 君  
 高 島 和 男 君  
 松 村 秀 逸 君  
 岩 本 浩 治 君  
 西 山 宗 孝 君  
 河 津 修 司 君  
 楠 本 千 秋 君  
 橋 口 海 平 君  
 緒 方 勇 二 君  
 高 木 健 次 君  
 高 野 洋 介 君  
 内 野 幸 喜 君  
 岩 中 伸 司 君  
 城 下 広 作 君  
 西 聖 一 君  
 山 口 裕 君  
 瀧 上 陽 一 君  
 溝 口 幸 治 君  
 池 田 和 貴 君  
 吉 永 和 世 君  
 松 田 三 郎 君  
 藤 川 隆 夫 君  
 岩 下 栄 一 君  
 前 川 收 君

## 欠席議員氏名(3人)

西 村 尚 武 君  
 前 田 憲 秀 君  
 坂 田 孝 志 君

## 説明のため出席した者の職氏名

知 事 木 村 敬 君  
 副 知 事 竹 内 信 義 君

副 知 事 亀 崎 直 隆 君  
知事公室長 深 川 元 樹 君  
総 務 部 長 千 田 真 寿 君  
企画振興部長 富 永 隼 行 君  
理 事 阪 本 清 貴 君  
理 事 府 高 隆 君  
健康福祉部長 下 山 薫 さん  
環境生活部長 清 田 克 弘 君  
商工労働部長 上 田 哲 也 君  
観光文化部長 脇 俊 也 君  
農林水産部長 中 島 豪 君  
理 事 間 宮 将 大 君  
土 木 部 長 菰 田 武 志 君  
会計管理者 野 中 眞 治 君  
企 業 局 長 久 原 美樹子 さん  
病 院 事 業 者 管 理 者 職 務 代 理 者 鍛 本 亮 太 君  
教 育 長 越 猪 浩 樹 君  
警察本部長 佐 藤 昭 一 君  
人事委員会 城 内 智 昭 君  
事務局長  
監 査 委 員 小 原 雅 之 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 波 村 多 門  
事 務 局 次 長 兼 総 務 課 長 鈴 和 幸  
議 事 課 長 下 崎 浩 一  
議 事 課 長 補 佐 岡 部 康 夫

午前10時開議

○議長(高野洋介君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 代表質問

○議長(高野洋介君) 日程に従いまして、日程第1、昨日に引き続き代表質問を行います。

立憲民主連合岩田智子君。

〔岩田智子君登壇〕(拍手)

○岩田智子君 おはようございます。立憲民主連合・熊本市第一選挙区選出・岩田智子です。

怒濤の2026年の幕開けでした。解散総選挙がありました。ばたばたと日々が過ぎました。オリンピックもありました。あっという間の1月、2月で、オリンピックで本当に選手の皆さんの才能と努力に感動しました。各国の選手たちがお互いをリスペクトしながら本当に励まし合う姿、そういう姿にうるうるしながら時を過ごしましたけれども、アメリカとイスラエルがイランを攻撃し、イランからの報復があり、今本当に戦争が始まって、真逆の世界が今あります。

そのような混乱の中、会派の代表質問として登壇をさせていただきました。昨日と重なる部分の質問もありますけれども、最後まで御清聴をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは早速、通告に従い質問をします。

水俣病公式確認から70年、完全解決に向けての県の取組について伺います。

今年の5月1日で水俣病公式確認から70年になります。これまで被害の全容を把握するための調査、いわゆる被害を把握する全容調査は一度も行われていません。そのことが水俣病が70年経ても解決しない大きな要因ではないかと思ひます。

去る2月4日に、県は、公健法に基づく水俣病審査会の答申を受け、13人を患者認定棄却しました。2015年7月以降、6人を患者認定したものの、棄却は、先ほどの13人を含め、1,725人となりました。

令和8年1月末現在の認定申請者232人のうち、5人が亡くなられ、48人は、申請から10年以上経過していますが、いまだ決定に至っていません。

昨年11月から住民健康調査の先行調査が始まりました。健康調査は、2009年施行の特別措置法であたう限りの被害者救済が掲げられ、17年もの歳月を経て、同法に基づき行われるようになったはずです。

あたう限りの被害者救済と同法の趣旨を踏まえると、被害者を掘り起こし、全容を解明することが必要と考えていますが、国は、メチル水銀の影響解明や住民の健康不安の払拭に力点を置いているようです。

そうしたことから、この健康調査では、幾つかの点で問題があると考えます。

第1点は、今年から3年間で取り組むものとされている健康調査は、脳磁計と磁気共鳴断層撮影、MRIによるものです。これに対して、被害者団体や医師から、軽症者や中等症の患者、関連症状について見落とす懸念があるのではないかと、その調査手法に異論が出ています。全容解明の道が開かれるかは、甚だ疑問です。

2点目は、調査については、環境省は3年間で1,800人ほどの調査を見込んでおり、11月からは、先行調査として天草市、上天草市の40人を対象に行われています。

この件に関しては、以前にも質問しましたが、検査は1人1時間半ほどの時間で行われますが、その検査に1泊2日で赴く必要があります。そのため、検査を受ける住民にとっての負担は大きく、調査に参加する人が減るのではと予測されています。

そのため、この方法については、学者や弁護士で構成される日本環境会議も、昨年10月に、被害の切捨てや矮小化につながりかねないと、調査の中止を求める声明を出しています。

また、3点目として、この調査の目的をメチル水銀の影響を地域単位で比較することとしてお

り、本人には結果は伝えられないとのこと、当事者を無視した対応に驚きを禁じ得ません。

以上のことから、私は、あたう限りの救済について、国と被害者の方々の思いとの間にある大きな隔たりを感じます。

全容調査が行われていないまま今日に至り、今回の健康調査がそこにつながり、完全解決に向けて動いていくという期待を持って17年も待っていた被害者の方々、一方で、環境省は、被害を前提に調査を行うわけではなく、今回の調査は、水俣病に対する健康不安の解消であると言っているのです。このままでは完全解決に向かわないのではないのでしょうか。

また、今回の予算審議前での解散総選挙で、水俣病解決に向けての新法案も廃案となりました。それに加え、水俣病は遺伝だとか水俣病は感染症だという大きな間違いを、教育関係の企業や行政が広めてしまうという出来事も起こりました。

このことで、県は、正しい理解を広げるため、環境省と合同で実施する研修プログラムの受講を呼びかけ、14市町村の職員が水俣病の研修を受けたと聞いています。続けていただきたいと思いますが、水俣病への正しい理解が広まっていない現状では、このことも道半ばと言わざるを得ません。

さて、そこで知事に質問です。

今年も、5月1日は、水俣病慰霊式が執り行われます。水俣市の主催ですが、県として、これまで述べた状況の中、70年の節目である今年の慰霊式にどう関わっていかれるのか、慰霊式に出席をされるに当たってのお気持ちと御認識について伺います。

また、熊本県知事として、17年を費やした環境省の健康調査は、水俣病問題の完全解決に向かっていると考えておられるのかの御認識も伺いま

す。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 立憲民主連合の代表質問、岩田議員からの御質問にお答え申し上げます。

まず、70年の節目に当たる今年の水俣病犠牲者慰霊式にどのように関わっていくのか、私の考えについてお答え申し上げます。

私は、令和2年に副知事として熊本に戻ってきて以来、毎年5月1日の水俣病公式確認の日に合わせて水俣を訪問し、慰霊碑や乙女塚にお参りをし、まいりました。知事就任後は、慰霊式に参列し、水俣病問題の解決に向けて全力で取り組むこととお誓い申し上げます。

一方、昨日の高木議員の答弁でもお答えいたしました。一昨年の水俣病犠牲者慰霊式後の関係団体との懇談において、いわゆるマイクオフ問題が発生しました。

そのため、これまで国単独での開催だった懇談の場を、昨年は初めて国、県の共催とし、県も積極的に関与して、慰霊式前後の2日間にわたり関係団体の皆様との懇談を開催し、環境大臣とともに、水俣病患者、被害者の皆様とじっくりと意見を交わすことができました。

今年は70年という節目の慰霊式となりますが、昨年同様、しっかりと時間を確保し、皆様のお声を丁寧に伺っていくよう調整してまいります。

次に、健康調査についてお答えいたします。

健康調査は、平成21年の特措法で、国が実施し、県はそれに協力することと、そして国が調査研究の実施のために手法の開発を図ることが明記されております。

県としては、これまでも、機会を捉えて健康調査の早期実施や客観性、納得性の高い調査を行うよう、国に対して要望してきました。

国は、来年度から予定している本格調査に先立

ち、今年度、フィージビリティ調査、いわゆる実施可能性調査を実施し、対象者への依頼方法や参加者の負担などといった課題を検証しているところでは、

県は、調査の実施に当たって、特措法に規定されているとおり、国に協力し、対象自治体と国との連絡調整などを行ってきました。

国には、引き続き、調査内容について、地元関係者の皆様への丁寧な説明を求めていくとともに、今年度の実施可能性調査の検証結果が、適切に来年度の本格調査に反映され、客観性、納得性の高い調査になっていくか、注視してまいります。

水俣病問題の解決に向けては、健康調査の実施のみならず、丁寧、着実な認定審査の実施、患者、被害者と御家族の方々の安全、安心な暮らしの確保、偏見、差別の解消、地域振興や再生、融和などに引き続き取り組んでいくことが必要です。

特に、偏見、差別の解消に向けては、議員御指摘いただきました水俣病に関する誤った情報が昨年相次いで発信されてしまったことは、非常に残念でなりません。昨年の事案を受け、水俣病の正しい知識や水俣病の教訓の継承の必要性を、改めて感じているところでございます。

このため、今年は、公式確認70年を契機としたシンポジウム等の啓発イベントの開催や地元民間団体等が実施する情報発信への支援など、取組の強化を図り、水俣病から学んだ貴重な教訓を、国内外に、そして次世代にしっかりと継承してまいる1年にしたいと思っております。

今後とも、水俣病の解決に向けて、県庁一丸となって全力を尽くしてまいります。

〔岩田智子君登壇〕

○岩田智子君 御答弁をいただきました。

70年という節目でもありますけれども、なぜ何で70年も解決しないままなんだろうというふうに思っています。現場主義を大事にする知事に積極的な関与をと、本当に思います。

2004年、最高裁判決で、国と県は加害者であると判決が出ました。徹底的に原因を究明し、被害の全容を実態調査して、解決策を講じ、被害救済をする、それが加害者である行政の責務だと思えます。

その2年後、公式確認から50年であった2006年5月1日、50年の節目の水俣病犠牲者慰霊式がありました。この日、全ての県職員は、同じ時刻に黙禱をささげたと聞いています。

当時、環境大臣は小池氏、知事は潮谷氏、水俣市長は宮本氏でした。県庁の職員で、当時お仕事をされていた方も少なくなっただんじゃないかなと思います。国の機関ではなおさらじゃないかなと考えます。

お話を聞けば、当時、その50年のときも、このままでは救済できないまま亡くなられる方が増えるばかりだ、早く解決をとという声が出ていたそうです。被害者の救済が遅れば遅れるほど、地域が再び混乱の時代を迎えてしまうのではないかなという心配も、70年たった今、心配ないですよと言えない状況ではないでしょうか。

健康調査については、課題検討中ということで、被害者に寄り添う立場での国の取組への注視と主体的な救済策を国に訴えていただきたいと思えます。今のような国の姿勢では、完全解決にはまだ何年もかかりそうです。県は、主体性を持って動いていただきたいと思えます。

今なら、その知見や経験、これまでの歴史の経験を知っている職員さんや外部の人たちもたくさんいらっしゃると思うんですね。今後、たくさんの方々、被害者と行政だけではなくて、いろん

な団体を巻き込んで、さらなるもやい直しをというふうに考えます。

水俣は、世界の水俣です。水俣病の教訓を学ぶと知事もおっしゃいました。環境やまちづくりについて学ぶ外国人の姿、観光客も多いです。ここにも県の働きかけを期待して、世界の水俣ということ、環境の水俣、人権の水俣として盛り上げていただきたいなと思えます。

次に、次の質問に移ります。

熊本地震から10年、熊本県の防災の取組について伺います。

熊本地震から、4月で10年になります。改めて、あの災害でお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表します。

思い出しますと、命からがら避難所に詰めかけた本震の後の避難者は、動揺し、私の校区の体育館は、ほこりだらけで、殺伐としていました。やはり、東日本大震災のことを、その前の阪神・淡路大震災のことを知っていても、自分事とは考えていない人が——この中には私自身も入っていますけれども、ほとんどでした。

それから、避難所運営や被災者支援に様々な課題、特に、女性、子供、妊婦、障害のある方、外国人の方々、ペットと暮らしているの方々の視点がないことなども浮かび上がりました。

当時、避難所に来た外国の方が、地震を経験したことがなく、何が起こったのかが分からず、情報も日本語だけだったことで、とても心細かったことなどをしばらくしてから聞いたことがあります。

熊本県は、これらのどれに対しても真摯に取り組み、課題を解決してきたと思えますし、そのことを他県にも発信をしてきました。

とにかく、災害は、自分事として、いつ何どき起きても対処できる準備は、万端にしておかなければ

ればなりません。しかし、県内での災害に備える準備の徹底はされているのでしょうか。

例えば、行政視察で全国の議会棟を見せていただきますと、南海トラフに備えてヘルメットの常備は普通です。県内も、熊本市議会では、議場にヘルメットを常備されています。議長代理での県立学校の卒業式に行っても、当たり前のように準備をされているところ、そうではないところ、様々です。ぜひ、各校、各場所、徹底していただきたいなと思います。

先日、県の防災センターに学生たちと行きました。防災グッズコーナーでは、少しレイアウトが変わり、簡易ベッドやテントなど、よいものが展示されていました。入り口には、防災行動計画、くまもとマイタイムラインの外国語版、中国語、韓国語、英語、ベトナム語が置いてありましたので、外国の方が来られるかと聞きましたら、台湾の方が来られることが多く、マイタイムラインの用紙を持って帰られるとのことでした。

大阪の障害者自立センターを視察した折にも、担当者の方から、熊本地震での要支援者への対応を参考に、災害に備えた準備をされていることを言われました。

ペットを飼われている方々は、避難所まではペットと同行しますが、ペットは、避難所では屋外等、ペット専用スペースで過ごすこととなります。しかし、避難所でも、ペットと一緒に過ごすことを望む方もおられます。

熊本地震の際には、学校では、一部で空き教室の活用があったり、ゾーニングをされたりした避難所もありました。大半は、ペットとともに車中泊や崩れた家でそのまま暮らしておられました。

益城町では、被災後、避難所の近くにワンニャンハウスが開設をされ、そこにペットを預けることができました。避難所近くで安心だという声が

聞かれましたし、それで避難所に来られた方もいました。

熊本地震を振り返れば、復旧、復興はあらゆる視点で着実に進んできているのだと改めて思います。

そこで質問です。

熊本地震から10年、県民の防災意識について、また、災害時の課題であった外国人への防災意識向上のための取組について、知事公室長に伺います。

また、ペットの飼い主への防災意識向上のための取組や同行避難を受け入れるための各市町村への働きかけについて、健康福祉部長にお聞きします。

〔知事公室長深川元樹君登壇〕

○知事公室長(深川元樹君) まず、県民の防災意識向上のための取組についてお答えいたします。

県では、これまで、地震の経験や教訓を踏まえ、防災ハンドブックの配布や県内各地での防災研修などを通じて、広く県民の皆様の防災意識の向上を図ってまいりました。

令和7年8月豪雨後に行った県民アンケートでは、災害から身を守るために何らかの備えを行っている方の割合は約9割に上っています。

一方で、全国で災害が激甚化、頻発化する中、今後は県民の皆様に平時から十分な備えを行っていただくことが重要となります。そのため、新たに、熊本地震10年を契機とした学校でのマイタイムラインのモデル授業のほか、事前の備えを啓発するためのショート動画やSNS広告を活用した情報発信に取り組んでまいります。

引き続き、県民の皆様が御自身や御家族での備えを一層充実いただけるよう、自助努力の強化に向けた取組をしっかりと進めてまいります。

次に、外国人住民への防災意識の向上のための

取組についてお答えします。

現在、県内の外国人住民数は約3万人で、熊本地震当時と比較すると約3倍となっています。そのため、外国人住民の防災意識の啓発がこれまで以上に重要となってきます。

県では、議員御紹介のマイタイムラインガイドブックの多言語化のほか、災害用トイレなどの防災資機材を用いた防災研修や外国人住民が地域の方々と避難経路や避難所について学ぶ「防災まちあるき」イベントなどを開催しております。さらに、県の公式SNSでは、災害情報を含む情報発信を多言語で行っています。昨年豪雨時には、熊本県外国人サポートセンターホームページで、易しい日本語により災害関連情報を発信いたしました。

また、災害時に円滑に最新の情報を届けるため、市町村や外国人コミュニティーリーダー、支援団体との連携強化を図る防災ネットワーク会議を開催し、平時から関係機関と顔の見える関係づくりに取り組んでいます。

さらに、市町村職員向けの災害時外国人支援研修会を開催し、基礎自治体における防災啓発の推進と災害時の対応力向上を後押ししています。

これらの取組を重層的に進めることで、本県にお住まいの外国人の方々が、安全かつ安心して暮らせる地域社会の実現に向けて取り組んでまいります。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

**○健康福祉部長(下山薫さん)** 災害発生時には、避難が必要な方が迅速に避難できることが重要です。その上で、ペットを飼っている方が、ちゅうちょなくペットとともに安全に避難できる体制づくりが課題と考えています。

そのための対策として、1点目のペットの飼い主への防災意識の向上の取組についてお答えしま

す。

まずは、飼い主自身がペットの命を守るため、平時からペット用の防災グッズの備えやしつけを行うことが重要です。そのため、飼い主に対して、防災対策研修の開催やアニマルフレンズ熊本でのペット防災グッズの展示、県動物愛護ホームページへのペット防災対策の掲載により、防災意識の向上を図っています。

次に、2点目の同行避難を受け入れるための市町村への働きかけについてお答えします。

災害時にペットとの同行避難を推進することは、放置され、飼い主の下から逃げ出した動物による人への危害の防止や生活環境の悪化を防ぐ観点からも必要であると認識しています。

市町村に対しては、災害対策研修会や動物愛護担当者会議において、県作成のペットの受入れに関する避難所運営の手引を参考に、既存の避難所で同行避難を受け入れるための体制づくりを要請しているところです。

今後、その体制づくりにおいて、想定される課題の抽出及び対応策を探るための訓練の実施も検討してまいります。

あわせて、県としては、このような取組に加え、県獣医師会等の関係団体と連携して、被災ペットの治療や健康相談、避難所以外での一時預かりなどを行い、飼い主や市町村への支援につなげていくこととしています。

引き続き、ペットを飼っている方もそうでない方も、ともに安心して避難生活を送ることができるよう、飼い主の防災意識の向上や円滑な同行避難の受入れに向けた市町村の支援に努めてまいります。

〔岩田智子君登壇〕

**○岩田智子君** 御答弁いただきました。

10年前、発災後、この議会でも臨時議会が開か

れました。そのとき、議場でも経験した被害の大きさに、すごく差があった、開きがあったというふうに思い出します。益城や南阿蘇、西原、熊本市内もそうですけれども、とても被害が大きかったところ、ほとんど被害がなかったところ、県内でもいろいろあったんですけれども、課題を共有することで、熊本県議会の中は、本当に自分事として震災被害を受け止めて、被災地の復旧、復興に一丸となれたと思っています。

昨日もお話が上がりましたが、県内では、防災士の資格を取った方が増加しています。今年の2月現在で6,075人となりました。外国人の増加とその外国人への差別や偏見につながるトラブルを避ける意味でも、日常のつながりがとても大事だと思います。積極的な働きかけでの防災訓練とか、防災まちあるきの話もされましたけれども、とても重要な取組だと思っています。

先日、知事が、3月から一部の県営住宅に犬猫の飼育を認める試行を始められるということがニュースになりましたけれども、高齢者の孤立解消が一番の目的のようなんですけれども、ペットとともに暮らす日々は、健康をも高めると、そんなふうに獣医師会からも提言がされています。被災時はなおさらそうですね。しかし、多頭崩壊とか不適切な飼育をされる問題も多い実情の中で、災害が発生することをしっかりと想定をしなければならぬというふうに思っています。

災害時の受入れ体制などを、全県的に啓発、そして支援していただければなと思います。まずは飼い主の方々が責任を持つこと、それは私もしっかりと広げていきたいなと思います。

それでは、次の質問に移ります。

川辺川ダムに係る県の負担について伺います。

川辺川ダムは、1966年7月、国がダム建設計画を発表した後、42年間、代替地への移転や五木村

振興などの施策の推進と同時に、時間的にずれた形で五木村、相良村での反対運動や下流域での反対運動があり、住民討論集会を経て、2008年に蒲島知事がダム白紙撤回を表明しました。

2020年の豪雨で球磨川が氾濫し、九州5県で、災害関連死を含め、79人が犠牲となりました。

その年の11月、知事が流水型ダムを国に求め、12月、国交省が正式提案、2022年、国交省と県が、緑の流域治水として流水型ダムを含む河川整備計画を策定しました。2024年には、五木村村長が計画容認をされました。2025年9月、地元漁協が流水型ダムを容認したことで、11月14日に国との間で約8億円の補償契約の調印式が行われました。

国土交通省は、公共事業は費用便益比、B/Cが1.0以上必要だと、技術指針で表明をされています。そして、国土交通省は、この川辺川ダム事業の費用便益比を、2025年の事業再評価で2.4であると主張しています。これは、2025年度現在での残事業費を約2,560億円として計算されたものです。

しかし、1966年からの事業費、用地補償費などを含めてから計算をすると、総事業費は4,900億円と言われていて、総事業費で算定された費用便益比は0.4ではないかと、国会でも議論されています。

旧川辺川ダム計画で実施した事業費は、2021年までの用地取得や道路付け替え工事などに約2,200億円、今後必要な建設工事費、付け替え道路整備等を加え、約2,700億円が必要とされています。

国の直轄事業ですが、県の負担もあります。試算例の一つとして、河川法及び後進地域特例法により県の負担率を計算すると、負担率が13.75%となるので、総事業費の事業負担は674億円とな

り、今後発生する分はそのうちの369億円となります。今後の資材の高騰や人手不足での工事日程延長などでは、まだ増えると考えられます。

ちなみに、来年度、国は、建設関連費として約60億円を計上しています。また、完成後の維持管理費もかかります。県の財政負担を考えると、本当に費用対効果があるのか、疑問です。

そこで質問です。

今年度予算に既に予算が組まれているのですから、着工となるのでしょうか。費用対効果や県負担などに疑問を持つ県民も多いと思います。この疑問へのお考えを知事に伺います。

〔知事木村敬君登壇〕

**○知事(木村敬君)** 私は、令和2年7月豪雨で甚大な被害を受けた球磨川流域の一日も早い安全、安心の実現、県民の命と暮らしを守るためには、川辺川における新たな流水型ダムを含む緑の流域治水の推進が必要であると考えております。

まず、川辺川ダム建設事業の費用対効果についてお答えいたします。

B/Cと呼ばれる費用便益比は、公共事業評価において、事業の対応方針を判断する際に用いる指標の一つです。これは、全国統一の技術指針に基づき、経済的な評価として事業の投資効率性を表すものです。

技術指針では、2つのB/Cを算定することとされています。

1つは、事業の継続、中止の判断材料として、残事業費により算定するB/Cです。川辺川ダム建設事業については、国は、昨年7月に、今後新たな流水型ダムとして実施する事業の数値が2.4となったことを示しました。

もう一つは、事業の透明性確保を図るものとして、総事業費により算定するB/Cです。国は、同じく7月に、これまでの貯留型の旧川辺川ダム

計画に基づき実施してきた事業に、新たな流水型ダムとして実施する事業を加えた数値が0.4となったことを示しました。

これらのB/Cの数値に加え、最大孤立者数や想定死者数の低減効果など、B/Cでは計測できない効果や事業の進捗見込みといった複数の視点を踏まえ、国は、球磨川水系学識者懇談会において事業継続との対応方針案を示しました。

この懇談会で審議され、了承を得た上で、九州地方整備局が設置する事業評価監視委員会へ報告し、昨年8月、国土交通省が事業継続の対応方針を決定しております。

なお、川辺川ダム建設事業のB/Cに関しては、昨年6月及び12月の国会でも同様の質疑があり、技術指針では、残事業費によるB/Cが基準値以上であれば、基本的に事業を継続する旨の答弁がなされております。

県としても、B/Cの数値やそのほかの効果などを含め、事業評価は妥当であると考えております。

次に、県の負担についてお答えいたします。

国の直轄事業に関する都道府県の負担は、道路や河川等の土木施設の新設及び改良を行う際、その利益を受ける地方自治体にも費用の一部負担を求めることが法律で定められていることによるものでございます。なお、議員御指摘の維持管理に係る費用に対する負担は求められません。

国の直轄事業によって、私たちの暮らしの安全、安心は守られているものと考えます。例えば、昨年、令和7年8月の豪雨では、緑川において、河川整備と緑川ダムによる治水対策が講じられたことで水位低減効果が発揮されました。仮に、これらの対策がなかった場合には、多くの場所で浸水被害が発生した可能性があります。このことから、直轄事業の効果は明確だと思ってお

ります。

県としては、球磨川水系河川整備計画に位置づけられた重要な事業の一つである新たな流水型ダムに係る負担について、応分の負担を負うことは必要であり、適切に対応してまいります。

あわせて、国に対しては、新たな流水型ダムの取組を着実に進め、可能な限り工期短縮、コスト縮減に努めていただくよう求めるとともに、この事業の経済効果を地域全体にもたらず取組を要望してまいります。

今後も引き続き、国や流域市町村と一体となって、地域全体の総合力で新たな流水型ダムを含む緑の流域治水を着実に推進してまいります。

〔岩田智子君登壇〕

○岩田智子君 御答弁いただきました。まあ、そうですねかと引き下がるわけにはまいりません。

改めて、あのときの豪雨災害でお亡くなりになられた方々には、心より哀悼の意を表します。

これまで、流域住民の方々が、何度も何度も私たちが記録していることについて話を聞いてほしい、このことを国に申し入れてほしいと県に要請をされてきました。また、公聴会でも、ダム反対の立場での意見が出たのにもかかわらず、蒲島知事が国にお願いをしたということで、どんどん突き進んでいっています。この反対の立場で物をおっしゃっている方々の中には、親族を亡くされた方もいらっしゃいます。

知事が、今議会の議案説明のときに、緑の流域治水の推進に向けては、流域住民の皆様と確認をしましたと明言されましたが、本当にそうでしょうか。

新たな流水型ダムの事業の方向性、進捗を確認する仕組み会議では、12人の代表者が参加しておられますよね。この方々を選んだのは県と各自治体です。そして、スマホを開くたびに出てくる緑

の流域治水とはという広告、そして、新聞見開き2面ですね、670万円ほどかかる広告、住民に寄り添って、その思いに応えることができるように全力で取り組むとおっしゃるならば、広告も大事かもしれませんが、真摯に話を聞いていただきたい、そういうふうに思っています。

これから5年で県財政にも不安が出てくるとお話をされています。しっかりと住民の御意見を聞いて、吟味する時間が必要ではないかと私は思います。国がするから、命と環境を守れるからの根本をいま一度、この事業を疑問視している県民の声を直に聞くべきではないでしょうか。

多目的ダムから治水のダムと変更されました。気候変動と山林の荒れ、人々の亡くなった原因をもっともっと検証をしていくべきだと、いま一度申し上げておきます。

次の質問に移ります。

熊本の宝、地下水を守る取組について伺います。

先日、熊本県の公式ラインで、GO!くまモンナビでの「水の安心を支える水質の保全について」の案内があり、視聴しました。環境モニタリング調査や有機フッ素化合物のことなどの説明で、県民への不安払拭を目的とされていました。

その中で、環境モニタリング委員会に触れられていましたが、環境モニタリング委員会は、これまで4回開かれていて、10月8日の委員会の議事録には、規制物質の調査結果は基準値以下であり、問題はない、海の調査については、河川で影響がなければ海では影響ないので、海の結果の記載はない、熊本市が水質汚濁防止法にのっとり常時監視している、JASM第2工場の稼働を見据え、モニタリング調査は継続するとありました。そして、米印の後に、規制外物質に係る議論については非公開とありました。

ソニーの新工場やJ A S M第2工場の排水を処理する特定公共下水道の排水処理については、これまでの議会でも質問がありました。昨日もありました。

土木部長は、従来の活性汚泥法による処理方法に加え、全国の処理事例や下水道における処理技術の開発動向等の情報収集や調査も行っているところです、引き続き、環境生活部との緊密な連携の下、今後実施される設計の中で、工場排水の水質に応じた仕様を検討し、新たな下水処理場の一日も早い完成に向け、しっかりと取り組んでまいりますと、昨年6月議会では答弁されました。どのような検討がされているのか、気になります。

2月に入り、J A S M第2工場が、最先端の3ナノの半導体を国内で初めて量産をすると発表されました。これまでは7ナノの生産を計画されていました。

この発表に対して、最先端ウエハー生産を喜ぶ声とともに、もともと環境アセスメントも行われていないまま、水や電力や廃棄物などに変化の大きい変更で、水量、水質ともに心配する声も上がっています。

私は、昨年、台湾を訪れ、環境団体や新竹市のサイエンスパークにある清華大学などを訪れ、半導体の工場と環境問題を勉強してきました。台湾のT S M Cの2ナノの生産工場が稼働開始した頃です。

日本に比べ、環境保全についてはあまり重要視されていなかった台湾ですが、歴史を重ねるごとに、水や電力、廃棄物の問題が噴出し、環境団体や大学では、水や電力等を調査し、調査データを基に直接企業と話をしているとお聞きしました。話合いを踏まえ、水は海水を利用することになっており、電力は火力と再生可能エネルギーに頼る

とのことでした。

ナノの数値が小さくなるにつれ、水と電力の消費量は大きくなります。私は、排水の規制物質も変化の可能性もあるのではないかと思います。

そこで、2点質問します。

1点目ですが、環境モニタリング委員会における規制外物質の論議については非公開とされている理由をお聞かせください。環境生活部長にお尋ねをします。

次に、土木部長にお聞きします。

J A S M第2工場が完成するのは、報道では2027年12月の予定ですが、熊本セミコン特定公共下水道事業での排水処理が開設されるのはまだ先であり、それまでは熊本北部浄化センターに排出されることになると思われます。

特定公共下水道については、熊本北部浄化センターと同様の処理方法では心配だという県民の不安に応えるべく、工場排水の水質に応じた仕様について、これまで検討されていることを教えてください。

〔環境生活部長清田克弘君登壇〕

○環境生活部長(清田克弘君) 環境モニタリング委員会の対応についてお答えします。

半導体関連企業の集積に伴い、本県では、河川及び地下水等について、法令等に基づく規制物質の監視に加え、規制外物質についても、令和5年8月から環境モニタリングを開始し、新たな工場の稼働前後で変化がないか、確認しております。

この結果については、環境調査や健康リスク等の各分野の専門家で構成する委員会で検証し、委員会の意見を添えて公表しております。

委員会については、原則公開で開催していますが、規制外物質の検証は、全国的にも例を見ない取組であり、評価が定まっていない調査結果や公開されていない法人の事業活動に関する情報を取

り扱うため、その部分に限っては、委員長が委員会に諮り、非公開での開催を決定したものです。

なお、非公開の場で議論された内容のうち、変化が確認された物質については、その検証結果を委員会終了後の記者会見で発表しています。また、委員会の意見については、後日取りまとめて、熊本県地下水保全推進本部や県ホームページなどで公表しています。

引き続き、環境モニタリングの実施、検証を継続し、可能な限り情報の公開に努めてまいります。

〔土木部長菰田武志君登壇〕

○土木部長(菰田武志君) 特定公共下水道における排水処理のこれまでの検討状況についてお答えします。

県では、公共用水域の水質保全のため、現在建設中のソニーの新工場とJASM第2工場の排水を処理する新たな下水処理場の施設設計を進めています。

半導体工場の排水は、有機物が少なく、窒素が多く含まれているため、水質特性に応じた適切な処理を行うことが重要です。

これまで、本県と同様に先端半導体の工場排水を処理する国内外5か所の下水処理場の調査を実施し、処理方法や処理後の水質状況を含む運転管理等について、情報収集を行ってまいりました。

その結果、調査した全ての処理場で、活性汚泥法を基本にした処理方法を採用していました。また、3つの処理場においては、排水の特性に応じた独自の処理仕様による設備を付加するなどの取組を実施されていました。

これらを参考に、排水から窒素を除去する細菌の動きを活性化させるための処理仕様を検討しているところです。

今後は、昨日の高木議員の質問で知事がお答え

したとおり、既存工場の排水を用いた実証実験を行い、処理仕様の最適な条件を見出し、今後の施設設計や運転管理に生かすこととしています。

なお、規制外の有機フッ素化合物の一部についても、活性炭処理などによる低減効果の検証も併せて行います。

引き続き、工場排水の水質に応じた適切な処理に取り組み、公共用水域の水質保全を行ってまいります。

〔岩田智子君登壇〕

○岩田智子君 御答弁いただきました。

熊本県のことで一番気になることは何と色々な人に聞くと、やっぱり水とみんな言うんですね。ほとんどの方が、本当、水、水、水は心配というふうに言われます。モニタリングの調査が続けられること、安心材料なんですけれども、非公開というところにも、なぜという声も大きいんですよ。1万種類以上の物質をいろいろ調べていらっしゃると思いますので、しっかりと公開することが県民の安心につながるのではないかなと思います。変化があったら公開する、できるだけ公開するというふうに答弁ありましたので、この辺考えていただきたいなど、原則公開でというふうに訴えます。

排水の問題なんですけれども、活性汚泥法を基本にしても、排水の特性に応じた独自の処理方法、まあ、いろんな処理方法ですね、実証実験の話も出ましたし、活性炭による除去をやってみるということも出てきましたので、ぜひ安心につながるものにしていただきたいと思っています。

台湾に行った市民団体が、先日、JASMに公開質問状を出しました。そうしたら、答えが返ってきました、市民団体が県に排水、排気のクロージドシステム化や監視についてJASMに言ってくださいと要望をしたことを質問したんですけれ

ども、県からの指導などは受けておりませんと、法令を遵守しておりますとの回答でした。まあ、JAS Mに遠慮されているのか、国に遠慮されているのか分かりませんが、私たちのこの熊本県民の要望を企業にぜひ伝えてほしいと思います。

3ナノ工場については、まだ未定とのことですが、先を見通していただいて、水についてはもちろん、廃棄物のことについても、非常に心配をしているところです。しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

では、次の質問に移ります。

困難な問題を抱える若年女性への支援について伺います。

県の子ども家庭福祉課が、昨年11月末に、福岡市天神の警固公園の周辺に集まる家庭環境や貧困などの課題を抱える若者に対して、声かけ活動や相談、食料支援、宿泊支援などをされているNPO法人あいむの藤野荘子さんの講演会を企画されたので、参加しました。

藤野さんは、2019年から、不登校など何かしらの課題を抱えた子供たちの支援を始められました。それから、トー横キッズの福岡版と言われる警固かいわいでの実態調査を始められ、2022年7月から警固公園での夜回りや居場所づくりなどの支援をされています。

公園に集まる子供たちは、家にいづらい、経済的な困窮、大人への不信感などを共通点にして集まります。藤野さんは、それぞれの声を真摯に聴きながら、面談や病院や役所や警察などへの同行支援などをされています。

そして、福岡県は、令和7年7月から、警固公園に集まる子供、若者に対するアウトリーチ支援、ここまどを開始されました。声かけ、相談などを定期的にされているようです。

では、熊本ではどうなのでしょう。児童養護施設

などを退所し、就職や進学をする若者や家庭内での問題で家にいけない状態にある若者が存在しています。自立シェアハウスIPPPOの運営や相談窓口、緊急シェルター、就労支援などを展開している認定NPO法人トナリビトの山下祈恵さんが若者支援をされています。

彼女からも話を聞きました。熊本では、トー横キッズとか警固かいわいというエリアはないけれども、夏は外、冬は屋内のどこか、女子なら、女性のみ無料の店の中とかに集まるようです。寄り添って、聞いて、つないでいく地道な活動をされ、自立を促しておられます。

2024年11月に県から公表された「こども・若者、子育て当事者から意見を聴く取組みの結果について」を見てみると、子育て当事者の意見として、子供が成長した後の中高生の居場所についての不安の声や中高生からの声も出ています。

また、2024年に、熊本市でこどもの居場所及びその開設等の支援に関する調査研究が行われ、その結果を見てみますと、中学生、高校生と年代が上がるにつれ、家、学校、職場以外の居場所がないと回答する割合が増える傾向があり、特に中学生は、他者と過ごせる場所を希望しています。また、20代の若者には、相談できる場所を求める声が目立っています。

このように、年代が上がるほど家や学校以外の居場所がないと感じる割合が高まるという調査の結果もあり、中高生や20代の若者たちに特化した支援は必要だと思います。特に、女性の場合、女性であるがゆえに直面する問題が多様化しているので、困難な問題を抱える若年女性にとっての居場所支援は必要不可欠ではないでしょうか。

そこで質問です。

県は、昨年3月に、熊本県困難な問題を抱える女性等に関する実態調査報告書を出されていま

す。街に出られて実態調査をされています。そこで見えてきた課題を基に、困難な問題を抱える若年女性への支援について、県としてどのように取り組んでいかれるのかを健康福祉部長にお考えをお聞きします。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

**○健康福祉部長(下山薫さん)** 県では、令和5年度末に困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画を策定し、DVをはじめ様々な問題を抱える女性への支援を行っていますが、とりわけ若年女性が既存の支援制度に十分につながっていないことが大きな課題となっています。

基本計画の中では、民間団体との協働を掲げており、そうした若年女性が気軽に立ち寄れる居場所の提供を開始するなど、官民が連携した支援を進めていくこととしています。

議員御紹介の実態調査は、課題となっていた若年層との関係構築を得意とする民間団体と協力しながら、熊本市内の繁華街等で実施しました。

その結果、本県においても、生活困窮、家族や友人とのトラブル、帰る家がないなどといった困難な問題を抱える若者が一定数確認され、そういった若年層への支援としては、待つのではなく、出向いて支援する、いわゆるアウトリーチ支援や居場所の提供等の要望が多く聞かれました。

特に、若年女性は、望まない妊娠や性暴力、性被害、薬物依存等につながるリスクがあり、早期に発見し、支援につなげることが極めて重要となります。

これらを踏まえ、若年女性に対するSNS相談、アウトリーチ支援や居場所の提供等を含めた相談支援を行うための予算を今定例会に提案しています。

この予算では、また、本県の実情に合った支援ができるよう、詳細な実態を把握し、検証しなが

ら、効果的な支援の在り方を検討していくこととしています。

行政単独では支援が届きにくい若年層に対し、複数の民間団体が持つそれぞれのノウハウを生かしながら、官民が連携して若年女性支援に取り組んでまいります。

そこでは、支援者が当事者の話にしっかりと耳を傾け、信頼関係を築きながら、息の長い伴走支援を通じて自立につなげていくことが重要となります。そのような支援を行うことで、問題の深刻化を未然に防止し、早期に福祉施策等につなげていきたいと考えています。

策定した基本計画を踏まえ、これまで以上に女性相談センター、民間団体、市町村等が連携し、支援体制を強化するとともに、当事者に寄り添い、支え続けられるよう、しっかりと取り組んでまいります。

〔岩田智子君登壇〕

**○岩田智子君** 御答弁いただきました。

若年女性が支援制度と十分につながっていないという大きな課題をしっかりと捉えていただいていることを感謝いたします。

親にも頼れない、信じてことができる大人がいない、そんな声を聞いてきました。信じられる、頼れる大人もいるんだよと話してきています。つながれば、何に困っていて、どうしたいのか、聞くことができます。そこからどこかにつなげる取組もできます。

自立というのは、依存できる場所が増えることというふうに言われています。助けてと言える場所がたくさんあること、そういうつながりをつくるのが自立の一步だと私も思います。

御答弁の中に、もう本当に行政あるあるの縦割りではなくて、いろんな部署と民間と横のつながりを、連携を取るというふうなお話をされまし

た。そういう取組を大変期待しています。

私は、県が現場に出向いて調査をして、その実態を把握したというところに、とてもやっぱり——それこそ現場主義だなと思っています。共に、困難な問題を抱える、特に若者、若年女性に関しては、私も、望まない妊娠とかいろいろ問題がありますので、一緒に、共に私も頑張っ解決していきたいなと思っておりますので、よろしく願います。

では、次の質問に移ります。

プレコンセプションケア普及啓発推進事業についてお伺いします。

令和7年度の新規事業として、健康福祉部から提案されていたプレコンセプションケア普及啓発事業の一部である、県庁職員を対象としたAMH検査モデル事業でしたが、昨年6月議会で知事が見直しを指示されました。

職員が再検討しているとのことでしたが、対象者を広く一般県民に広げた形でプレコンセプションの普及啓発を行い、併せて実施するアンケートにおいて、今後の在り方について御意見をいただく方向で検討をしているとお答えになりました。

プレコンセプションケアは、早くから自分の体と心について正しく理解し、早くから健康的な生活習慣を身につけることが、将来の健やかな妊娠、出産にもつながっていくという考え方です。だから、女性も男性も、より健康につながるというものです。

将来、妊娠、出産を希望しない方でも、性や妊娠、出産について科学的に正しい知識を持つておくことは、自分や相手を守るために必要です。栄養管理、運動などの視点を持つことに加え、かかりつけの医者をつくることなどが大切になってくるのではないかと感じています。

来年度の予算には、関連して、ライフデザイン

支援の推進ということで、約2,600万円の事業が新事業として入っています。これについて、いろいろ調べてみると、人生には正解がないということを中心に、こうありたいとか、見直しをしながら前に進む、自分自身を見詰めるということのようです。

しかし、若い人たちに、結婚や子育て、妊娠、出産などの知識が不足していることや困難な家庭の中で育っていることなどで、今後の人生が何なのか見つけられないこともあるかもしれないという心配もあります。

そこで質問です。

プレコンセプションケア普及啓発推進事業の今年度の進捗状況と来年度予算案の新規事業にあるライフデザイン推進事業との関連性を含めた今後の方針について、健康福祉部長にお尋ねします。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

**○健康福祉部長(下山薫さん)** プレコンセプションケアとは、性別を問わず、適切な時期に性や健康に関する正しい知識を持ち、将来に向けた健康管理を行っていく概念であり、議員御指摘のとおり、早くから健康的な生活習慣を身につけることは、男女問わず、大変重要だと考えています。

プレコンセプションケアを若い世代に広く知ってもらうためには、SNSを活用した情報発信が有効であると考え、ショート動画の作成を進めており、今月末に発信を開始します。

動画は、医学的視点だけでなく、人権やジェンダーなど多角的な視点で有識者からの御意見をいただきながら作成しており、教育委員会とも連携の上、高校等の授業でも活用していく予定です。

さらに、性と健康に関する相談の方法についても、来年度からSNSのメッセージ機能やオンライン通話機能を活用することで、より気軽に相談できる体制を整えたいと考えています。

あわせて、価値観が多様化する中でも、若者が早い時期から自分の人生と向き合い、自身の未来を考える機会を提供していきたいと考えており、関連する予算を今定例会に提案しています。

これによって、性や健康に関する正しい知識を早い段階から身につけ、健康管理を行っていくことは、若者が将来のライフデザインを現実的に考え、人生における様々な選択を主体的に行うことにもつながっていくものと考えています。

今後、熊本の全ての子供、若者が、幸せに暮らし、成長し、将来の夢を実現できるよう、教育委員会をはじめ関係部局とも連携しながら、取組を進めてまいります。

〔岩田智子君登壇〕

**○岩田智子君** 御答弁いただきました。

まずは、プレコンセプションケアとは何ぞやというところからの啓発動画を作成すると、今月末には出るということですが、産婦人科の先生と懇談する機会があって、このプレコンセプションケアについてどう取り組んでいくのがいいですかねというふうに尋ねたことがあります。そうすると、この事業を少子化対策にすぐつなげてしまうとちょっとおかしな方向にいとってしまうと、基本健康管理であるということから、自分の体について知ること、そして専門医に気軽に相談できる体制をつくることかなというふうにおっしゃっていました。

とにかく、男女関係なく、誰もが自分の性に関することを自分で決定できる、そういう権利を持っているんだということを前提に、ライフデザインを考える取組につなげられるといいなというふうに思います。

ここでも、先ほど質問した、家庭環境が厳しかったり、孤立したりする若年女性たちへの丁寧な支援が必要となってきますので、動画提供や未来

を考える教材開発、そういうものとともに、人との充実、寄り添う人を充実させていただきたいなというふうに思っています。よろしく願います。

それでは、次の質問に移ります。

アウトバウンドの推進について伺います。

熊本の在留外国人は約3万人です。ベトナム、中国、フィリピンの方が多いのですが、近頃はミャンマー、インドネシア、台湾などから来られた方が増えています。

共同通信社が集計した結果によりますと、2015年と2025年の1月1日時点の比較では、全国で1.78倍、熊本県は9,896人から2万8,883人と2.92倍に拡大し、全国トップです。

インバウンド政策をはじめ、技能実習生や特定技能の受入れなど、熊本に外国人を呼び込む施策はこれまで力を入れてきたと思いますが、私はアウトバウンドも大事だと思っています。

先日、県教委が開催した学びの祭典にお邪魔しました。県内の高校生たちが、生き生きと今自分たちが学んでいることを、展示や発表、ポスターセッション、ワークショップなどで来場者に提示をしていました。エネルギーを感じました。

歩き回っていると、鹿本高校の生徒が山鹿のことを知ってくださいと声をかけてくれたので、立ち止まってお話を聞きました。山鹿灯籠のことや不動岩のこと、シルクのことなど、山鹿の歴史や文化を詳しく話してくれました。そして、今度修学旅行で台湾に行くので、そこでこの山鹿のことを台湾で発表して交流するんですと言ってきました。私は、それは楽しみだね、たくさん交流できてねと言って、外国への旅行を楽しみにしている高校生の姿を見ました。修学旅行でパスポートを取り、外国に行くことは、子供たちの大きな経験になると思います。

私は、令和5年、経済環境常任委員会の中で若者のパスポート発行率について質問したとき、2020年の30歳未満の若者のパスポート発行率が、全国平均1.5%で、熊本県が0.91%、九州では福岡、沖縄に次いで3位であるとの答弁をいただきました。そのときは、ほかの委員からも、海外路線維持のためにも県民にパスポートを持ってほしい、取得の支援を幅広く検討してほしいという意見もありました。

2023年、令和5年頃から発行件数が増えてきていますが、最近公表された2025年12月31日現在のデータによると、本県の人口当たりのパスポート保有率は12.4%で、全国平均の18.2%より5.8ポイント低く、おおむね8人に1人しかパスポートを持っていないということになります。

日本に来る外国人のことを理解するためにも、外国へ出かけて滞在することで、ほかの国の文化を知ったり、外国で迎えられる立場で交流をしたりすることは、とても大切なことではないかと思えます。

そこで、企画振興部長に質問です。

パスポート取得の支援等、アウトバウンドに対する具体的な支援の取組があるのかについて伺います。

また、県内の子供たちや先生方の国際的な資質、能力の向上に向けた取組の現状と今後の方向性について、教育長に伺います。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) アウトバウンドの推進についてお答えします。

議員の御質問にありましたように、若い世代をはじめ多くの県民が観光やビジネス、留学等で海外へ渡り、多様な文化や価値観に触れ、知見を深めることには、大きな意義があると考えています。

日本国内には得られない様々な体験を通じて、自立心や交渉力が養われるとともに、改めて日本文化の良さを再発見する機会となることやグローバルな人脈の構築によるビジネスチャンスの拡大、新たな文化交流の創出など、将来の熊本県の発展につながることも、大いに期待される所です。

現在、阿蘇くまもと空港では、台湾、韓国の5つの都市に週41便が運航し、さらに、3月31日からは台中市にも週3便が運航されるなど、国際線ネットワークが拡大しています。

各路線が80%前後の高い搭乗率を記録する一方で、利用者には日本人の割合は10%前後にとどまっていることから、路線の安定的な運航やさらなるネットワークの拡大を図る上でも、県民の海外渡航を促進する必要があると考えています。

そのような中、議員御指摘のとおり、県民のパスポート保有率は全国平均よりも低い状況であり、海外渡航の経験がない方も多いことが想定されます。

そのため、県が事務局を務める阿蘇くまもと空港国際線振興協議会では、昨年11月から、「熊本発で、人生初の、空へ」をキャッチフレーズに、アウトバウンド利用促進キャンペーンを実施しています。

具体的には、就航先の魅力を県民にPRするとともに、阿蘇くまもと空港を利用する方を対象に、パスポート取得支援として1人1万円、また、台湾、韓国の空港を経由してさらに遠くの国へ旅行するトランジット利用支援として1人5,000円のデジタルギフトをそれぞれ贈呈することにより、アウトバウンドの利用促進を図っているところです。

本キャンペーンは、大変好評であることから、3月以降も事業を継続し、より積極的にPRを図

ってまいります。

また、このほかにも、2人または3人以上のグループで阿蘇くまもと空港を往復利用した方に1人5,000円の支援を行うなど、県民の海外渡航の後押しに努めているところです。

県としては、県政の基本理念に掲げる世界へ羽ばたく熊本の実現へ向け、熊本から世界へ広がる交流の促進や、それによる将来の地域の活力の創生に、引き続き積極的に取り組んでまいります。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

**○教育長(越猪浩樹君)** まず、子供たちや先生方の国際的な資質、能力の向上に向けた取組の現状についてお答えします。

グローバル化が急速に進展する中、国際社会で活躍できる人材の育成は、本県においても極めて重要な課題であり、異文化理解やコミュニケーション能力、課題解決能力など、国際社会で求められる資質、能力の育成が重要です。

とりわけ直接的な体験が得られる海外研修は、子供たちの国際感覚を養う上でも大変効果があるものと考えています。

例えば、各県立高校の特色を生かした海外研修としては、水銀に関する水俣条約第6回締約国会議、COP6で水俣高校が発表いたしました。また、スーパーサイエンスハイスクール、SSHの指定校においても、マレーシア、シンガポール、台湾で研修や研究発表等を実施しています。

なお、今年度の修学旅行では、県立高校4校が台湾やシンガポールを訪れました。

参加した生徒からは、外国の大学生や高校生との対話を通して、異文化理解とは相手を知ろうとする姿勢だと学びました、この経験をきっかけに、今後も国際交流に積極的に参加したいと思っていますといった声があり、大きな成長が見られました。

このように、海外での学びは、生徒が生きた学習の場として海外を捉え、自分自身がグローバルな視点を持った国際社会の一員であるという自覚を持つ機会となっています。

次に、今後の方向性についてお答えします。

本県と台湾との交流の活性化を背景として、昨年、県教育委員会では、高級中等以下学校国際教育交流連盟及び台北市教育局と、それぞれ教育交流協力に関する覚書を締結したところです。

これらの覚書を基に、台湾の子供たちとオンライン等での交流を着実に進めていく必要があることから、学校の教員等30名を来年度台湾へ派遣する予定としています。

派遣においては、教員が台湾と熊本の教育の違いなどを学び、子供たちのために何が必要であるかを考え、各学校や地域での実践につなげていくことを期待しています。

県教育委員会としては、研修の成果を県内全体へ共有し、波及させることで、子供たちの国際的な資質、能力の向上を図り、世界で活躍できる人材の育成に引き続き取り組んでまいります。

〔岩田智子君登壇〕

**○岩田智子君** 企画振興部長にパスポート取得への支援や県民の海外渡航の後押しなどに努められていることを御答弁いただきました。

パスポート5年取得で1万1,000円、10年取得で1万6,000円かかりますので、アウトバウンド利用促進キャンペーンでは、1人1万円の支援、トランジット利用支援で5,000円のデジタルギフト、グループでの阿蘇くまもと空港往復利用に1万5,000円の支援など、取り組まれていることが分かりました。今話題のプレミアム商品券ではありませんけれども、県民に公平に情報が届くように希望します。

今の円安状態と近隣諸国の経済成長、そして戦

争の状況もありますし、簡単に海外渡航は厳しいことは分かっておりますけれども、部長もおっしゃったとおり、海外に行ってみるといことは、大きな意義があると思うんですよね。ぜひ、経済的な面で諦めている若い方々にチャンスをとというふうに思っています。

教育長からも御答弁をいただきました。

生徒たちの渡航経験が、やっぱり異文化理解とか、力の育成にはとても効果があるというふうに言われました。子供の感想も披露していただきまして、ありがとうございます。

先生方が今度台湾に行かれるということで、とてもいい取組ではないかなと思っています。知事、最初の議案説明のときに、この世界が保護主義と排外主義が顕著になっているというふうにおっしゃいましたよね。ほかとか外とかを知らないということから起きるんじゃないかなと私は思っています。だから、ぜひこういう取組を進めていただきたいなと思っています。

先日、高校の先生で海外研修に行かれた先生の話を伺う機会があって、彼女、退職をしてから行かなきゃいけなかったんですが、今またこの熊本県で先生として働いていらっしゃいます。で、辞めずに研修ができるような何か仕組み、いろいろあると思うんですけれども、充実させていただければいいなというふうに期待をしております。

それでは、次の質問に移ります。

デジタル技術を活用した県庁の業務改革について伺います。

昨年9月議会の立山議員の県行政のデジタル化の推進についての質問で、立山議員は、県庁職員確保が厳しい今、デジタル活用で改革をと訴えられました。

これに対し、知事は、令和7年3月に全面改定した人事・人材育成基本方針で、全職員がコスト

意識や経営感覚を持ってデジタルを活用しながら業務効率化に取り組むことや、各所属のBPR、業務プロセス改革の推進役を担うデジタル人材の育成を明記したこと、そして、現在、デジタル人材の具体的な育成方針を策定中であると答弁をされました。

職員の不足は、熊本だけの問題ではありません。特に、土木技術職の職員不足は、ここ数年、全国的にも問題となっています。

先日、障害者の自立と政治参加をすすめるネットワークの全国大会が、和歌山県田辺市で開催されました。行ってまいりました。田辺市は、和歌山県で一番広い自治体で、人口は6万3,000人ほどの市です。その田辺市で、昨年、国土交通大臣賞を取られた取組をお聞きしました。

田辺市デジタルツインプロジェクトを活用し、防災、インフラ管理、産学官連携が全国のモデルケースとして高く評価をされた取組の内容を詳しくお聞きしました。

ここも土木技術職員が不足をしています。それを克服するために、仕事を楽に、現場を事務所にとデジタル活用、特にドローンを使って業務時間の短縮や災害被災発生時の状況把握を推進してこられたようです。職員の育成を重要視し、コストを削減している点も強調されました。

災害がいつもあるわけではないので、デジタル活用は、埋蔵文化財の把握や港湾整備、用地買収、土木都市計画、空き家対策、建築認定などなど、多方向で活用されていました。

熊本に帰ってから、熊本県の状況や全国のデジタル活用、特にAI活用での自治体の取組をいろいろと調べてみました。

熊本県が全国に先んじてデジタル化の取組をされていることが改めて分かりましたし、各課での好事例を横断的に学び合い、仕事の高度化、効率

化、県民サービスの向上などにつながることもできるような気がします。

そこで質問です。

デジタル化で職員の業務量の削減や人手不足を補えているのでしょうか。また、外部の事業者頼みではなく、庁内での内製化率の向上や専門性を持つ外部人材の任用についてはいかがでしょうか。

この2点、デジタル戦略担当理事に伺います。

〔理事坂本清貴君登壇〕

○理事(坂本清貴君) まず、デジタル技術を活用した業務量の削減等についてお答えいたします。

今後の人口減少社会において、近年の全国的に頻発する災害対応、児童相談所等の福祉行政における相談件数の増加に伴う対応など、複雑化、多様化する行政需要に限られた人的資源で的確に対応していくためには、デジタル技術を活用した業務効率化の推進が極めて重要です。

そのため、県では、昨年7月のデジタル化推進本部会議において、全庁を挙げてデジタルの力を活用した業務プロセス改革をさらに推進していくことを決定いたしました。

現在、食品衛生管理や消費生活相談、道路管理や発電設備の保安管理など、様々な分野で業務のシステム化やドローンなどのデジタル技術の導入が着実に進んでおります。

また、業務量の負荷が特に大きな業務を対象に、民間企業と連携して、生成AIの活用による飛躍的な業務効率化の実現にもチャレンジしております。

さらに、こうした取組をより一層推進すべく、来年度から3年間を集中取組期間として、県政の様々な分野で業務プロセスの抜本的な改革に取り組むこととしており、今定例会に関連予算を提案しております。

デジタル技術の活用等により作業負担を軽減し、一人一人の職員がより付加価値の高い行政サービスの提供に力を注ぐことができる環境を整えてまいります。

次に、内製化と外部人材の活用についてお答えいたします。

業務改革の原動力として何よりも重要なのは、職員の高い業務改善意欲とデジタルスキルです。今、県庁では、意欲ある職員による業務効率化の取組が広がりつつあり、現在100を超える業務で職員自らが開発した業務用アプリケーションが運用されています。

こうした取組を全庁的に広げることを目指し、本県では、デジタル人材育成基本方針を今月中に策定することとしており、全ての職員がデジタル技術を活用して業務改善を進めることができる人づくり、組織づくりをしっかりと進めてまいります。

また、高度なシステム開発や業務課題の分析など、専門性が求められる分野においては、積極的に外部の知見を取り入れていくことが重要です。

デジタル戦略局では、令和4年度の設置当初から、民間の専門人材をデジタル戦略監などとして任用しており、庁内業務の改革のほか、県全体のDX推進の牽引役として多大な貢献をいただいております。

また、今月から、デジタル分野の企業から職員1名をデジタル戦略局に派遣いただき、庁内業務改革の推進体制をさらに強化しております。

今後も、将来にわたって県民サービスの向上につながられるよう、外部人材の活用や内製化など様々な取組を積極的、効果的に取り入れながら、デジタル技術を活用した業務改革とこれを実践する人材の育成に力を入れてまいります。

〔岩田智子君登壇〕

○岩田智子君 デジタル担当理事に御答弁をいただきました。

先日も、城下議員の質問で、AIの活用で相当時間短縮ができるようになったというふうな御答弁がありました。私も、同時字幕が出るアプリとか要約ができるアプリ、ありますよね。そういうものは、相談事のとときとか研修とかでもよく使います。少し前でしたら、録音して、テープ起こしをして、それを聞くというような時間が必要だったんですけれども、時間短縮が物すごく、本当にすごく発展しているなというふうに自分でも思います。

市内での内製化について今日質問したんですけれども、職員開発のアプリなども活用されているということで、いいなと思います。県政の細かなところを知っている職員でやるというのを——やっぱり外部に安易に頼んでしまうと、その細かいところがなかなかうまくいなくて、それがまた時間が短縮じゃなくて延びてしまったりするようないこともあると思います。

今後、デジタル人材育成基本方針にのっとってさらなる取組を進めるというふうにあります。県庁は、県庁の職員に応募する人たちはいらっしゃるんですけれども、やっぱり働いている間に病気だったり、いろんな、休職したり、違う職種に就いたりということで、そこで人員が足りなかったりというようなことが多々あると思うんですけれども、そういうところでも、こういうデジタルに——使われるのではなくて、私たちがデジタルを使って効率的にやるんだよということを徹底してやっていただきたいなと思っています。

それでは、最後の質問に移ります。

健軍駐屯地の火薬庫建て替え計画と住民の安全確保について伺います。

防衛省は、健軍駐屯地の既存の火薬庫8棟を解

体し、建て替える計画を進めています。反撃能力を持つ長射程ミサイル配備に伴うものとされています。覆土式弾薬庫2棟新築です。

長射程ミサイルは、今年度中に配備されると言われています。この長射程ミサイル配備で、大分の敷戸弾薬庫も増設されるそうです。

2025年8月に発表された内容ですが、具体的な着工時期や総事業費は未定ですが、現在、設計業務に1億5,000万で東京の建設コンサルタントが落札をしています。来年3月15日までとなっています。防衛省は、保安距離を確保していると回答しています。

さて、高圧ガスやLPガスの施設、貯蔵、処理、燃焼設備から最優先で保護すべき第1種保安物件として、学校、病院、収容人員300名以上の劇場、百貨店、20名以上の老人ホーム等、公共性が高く、不特定多数が利用する施設や重要文化財が指定されています。健軍地区には、それらの多くが密集しています。

保安距離は確保していると防衛省は回答していますが、そうしたところに火薬庫を設置することは、あまりにも危険ではないでしょうか。老朽化のための建て替えですが、以前できた頃と今では町の様相が変わっています。そのようなことも踏まえて、きちんとした説明が必要なのではないでしょうか。

残念なことに、いまだかつて地域住民への対面での説明会は開かれないままです。しかし、防衛省は、全国一律で説明会を開かないということではないようです。

これまでに説明会が開催されたところを見ると、2025年7月に、最大規模とされる火薬庫の増設が計画されている京都の陸上自衛隊祝園の分屯地のある地域で、防衛省は、地域住民への説明会を開催しました。2026年1月には、南西諸島の

防衛体制強化のための拠点整備として、火薬庫を含む新たな施設が整備された鹿児島県瀬戸内町でも住民説明会が開催されています。熊本でも開催されるべきではないでしょうか。

熊本でも、長射程ミサイル配備の中での火薬庫の建て替えということで、不安も高まっているのは現実です。

そこで質問です。

健軍駐屯地への長射程ミサイル配備と火薬庫建て替えに係る計画について、熊本県としては、どこまで把握しておられるのでしょうか。地域住民の不安があることは承知されているのですから、防衛施設は国の管轄であっても、万が一の際、住民の命を守るのは地方自治体の役割です。住民説明会の開催は必要なのではないでしょうか。また、事故や火災が起きた場合の住民保護の具体的な対策は講じられているのでしょうか。知事公室長にお尋ねします。

〔知事公室長深川元樹君登壇〕

**○知事公室長（深川元樹君）** まず、健軍駐屯地への長射程ミサイルの配備と火薬庫建て替えに係る計画について、熊本県の把握状況をお答えします。

スタンドオフミサイルの配備については、昨年8月に、九州防衛局から、今年度末から来年度にかけて、健軍駐屯地に12式地对艦誘導弾能力向上型を配備すると説明を受けています。

改めて九州防衛局に確認したところ、具体的な日程までは決まっていないとのことでしたが、誠実かつ丁寧な対応をしていくということでした。

また、火薬庫の建て替えにつきましても、九州防衛局に確認しましたが、現在の火薬庫の老朽化に伴う施設の更新であり、今年度から調査設計を実施しているとのこと。火薬庫の整備においては、火薬取締法等の関係法令に基づいて建て替

えが行われるとのこと。です。

次に、火薬庫整備に係る住民説明会の開催についてお答えいたします。

国からは、説明会の開催につきましては、スタンドオフミサイルなど、ほかの設備と同様に、個々の案件ごとに主体的に判断していると説明を受けています。

国防に関することは国の専管事項ではありますが、県としては、県民の不安の解消に向け、分かりやすく、丁寧な説明を国に求めてまいります。

最後に、事故や火災が起きた場合の住民保護の具体的な対策についてお答えします。

火薬庫の設置について、九州防衛局では、幾重にもわたる安全措置により、意図しない燃焼や爆発が起これないよう万全を期して保管しており、その上で、万が一火災等が発生した場合は、自衛隊員が直ちに初期消火に努め、消防等と協力して周辺住民の安全確保に当たるなど、必要な措置を講じるとのことです。

なお、九州防衛局のホームページには、スタンドオフミサイル配備のほか、火薬庫整備についてもQ&Aが掲載されております。

引き続き、国に対しては、地域の方々への丁寧な説明と安全対策の徹底を求めてまいります。

〔岩田智子君登壇〕

**○岩田智子君** 知事公室長に御答弁いただきました。

健軍駐屯地ができたのは、1954年の11月8日だそうです。今から72年前。その辺りの土地は、1941年、陸軍の要請で三菱重工熊本航空機製作所が建設されることになって、膨大な土地が買収されたとなっています。地主への退去命令とか、強制収用に近い形で行われたと地元の方に聞きました。その後、米軍に接収をされたんですね。その後、1957年に陸上自衛隊健軍駐屯地となっていっ

たそうです。私が生まれる5年前です。

駐屯地内にある三菱重工業の組立て工場の建物は、今も残っています。解体計画が進んでいるとのことで、この戦争遺構は消し去って、長射程ミサイルを配備し、火薬庫を建て替えるということです。負の歴史を消し去るつもりなのかと思います。

その頃のあの場所には、今あるものはほとんどありませんでした。そして、当時とは違う火薬が配備されるんでしょう。何か起これば、土壌や水にも影響があります。消火訓練などもされるでしょう。消火剤にはP F A Sなどの有機フッ素化合物が含まれる可能性も大です。

県が国へ説明会の実施を県民が要望しているということを伝えているのは存じております。不安を感じる県民に寄り添ってほしいと、それを願うしかないんです。

戦争が勃発している世界情勢を見れば、ここ熊本に日本で最初に攻撃できるミサイル配備とセットでの火薬庫建て替えについて、地域住民に説明会の実施を、いま一度、本当にいま一度要望します。

3月末、今年度中ということは、3月末なんです。あと1か月もありません。その間に、本当に対面で——Q&A、丁寧にされているということですけれども、アクセスできない人たちもたくさんいます。ぜひ対面での説明会をよろしく願いしたいと思います。

このことをいま一度要望して、質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（高野洋介君） 以上で通告されました代表質問は全部終了いたしました。

これをもって代表質問を終結いたします。

明5日は、午前10時から会議を開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第5号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時34分散会



**第 5 号**

**(3月5日)**



令和8年 熊本県議会2月定例会会議録

第5号

令和8年3月5日(木曜日)

議事日程 第5号

令和8年3月5日(木曜日)午前10時開会

第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

出席議員氏名(42人)

星野愛斗君  
 住永栄一郎君  
 亀田英雄君  
 幸村香代子君  
 杉 篤ミカさん  
 立山大二朗君  
 斎藤陽子さん  
 本田雄三君  
 岩田智子君  
 堤 泰之君  
 南部隼平君  
 前田敬介君  
 坂梨剛昭君  
 荒川知章君  
 城戸 淳君  
 池永幸生君  
 竹崎和虎君  
 吉田孝平君  
 中村亮彦君  
 増永慎一郎君

高島和男君  
 松村秀逸君  
 岩本浩治君  
 西山宗孝君  
 河津修司君  
 楠本千秋君  
 緒方勇二君  
 高木健次君  
 高野洋介君  
 内野幸喜君  
 岩中伸司君  
 城下広作君  
 西 聖一君  
 山口 裕君  
 淵上陽一君  
 溝口幸治君  
 池田和貴君  
 吉永和世君  
 松田三郎君  
 藤川隆夫君  
 岩下栄一君  
 前川 收君

欠席議員氏名(5人)

高井千歳さん  
 西村尚武君  
 前田憲秀君  
 橋口海平君  
 坂田孝志君

説明のため出席した者の職氏名

知 事 木村 敬君  
 副知事 竹内信義君

副 知 事 亀 崎 直 隆 君  
知 事 公 室 長 深 川 元 樹 君  
総 務 部 長 千 田 真 寿 君  
企 画 振 興 部 長 富 永 隼 行 君  
理 事 阪 本 清 貴 君  
理 事 府 高 隆 君  
健 康 福 祉 部 長 下 山 薫 さん  
環 境 生 活 部 長 清 田 克 弘 君  
商 工 労 働 部 長 上 田 哲 也 君  
観 光 文 化 部 長 脇 俊 也 君  
農 林 水 産 部 長 中 島 豪 君  
理 事 間 宮 将 大 君  
土 木 部 長 菰 田 武 志 君  
会 計 管 理 者 野 中 眞 治 君  
企 業 局 長 久 原 美 樹 子 さん  
病 院 事 業 者 管 理 者 職 務 代 理 者 鍛 本 亮 太 君  
教 育 長 越 猪 浩 樹 君  
警 察 本 部 長 佐 藤 昭 一 君  
人 事 委 員 会 長 城 内 智 昭 君  
監 査 委 員 小 原 雅 之 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 波 村 多 門  
事 務 局 次 長 兼 総 務 課 長 鈴 和 幸  
議 事 課 長 下 崎 浩 一  
議 事 課 長 補 佐 岡 部 康 夫

午前10時開議

○議長(高野洋介君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長(高野洋介君) 日程に従いまして、日程第1、一般質問を行います。

発言の通告がっておりますので、これより順次質問を許します。

なお、質問時間は1人60分以内の質疑応答でありますので、さよう御承知願います。

荒川知章君。

〔荒川知章君登壇〕(拍手)

○荒川知章君 皆様、おはようございます。自由民主党・葦北郡選出・荒川知章です。今日ちょっと少ないということですが、体調不良の方がいらっしゃると思いますけれども、今回で7回目の一般質問となります。質問の許可を与えていただきました先輩議員、そして同僚議員の皆様には感謝を申し上げます。

先日、2月28日土曜日に、くまもと★みなみおれんじシーサイドライドが開催されました。私は、開会式のみでの参加の予定でしたが、高野議長のお誘いを受けて、実際に自転車に乗り、八代市の球磨川河川敷スポーツ公園から芦北町の御立岬公園まで約29キロを、高野議長、吉永議員、そして亀崎副知事とともに走行をさせていただきました。

当日は天気もよくて、八代海の絶景を眺めながら、すごく気持ちのいい走行ができました。電動自転車をレンタルしての参加となりましたが、電動自転車でも、もう最後上り坂がかなりきつくて、電動が機能しているかどうかちょっと不確かなぐらい本当きつくて、日頃の運動不足を痛感したところでもあります。

今回参加したスポーツイベントを通じて、健康増進でありますとか地域のにぎわい創出のイベントに参加できたことは、大変意義があったと思います。

今後も、こういった取組をぜひ広げていただければと思います。

それでは、通告に従い、一般質問に入ります。

知事はじめ、答弁いただく教育長、部長におかれましては、明快な答弁をよろしくお願いいたします。

まず初めに、環境大臣と水俣・芦北地域経済団体との懇談の実施等についてお尋ねいたします。

今年は、水俣病公式確認から70年という節目の年になります。水俣病問題から真の解決を実現するためには、被害者の方々の救済とともに、水俣病の発生により疲弊した地域の再生、振興を図ることが極めて重要です。国と県においては、地域の声を把握し、地域の発展に向けた支援を引き続き実施していただくことが何より大事であると思っています。

令和6年6月定例会の吉永議員の質問において、環境大臣と水俣・芦北地域の経済団体との懇談会の開催を要望され、昨年5月、環境大臣と地元経済団体、首長などによる懇談の場が、国と県の共催で初めて開催されました。

地元からも強く要望されていた環境大臣との懇談会が実現し、出席者の皆さんも地元の思いを直接環境大臣にお伝えすることができ、貴重な機会であったとおっしゃっていました。

懇談の場は、地域の実情を国に伝える、大臣に直接に伝える貴重な機会であり、今後も引き続き開催していただきたいと思っています。

環境大臣には、5月に開催予定の水俣病犠牲者慰霊式に出席いただくとともに、ぜひ水俣にお越しいただき、地元の意見を丁寧に聴く場を設けていただきたいと思っています。

環境大臣の水俣訪問や大臣との懇談の場の設置については、今年度も機会あるごとに、木村知事、そして高野議長から環境大臣に要望されると伺っておりますが、今後もあらゆる機会を通じて国へ地元の思いを伝え、引き続き実現していただきたいと思いますが、この点について知事の

考えをお尋ねいたします。

そしてもう1点、今定例会に提案されている令和8年度当初予算案の中には、水俣病問題への対応についても予算計上されています。

中でも、環境首都水俣・芦北地域創造事業については、平成24年から、環境負荷をなくしつつ、経済発展する新しい形のまちづくりを目指して開始をされました。先ほども申し上げましたとおり、水俣病問題の解決には、水俣病で疲弊した地域の再生と融和、そして地域の活性化と雇用の確保の加速化が不可欠であります。

環境首都水俣・芦北地域創造事業では、地域の環境資源を生かした観光商品の開発、地域住民の交流拠点の整備、環境関連産業の育成、生態系に配慮した護岸整備など、様々な事業に取り組んでいただきました。これまでの取組により、水俣、芦北の地域づくりに大きく貢献してきたことは言うまでもありません。

国、環境省の補助が10分の8で、県や市町村の地元負担が10分の2という手厚い財政措置により実施されてきた環境首都水俣・芦北地域創造事業の予算額を今後も確保していくことは、水俣・芦北地域のこれからにとって極めて重要です。この事業がなければ、水俣・芦北地域振興計画に掲げた取組も進みませんし、この予算が十分に確保できなければ、振興計画に掲げた事業は停滞をしてしまいます。

県におかれては、このような状況を踏まえ、環境首都水俣・芦北地域創造事業の十分な予算確保を国に対して強く働きかけていただきたいと思いますが、この点についてどのようにお考えでしょうか。

以上、知事にお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 荒川議員から、水俣・芦北地

域の振興について御質問いただきました。

まず、環境大臣と水俣・芦北地域経済団体等との懇談会についてお答え申し上げます。

経済団体等との懇談会につきましては、地元市町からの要望と、先ほど議員からも御指摘いただきましたとおり、一昨年の令和6年6月定例会における吉永議員の一般質問や県議会による国への要望の後押しを受けまして、国と調整を重ねた結果、昨年5月1日に、国と県との共催という形で初めて実現に至りました。

懇談会では、地元市町の首長、そして経済団体の代表の皆様から、水俣・芦北地域の振興に向けた思いと、交通網や施設の整備、産業振興への支援など、具体的な意見や提案が述べられました。当時の浅尾環境大臣は、その一つ一つに熱心に耳を傾けられ、丁寧に御回答していただきました。終始和やかな雰囲気の中で有意義な時間を過ごせたとの思いを私も持っております。

また、懇談会でいただいた御意見を踏まえまして、本年4月からスタートする第八次水俣・芦北地域振興計画の実施計画に具体的な施策を盛り込み、各省連絡会議において、県から国に直接提案するとともに、政策要望等を通じて、計画の推進に必要な支援についても要望してまいります。

経済団体等との懇談については、地元の皆様の思いを直接環境大臣に伝え、地域課題や今後の展望などを共有する大変貴重な場であると認識しており、今後も継続的に開催したいと考えております。そのため、今年1月に、高野議長とともに石原環境大臣と面会した際にも、懇談会の継続的な開催について要望させていただき、大臣から前向きな回答をいただいております。

引き続き、来年度以降の継続的な開催に向けて、国に働きかけてまいります。

次に、環境首都水俣・芦北地域創造事業につい

てお答えいたします。

この事業は、水俣・芦北地域における環境配慮型の産業振興や公共空間などの整備による地域振興及び地域経済の活性化を推進するものでございます。水銀フリーや脱炭素の取組の着実な推進を図りながら、地域住民の生活向上にも寄与する大変重要な事業であり、議員御案内のとおり、国から10分の8の財政支援を受けて実施しております。

昨年の懇談会においても、地元首長から、引き続き長期的な視点での支援に関する要望が出されるなど、大変ニーズの高い事業でございます。

これまで、不知火海の藻場再生や水俣駅前広場周辺整備、また、各市町の公共施設のLED化等のハード事業に加え、低炭素型観光の推進等のソフト事業への支援を行ってまいりました。

来年度は、芦北町体育施設などのLED化、それと地域の自然環境を生かした体験型コンテンツの造成などへの支援を予定しており、今定例会に関連する予算を提案させていただいております。

県としても、地元の皆様の思いをしっかり受け止めて、水俣・芦北地域振興計画に掲げた施策の実現に向けて、引き続き、十分な財政支援を継続していただくよう、国に要望してまいります。

以上です。

〔荒川知章君登壇〕

○荒川知章君 昨年初めて開催された経済団体等と環境大臣との懇談会の場は、有意義な時間であったとの答弁をいただきました。また、今年1月には、懇談会の継続を高野議長とともに石原大臣に直接要望させていただき、前向きな回答が得られたとのことで、大変心強く受け止めております。

水俣病問題の真の解決とは、被害者の方々の救済とともに、被害を受けた地域が誇りを取り戻し、若い世代がこの地域に住み続けたい、新しい

ことに挑戦したいと思える地域へと再生していくことにあると私は考えます。

その意味でも、環境大臣との懇談の場は極めて重要です。地元の経済団体や首長、関係者の方が直接大臣に訴えかけるこの取組は、国の政策決定を動かす、もしくは後押しする大きな力になります。ぜひこの懇談会を継続的に開催し、単なる意見交換にとどまらず、具体的な事業化や予算措置、制度改善につながる実効性のある枠組みへと発展させていただきたいと思えます。

また、環境首都水俣・芦北地域創造事業については、環境配慮型の産業振興や公共空間整備を通じ、地域経済の活性化と住民生活の向上に寄与する極めて重要な事業であるとの認識を、改めて共有することができたことを心強く思います。

環境首都構想を掲げてきたこの地域が、脱炭素や水銀フリーの先進地域として全国に発信していくためにも、予算の確保だけではなく、予算の拡充と安定的な長期財源の担保が不可欠であります。

単年度要望にとどまらず、複数年を見据えた制度の枠組みや予算規模の維持、拡充について、より戦略的に国へ働きかけていただきたいと思います。

水俣・芦北地域は、環境先進モデルをつくる地域であるという強いメッセージを、知事自らが先頭に立って国に訴えていただくことを強くお願いいたします。

次に、第八次水俣・芦北地域振興計画に掲げた取組の推進について質問をいたします。

本定例会の高木県議の代表質問においても、一部議論されている部分もありますが、地元選出県議としての日頃の思いも含めて質問をさせていただきます。

昨年7月、令和8年度から令和12年度までの5

年間を計画期間とする第八次水俣・芦北地域振興計画が策定されました。策定に至るまで、県では、地元市町の意見を丁寧に聴き、つくり上げてこられました。これまで策定に関わってこられた全ての皆様に心から感謝を申し上げます。

今年3月末で、現在の第七次計画の計画期間が終了いたします。第七次振興計画では、御立岬公園や芦北マリパーク、つなぎ温泉四季彩などの整備が進み、また、水俣・芦北地域雇用創造協議会において、地域資源のブランド化や販路開拓などの取組が進められてきました。

そして、いよいよ4月から第八次計画がスタートします。また、タイミングを同じくして、今年度は水俣病公式確認から70年の節目となります。

今定例会冒頭の議案説明において知事は、水俣・芦北地域の振興について、第八次水俣・芦北地域振興計画に基づき、地元市町と一体となつて着実に取組を進めると述べられました。

これまで、県では、昭和54年以降、七次にわたって振興計画を策定していただき、これまで47年間、振興計画に基づくハード、ソフト両面から取組を着実に進め、多くの取組が実を結んできました。

ただ一方で、ほかの地域に比べて、人口減少、高齢化が著しく、また、所得水準も低く、観光入り込み客数も少ないなど、水俣・芦北地域の振興はまだまだ道半ばであり、これから第八次振興計画に基づく取組が極めて重要となります。今後も引き続き、地域経済の活性化、持続的な地域社会の構築を実現し、水俣病の発生で疲弊した地域の再生に取り組む必要があると考えます。

水俣病公式確認から70年、そして第八次水俣・芦北地域振興計画の計画期間がスタートするこの時期に、第八次振興計画に込める思いと、計画期間の開始に当たって、計画に掲げる取組の推進に

に向けた意気込みについて、企画振興部長にお尋ねいたします。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) 議員御紹介のとおり、県では、昨年7月に、令和8年度から5年間を計画期間とする第八次水俣・芦北地域振興計画を策定しました。

これまで取り組んできた第七次計画では、不知火海を生かした地域の活力と魅力の向上を重点施策として掲げ、ハード面では、御立岬のキャンプ場整備や水俣市立総合体育館の空調整備等に取り組んでまいりました。昨年10月には、つなぎ温泉四季彩の宿泊施設がリニューアルオープンするなど、産業振興、交流促進の拠点となる施設の充実が図られています。

ソフト面では、水俣・芦北地域のファンを獲得し、交流人口の拡大を図るため、タレントのさかなクンに、みなまた・あしきたギョギョギョ大使に就任いただき、水俣の海を題材としたアニメ、ハコフグとみなまたの海の製作やさかなクンが地域の魅力を紹介する動画の配信等を行いました。また、水俣・芦北地域と福岡市で開催したアニメ上映会やさかなクントークショーでは、計画期間中に延べ6,600名に参加いただくなど、水俣・芦北地域の魅力発信につながっています。

さらに、水俣・芦北地域雇用創造協議会が中心となって、和紅茶やマガキといった地域産品のブランド化や販路拡大、地域内事業者の人材確保の支援などに取り組む、地域を支える担い手の皆様の力を原動力に、魅力ある資源を生かした地域産業の活性化を推進しています。

これまでの取組により、産業振興や観光振興、交流人口の拡大に向けた基盤整備が進むとともに、地域の魅力発信や資源の磨き上げが着実に進展しており、ハード、ソフトの両面において成果

が現れてきています。

この成果をさらなる振興につなげていくためには、引き続き、県と地元市町で一体となって取組を進めていく必要があります。

来年度から新たに取り組む第八次計画では「地域資源から活力を創出し、環境と共生しながら持続していく地域づくり」を基本理念とし、重点施策に「地域の活力の創出と誇りの継承」を掲げています。これまでの成果や自然環境、そして人材を最大限に生かし、人口減少社会においても持続可能な地域づくりを行うとともに、水俣病の歴史と教訓を踏まえながら再生、発展してきた取組等を地域の誇りとして次世代につないでまいります。

具体的には、第七次計画までに整備した御立岬公園等をはじめとする地域振興拠点施設を活用し、新たな体験、交流型の観光プログラムやスポーツ大会、合宿誘致等を展開し、交流人口の拡大による地域の活力の創出に取り組めます。

また、人口減少や高齢化に伴う第一次産業をはじめとした地域産業を支える人材の不足に対しては、水俣・芦北地域雇用創造協議会が中心となって、多様な働き方につながる民間のサービスも活用しながら、地域内外から幅広い人材を確保するための仕組みの構築を目指します。

加えて、今年、水俣病公式確認から70年を迎えるに当たり、企業や学校等の環境学習旅行の誘致やさかなクンとのタイアップイベントの開催等を通じて、水俣病の教訓や不知火海をはじめとする水俣・芦北地域の魅力の全国に向けた発信にも、さらに力を入れてまいります。

引き続き、地元市町と緊密に連携し、地域の声に寄り添いながら、共に水俣・芦北地域の振興を進めてまいります。

〔荒川知章君登壇〕

○荒川知章君 第七次計画におけるハード、ソフト両面の取組が着実に成果を上げ、第八次計画では「地域資源から活力を創出し、環境と共生しながら持続していく地域づくり」を基本理念に掲げてスタートされるとの明快な答弁を心強く受け止めました。

第八次計画の5年間は、これまで以上に真価が問われる期間になると感じております。第八次計画が、地域の誇りを未来へとつなぐ計画となることを強く期待しております。

また、理念の共有にとどまらず、取組の成果を一つ一つ積み上げ、県民に見える形で示していくことが重要であります。地元市町と緊密に連携し、地域の声に寄り添いながら、水俣・芦北地域にとって持続的な発展への礎となることを期待いたします。

次に、本県の農林水産業を取り巻く課題を踏まえた来年度の取組について質問いたします。

本県の基幹産業である農林水産業について、知事は、知事選のマニフェストの中で「熊本の豊かな食文化を活かし、高付加価値化を進めることで、稼げる農林水産業を実現」するとされています。知事の任期も折り返しを迎え、後半2年間で、県はどのような農業施策を展開していかれるのでしょうか。

本県の令和6年の農業産出額は4,116億円で全国6位、34年ぶりに4,000億円を超える高水準となっています。本県の農業は、農産物の種類のバランスもよく、品質もよい全国有数の産地であり、知事は常々、日本一のポテンシャルがあるとされています。

一方で、農業を取り巻く環境は、高止まりする生産コストや頻発する気象災害、担い手の減少など、多くの課題が山積をしています。

一例として、農林業センサスという統計調査の

結果を見てみますと、本県の基幹的農業従事者は、この5年間で、5万1,000人から3万9,000人に、約1万2,000人も減少をしています。また、野生鳥獣による農作物被害は、この1年で5億3,000万円から6億8,000万円に、約1億4,000万円増加しています。

鳥獣被害対策については、地元農業者の悩みは深刻であるため、私も、これまで、一般質問の機会を通じて、広域での処理施設の建設などを度々訴えさせていただきました。その後、芦北地域では、県、市町村、JAなど、関係機関による協議会を立ち上げていただき、有効な鳥獣被害対策について議論が進んでいると聞いております。

また、水産業においては、特に漁船漁業は後継者確保が難しいなど、将来を心配する声も聞かれています。

これからも稼げる農林水産業を実現していくためには、生産現場の課題に寄り添いながら、課題の一つ一つを解決するための支援をさらに強化していく必要があると思っています。

そこで、県では、担い手の確保、鳥獣被害対策などの課題をどう認識されているのか。その上で、認識されている課題に適切に対応し、稼げる農林畜水産業を実現していくために、来年度、県ではどのような取組を進めていく方針なのでしょうか。今月末に御勇退される農林水産部長に、来年度事業を実施していく後輩職員に託す思いも込めて答弁をお願いいたします。

〔農林水産部長中島豪君登壇〕

○農林水産部長(中島豪君) 本県の農林畜水産業は、トマトやデコポン、ヒノキ、干しシイタケ、マダイ、タチウオなど、多くの品目の主産県として、我が国の農林畜水産業を牽引する重要な役割を担うのみならず、食料安全保障の確保にも大きく貢献しています。

一方、議員御指摘のとおり、担い手対策や鳥獣被害対策など、今後の農林畜水産業の維持、発展には多くの課題があることも認識しており、来年度も、これらの課題に対応するための取組を進めていくこととしています。

まず、担い手対策についてお答えします。

県では、農林畜水産業の担い手確保、育成を食のみやこ熊本県創造の要と位置づけ、親元就業をはじめとした就業希望者に対して、相談窓口の設置や就業体験、研修会の開催、就業に必要な資金や資材の支援など、切れ目なく取り組んでまいりました。

来年度は、これまでの取組に加え、農業分野では、構成員の高齢化が進む地域営農組織への支援、果樹園を次世代に引き継ぐ芦北地域のリリーフ園制度のような地域独自の取組へのサポートなどを強化することとしています。また、林業分野では、地域をリードし即戦力となる人材を育成するための林業大学校の機能拡充、水産分野では、若手漁業者向けの水産研究センターにおける研修の充実を図ることとしています。さらには、本県の一次産業の将来を担う小学生を含めた若年層への就業啓発や農林水産関係高校との連携強化など、担い手の確保、育成に向けた取組を加速してまいります。

野生鳥獣による農作物被害は、近年増加傾向であることに加え、令和6年度は八代・芦北地域でヒヨドリによる被害が急増するなど、要因も多様化しており、その対策は喫緊の課題となっています。

これまでも、野生鳥獣が生息しにくい環境整備などを地域ぐるみで行う「えづけSTOP!」対策を基本として、侵入防止柵の設置や捕獲、ジビエ活用など、総合的な対策を推進しております。

来年度は、これに加え、捕獲確認アプリなどICTの活用促進や広域的な捕獲体制構築の検討、捕獲従事者に対する技術向上研修会の開催など、より効果的な取組を積極的に進めるとともに、捕獲した鳥獣の活用や処理についても関係者と連携して対応してまいります。

今後とも、徹底した現場主義の下、担い手の確保、育成や鳥獣被害対策などの課題を丁寧にお聞きするとともに、課題解決への道筋をお示しし、担い手の皆様が安心して生産活動に取り組める環境づくりを続けていくことにより、本県の稼げる農林畜水産業の実現につなげてまいります。

〔荒川知章君登壇〕

**○荒川知章君** 本県の農林畜水産業は、知事も常々言われているとおり、日本一のポテンシャルと伸び代があると私も思っています。それと同時に、食料供給はもとより、地域経済や地域社会を支える極めて重要な基幹産業です。

一方で、多彩な農林畜水産業がバランスよく生産される本県では、そのポテンシャルを生かし切れないという状況にもあります。食のイメージがある県ランキングや食事がおいしい県ランキングでは、47都道府県中いずれも25位程度で、全ての都道府県の中で真ん中辺りにあり、豊富な素材を生かし切れていない課題があります。

今後は、食のみやこ熊本県の創造に向けて、高付加価値化と販路拡大の取組をしっかりと進め、稼げる農林畜水産業の実現につなげていただきたいと思っています。

また、先ほど申し上げましたように、担い手の減少や鳥獣被害の拡大など、生産現場では依然として厳しい状況が続いており、特に中山間地域では、農地を守ることも体が難しくなりつつあるという切実な声も聞かれます。

県におかれては、木村知事が基本にされている

現場に課題があるという姿勢を徹底され、ぜひ現場の声にこれまで以上に耳を傾ける現場主義を徹底していただきながら、地域の実情に応じたきめ細かな施策を進め、担い手の皆様が、将来に希望を持って農林畜水産業に取り組む意欲の高まる環境づくりを一層進めていただくことを期待いたします。

次に、学校給食費の負担軽減に伴う県の取組について質問をいたします。

御承知のとおり、令和8年度から、全国の公立小学校で学校給食の抜本的な負担軽減いわゆる給食無償化が開始をされます。子育て世帯の経済的負担軽減を目的に、所得制限なしで1人当たり月額5,200円の基準額を国と県が2分の1ずつ負担し、自治体に補助する仕組みです。

これまでは、学校給食の負担軽減については、自治体の取組によって差がありましたが、今後は、全国の公立小学校において、一律に負担軽減されることとなります。これは、子育て世帯への経済的支援としても画期的なことであり、また、地域の個性ある食育の充実に向けても、大きなアクセラとなり得るものと思います。

学校給食は、市町村が実施主体として進めているものであり、そもそも細かい点は市町村ごとに決定されています。県内では、給食で提供する米や野菜に地元産の物を使用したり、オーガニック野菜を取り入れたりする市町村も見られるなど、地産地消や特色ある給食を積極的に行う市町村が多くあります。

このような取組は、地元のおいしい食材を四季を通じて味わうことの尊さ、そして郷土愛を育むことにもつながり、学校現場での食育の機会として、とても大切なことだと思います。

県で調査された県内市町村の給食費は、現在、1か月当たり4,300円から5,700円まで市町村ごと

に幅があります。

そこで、この議論で大事になるのは、単に給食費を無償化するのではなく、子供たちの成長のために、よりよい給食を提供すること、そして、栄養価の高いおいしい給食をいかに提供していくかという本来の目的をしっかりと踏まえて進めることだと思っています。

今回、国の補助基準額が1か月5,200円となりましたが、一方で、市町村がこれまでどおり創意工夫をし、子供たちのために、よりよい給食、地元産品で栄養価の高い特色あるおいしい給食を提供し続けるために、仮に国の補助基準額より高い月6,000円が必要となる場合にどうするのか。

市町村によっては、特色ある給食を断念する自治体、すなわち月5,200円で提供可能な給食を提供する自治体があるかもしれません。または、6,000円かけて、市町村の追加負担が生じても、よりよい給食を提供すると考える市町村もあるかもしれません。

その際、今回、国の補助制度が導入されたことによって、結果的に、これまで提供していた給食から質が落ちてしまうことになってはならないと思っており、その点私は大変危惧をしております。

私は、小学校、そして中学校のときも、給食の時間がとても楽しみでした。毎日の給食がとてもおいしかった思い出しかありません。

公立小学校における学校給食費の負担軽減にとどまらず、中学校を含めた義務教育段階における負担軽減の実現に向けても、今後、県として、国への要望などを含めて、引き続き取り組んでいく必要があるのではないのでしょうか。

そこで質問ですが、これまで学校給食の無償化に向けて行ってきた国への要望などの取組の内容についてお尋ねするとともに、今後、学校給食の

質の確保や学校における食育の充実のために、県としての支援をどのように進めていくのか、教育長にお尋ねいたします。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) まず、国への要望等を含むこれまでの県の取組についてお答えします。

昨年12月、国は、子育て世帯への支援を強化する観点から、自治体の支援を通して保護者負担の軽減を図ることを目的に、小学校段階での学校給食費の負担軽減の方針を示しました。

この国の方針について、県内市町村から、予算の制約による給食の質の低下を危惧する声や中学校にも早急に導入してほしいといった意見が出されました。

そこで、県教育委員会では、市町村の意見を取りまとめ、本年1月27日、文部科学大臣に対し、実態に即した基準額の設定、学校給食の質と量の確保並びに地産地消など地域の特色ある取組を維持するための交付金の充実、中学校についても速やかに検討することなどを、知事との連名で直接要望したところです。

次に、学校給食の質の確保や食育の充実についてお答えします。

議員御指摘のとおり、学校給食の質の確保や食育の推進は、子供たちが健やかに成長するために大変重要であると認識しています。

そこで、県教育委員会としては、国の学校給食費の負担軽減に伴い、来年度から、県内全域の給食実施校を対象に、県独自で学校給食の栄養摂取状況調査の実施を検討しています。その結果を分析し、栄養教諭等への研修を充実させながら、給食の質の確保に努めるとともに、県産食材を活用した給食や食育教材の開発を行うなど、食育の充実に向け、引き続き市町村を支援してまいります。

〔荒川知章君登壇〕

○荒川知章君 給食の質の確保に向けて、県独自に栄養摂取状況調査を検討されているということは、大変意義のある取組だと思います。無償化が目的化し、その結果として給食の質が事実上抑制されてしまうような状況が生じてはいけません。子供たちにとって給食は、単なるお昼御飯ではなく、成長を支える栄養の源であり、郷土の味を知る機会、そして何より毎日の学校生活の中の楽しみでもあります。

仮に、国の基準額5,200円という枠組みが、事実上の上限のように受け止められ、市町村が創意工夫や地産地消の取組を縮小せざるを得ないような事態が生じるとすれば、それは本末転倒であります。

県が実施を検討されている栄養摂取状況調査は重要ですが、調査にとどまらず、しっかりとその後の状況をモニターしていただき、仮に質の低下や格差の兆候が見られた場合には、県としてどのように補完し、支えていくのか、その具体的な支援策の方向性も、今後明確にしていきたいと思えます。

無償化が、質の低下ではなく、質の向上につながる制度となるよう、県の主体的な関わりと継続的な支援を強く要望いたします。

次に、障害者支援施設で働く人材の確保について質問をいたします。

今定例会冒頭の議案説明の中で、知事は、熊本で働く外国人材については、各種産業における人材確保に向けた取組を支援すると述べられました。

私は、障害者支援施設を運営されている方から、必要な介護人材の確保が難しい、どうにかならないだろうかという悩みの声をよくお聞きします。

地元の県立芦北高校には福祉科がありますが、定数30人に対して、3年生は14人と少なく、例年このような状況が続いており、安定して介護人材を輩出することが難しい状況にあります。

そこで、施設では、現在、外国人技能実習生などを受け入れているのですが、このような実態は、県内どの地域にでもあるのではないのでしょうか。

その上で、今現場の喫緊の課題は、外国人材への支援についてです。

まず、技能実習生として日本に来て就業した方の場合、就業期間3年、最長でも5年の間、一生懸命頑張って技能を習得され、そして期間終了後には習得した技能を本国に持ち帰り、本国で活躍されます。

また、特定技能介護の在留資格で日本に来て就業された方も、通算5年で帰国となります。

ただ一方で、日本が好きになった、育ててもらった日本で引き続き事業所に恩返しをしたいなど、在留期間終了後も日本で頑張りたいという方がいるのも事実です。また、事業所経営者としては、人手不足という実態があるため、引き続き残って戦力として活躍してほしいという切実な思いもあります。

しかしながら、技能実習生または特定技能としての在留期間が終了するまでの間に、介護福祉士国家資格の試験に合格しなければ、在留期間終了後に引き続き日本で働くことができないという事情を抱え、せっかく育成した介護人材を失ってしまうこととなります。

また、介護福祉士の資格を取得すれば在留期間の制限はなくなりますが、試験は日本語で行われるため、技能実習生にとっては、介護専門職としての知識を高めること以前に、日本語能力を高める必要もあり、働きながら学びを深めるためには

相当の御苦勞があるようです。

高齢者支援のための外国人材の育成、確保については、資格取得に向けた学習支援や住居確保支援など、国の施策に基づいた県の取組があります。

今定例会に提案されている来年度当初予算には、外国人介護人材住居借上支援事業が計上されています。介護人材の確保は喫緊の課題であり、外国人材の重要性が一層高まっているとの課題認識の下、国の地域医療介護総合確保基金を活用し、外国人材を雇用する高齢者施設が借り上げる住居の家賃を補助するというものです。

高齢者施設には、このほかにも、この基金を財源にして、外国人材の育成、確保に対する支援事業が講じられていますが、障害者支援施設に対しては、現在、国の補助を財源にした基金がないためか、何の支援もなく、その支援の在り方に差があります。

地域において、福祉、介護職員を必要とする福祉サービスを、一定程度維持していくことは大変重要であり、福祉、介護人材の育成、確保という広い視点に立てば、それが高齢者のためであろうと、障害者のためであろうと、その必要性は同じはずです。県単独での事業実施が難しいとしても、障害者支援施設に従事する福祉、介護職員の処遇改善や、さらには外国人材の確保に向けた支援策も検討し、国に要望をするべきだと考えます。

特に、外国人材の住居確保支援は、人口減少が進む地方部においては、外国人材を確保し定着を図っていく上では併せて考えていくべき大事なことであると思います。

郡部の地域においては、都市部よりも少子高齢化が加速化している状況の中で、今後の福祉サービスの維持は深刻な課題となっていますが、県は

どのような認識でおられるのでしょうか。

また、外国人材の確保に関して、そもそも障害者支援施設と高齢者支援施設で取り巻く状況、課題に違いがあったり、それぞれ今後の在り方に何か違いがあったりするのでしょうか。

障害者支援施設においても、高齢者施設と同様に、外国人材に対する何らかの支援を実施できないものなのでしょうか。

障害者支援施設における人材確保に向けて、県の取組と今後の方向性について、健康福祉部長にお尋ねいたします。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) 障害、介護分野にかかわらず、これらの福祉サービスの維持に当たっては、人材の不足や他産業との賃金格差の解消などが共通の課題としてあり、特に地方においては、若者の都市部への流出も進み、本県でも一段と厳しさを増していると認識しています。

このような中、医療及び介護分野では、平成26年度に創設された地域医療介護総合確保基金において、外国人材の確保、受入れ環境の整備等に向けた取組を国がメニュー化しており、高齢者施設の介護に直接携わる外国人材が増加してきました。一方、障害分野においては、外国人材の確保、受入れ環境の整備等に活用できる国の補助メニューが一部しかないといった違いがあります。

実態としては、障害分野においても外国人材に対するニーズは高まっており、県内の障害者支援施設を対象に調査した結果、令和8年2月1日現在、63施設のうち19施設で合計80名の外国人の方が雇用され、その数は職員全体の5%を占めています。

これらの状況を踏まえ、昨年秋の政府要望において、介護分野と同様の補助制度の整備を要望したところであり、今後さらに現場の実情やニーズ

を把握し、障害分野における制度の充実を求めてまいります。

なお、本県の総合的な人材確保、定着に向けた取組として、これまでも国の制度を活用し、職員の賃上げ等の処遇改善に向けた支援や現場の負担軽減、業務効率化につなげるためのICT、ロボット導入支援などに取り組んでまいりました。

昨年11月の定例会で議決いただいた国の経済対策を受けた福祉職員等の賃上げに向けた事業では、令和7年12月から6か月間、職員1人当たり月1万円相当を支援することとし、先月から申請受付を開始したところです。

あわせて、熊本県社会福祉協議会と連携し、施設側と就業を希望される方とのマッチングを行う無料職業紹介のほか、人材確保に向けた施設の優れた取組の紹介も行っています。

県としては、今後も障害者支援施設が安定的に運営され、障害のある方が安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、人材確保に向けた取組をはじめ様々な支援をしっかりと行ってまいります。

〔荒川知章君登壇〕

○荒川知章君 障害分野、介護分野に共通する人材不足の深刻さ、そして地方における状況の厳しさについて、県として強い危機感を持っておられることは理解をいたしました。

高齢者支援施設では、基金を活用した住居支援など具体的な支援メニューがある一方、障害者支援施設では、同様の制度がなく、結果として現場が自助努力に委ねられている現状があります。

現場で働く職員の役割、そして支えられている利用者の権限に高齢者か障害者かという違いはありません。人材確保の必要性に差や違いがない以上、支援制度の在り方にも差や違いがあってはならないのではないのでしょうか。

国の制度の制約があることは私も承知の上で、繰り返しになりますが、熊本で働く外国人材については、各種産業における人材確保に向けた取組を支援するという知事の議案説明にもあったように、県としても、制度創設を待つだけでなく、障害者支援施設と高齢者支援施設に対する支援の在り方の差や違いの部分をも埋めるための一歩踏み込んだ対応策の実行をお願いいたします。

次に、地域における移動交通手段の確保に向けて質問をいたします。

現在、本県のみならず、全国の大部分の市町村において、人口減少が急速に進行しております。特に中山間地域や沿岸部の地域では、若年層の流出と少子高齢化が同時に進み、地域社会の担い手不足が深刻化しています。

総人口の減少に加え、生産年齢人口の減少は、地域経済や医療、福祉、教育、さらには公共サービスの維持そのものに大きな影響を及ぼしております。これは、単なる数字の問題ではなく、地域で暮らし続けられるかどうかという住民一人一人の生活基盤に直結する課題であります。

このような中、路線バスの運転手不足や利用者の減少などで採算が取れず、バス路線の廃止や減便につながり、日常生活を支える移動手段の確保が町民の暮らしに直結する大きな課題となっております。

私の周りでも、自家用車の運転が難しくなった高齢者を近所の住民が病院や買物へ送迎している姿をよく目にします。地域の助け合い、共助による移動支援に支えられている面もありますが、高齢者のみの世帯が増える中で、地域公共交通は重要なサービスであり、地域の住民が今後も引き続き不自由なく生活していくためには欠かせないものとなります。

一方で、今日においては、もはや路線バスのみで住民の移動手段を確保できるものではありません。路線バスやタクシーをはじめ、これからは幅広く、例えばスクールバスやデイサービスなどの福祉車両なども含めて、それぞれの持つ稼働可能な時間の中で、空いている時間がないのか考えていくべきだと思っています。もし空いている時間があれば、それぞれが持つ空いている時間を組み合わせ、何か地域公共交通の新しいモデルとなるものができないのかという視点でアイデア出しをしていくことが重要です。

先月、2月20日、県では、市町村や企業が所有する医療、教育、福祉などの業務車両を住民の移動手段として有効活用するため、県内7市村とともにプロジェクトチームを立ち上げられたと聞いています。今後の活発な議論を期待したいと思います。

また、芦北町では、既に「ふれあいツクールバス」というものを実施しています。一つのバスを小学校の登下校時はスクールバス、それ以外の時間帯はコミュニティ交通として運行され、児童生徒だけではなく、高齢者や車を所有していない町民の方の移動手段としても有効活用されています。昼間はAIオンデマンド交通、夜間は公共ライドシェアの実証実験を行うなど、先進的な取組も行っており、すごく便利になったと住民の方からも好評を得ています。

そこで、今定例会には、予算案として新たにコミュニティ交通活性化総合交付金事業2億4,000万円が提案されていますが、県では、現在、各地域、特に都市部を除く地域における住民の移動手段の実態について、どのような認識を持ち、どのような課題があると考えられているのでしょうか。その上で、その課題を解消するために、どのような対策を講じていくつもりなのでしょうか。

今回新たに予算計上されている事業を含め、具体的にどのように進めていくお考えか、企画振興部長にお尋ねいたします。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) 人口減少の急速な進行に加え、近年の運転手不足や物価高騰により交通事業者の事業縮小、撤退が発生し、各地域ではバス路線の減便、廃止が進むなど、移動手段の確保が課題となっています。

特に、都市部を除く地域では、交通事業者によるサービス供給が限られることから、交通空白の発生やコミュニティ交通の利便性低下などが生じています。さらに、公共施設や商業施設等の統合、集約が進み、広域での移動需要が高まるなど、地域で暮らし続けられる前提となる移動手段の確保がより一層重要な課題となっています。

そこで、これらの課題に対応するため、現在策定中の次期熊本県地域公共交通計画では、誰一人取り残されず、行きたいときに行きたいところへ行くことができる社会の実現を目指し、各地域における目指すべきサービス水準の設定やコミュニティ交通の利便性を高める取組を進めることとしています。

今後、各交通モードについて目指すサービス水準を設定する過程への伴走支援を行うほか、広域連携や他分野との連携など、地域課題の解決に向けた優れた取組を進める市町村への重点的な支援を行うコミュニティ交通活性化総合交付金の創設を予定しており、今定例会に関連予算を提案しています。

また、議員御紹介のとおり、本年2月には、交通部局に加えて、健康福祉、観光、教育部局が連携して、地域の移動手段を確保、改善する取組を進めることを目的とした地域輸送資源フル活用推進プロジェクトチームを設置しました。

このプロジェクトチームでは、福祉施設の送迎車両やスクールバスなど、交通事業者以外が所有する車両の空き時間を活用した取組などについて、実現可能性を議論するとともに、今後そのような取組を進める市町村への支援の在り方などについても検討してまいります。

さらに、限られた人材で多様化する移動ニーズに応えていくためには、コミュニティ交通の運営の効率化を図る必要もあります。このため、AIオンデマンドシステムなどのデジタル技術の活用も視野に入れた地域の実情に応じた支援についても検討してまいります。

県としては、これらの取組を通じて、誰もが自分の住みたい地域で暮らし続けられるよう、引き続き全力で取り組んでまいります。

〔荒川知章君登壇〕

○荒川知章君 地域公共交通を取り巻く現状は、運転士不足や交通事業者の事業縮小などを背景に、特に都市部以外の地域において交通空白が生じていると言われており、まさに私たちが日頃から地域で実感をしています。

そのような中で、県において新たな交付金制度を創設し、市町村の取組を重点的に支援していること、また、部局横断のプロジェクトチームを設置し、医療、福祉、教育など、様々な分野と連携した検討を進めていくとの方針は、大変重要な取組であると受け止めています。

一方で、地域の移動手段の確保については、それぞれの地域ごとに置かれている状況が大きく異なります。路線バス、タクシー、スクールバス、福祉車両など、既に地域に存在する様々な資源をどのように組み合わせていくのか、まさに地域の実情に応じた柔軟な発想と支援が求められると感じています。

執行部におかれては、先進的な取組も参考にし

ながらも、熊本県から全国にモデル的な取組を発信していくという意気込みを持って、各市町村がそれぞれの地域に合った交通モデルを構築できるよう、引き続きしっかりと支援していただくことを期待いたします。

最後に、津奈木町における廃棄物焼却施設の建設計画について要望をいたします。

現在、津奈木町において廃棄物焼却施設の建設が計画をされています。この施設では、医療機関や介護施設などから出されるおむつや注射器などの焼却が主な目的と聞いております。

建設に当たっては、大気汚染物質の排出や水質の汚濁、大型運搬車両の通行など、生活環境や事業活動への深刻な影響が懸念をされています。

また、建設予定地周辺は、町の基幹産業であるかんきつ栽培や水稲栽培、環境または健康に配慮した農業が盛んな地域であり、令和6年には、皇居に献上する米、いわゆる献穀米を育てる水田に選ばれた農地も含まれるとともに、日本最南端の酒蔵、亀萬酒造で使用する酒米「山田錦」も生産されています。

地元住民は、このような状況を聞くにつれ、これまでの平穏な生活環境が脅かされるのではないかと大きな不安を抱え、この場所の選定は企業の質を疑わざるを得ないという声も耳にしています。

昨年12月には、津奈木町議会から、高野県議会議長宛てに、地方自治法に基づく意見書が提出されるとともに、先月24日には、津奈木町議会、区長など住民の代表から、県及び県議会に対して切実な要望が出されました。

そこで、私からの要望です。

施設の建設に対しては、設置事業者としてきめ細かに丁寧な対応が求められると思っています。

津奈木町における廃棄物焼却施設の建設計画に

ついて、住民の心配、不安の声に対して、事業者から、その不安を払拭するような科学的根拠に基づいた十分な説明がなされない限り、建設を許可するべきではないと考えます。

許可権者である県におかれましては、施設建設の許可要件にもあるように、周辺環境に配慮されているかという点をいま一度しっかりと見極め、賢明な判断をいただきますようお願いいたします。

以上をもちまして、私の質問及び要望は全て終了いたしました。

国際情勢もこの1週間で大変緊迫をしております。我が国の経済も物価高や先行きが見通せないなど厳しい状況にあります。

こういった中において、私は、地方行政に携わる県議会議員として、しっかりと腰を据え、地域の皆様が安全で安心した生活ができ、また、若者が希望を持って生活できる地域の創出、そして県政の発展に、これからも誠心誠意全力で取り組んでまいります。

御清聴誠にありがとうございました。（拍手）

○議長（高野洋介君） この際、5分間休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前11時9分開議

○副議長（緒方勇二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

岩中伸司君。

〔岩中伸司君登壇〕（拍手）

○岩中伸司君 新社会党の岩中です。これまでの質問、代表質問3名の方、先ほどの一般質問もそうですが、すばらしい質問ばかりで、非常に私自身、本当にああいう質問ができるのかなという心配をしながら壇上に立たせていただきました。

最近のこの状況は、先ほども触れられましたけれども、非常に危ない世の中になっているなというふうなことを思います。国内もそうですけれども、アメリカの動き、イスラエルと一緒にイランを爆撃してずっと続いて、中止かなと思ったらまた輪をかけて、今朝のニュースでしたか、小学校にそういう爆弾が落とされた。

よく考えたら、戦争というのは、小学校だろうが、私のような年寄りだろうが、何も関係なく攻撃してくるのが戦争。だから、私は戦後生まれです。こうしても戦前じゃないです。戦後生まれですけれども、戦前の状況は、いろいろな人に聞いたりして、悲惨な状況がたくさんこの日本でもあった。その後、絶対に戦争だけは起こしちゃならぬということで、今の憲法ができたんですね。

ですから、特に私のようなちっちゃな党では力になりませんが、熊本県議会は自民党の方々が圧倒的多数ですね。そういう人たちに、ぜひこの憲法を守って、一緒に平和な社会をつくっていくために力を尽くしていただきたいな、このような思いをしているところです。ぜひよろしく願いしておきたいと思います。

それでは、早速質問に移らせていただきます。

まず1番目に、水俣病被害者救済についてお尋ねをいたします。

水俣病が公式に確認されてから、今年5月で70年という節目を迎えます。この長い年月の間に、多くの方々が健康を損ない、平穏な暮らしを奪われました。私たちは、この歴史の重みを片時も忘れることなく、残された課題の解決に向けて真摯に向き合わなければなりません。そうした観点から、知事に2点、環境生活部長に1点質問をさせていただきます。

まず第1点目は、現行制度の枠組みから漏れている方々の救済についてです。

前回の質問でも指摘したとおり、救済を待ち望んでいる方々にとって、時間は決して十分にあるわけではありません。こうした中、昨年国会に提出された水俣病救済新法案は、これまでの救済策では対象とならなかった被害者や潜在的な被害者も含めて、より幅広い救済を目指すものでした。

この法案は、医学的知見に基づきながら、居住地域や年代といった一律の壁を乗り越えようとする一つの明確な方向性を示すものであったと考えます。

具体的には、国の責任において給付金などを支給することや、メチル水銀の暴露地域や年代の拡大、恒久的な救済措置の提供、そして住民健康調査の実施と結果の丁寧な説明などが盛り込まれていました。

残念ながら、衆議院の解散により廃案となりましたが、そこに掲げられた全面救済や申請期間の撤廃といった理念は、今もなお解決を待つ方々にとって大きな希望となっていたはずで

す。廃案になったとはいえ、この新法案が示した救済ルールの転換という方向性や理念について、知事としてどのように受け止め、今後の県政や国への要望にどう生かしていこうと考えておられるのか、お伺いいたします。

次に、第2点目として、認定患者への支援についてお伺いいたします。

環境省が、2026年度予算案において療養手当の増額などを盛り込んだことは、本県が現場の声に耳を傾け、国に対して粘り強く要望を重ねてきた一つの大きな成果であると受け止めています。

しかしながら、被害者の方々は著しく高齢化されています。現在直面しているのは、金銭的な支援の問題だけではなく、日々の暮らしを支える介護や福祉、そして健康管理など、より生活に密着した課題が深刻化しています。特に、水俣

病特有の症状を抱えながら高齢期を過ごすことの困難さは察するに余りあります。

この節目を機に、県として金銭的支援にとどまらず、高齢化する認定患者の皆様が直面する介護、福祉の課題に対し、より踏み込んだ実効性のある生活支援策を打ち出すお考えはないでしょうか。地域で安心して暮らせる体制をどう構築していくのか、知事の考えをお伺いいたします。

次に、環境生活部長に1点お伺いいたします。

水俣病問題の正しい理解と風化防止についてお尋ねいたします。

県が市町村職員向けに研修を実施してきたことは、行政サービスの質の向上において大変重要です。しかし、被害者の方々への偏見をなくし、この問題を風化させないためには、周知の対象をさらに社会全体へと広げていく必要があります。

そのための一つとして、県内の経済を支える企業に対し、社員研修などの機会に、水俣病問題を積極的に取り入れるよう促すべきではないかと考えます。企業がこの歴史を正しく学び、人権意識を高めることは、社会全体の理解を深める大きな一歩になるはずです。これに対する具体的な方策はあるのでしょうか。

また、被害の実態を最もよく知る熊本県として、県内外の若い世代や大都市圏に対し、SNSなどのデジタル媒体も活用しながら、水俣病は決して過去のものではなく、現在進行形の課題であるという認識を広めていくための戦略をどう描いているのでしょうか。環境生活部長にお聞きいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 岩中議員から、水俣病被害者救済についてお尋ねいただきました。

まず、廃案となった法案への受け止めと今後の県政や国への要望への生かし方についてお答え申

上げます。

昨年6月に国会に提出された法案が、衆議院解散に伴い廃案になったことは承知しております。法案は、国会で議論されるべきものであり、成立に至らなかった法案について、県としての所見をお答えすることは差し控えてさせていただきます。

一方で、これまで県では、離島加算や療養手当の増額について、何度も国に要望し、実現に結びつけてきました。

今後も、これまでの水俣病の歴史を踏まえながら、丁寧、着実な認定審査の実施や患者被害者と御家族の方々の安全、安心な暮らしの確保、偏見、差別の解消、地域振興や再生、融和などに国と連携して取り組んでまいります。

次に、認定患者の方々への支援についてお答え申し上げます。

県では、高齢化が進み、御心配な思いを抱き抱えながら日々暮らしておられる患者、御家族の皆様の下、県の担当職員ができるだけ出向いて、顔の見える関係性を築いてまいりました。

私自身も、慰霊式の前には、胎児性・小児性の患者や支援者の方々と面会し、直接お話を聞かせていただいております。

このような中で、遠方の医療機関への通院を必要とされる方が増えている実情を踏まえ、そのための移動支援を来年度から実施したいと考えております。

これまでも、皆様からの御要望を踏まえ、福祉サービスの充実やグループホームの整備などに取り組んでまいりました。

引き続き、皆様のお声を丁寧にお聴きしながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるよう、国や関係市町、地元関係者の方々と連携し、きめ細かな支援に取り組んでまいります。

〔環境生活部長清田克弘君登壇〕

○環境生活部長(清田克弘君) 水俣病問題の正しい理解と風化防止についてお答えします。

まず、県内企業に対する啓発促進については、水俣病の教訓を次世代に継承し、同じ過ちを二度と繰り返さないためにも、民間企業の社員教育等で水俣病問題を取り上げていただくことは大変重要であると考えております。

昨年、民間企業や県内市町村が、水俣病に関する誤った情報を発信したことを受け、県としても、本年1月に市町村職員を対象とする現地研修を初めて実施し、水俣病語り部の方による講話や水俣病資料館、JNC水俣製造所の見学等を通じ、水俣病の教訓の継承と職員の意識向上に取り組んだところです。

来年度からは、県内民間企業も対象とする新たな研修を開始することとしており、多くの企業等において水俣病の教訓を人材育成に生かしていただけるよう取り組んでまいります。

また、県内外の若い世代や大都市圏への情報発信については、水俣病原点の地とされる百間排水口に関し、メチル水銀を含む工場排水が流されていた当時の様子を、VR技術も活用したCG映像として再現し、動画で配信するなど、デジタル技術を活用した県内外への情報発信にも努めています。

来年度は、公式確認70年を契機とするシンポジウムをライブ配信するなど、SNSを含む様々な広報ツールの活用も検討しています。

県としては、様々な媒体や手法を活用しながら、引き続き、水俣病の教訓や経験を広く国内外に発信してまいります。

[岩中伸司君登壇]

○岩中伸司君 前向きな答弁をありがとうございます。

知事の答弁では、先ほど、離島加算や療養手当

の増額について、これまでずっと国に要望しながら実現に結びつけてきた、これまでの経過も成果が上がっているというふうに思います。今後も、さらにいろんな取組を強めていくという答弁がございまして、ありがたいことだな、さらにそれをもっと強化していただきたい、そのように思います。

来年度から民間企業も対象にする新たな研修を開始すると部長の答弁もございました。

水俣病問題は、現在も大変重要な課題を持ったものですので、ぜひ執行部としても、今後も全力で取り組みながら、本当に暮らしやすいまちをつくっていただきたい、このように思います。

それでは、次の2番目の川辺川ダム建設問題についてお尋ねをいたします。

川辺川ダム建設計画は、2008年に当時の蒲島知事が白紙撤回を表明しましたが、2020年の水害を受けて、国に対して、穴空きの流水型ダムとして建設を要望しました。通常は水をためず、豪雨時にのみ水量を調整するという形式です。

国は、川辺川ダム建設の方向性を示し、事業が進められようとしています。しかし、近年の豪雨災害の特徴は、従来の想定とは大きく異なっています。

特に、線状降水帯による集中豪雨は、降雨地点が局地的で、ダム周辺に雨が降らなければ治水効果が十分に発揮されないとの指摘があります。

また、線状降水帯は発生予測が難しく、ダム操作の判断が遅れば、期待される治水効果が得られない可能性も指摘されています。

つまり、ダム建設の前提となっていた広域的で予測可能な豪雨という気象条件そのものが、既に現実と乖離しつつあります。

川辺川を守る県民の会の集會に山形よりズーム参加の現地の人から、穴空きダムの事例報告があ

りました。

山形県の最上小国川の穴空きダムは、2020年に運用が開始され、高さが33メートルという川辺川ダムの3分の1ぐらいで、河床勾配は72分の1です。それで上流で護岸が崩れることがあります。200年前のカルデラが崩壊して流れてきます。洪水になると、ダムはダム湖をつくりませんが、そのダム湖より上流側では泥が一切たまってなくて、砂しかたまっていない状況です。それがダム湖に入ると、細かい砂はダムに入ったところでとどまります。一方で、ダムの底を流れた泥は、洪水になったときは上流から流れてきてダム湖の流域にたまります。それから水は引いていきますが、泥はたまり、下流には運ばれていかないということが実証されました。ダム湖の上流と下流にいろいろ影響を与え、汚すということが明らかになりました。これが100メートルもあるような大きな川辺川ダムでは、河床勾配が110分の1という極めて緩いところになると、川底の環境が劇的に変化すると思います。川辺川ダムは絶対に造るべきではないと思っていますと、山形から流水ダムの現状を報告されています。

一方で、森林整備、田んぼダム、遊水地、河道掘削など、いわゆる緑の流域治水は、降雨地点が偏っても分散的に効果を発揮し、操作の遅れといったリスクもありません。国費も多く投入されており、県としても積極的に進めています。

しかし、現行の治水計画はダムありきで構成されており、ダムが十分に機能しない可能性があるにもかかわらず、計画全体の再検証が行われていないという問題があります。

そこで、木村知事に3点伺います。

1点目です。

線状降水帯など予測困難な豪雨が主流となる中、川辺川ダムが十分な治水効果を発揮できない

可能性について、どのように評価しているのでしょうか。

2点目ですが、ダム操作の遅れや降雨地点の偏りなど、ダム特有のリスクが顕在化している現状を踏まえ、ダム建設の前提条件が崩れているのではないのでしょうか。県として再検証を国に求める考えはあるのでしょうか。

そして、3点目ですが、緑の流域治水は、国費も多く投入され、分散型で現状の豪雨に適した対策であると思います。ダム建設を前提とせず、緑の流域治水を中心としたダムによらない治水を再度選択肢として検討し、ダム建設の中止を国に求める考えはないのでしょうか。

以上、木村知事にお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 岩中議員から御質問いただきました。ちょっと丁寧にお答え申し上げ、多少長くなりますが、お許してください。

まず、ダムの治水効果についてお答え申し上げます。

球磨川流域は、約8割の面積を森林が占めており、山地に降った雨が、すり鉢状の人吉・球磨盆地に集まり、盆地中央部を東西に流れる川辺川と合流する地形となっています。また、人吉水位観測所から上流の河川の長さ及び流域面積では、川辺川と球磨川でほぼ同程度となっています。

令和2年7月豪雨をはじめ、これまでの球磨川流域に被害をもたらした洪水では、人吉市上流の合流点において、川辺川と球磨川の水位がほぼ同時にピークに達し、人口が密集している人吉市をはじめ、中流域、下流域の広範囲で甚大な被害が発生しております。

このことから、球磨川流域では、川辺川の水を一時的にため、流量がピークになる時間をずらす、そして流量を減らす対策が有効とされていま

す。

新たな流水型ダムは、川辺川流域の約470平方キロメートルに降った雨を一時的にためることができます。この470平方キロメートルという面積は、球磨川流域全体約1,880平方キロメートルの25%程度を占め、阿蘇外輪山の約380平方キロメートルよりも広大でございます。

新たな流水型ダムの洪水調節によって、令和2年7月豪雨のような大雨の際に、ダム下流から河口までの全域にわたり、ピーク時の水位をおおむね1メートルから3メートル低下させることができます。

新たな流水型ダムの洪水調節が治水効果を発揮することは、球磨川水系学識者懇談会において、専門的な観点から確認されており、球磨川流域の氾濫リスク、被害を軽減すると、私は考えております。

次に、ダム建設の前提条件についてお答え申し上げます。

令和2年7月豪雨では、球磨川流域の各地点において、観測史上最大の降雨量、最高の水位が確認され、流域を中心に大きな被害をもたらしました。

そのため、まず、国や流域市町村とともに、被害の状況、観測雨量、河川の観測水位、氾濫の形態、初動対応などについて、科学的、客観的な検証を行いました。

その後、球磨川水系河川整備基本方針が、令和2年7月豪雨をはじめとする球磨川流域で過去に発生した複数の降水パターンや、将来の気候変動の影響による水害の激甚化、頻発化を踏まえたものへと見直しをされました。

この基本方針に沿って、新たな流水型ダムを含む球磨川水系河川整備計画が、令和4年8月に策定されました。

計画策定に際しては、パブリックコメントや公聴会でいただいた御意見を反映し、学識者懇談会において、専門的観点から科学的、客観的に確認を行っております。

また、この新たな流水型ダムは、その構造や操作方法に関して、様々な科学的、技術的検討が進められています。

例えば、1つ目には、ダム地点の放流量を毎秒200トンまで抑えることで、遊水地などの他の施設による洪水調節と合わせて、人吉地点のピーク流量を河道への配分流量である毎秒4,000トン以下にし、洪水被害の防止、軽減を図ることができます。

また、2つ目には、河床部放流設備、いわゆる穴空きダムの穴ですね。その穴の底面、底の面の高さの設定に当たっては、下流河川の早瀬の高さと同等の高さに設定して、水深を確保いたします。これによって土砂環境の連続性や生物の移動経路を確保することができます。

3つ目に、水をためた後、濃い濁りが極力発生しないよう、下流の安全性を確保しながら、ためた水を速やかに放流し、ダム上流の石や砂を流すダム操作を検討しており、これにより、次の大雨に備えることも可能となります。

以上のことなどから、新たな流水型ダムは、命を守るとともに、環境に極限まで配慮し、清流を守るための様々な工夫が凝らされていると考えられ、事業の再検証を国に求める考えはございません。

最後になりますが、令和2年7月豪雨災害のような被害を二度と繰り返さないためにも、今後も、河川整備計画に基づき、国や流域市町村と一体となって、流域全体の総合力で、新たな流水型ダムを含む緑の流域治水を着実に推進してまいります。

そのため、これまでと同様のお答えにはなりません。議員から御質問いただきましたので、改めてお答え申し上げますと、令和2年7月豪雨災害のような被害を二度と繰り返さないためにも、新たな流水型ダムの建設中止を求める考えはございません。

〔岩中伸司君登壇〕

○岩中伸司君 答弁をいただきました、

流水型ダムを歓迎をする方向で、これを中止することは求めないという、今知事の決意ですが、そうだろうなと思いつつ、はい、分かりましたとはちょっと私も言いにくいところがあります。

ちょっと前段で話をしたとおり、この川辺川ダムが本当に必要なのかという原点に戻って、先ほど山形の例も出したんですが、流水型ダムも全国あちらこちらにできてますが、成果になっているところもあるんですけども、それがやっぱり緑の流水にはなっていないというふうなところも山形のような例が報告されてますので、私は、多額の5,000億、6,000億と言ったかな、かなりそういうかけて造る必要はなくて、もっとやっぱり河川改修等々を進めながら、そういう災害を招かないような、そういう地域をつくっていくことが大事。

特に、この令和2年の人吉の災害は、この前の質問のときも言ったんですが、やっぱり支流山田川で起きたやつで、本流ではちょっとない。その本流が水が上がったのは1時間後というふうなことで報告を聞いてますので、そういうことで、ダムについては、知事とはちょっと違う考え方でこれからも行きますが、よろしくひとつお願いしておきたいと思います。

続きまして、阿蘇くまもと空港へのアクセス鉄道についてお尋ねをいたします。

空港へのアクセス鉄道計画は、バスやタクシーなど道路交通への依存を軽減し、利便性を向上さ

せることが主な発端であり、県では、空港アクセス改善のための調査を1997年から実施してきました。

2005年から2007年まで、JR豊肥線からの延伸案を中心に、熊本市電延伸等々が検討されましたが、2008年に、採算性が困難であるとして、一時的に計画が凍結をされました。

10年後の2018年に、改めて概略調査で航空機利用者の増加など環境変化があり、再検討案として、豊肥本線延伸、熊本駅からのモノレール、熊本市電延伸、この3つの案が検討され、豊肥本線延伸が最も効果的かつ早期に実現できる可能性が高いと判断され、現在に至っています。

一方では、空港アクセス道の改善が積極的に進められています。県道熊本高森線の4車線化が益城町まで進むことで、熊本市内から熊本空港へのアクセスは多様化することになります。課題となっている第2空港線、県道熊本益城大津線の渋滞緩和にもつながりそうです。さらに、第2空港線の南側で並行する県道熊本高森線の4車線化が完了すれば、熊本市から空港へ向かう際の新たな道路にもなります。さらに国道443号は、現在菊陽町周辺で4車線化も進められています。

県は、2023年9月の議会答弁で、空港アクセス改善は、私が提案してきた大空港構想を実現するために必要な取組であると。空港アクセス鉄道なくして熊本の発展なしとの意気込みを持って国やJR九州との協議を進め、早期実現に向けて全力で取り組んでいくと、県としては空港アクセス鉄道建設には積極的な方針であることを明らかにしています。

この方針は現在も変わりなく推進していくようで、2026年度当初予算では、阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備の推進として4億5,000万円が計上されています。

昨年9月議会で、私の質問に対して、空港アクセス鉄道の整備費用は約670億円との答弁があり、高額に驚きました。

空港アクセス鉄道整備推進に向けて、県が主体となる第三セクターを組織し、鉄道の設備の所有や管理を担うようですが、どのような第三セクターの組織形態になるのでしょうか。県とJR九州は、上下分離方式で運営していくようですが、乗車料金等はどのように配分されていくのか、企画振興部長に伺います。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) 空港アクセス鉄道整備に向けた第三セクターの設立についてお答えします。

空港アクセス鉄道は、空港へのアクセス改善による空港機能の強化と空港周辺地域の活性化、さらには半導体関連産業集積地における企業活動の円滑化に不可欠なインフラとして整備を進めています。

昨年10月には、空港アクセス鉄道の運行形態を上下分離方式とすることでJR九州と合意し、JR九州は、第二種鉄道事業者として既存の路線との一体的な運行と運賃徴収を担い、県が中心となって設立する第三セクターは、第三種鉄道事業者として鉄道施設の整備と維持管理を担うこととなります。

令和8年度は、鉄道事業許可の取得を目指し、詳細設計を着実に進めるとともに、整備主体である第三セクターを株式会社として設立することとしています。

この第三セクターの運営に当たっては、整備した鉄道施設を、運行主体であるJR九州に貸し付け、使用料を徴収するとともに、JR九州の既存路線で生じる増益額から総事業費の3分の1を上限として負担金を受け取り、整備財源等に充当す

ることとなります。

県としては、ビジネスや観光、スポーツ、文化活動等、あらゆる場面において世界に開かれた活力ある熊本を目指し、その実現に欠かすことのできない空港アクセス鉄道の整備に向けた取組を着実に進めてまいります。

〔岩中伸司君登壇〕

○岩中伸司君 企画振興部長の答弁は、積極的にこのアクセス鉄道を進めていくという決意表明のような答弁がございました。

この空港アクセス鉄道については、これまでも私も何回も質問をしたんですけども、1つ、直接は関係ないんですが、空港ライナーの問題で、代表質問で自民党を代表して高木議員が質問されました。空港ライナーについては、熊日新聞にも載ってましたけれども、今年の夏から有料になる方向が示されているようです。

このアクセス鉄道を造るために、空港ライナーが2011年の10月1日よりスタートしたんですが、無料運行ですよ。試験運行という期間で、ずっと2017年の春まで空港ライナーが運行されました。私は、試験運行が済んだなら、これは有料の——ちょうど肥後大津から空港まで7キロはあるわけですからこれを無料で、しかし、その後も正式な運行になってからも無料でずっと運行されて、2日前の高木議員の代表質問で、ばしっと抑えて有料になるというふうなこと、夏ぐらいから有料にしていくというふうな動きでした。

私は、この空港ライナーの客をずっと増やしていけば、この鉄道を敷くという、600億を超える事業費がかかる、この事業がスムーズに行くんだというふうなやっぱり見方があったのではないかと、いうふうに、私の想像どおりで進んできているんですね。

ですから、もう今に至っては、この鉄道を造っ

ていかなければならないというふうな動きになっているようですけれども、ぜひ、これも先ほど知事とはちょっと意見が違うということで、部長の答弁とも、はい、分かりましたということにはなかなかならないということを付け加えておきたいと思えます。

ぜひ地域の方々が安心して暮らせるように、便利な世の中になるようによろしく願いしておきたいと思えます。

それでは、4つ目の有明医療センターの支援についてお尋ねをいたします。

玉名・荒尾地域の二次医療圏の要である有明医療センターの経営状況を踏まえた今後の支援の在り方について質問をいたします。

老朽化が著しかった荒尾市民病院の後に、最新の機能を備えた有明医療センターとして2023年10月オープンしました。しかし、オープン当初から、その経営状況は極めて深刻な事態に陥っています。

旧病院時代、現場スタッフの献身的な努力により、2022年度までは14期連続で黒字を維持してきました。しかし、開院した2023年度は約8億円の経常赤字に転じ、実質的なフル稼働初年度となる2024年度は、24億円もの巨額な経常赤字を計上する見通しとなっています。

この赤字は、放漫経営の結果ではありません。70年以上経過した旧施設から、最新鋭の高度医療機関へと脱皮するために避けて通れなかった構造的な重荷が要因です。新病院建設に伴う減価償却費の急増、物価上昇、さらには建物に係る消費税の一括償却、これらが一気に押し寄せ、かつての優良な経営基盤を根底から揺さぶっているのです。

現在、病院側は診療報酬の充実や収益確保に努め、現行体制での早期黒字化を目指す経営改善実

行計画を、市町村課の協力を得ながら策定中と伺っています。

しかし、現場では医師や看護職員の確保が極めて困難な状況にあります。どんなに立派な器をつくっても、そこで働く医療従事者がいなければ、高度な医療機能は宝の持ち腐れとなります。人手不足によって病床稼働率が上がらず、それがさらなる収支悪化を招くという負の連鎖を断ち切るには、荒尾市単独の努力だけでは限界があります。

そこで、地域の医療提供体制を守るため、健康福祉部長に、以下2点について伺います。

収益改善のためには、医師、看護職員の確保が不可欠です。県として、医師、看護職員不足について、どのような支援がいただけますか。また、財政的な支援として、どのような支援が期待できますか。御答弁をよろしくお願いします。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

**○健康福祉部長(下山薫さん)** まず、医師及び看護職員確保のための支援についてお答えします。

有明医療センターは、荒尾・玉名地域において、救急医療、災害医療、周産期医療等の拠点として大変重要な機能を担っていると認識しています。

県では、こうした地域医療を支える医療機関の機能が維持できるよう、医師や看護職員の確保に向けた支援に取り組んでいます。

具体的には、熊本大学医学部に設置した、いわゆる地域枠で養成した医師などを、医師が不足する地域に派遣しています。

この取組により、有明医療センターにおいては、令和3年度からの5年間で6名の医師を確保することができています。

看護職員については、学生を対象に、看護師等修学資金貸与制度を実施し、就学を支援しています。この5年間で貸与を受けた学生のうち7名が

有明医療センターに就業しています。

このほか、専門職としてのキャリア形成を支援するため、より専門性の高い認定看護師や特定行為看護師の育成に取り組み、看護職員の資質向上や定着支援を図っています。

次に、財政的な支援についてお答えします。

近年、物価高騰や人件費の増加などを背景に、有明医療センターをはじめ地域の医療機関を取り巻く経営環境は一段と厳しさを増しています。

このため、国は、令和8年度診療報酬改定において、引上げの方針を決定いたしました。

また、これに先立ち、国においては、財政的な支援として、賃上げや物価高騰への対応に必要な経費に加え、地域住民の安全、安心に直結する救急医療に係る経費について、病院に対し直接給付することとされています。

県でも、同様に、医療機関における職員の処遇改善や業務効率化などの取組を支援しています。

加えて、県独自で、地域における周産期医療の中核病院である有明医療センターを中心とした新たな連携体制の支援にも取り組んでいます。

特に荒尾市では、分娩数の減少や人材不足等により、産科クリニックが分娩の取扱いを継続することが難しい状況でした。これに対応して、地域の分娩機能の維持を図るため、地域のクリニックと連携し、有明医療センターに分娩を集約する、いわゆるオープンシステムを導入する経費を助成しています。

今後、持続可能な医療提供体制を構築していくためには、医療関係者、行政、県民の皆様が一体となってビジョンを共有し、それぞれが主体的に取組を進めていくことが何より重要であると考えています。

県としては、地域医療を支える医療機関としての機能が確実に発揮できるよう、有明医療センタ

ーにおける人材確保及び経営改善に向けた取組を、熊本大学病院や地域医療に携わる関係機関と連携して、しっかりと支援してまいります。

〔岩中伸司君登壇〕

○岩中伸司君 答弁ありがとうございました。

県として、支援を具体的に進めてきたと、今部長から答弁がございました。

県として、医師、看護職員の確保に向けて、支援を具体的に取り組んできた、有明医療センターには、令和3年度から5年間で6名の医師を確保することができていると、さらに、看護職員については、5年間で7名が就業していると、具体的な支援の成果が答弁されました。

財政的な支援についても、国の支援や、県としても同様に、医療機関における職員の処遇改善や業務効率化等の取組を支援しているということで、ぜひとも、この有明医療センターに対する御支援、アドバイスをよろしく願いしておきたいというふうに思います。

昨日、私は、荒尾・玉名地域の有明地域保健医療推進協議会の会議があったので、それに参加をさせていただきましたけれども、その中で、こういった有明医療センターだけでなく、医療をめぐる問題が、今地域のほうでは——都会ではないようですけれども、ここで言われたのが、昨日の会議の中で、玉名郡市代表の先生から医療の現状について話されたのは、これまで、玉名郡市で6つの病院が閉院をしたと。今後も予想で12ぐらいの病院が閉院をする可能性があるという、減っていく可能性があるというのが、この協議会の会議の中でおっしゃられまして、隣に座っていらっしやった荒尾市の医師会長さんからも、荒尾でも、10年後には今の病院の半分ぐらいになるのではないかと、こういう話もされました。医師の高齢化、人手不足、人口減少、地方では厳しい医療の現状が

あることを、改めて私は認識をさせられたところ  
です。

県としても、可能な限りこういうことに対して  
も目を配らせながら、御支援のほどよろしくお願  
いをしていきたい、このように考えます。

それでは、5つ目の本県農業の持続可能性と食  
料安全保障の強化についてお尋ねをいたします。

現在、我が国の食料自給率はカロリーベースで  
38%と低迷を続けています。国際情勢の不安定化  
や資材価格の高騰は、食料安全保障が単なる概念  
ではなく、国民の生存に関わる喫緊の課題である  
ことを浮き彫りにしました。

本県は、全国6位の農業産出額を誇る圧倒的な  
農業県であり、日本の台所を支えています。しか  
し、御存じのとおり、気候変動や担い手不足、さ  
らには産業構造の変化という荒波に直面してい  
ます。大げさではなく、本県の農業を守り抜くこ  
とは、日本の食を守り抜くことと同義であるとも  
言えると思います。

そこで、3点農林水産部長にお聞きいたしま  
す。

まずは、地球温暖化に伴う農業への影響とその  
対策についてです。

私の地元の荒尾市でも、特産である新高梨の栽  
培において、記録的な猛暑によるみつ症の発生や  
冬場の高温による発芽不良など、深刻な被害が出  
ています。丹精込めて育てた果実が商品にならな  
い現実を前に、将来への希望を失い、廃業を選択  
する農家の方も少なくありません。

特に、果樹においては、一度失われたならば、  
再度復活させるまで膨大な年月を要します。

県として、これら温暖化の影響を受ける品目に  
対し、どのように対策を進めておられるのか、伺  
います。

次に、TSMCの進出等に伴う農地の減少等へ

の対応について伺います。

半導体関連企業の集積は、本県経済に千載一遇  
のチャンスをもたらす一方で、周辺地域では優良  
農地の転用が進み、農業基盤の縮小が懸念されて  
います。また、地価や人件費の高騰は、農業経営  
を圧迫する要因にもなり得ます。

産業の活性化と農業の持続性は、決して二者択  
一ではありません。失われる農地を補填するた  
めの基盤整備の加速や工業と農業が共生できる仕  
組みづくりが不可欠です。

県は、この歴史的な転換期において、農地の減  
少をどう防ぎ、農業をどう維持していくお考えな  
のか、伺います。

最後に、担い手の確保、育成について伺いま  
す。

農業の最大の課題は、人です。高齢化により耕  
作放棄地が増加する中、意欲ある新規就農者の確  
保は待ったなしの状況です。

本県は、これまでも新規就農支援に注力してき  
ましたが、今後どう取り組んでいくのか、お尋ね  
をいたします。

〔農林水産部長中島豪君登壇〕

○農林水産部長(中島豪君) まず、地球温暖化に  
伴う農業への影響とその対策についてお答えしま  
す。

令和6年の夏は、熊本地点の8月の平均気温が  
観測史上初めて30度を上回るなど、記録的な高温  
となり、水稻の白未熟粒やかんきつの日焼け果の  
発生、酪農における乳量の減少など、農畜産物の  
生産量や品質に大きな影響が発生したため、生産  
現場や農業団体からは対策を求める声が多く寄せ  
られました。

そこで、県では、農業団体と連携してプロジェ  
クトチームを立ち上げ、令和7年3月までに、品  
目ごとの短期的な対策から中長期的な対策、各種

支援制度などを取りまとめるとともに、ホームページでの公表や各地域の講習会等による周知徹底に取り組んでまいりました。

昨年の夏も猛暑となりましたが、各品目での遮光や適期定植などの対策技術の実践により、かんきつの日焼け果の減少やイチゴの年内収量確保など、一定の成果も確認されました。

一方で、梨「新高」のみつ症など、一部の品目ではいまだに影響が生じていることを踏まえ、今後も引き続き、新たな技術情報や現地試験等で得られた成果を速やかに農業者に提供していくとともに、水分管理の徹底や品種転換、遮光資材の導入など、地域の実情に応じた総合的な対策を進めてまいります。

次に、TSMCの進出等による農地の減少への対応についてお答えします。

農地が減少している菊池地域では、多くの農業者から代替農地を求める声が寄せられるなど、農地の確保が喫緊の課題となっております。

これまで県では、代替農地を希望される農家への農地を紹介するマッチングを進めるために、農業者へのニーズ調査結果を基に、2,300筆に及ぶ代替農地の候補地を把握するとともに、くまもと水土里GISを活用したデータベース化に取り組んでまいりました。

この結果、菊池地域では、昨年10月時点で、農家同士のマッチングを含め、約94ヘクタールの代替農地が確保されるなど、営農継続につながっております。

今後も、新たな開発による農地の減少が想定されることから、これまでの取組の継続はもとより、マッチングの加速化に向けた簡易整備の支援や、新たな代替農地の確保として旧大津牧場跡地における県営モデル事業を推進するなど、市町や関係機関と一体となって営農継続に向けた取組を

進めてまいります。

最後に、担い手の確保、育成についてお答えします。

これまで県では、稼げる農業の実現に向け、担い手の確保、育成を最重要課題と捉え、様々な取組を講じてまいりました。

今年度は、親元就農をはじめとする新規就農者の確保、育成を強化するために、新たに設置しました熊本県農業経営・就農支援センターにおいて相談窓口のワンストップ化を図るとともに、きめ細やかな就農支援策である新しい熊本農業のリーダーズ共創事業を展開し、若年層の就農啓発から、相談対応、研修、就農定着、経営発展、継承に至る切れ目のない支援の充実を図ってきたところでございます。

来年度は、小学生をはじめとした就農啓発や若年層の農業教育の充実、構成員の高齢化が進む地域営農組織への支援強化など、担い手の確保、育成にさらに取組を加速してまいります。

今後とも、このような取組をしっかりと進めることにより、本県農業を持続的に発展させ、ひいては我が国の食料安全保障の確保に貢献してまいります。

〔岩中伸司君登壇〕

○岩中伸司君 御答弁ありがとうございました。

農業問題についても、この農業県熊本にとって一番大事なことだろうというふうに思います。地球温暖化が進んでいる中で、大変な農家の方々の苦勞が分かります。

私も農業をかなりもう一番の宝にしていますので、木村知事も現場主義ですけれども、本当に現場に行って農作業をやれば、どういう状況か、昨年の暑さの中では、種をまいても芽が出ない、そういう状況がずっと続いたんです。農家の方々は、非常に大変な生活だったんじゃないかなとい

うふうな一面で心配をしているところです。これからも、県として積極的な農家に対する支援をお願いしていきたいというふうに思います。

私も大変緊張して質問をして、皆さん方には迷惑ばかりかけたんじゃないかというふうに思います。今日で41回目の質問になるんですけれども、だんだん駄目になっていってますね。年は取ってますが、気持ちは皆さんより若いです。もう絶対若さ、気持ちを持って、健康でやっぱり頑張らないと政治活動もできないのではないかな。

これからも積極的にこの熊本県を支え、県民の皆さん方の暮らしを守っていく。私はもう高齢になってますけれども、一緒になって、この熊本県を支え、木村知事を中心に頑張っていかなければならないというふうに思います。

本当に御清聴ありがとうございます。（拍手）

○副議長（緒方勇二君） 昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時5分休憩

午後1時9分開議

○議長（高野洋介君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

亀田英雄君。

〔亀田英雄君登壇〕（拍手）

○亀田英雄君 皆さん、こんにちは。八代市・郡区選出・無所属の亀田でございます。本日は、最強開運日ということでありまして、先輩方を見習って、幸せの黄色いネクタイをつけてきました。そして、先ほどは幸せの黄色い缶バッジをいただきましたので、頑張って標準語でなるだけしゃべりたいと思いますので、眠い時間ですが、どうぞよろしくお付き合いください。

早いもので、今回、一般質問5回目の登壇とな

ります。先月の14日、坂本町におきまして、令和2年7月豪雨災害で被災した坂本橋と坂本橋までの国道219号の完成式、住民サービスの拠点となる坂本支所、八代消防署坂本分署、町内最後となる災害公営住宅、球磨川坂本地区河川防災ステーションの完成式が執り行われました。

式典には、金子国土交通大臣、木村知事、高野議長をはじめとする多くの皆様にお運びいただきました。オープニングで八竜小学校の全生徒18名による元気でかわいい合唱が披露され、和やかに始まり、とてもよい雰囲気の式典となりました。

多くの時間とお金を投じていただき、たくさんの人にお世話になり、大きな節目を迎えることができました。ちょうどバレンタインデーということで、とてもすてきなプレゼントをいただいたような気分でありました。

あの絶望の日々から5年8か月が過ぎ、人口は減り、商店はなくなり、国による宅地かさ上げ工事は現在進行形ということで、町の風景は大きく変わりましたが、それでも、引き続き住民に寄り添い支援していくと、壇上から知事よりかけられた温かい力強い言葉は大変ありがたいものでありました。地元に住む者の一人として感謝とお礼を申し上げます。

地元マスコミにも大きく取り上げられ、復興事業が大きく進捗しましたが、道の駅があと1年半、肥薩線の復旧、県のかさ上げ工事もまだこれからとなります。引き続き、豪雨災害の被災地に目を向けていただきますよう、よろしく願いをいたします。

まず最初に、人口減少時代の認識とこれからの取組、対策について伺います。

日本で、熊本で急速に進む人口減少は、今や静かなる有事と呼ばれているようです。人口減少時代という言葉もありますし、目に見えにくいもの

ですが、人口減少が著しい周辺部、山間地の過疎地では、暮らしを支える経済や社会機能に多大な影響が既に発生しているので、そう遠くない時期にいろんな場面で向き合うようになる様々な課題が発生してくると思っています。

これまでも、人口減少対策については、地方創生とセットで多くの議員から質問が行われてきましたが、抽象的な答弁が多かったように思っています。地方創生の取組は、当時の安倍政権が始めた総合対策で、東京一極集中の是正、若い世代が希望を持てる社会づくりに取り組まれたものですが、芳しい成果は人口統計を見ても現れていないようです。

首相が交代すると、スローガンや重点施策が変わり、中途半端な印象で、政策効果の検証も不十分だと、マスコミの指摘もあります。高市首相は、昨年11月に、子供、子育て政策を含む人口減少対策を総合的に推進するために、内閣に自らを本部長とする人口戦略本部の設置を閣議決定されました。

このように、これまで人口減少対策は、国の主導で国の施策によって行われてきましたが、人口が減っても、暮らしや社会機能を維持するための具体策は、その地域の実情に精通した地方自治体が、生活に密着した施策を、その地域に合ったやり方で、自分事として具現化していくほうがより効果的ではないかと思っています。

もちろん、地方自治体の様々な施策は、住民の誰もが幸せに安定した生活が送れるように、社会福祉の提供が行われるものですが、それでも人口減少が進展していく地域社会の中で、人口ができるだけ減少しないようにという、はっきりと意識した観点からの具体的な施策が必要ではないでしょうか。

コロナ禍を経て、オンライン技術も進展、仕事

の勤務体制も多様化し、地方の豊かな自然の中で暮らしながら、オンラインで業務を行うことも可能になってきていて、リタイアした世代が豊かな第二の人生を過ごすのは、都会ではなくてもよいように思われます。

その選択肢となるためには、人口が減っても、そこに住み続けられるように、過疎の地域でも持続可能で、暮らしや社会機能を維持するための生活に密着した対策が必要であると考えます。

人が少なくなってきたことで、土地の管理、山林の管理、家屋の管理などについても、大小様々な課題が発生していますが、この点についても、何らかの考え方の整理、行政の支援なども必要な事例が発生しています。

これからの人口が減少していく社会、特に課題が大きな過疎地域についてどのように考え、どのような考え方の下、取り組まれ、対策されていくのか、企画振興部長に伺います。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

**○企画振興部長(富永隼行君)** 人口減少は、これからの日本が直面する最大の課題であり、特に著しい生産年齢人口の減少という事態を正面から受け止めた上で、社会を機能させ、活力を維持する適応策を講じる必要があると考えています。

本県においても、人口減少により、消費市場の規模縮小、各種産業における担い手不足や技術、技能の継承、さらには地域文化や地域コミュニティーの維持、存続など、様々な面で支障が出るおそれがあり、早急に課題解決や活性化に向けた対策を進める必要があります。

特に過疎地域においては、地域住民の高齢化と人口流出に伴い、集落機能が低下し、多くの課題が顕在化しています。

一方で、過疎地域は、豊かな自然や歴史、文化に恵まれており、県土の保全や食料供給、水資源

の涵養など、県民全体の安全、安心な生活を支える重要な多面的、公益的機能も有しています。

県では、このような過疎地域の特徴を踏まえた、過疎地域の持続的発展に向けた対策の大綱として、昨年12月に、令和8年度から5年間を対象期間とする新たな熊本県過疎地域持続的発展方針を定めました。また、今月中に、その実施計画である熊本県過疎地域持続的発展計画を策定することとしています。

発展方針では、過疎地域に暮らす住民が誇りと自信、愛着を持てるよう、持続可能な地域づくりを目指すことを基本方針とし、人材の確保、育成、持続可能な地域経済活動の実現、安全、安心な暮らしの確保の3つの視点で過疎地域の持続的発展に向けた振興策を展開することとしています。

1つ目の柱である「人材の確保、育成」については、地域で不足する人材を外から呼び込むため、移住、定住、地域交流の促進を中心に取組を進めることが重要と考えています。

例えば、移住、定住の促進を図るために、東京、大阪、福岡、熊本に、移住、定住及びU I J ターン就職に関する窓口を設置し、熊本での暮らしや仕事に関する相談に応じる体制を整えています。また、移住希望者が市町村の担当者と直接面談できるよう、移住相談会を開催しています。

2つ目の柱である「持続可能な地域経済活動の実現」については、多様な人材を呼び込み、地域課題の解決や新たな地域の活力となる人材を確保することが重要であると考えています。

例えば、八代市の坂本地区では、県外から移住した方が地域おこし協力隊として活動されており、特産品の販路拡大等に取り組まれています。

地域おこし協力隊の制度は、現在、県及び39市町村で活用されており、西日本一となる約300名

の隊員が県内各地で活動しています。

県では、着任された隊員の方々が、地域の中で円滑に活動を行い、退任後も地域に定着して引き続き活躍してもらえるよう、協力隊の初任者に対する研修、退任後の起業に向けた研修、隊員同士の人的ネットワークを広げてもらうための支援などを行っています。

3つ目の柱である「安全・安心なくらしの確保」は、子育て環境や医療体制、地域交通の確保など多岐にわたり、様々な取組を進めていく必要があります。

その中で、議員から御紹介のあった家屋の課題に対する取組の一例としては、移住される方を想定した空き家の活用に取り組んでいます。

具体的には、移住者が空き家を改修する際の支援として、市町村が行う移住者向けの施策に対する補助制度や、空き家バンクプラットフォームで市町村の空き家情報を集約して情報発信するなど、市町村と連携して受入れ体制の充実に向けた取組を進めているところです。

人口減少が進む中でも、持続可能な地域社会を維持していくため、引き続き、市町村と協力して、一人でも多くの方に、熊本県そして過疎地域で暮らす選択をしてもらえればと考えておりまして、そのようにしっかりと取組を進めてまいります。

〔亀田英雄君登壇〕

○亀田英雄君 著しい生産年齢人口の減少を正面から受け止め、熊本県過疎地域持続的発展方針を定め、人口減少が進む中でも地域社会を維持していくため、市町村と協力し、一人でも多く過疎地でも暮らす選択をしてもらえるよう取り組むと、力強く結んでいただきました。

また、知事の施政方針では、困難に直面している県民の皆様に寄り添い、その思いに応えること

ができるように全力で取り組む、特に若い世代を中心とした人材の育成が重要だと、人口減少問題に言及されました。策定されました方針の通り、様々な施策を展開しながら、その効果を発揮し、熊本ならではの人口減少対策をしっかりとお願いいたします。

行政の持続可能性が危ぶまれる小規模市町村もあります。様々な議論が必要ですし、将来を見越した人口動態は、あらゆる施策の基盤ですので、しっかり注視する必要があります。

令和6年10月1日現在の熊本県の人口動態を見ますと、何と県45市町村のうちの半数、23の自治体において出生数は50名以下なんです。一桁の自治体が4つあります。ゆゆしき事態に直面していると思っています。

周辺過疎地域では、これまでの様々な活動ができなくなってきています。人口が減少することを前提に、それでも地域社会に人が住み続けることができるような、地域おこしならぬ、いかに地域を存続させていくのか、地域残しという考え方も、これから必要になってくるのではないかと考えています。

今回私がこの質問に至りましたのは、肥薩線の球磨川第一橋梁が見える地区にお邪魔したときの話です。

話があるということで御案内をいただきましたので、何でしようかと話をしました。そしたら——ここから先は、ちょっと八代弁が交じってですけど、あなたに話があるということで伺ったんですが、あそこにある木を切ってくれと言われました。で、切ればいいんじゃないですかと言ったんですけども、あなたに頼みたい、もう私ではできないと。あなたに頼めば費用が要る、そして持ち主が分からなくなったので頼めないかなと、自分たちは、撮り鉄のために、撮り鉄が来る

ので——そこが撮り鉄のビューポイントだったらいいんです。撮り鉄のために、地域を挙げて持ち主の分からない木の枝を打っていたらいいんですけども、もうそのこともできなくなると。人口が減って撮り鉄も来なくなるよね、寂しいねというような話を伺って、何とも寂しい気持ちになったということから、この質問に至りました。

初日の城下議員の代表質問にもありましたが、所有者不明の土地、建物の問題は深刻です。先ほど部長からありましたように、空き家対策もしっかり進めていただきたいというふうに思います。

また、買物難民対策も大事です。私の地元でも、移動販売の車が週1回巡回してくれますので、大変助かっていますが、様々な課題も抱えています。

また、冒頭申しました坂本支所周辺の整備ができて、皆さん喜んでいらっしゃいますが、今度はこの近くで買物ができるようになったらいいねと聞きます。

福岡県八女市星野村では、行政の支援により、地域共創型店舗と銘打ったコンビニが開店しています。他の自治体でも、行政の働きかけにより、過疎地にコンビニが出店する例が相次いでいます。

このような事例もありますので、持続可能な地域社会を維持していくための取組をしっかりと進めていただきますように重ねてお願いをいたしまして、この項を終わります。

次に、子供を育てる環境の充実について質問します。

最初に、こどもまんなか熊本政策推進の現状と課題について伺います。

冒頭の話でも申しましたが、坂本町で行われた豪雨災害後のインフラ復旧の式典では、地元小学校の生徒がオープニングを飾ってくれ、とても和

やかな中に開式されました。大きな声で自分が書いた字を紹介したり、坂本に対する思いを述べたり、校歌を一生懸命歌う姿はととてもほほ笑ましく、まさに地域の宝です。

こんな場面一つ取っても、子供たちの存在はとでもありがたいものです。大切にしていきたいと思います。改めて思いましたし、子供が少なくなっている時代の中でも、子供や若者が輝き、いつも笑顔で幸せを感じる社会でなくてはなりません。

熊本県では、子供たちの利益を最優先に考え、こどもまんなか熊本の実現を県政の最重要課題の一つに位置づけ、こどもまんなか熊本・実現計画を策定され、全国に先駆けて、こどもまんなか熊本を実現するための計画を県民に提示されました。

この計画では、全ての子供、若者が幸せに暮らし、成長できることを大切にし、そして、そのためにも、それを支える家庭、子供、若者、子育て当事者に関わる方を支援することが重要であるとされています。

また、知事の思いを表すことができた計画ということで、全庁一丸となって計画を遂行する環境を整えているとされ、共にこどもまんなか熊本を実現していきましょうと呼びかけられています。

この計画に基づき、オール熊本で計画を進め、今後の予定として、関係者の意見を伺いながら、毎年取組の見直しを行ってまいると結ばれています。

熊本の子供たちを大切に育て、支援していくための計画が、どのように進んでいるのか、初年度の総括と現状の課題、これからの取組の進め方、考え方について、健康福祉部長に伺います。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) こどもまんなか熊本の実現に向けては、令和7年3月に策定したこ

どもまんなか熊本・実現計画に沿って、全庁を挙げて取組を進めています。

計画の初年度に当たり、まず、知事をトップとする全庁横断の「こどもまんなか熊本」推進本部を立ち上げ、各部局が連携して施策に取り組むための推進体制を整備いたしました。

その上で、県内企業、団体においても、主体的に取り組んでいただけるよう、意見交換を重ねています。さらに、計画策定の段階から実施してきた子供、若者、子育て当事者、その方々を支える関係者からの意見聴取を継続し、それぞれの立場から率直な生の声をお聴きしています。

このように進めてきた中で、来年度から早急に着手すべき取組の方向性が見えてまいりました。

まず、結婚、子育てなどの将来に不安があつて積極的になれないといった若者の意見等を踏まえ、子供、若者に自分の将来を主体的に考える機会を提供する新たなライフデザイン支援にチャレンジしたいと考えています。

また、県内企業、団体との意見交換を通して、従業員の仕事と子育ての両立をいかにサポートするか苦心されている実態が明らかになりました。

そこで、多様な働き方を推進する民間企業への支援を拡充して労働環境の改善を図るとともに、より安心して働き続けられる職場環境づくりを宣言する「よかボス」の普及啓発も強化し、職場風土、意識の改革を推進してまいります。

さらに、こどもまんなか熊本の取組を、年代、性別を問わず、より広く県全体に浸透させるため、子供・子育てサイトの構築による情報発信の強化と一層の機運醸成を図っていきたくと考えています。

これら推進本部において協議した施策は、関連予算を今定例会に提案するとともに、毎年度見直すこととしている計画の具体施策編において、令

和8年度の改訂として盛り込みたいと考えています。

今後、県民の御意見を広く、そして丁寧にお聴きしながら、市町村や企業、団体等とも連携の上、子供、若者や子育て家庭の希望をかなえる支援をオール熊本で進めてまいります。

〔亀田英雄君登壇〕

**○亀田英雄君** この計画は、知事肝煎りの政策でもありますし、県民とともに未来を創るという知事の思いが籠もった計画とされています。これからの社会を担ってくれる子供たちが、幸せに人生を送ることができるということは、私たち大人の最大の責任だと考えます。

一朝一夕に結果が出る話ではありませんし、答えが簡単に見つかるものでもありませんが、地に足をつけて、しっかりした取組が望まれます。まだこれからの取組でありますので、なお一層の奮闘をお願いいたします。

次に、子供会の現状と課題、これからの取組についてお尋ねします。

子供会の活動を頑張っている方から、現在の子供会の在り方について深刻な相談をいただきました。全国的な人口減少により、様々な地域の組織自体が縮小される中、少子化により子供会の存在自体が危ぶまれています。

子供会は、地域の子供たちの健全な育成を目標とし、遊びや様々な活動を企画、実現する重要な担い手として位置づけられているとのことですが、あくまで任意の団体であり、その存在、運営は様々で、都市部と地方部、それぞれ存続に対する課題を抱えています。

所在する地域によって、行政の支援体制の格差、事務局機能の格差、財政支援などの格差もあり、様々な課題に直面しているようです。子供たちを取り巻く環境も変わってきており、子供を育

てる、見守る子供会の在り方を、いま一度見直す機会が必要ではないでしょうか。

子供たちに対する社会教育の定着と啓発を図る動きについて、どのようにすればよいのかと考えます。

子供を育てる環境をどのようにしてつくっていくのか。地域の自主性を尊重、重んじることは重要ですが、格差を生じさせないための一定の支援を含めた行政でのこ入れ、応援は必要ではないでしょうか。

こどもまんなか政策を推進する中で、子供会の位置づけ、実現するための体制の考え方、子供会について、今後どのような取組を展開されていくのか。現状認識と課題、これからの取組について教育長に伺います。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

**○教育長(越猪浩樹君)** 子供会は、地域を基盤とした主に小中高校生が集まり、指導者や保護者の支援の下、遊びや様々な体験活動を通じて、健全な成長を促す団体です。

現在、県内には523の子供会があり、32の子ども会連合会が組織され、約1万7,000人が登録されています。

具体的な活動については、季節の行事や地域の祭りを体験、継承する社会的活動や地域の清掃活動などの奉仕的活動、体力向上と協調性を養うスポーツ、レクリエーション活動などを行うことで、子供たちの健やかな成長と地域づくりに大きく貢献しています。

しかしながら、議員御指摘のとおり、子供数の減少、保護者の共働き世帯の増加に伴う地域における人と人との関係性の希薄化などを背景として、年々加入者数が減少し、解散する子供会も増えています。

県教育委員会では、子供たちの健全育成、異な

る年齢の子供同士が集える居場所づくりの拠点となる子供会は、大切な団体であると認識しており、財政的支援や事務局運営の支援を行うことで、県内各子供会活動を支援しています。

また、県子ども会連合会と連携し、昨年11月に熊本市で開催された全国子ども会育成中央会議・研究大会において、家庭教育支援の分科会を担当し、子供会における家庭教育支援の役割や今後の在り方など、子ども会連合会の活性化に向けた協議を行ったところです。

引き続き、未来を担う子供たちを地域全体で健やかに育むため、子供会活動の好事例の紹介や子供会の意義等を広く周知するなど、県子ども会連合会等と連携し、子供会活動をしっかりと支援してまいります。

〔亀田英雄君登壇〕

○亀田英雄君 教育長に御答弁いただきました。

私が子供の時代、といっても、もう50年前になりますが、子供会の大会とか、公民館に集まって、いろんな行事に参加していた記憶があります。キャンプに行って、飯ごうで御飯を炊いたり、キャンプファイヤーをやったり、ゲームをしたりなど、楽しく懐かしい思い出もたくさんあります。

当然のように、そのような活動をしていたものですが、現代社会ではやり方も工夫しなければなりません。それでも、地域の担い手としてはもちろん、社会性を養う教育の在り方は、子供の成長の過程においてとても重要なものです。

頑張っって子供会を続け、熱い気持ちを持ち続け、地域の伝統を守り、子供を見守っていただく方がいらっしゃいます。大切な団体と認識されるのであれば、そんな現場の声も大事にしながら、どのように進めるべきものか、いま一度しっかりと御検討いただきたいと思います。

また、こどもまんなか政策を推進する中で、子供会の位置づけなどについても伺ったんですが、教育長の答弁ではうかがい知ることができませんでした。

この質問を通じて感じたことですが、こどもまんなかの取組は始まったばかりで仕方のない部分はあるかもしれませんが、知事の熱量、思いに対して、それを具現化しようとする現場の担当者の熱いものを感じることができませんでした。もう少し具体的な方向性であったり、具体的な政策を聞けると期待していただけに残念です。あえて苦言を呈したいと思います。

小中高生の自殺が統計以降最多となり、こども家庭庁は支援を模索しています。そんな大変な時代の中で、熊本の子供や若者、子育て世代が笑顔にあふれ、幸せになることは、私たちの願いです。どうかいま一度気合を入れていただき、そして、全国に先駆けて、こどもまんなかの取組を進め、所期の目的を達成されますようお願いいたします。この項を終わります。

次に、第3項目め、八代市二見地区産業廃棄物処分場について質問します。

八代市二見地区の産業廃棄物最終処分場建設については、当該地区では以前から当処分場の設置について反対運動が行われてきた経緯があります。私が市議会在任中も地元の議員が何回となく質問を行われましたので、皆さんの不安の声は知っていたのですが、これまで集会に参加する機会に恵まれませんでしたので、地元の熱量をはかりかねていました。

今回、議会開会日の17日に、熊本県が審査の一環で実施する地域住民への意見聴取に向けて、二見地区を挙げての処分場建設反対のための住民集会が開催され、御案内をいただきましたので出かけてきましたが、マスコミ報道でもありましたよ

うに、100名を超える地区の皆さんの参加があり、驚きました。

開会の代表挨拶では、郷土に対する気持ち、処分場建設への不安、地元に住む者ならではの話がありましたし、来場された住民の方からは、それぞれの立場、なりわいからの切なる気持ちを伺い、圧倒されました。

高野議長は、公平な立場として出席されており、議長宛てに処分場建設に反対する1,300名余の方の署名が渡されました。住民の意思は、明確に反対とあります。

その理由として、1つ目に、当該地区には現在上水道の設置はなく、将来の予定もない、ライフラインとして最も重要な生活用水は地下水に頼っている、農作物用水は河川水、雨水によって賄われているとのことです。

住民が生活を営む上流に処分場の建設は予定されています。処分場予定地は、採石業者が35年にわたって採石を続けた鉱山跡地であり、ダイナマイトをもって岩盤を破碎して採石してきたもので、そのことから地下にひび割れなどの変動が起きているのではないかとの不安で、地下水が汚染されれば暮らせなくなると心配されています。

近くに住む方からは、以前は水がたまって排水していたところでも、深いところを砕石するようになって、水害のときでさえ水はたまることなく、間違いなく地下へ浸透しているので、将来は必ず影響が出るとありました。

2つ目に、二見地区は、海、山、川の自然環境に恵まれた郷土であり、これからも農業を営み、漁業を続け、将来ともにここに住み続けたい、処理場が建設されると、風評被害は必ずあり、生活が成り立たなくなるといふことです。

そして、3つ目は、二見地区の自然環境はすばらしく、それにより、この地に帰ってきて、友人

なども案内している、住民共通の財産として子々孫々まで引き継ぐ責任が私たちにはあるとされました。

そこで、予定施設、計画の概要や現在の状況、段階、県が行った環境保全措置の要請に対して十分な対応はされているのか、また、地元住民の不安の声に対してどのように答えているのか、万が一のときの対処の責任について、環境生活部長に伺います。

〔環境生活部長清田克弘君登壇〕

○環境生活部長(清田克弘君) 産業廃棄物処分場の設置計画に関する現状と対応についてお答えします。

事業者が八代市二見地区に計画している施設は、性質が化学的に安定しているとされる廃プラスチック類、金属くず、瓦礫類などを処分する産業廃棄物安定型最終処分場であり、埋立容量は約85万立米とされています。

議員御指摘のとおり、当該地区では、上水道の設置がなく、飲料水や生活用水は地下水で賄っています。また、事業区域の地盤の透水性が高いことが専門家から指摘されており、埋め立てた廃棄物から汚水が発生した場合、周辺地下水を汚染する可能性も否定できません。

このような状況を踏まえ、県では、県条例に基づく環境アセスメントの手続の最終段階において、遮水シート等の構造や設置等の範囲の再検討のほか、事業区域下流での地下水の水位や流向調査の実施など4項目について、県内で初めてとなる環境保全措置の要請を事業者に対して行い、環境アセスメントの手続を終えました。

現在は、廃棄物処理法に基づき、施設設置許可申請書が提出されています。この中で、事業者からは、県による環境保全措置の要請に対して、遮水シート等の再検討の要請については、新たに埋

立区域の底面に一重の遮水シートを施工し、のり面部の南側をモルタル施工に変更すると回答されています。

また、事業区域下流の地下水調査の要請については、事業区域内の調査結果から、地下水の流れは南西方向であり、下流集落の地下水への影響のおそれはないことから、追加の地下水調査は必要ないと回答されています。

この申請書の内容に関しては、県において2月上旬から1か月間縦覧を行い、今月16日まで、周辺住民から、生活環境の保全上の見地からの意見を受け付けているところです。

施設の設置許可に当たっては、国が定める技術上の基準に適合しているか、周辺地域の生活環境の保全に適正な配慮がなされたものであるか等の許可要件について、県が審査することとされています。

県としては、環境アセスにおける環境保全措置の要請に対する考え方を含む事業者の計画内容について、環境、廃棄物分野の専門家、関係市町、そして周辺住民からの意見を踏まえ、許可要件を満たしているか、慎重かつ丁寧に審査を行っているところです。

地下水や自然豊かな環境を守り、将来に引き継いでいくことは、今を生きる私たちの責務です。

引き続き、県において、廃棄物処理法をはじめとした関係法令を適切に運用し、環境の保全にしっかりと取り組んでまいります。

〔亀田英雄君登壇〕

○亀田英雄君 処分場建設の判断は最終段階にきています。地元住民の声を知事に届けようと、様々な人が意見を寄せられています。先日の集会もその一環でありました。

皆さんのこれからの生活、とりわけ、ふだん利用する地下水の安全の懸念、汚染不安は大きなも

のがあります。命に関わることです。

また、環境保全措置の要請は、完全に実施されているものではありません。地元に住む人への納得できる説明、やり方が行われなまま進むということがあれば、不安は解消されないばかりか、ますます増大していきます。

人口減少が著しい地区ではありますが、農業で生計を立てられている若手もしっかりいますし、ここに住み続け、子供を育て、きれいな環境を後世に残したいという地元住民の願いは、純粋で強烈なものがありました。

真摯に皆さんの声に向き合ってください、賢明な答えを導かれますようお願いして、この項を終わります。

次に、第4項目め、木材の需要拡大について伺います。

私は、木材に関係する仕事をしていますので、業界の知人の話を聞く機会は多いのですが、最近の様子はちょっと違います。木材需要の落ち込みは、以前にも増して著しいものがあるように感じてなりません。話していても元気がありませんので、かける言葉を迷うくらいです。

工務店などの関連する地場産業の疲弊、衰退は著しいものがあります。建築様式の変化で一般住宅に木材の使用が少なくなっているものですが、このままでは忍びないですし、よいわけがありません。

木材は、成長過程で二酸化炭素を吸収し、加工時の二酸化炭素の排出量も比較的少なく、そして唯一人間の手で再生、循環できる資源です。

戦後植林され、熊本県内の民有林の83%は樹齢46年以上の利用期を迎えて森林資源は充実しており、地域資源である木材の需要拡大は地場産業の活性化につながります。

木造は地震や火災に弱いイメージがあります

が、最近では、資材の工夫や建築工法の進化により随分改善されてきているようであり、さらに、最近では、建築資材の高騰を背景に、コスト削減の選択肢として注目されているとか、中高層や非住宅分野で木造住宅が広がりつつあり、需要拡大のチャンスと言われるのですが、新設住宅の着工が増える観測はありませんし、最前線の現場にはまだそんな空気感はありません。

木材の需要拡大に対する現状の認識と課題の認識を伺いたいと思いますし、木材の需要拡大に向けて、さらに取組を加速すべきだと考えますが、いかがお考えか、そしてどのように取り組まれていくのか、農林水産部長に伺います。

〔農林水産部長中島豪君登壇〕

○農林水産部長(中島豪君) 木材の需要拡大についてお答えします。

本県の森林資源は、成熟して本格的な利用期を迎えており、この森林資源を切って、使って、植えて、育てるという形で循環利用していくためには、県産木材の利用拡大が重要な鍵となります。

また、森林から生産される木材を建築物等に活用することは、林業、木材産業、建設業をはじめとする地域産業や経済の活性化に大きく貢献するだけでなく、炭素を長期間にわたって貯蔵することにつながり、地球温暖化の防止にも貢献いたします。

こうした中、木材需要の大半を占める住宅分野においては、今後、人口減少等に伴い、住宅着工戸数が減少することが見込まれています。

また、建築物の木造率を見ると、3階建て以下の低層住宅では木造率が8割であるのに対し、それ以外の非住宅及び中大規模建築物においては、木造率は1割弱と非常に低くなっております。

このため、県では、引き続き住宅分野における県産木材の利用拡大に取り組むつつ、非住宅及び

中大規模建築物への木材利用促進に重点的に取り組んでいく考えです。

具体的には、非住宅及び中大規模建築物を木造で設計するに当たり、構造計算などに木造特有の専門知識が求められることから、建築士等を対象とした設計、施工に関する研修会を開催する人材育成の取組や、建築物の木造化を検討している施主の元に木造設計アドバイザーを派遣する取組などを行っております。

さらに、一定規模以上の民間建築物の木造化については、設計段階からのアプローチが重要であることから、来年度からは、設計者に対して設計費の一部を補助するような支援制度を見直したいと思います。

一方、非住宅及び中大規模建築物の木造化を進めるためには、強度などの品質や性能を明らかにするJAS格付がなされた製材品、いわゆるJAS製材品の生産拡大が重要です。

しかしながら、中小の製材工場が多い本県におきましては、JAS製材品の生産拡大が進まないのが現状です。

このような中、地域の木材流通の中核を担う木材市場が、中小製材工場から一次加工した荒材を仕入れ、乾燥、仕上げ加工し、JAS製材品を販売する取組が始まっております。

県としましても、地域の関係者の協業による需要に応じた高品質な製材品を安定供給する体制の構築を支援するとともに、県内の製材工場に対して加工機械等の整備への支援を行ってまいります。

全国的に見ても、令和3年度に施行された都市の木造化促進法に基づき、脱炭素社会への貢献などの観点から、公共建築物のみならず、民間建築物等への木材利用を進める機運が高まっております。

本県におきましても、脱炭素社会への貢献を見える化することを通じて、民間建築物における県産木材の利活用を促進するくまもと県産木材炭素貯蔵量認証制度を今年度創設いたしました。現時点で、事務所や商業施設など4件の木造建築物に使用された県産木材435立方メートルに対して、二酸化炭素換算で294トンの貯蔵量を認証したところ です。

循環型社会や脱炭素社会の構築、地域経済の活性化が課題となる中、木造建築物の果たす役割は大変重要となっております。豊富な森林資源を有する本県におきましても、近年、人の集まる空港や駅など幅広い建築物で木材利用が進みつつあります。

このような木材利用への関心の高まりを追い風と捉えまして、引き続き木材の需要拡大に取り組んでまいります。

〔亀田英雄君登壇〕

**○亀田英雄君** 住宅分野の利用拡大に取り組みつつ、非住宅、中大規模建築物への利用促進に取り組み、支援していくという方針を伺いました。

循環型社会、脱炭素社会の構築、地域経済の活性化には、木材の利用は重要なテーマになります。現在では、CLTとかBP材とか様々な木材加工のやり方もありますし、様々な建築のやり方もあります。

木材建築は、躯体が軽量になることから、基礎工事のコスト面で優位になるという話も伺いました。来年1月には、東京日本橋に18階建て木材オフィスビルが完成するとのことで、技術の進歩を実感しています。

それでも、それはまだ一部の成功例、象徴であり、現実的には、鉄骨造りの一部にでも木材利用を考えてもらい、木材のよさと生活に直結する効果をアピールし、建築主や設計者に木材を使っ

て、すてきな建築物を造ってもらえるよう、地道に木材の需要が拡大するように進めていただきたいと思います。

このような取組が、地域や林業の衰退を食い止めることにつながり、防災や温暖化防止に資する様々なよい効果を生み、地場産業を活性化し、人口減少の抑制につながりますので、よろしく願います。

初日の高木議員のスポーツ施設の質問に、知事は前倒しでの整備の方針を示されましたが、どちらの施設にもぜひ熊本の木材をふんだんに活用していただきたいものですし、特にアリーナについては、環境立県熊本の象徴となるような木造の建物になることをお願いして、この項を終わります。

最後は、仮称坂本スマートインターチェンジ設置に向けた課題と今後の取組について質問します。

令和2年7月豪雨災害から6年目を迎え、復旧、復興工事も随分進み、冒頭申し上げましたが、先日は主立った施設の完成式も行われました。その日から国道の全面通行止めの表示が変わり、バリケードも外されましたので、日常がまた一つ戻ってきたといううれしい実感がありました。

先日は、スマートインターチェンジの設置に向けた第1回準備会の開催が発表されました。

設置が予定されている坂本パーキングエリアでは、発災直後から、孤立した坂本地区などの支援のため、被災者支援車両や坂本地区などの住民を対象に車両の乗り降りが可能とされてきました。

現在は、球磨川流域の復旧工事の進捗を図るための工事用道路も完成し、許可を受けた地元住民も無料で利用可能です。このおかげで、工事中の一般道路の渋滞や一方通行、工事用の仮設信号な

どの不便を気にすることなく大変助かっています。

八代市坂本町は、九州縦貫自動車道のインターチェンジ間の距離が長い八代一人吉間に位置し、以前から高速道路へのアクセス確保も課題とされてきました。

今現在、工事用道路と呼んでいるものを、スマートインターチェンジとして活用するとのことですが、坂本村時代にインターチェンジ建設を検討、要望しながらも、費用面、難易度の高い工事ということもあって断念したということもあり、今回の工事に地元の期待が大きいのですが、狭隘な地形の中に勾配もある県道からの接続になり、どんな構造になるのか、また、いつ開通するのかと期待と不安を持って見えています。

そこで、坂本スマートインターチェンジ設置に向けた課題と今後の取組について、土木部長に伺います。

〔土木部長菰田武志君登壇〕

○土木部長(菰田武志君) 坂本スマートインターチェンジ設置に向けた課題と今後の取組についてお答えします。

八代市は、令和2年7月豪雨による坂本町の甚大な被害や集落の孤立などの状況を踏まえ、災害に強い地域づくりのための施策として、坂本パーキングエリアを利用したスマートインターチェンジの設置を復興計画に位置づけました。

県としましても、この施策は、新たなアクセス道路及び道路ネットワークの構築につながるものであり、地域の防災力向上や振興に資する取組であると認識しております。

これまで、八代市においては、スマートインターチェンジの整備効果について、防災機能や医療活動、地域活性化などの観点から検討を重ねてこられました。

これらを踏まえ、国は、その必要性が確認できる箇所として、昨年12月に、準備段階調査箇所を選定し、本年1月には、国、県、八代市、交通管理者、NEXCO西日本で構成する準備会を設置し、工事用道路の活用を前提に、事業化に向けた具体的な検討が開始されました。

設置に向けた課題については、議員御指摘のとおり、現地の地形条件や接続する県道坂本人吉線との高低差が著しいことから、既に整備されている工事用道路を活用する際、より安全性の高い道路にする必要があります。

今後、準備会において、具体的な対応策を議論し、着実に事業化へつなげていくことが必要です。

現段階で具体的な開通時期は示されていませんが、県としましては、引き続き、国や八代市など関係機関と緊密に連携し、スマートインターチェンジの早期実現を支援してまいります。さらに、治水対策や国道219号等の強靱化を国とともに進めるなど、坂本町の安全、安心の確保と創造的復興に全力で取り組んでまいります。

〔亀田英雄君登壇〕

○亀田英雄君 いろいろな人の働きかけ、たくさんの尽力、心尽くしでこのような工事が施され、スマートインターチェンジとして提供されることになったんだと心から感謝申し上げます。事故なきように大事に利用しなければと呼びかけたいと思います。

令和2年の災害時に私たちの地区も孤立しましたので、高速道路のバス停を開放していただき、高速道路を使って避難しました。初めてのことで、これからの生活に不安はありましたが、避難できることの安心感を今でもしっかり覚えています。

今回、このスマートインターチェンジが完成す

ることによって、地元住民の利便性向上はもちろんのこと、防災面においても大きな安心感を与えてくれるものになりますし、今後、復興が進み、球磨川が復活し、肥薩線が復旧した暁には、この地を訪ねてこられる観光客にもたくさん利用してもらえるものになりますので、復旧、復興に弾みがついていくものと大変楽しみにしています。ありがとうございました。

最後に、災害後の被災地の住宅再建の不安についてということで、要望を1ついたします。

現在、坂本町では、様々なインフラ整備の進捗とともに、球磨川沿岸では国によるかさ上げ工事が進み、家を再建しようという動きになっています。そんな矢先に、移転補償費は全て所得税の対象になるという、それまでの説明とは違う見解が税務署より示されました。

契約以前に国交省から補償費の説明が行われ、補償金より再建費用を差し引き、残高に対する課税と何度も確認され、その説明内容に合意し補償契約されたとのことでしたが、この説明が違っていたとのことで、この過ちを国交省も認めています。

本来であれば、契約破棄となり得るほどの間違いであり、家の再建の計画にも影響すると、八代市、国土交通省八代河川国道事務所へ問題解決のための要望活動は重ねられるものの、一向に何も進展しません。

所得に課税される住民税、県民税、国民健康保険税などの増額も予想されますし、これからの生活に不安を抱かれています。何のための誰のための復旧、復興なのでしょう。被災者に寄り添うとはどのようなことでしょうか。人が帰り、企業が帰り、町は再建されていくものではないのでしょうか。

これからの生活に皆さん多くの不安がありま

す。当該地区に住む者の不安の声、向き合う課題について、次の2項目について、木村知事、復興局に要望いたします。

まず1つ目、最近の建築資材高騰もあり、建築費用は高騰し、また、工事が遅延している間にも高騰を続け、再建のための資金計画に苦労されています。既に、当初の補償契約を基に家の建設契約を結ばれた方もいらっしゃると思います。また、これから建設される方は、建築費用の高騰で建設計画を心配されています。移転補償契約に物価スライドを検討されるよう、国土交通省と御協議ください。

次に、2つ目、市民税、県民税、国民健康保険税の課税について、せめて前年度並みの課税に減免いただきますよう、関係者と協議、検討ください。

一時的な極端な所得の増大であり、工事のための移設であります、望んだものではありません。借金して税金を払うということは想像もつきません。被災者の不利益がない制度に改正をお願いします。

皆さん、復興事業に協力を惜しまれるものではありませんが、将来の見通しが不明確で……

○議長(高野洋介君) 残り時間が少なくなりましたので、発言を簡潔に願います。

○亀田英雄君(続) 分かりました。これからの生活に大きな不安を抱えられております。確定申告の期限が迫ってきて、このまま泣き寝入りしなければならぬということは、余りにふびんでありませんか。

工事が進捗していく中で、このような状態にあることも御理解、御認識いただき、様々な悩みを持った市民に寄り添い、これからこの地域に住み続け、生活を再建していこうとする者が、少しでも頑張っていけるような支援策を講じていただき

ますようお願いいたします。

これで予定していました質問と要望を終わりたいと思います。途中、時間が押しましたので、大変慌てましたが、無事に終わることができました。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（高野洋介君） 以上で本日の一般質問は終了いたしました。

明6日は、午前10時から会議を開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第6号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時9分散会

**第 6 号**

**(3月6日)**



# 令和8年 熊本県議会 2月定例会会議録

# 第6号

令和8年3月6日(金曜日)

## 議事日程 第6号

令和8年3月6日(金曜日)午前10時開会

第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

## 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

## 出席議員氏名(43人)

星 野 愛 斗 君  
 高 井 千 歳 さん  
 住 永 栄一郎 君  
 亀 田 英 雄 君  
 幸 村 香代子 君  
 杉 蔦 ミ カ さん  
 立 山 大二郎 君  
 斎 藤 陽 子 さん  
 本 田 雄 三 君  
 岩 田 智 子 君  
 堤 泰 之 君  
 南 部 隼 平 君  
 前 田 敬 介 君  
 坂 梨 剛 昭 君  
 荒 川 知 章 君  
 城 戸 淳 君  
 池 永 幸 生 君  
 竹 崎 和 虎 君  
 吉 田 孝 平 君  
 中 村 亮 彦 君

増 永 慎一郎 君  
 高 島 和 男 君  
 松 村 秀 逸 君  
 岩 本 浩 治 君  
 西 山 宗 孝 君  
 河 津 修 司 君  
 楠 本 千 秋 君  
 緒 方 勇 二 君  
 高 木 健 次 君  
 高 野 洋 介 君  
 内 野 幸 喜 君  
 岩 中 伸 司 君  
 城 下 広 作 君  
 西 聖 一 君  
 山 口 裕 君  
 淵 上 陽 一 君  
 溝 口 幸 治 君  
 池 田 和 貴 君  
 吉 永 和 世 君  
 松 田 三 郎 君  
 藤 川 隆 夫 君  
 岩 下 栄 一 君  
 前 川 收 君

## 欠席議員氏名(4人)

西 村 尚 武 君  
 前 田 憲 秀 君  
 橋 口 海 平 君  
 坂 田 孝 志 君

## 説明のため出席した者の職氏名

知 事 木 村 敬 君  
 副 知 事 竹 内 信 義 君



的な文化拠点であり、多くの県民に親しまれてきた施設であります。

芸術文化は、県立劇場のような施設とともに、舞台に立つ演者だけでなく、音響、照明、美術、舞台機構など、舞台を支える専門技術者の存在があつてこそ、質の高いものとなると思います。これらの方々は、文化芸術を支える重要な担い手でもあります。社会的にあまり注目されず、近年は担い手不足も深刻化しております。

県立劇場改修工事に伴う長期休館期間においても、本来県立劇場を拠点として活動されている芸術団体や技術者、運営スタッフの皆様の活動機会を確保し、その技術や経験の継承を途切れさせないことが極めて重要であると考えます。

どの分野においても人材不足が課題となっておりますが、平成音楽大学においては、令和9年度より、舞台機構調整技能士資格取得を目指す科目が新設されるなど、舞台技術者を含めた文化芸術人材の育成に向けた新たな取組も始まろうとしています。

私としては、ぜひ、県立劇場の活動において、このような若者の経験の場を作っていただきたいと思っておりますし、今後の文化芸術を支える専門家を育成していただけるものと大きな期待を寄せています。

そこで、1点目お尋ねいたします。

休館期間中における文化芸術活動の継続支援及び人材育成の観点から、県としてどのように取り組んでいかれるのか、観光文化部長に所見をお伺いいたします。

そして、次に、私は、前回、熊本県伝統工芸館の改修に伴う長期休館中の活動継続についてお尋ねいたしました。休館という困難な状況の中でも、県内各地での展示やイベント開催など様々な工夫を凝らし、熊本の文化芸術や伝統工芸の光を

絶やすことなく、つないでこられたことに、まずは心から敬意を表したいと思います。

いよいよ約2年にわたる改修を終え、リニューアルオープンを迎えられることとなりますが、単なる施設の再開にとどまらず、新たな価値を創出する拠点としての役割が期待されていると思います。展示機能の充実はもとより、体験型プログラムの拡充、若手作家や職人の育成、発信の場づくり、国内外の観客を引きつける魅力的な企画展の開催など、活用の可能性は大きく広がっています。

そこで、2点目の質問です。

半導体関連企業の進出などにより海外からの人材も増える中で、熊本の文化を世界に発信する拠点としての役割も期待される中、地域の学校教育との連携やデジタル技術を活用した情報発信なども含め、どのようなビジョンの下にリニューアル後の伝統工芸館を活用していかれるのか。

以上2点を観光文化部長にお尋ねいたします。

〔観光文化部長脇俊也君登壇〕

**○観光文化部長(脇俊也君)** まず、熊本県立劇場の休館中の活動の考え方についてお答えをいたします。

県立劇場は、保全計画に基づく大規模改修工事に伴い、本年10月から約1年5か月にわたり休館となります。県としても、議員御指摘のとおり、休館中も文化芸術の発表の場を確保し、芸術家はもとより、舞台芸術を支える専門スタッフの活動機会を絶やすことなく、継続的に文化芸術活動を推進する必要があると考えています。

そこで、令和8年度は、通年で実施している大型公演を、回数を減らすことなく、休館前の上半期に集中して県立劇場で実施します。また、休館中の下半期は、県立劇場の外での活動を拡大し、これまで以上に、演奏家の学校等への派遣や市町

村ホール等での舞台芸術公演などを実施し、専門スタッフの活動機会を維持するとともに、県内全域での活動を強化してまいります。

また、舞台芸術を支える人材の育成についても、全国の専門家を講師として招聘する実践研修を継続して実施することとしています。

このように、休館中も文化芸術の人材育成を行うとともに、県内各地で質の高い実演芸術に触れる機会を創出し、本県の文化芸術のさらなる振興に向けて取り組んでまいります。

次に、熊本県伝統工芸館のリニューアルと今後の活用についてお答えをいたします。

昭和57年の開館以来初となる大規模改修工事に伴い、令和6年9月から休館中の伝統工芸館は、いよいよ今月20日にリニューアルオープンいたします。

本県の伝統的工芸品産業を取り巻く環境は、作り手や顧客の高齢化が進む一方、若年層やインバウンドなど、新たな顧客を十分に取り込めていない状況にあります。

そこで、今回のリニューアルでは、伝統的工芸品産業のさらなる振興のため、顧客ニーズに沿った新たな魅力の発信や、来館を促す企画、商品販売などの実施により、顧客層の裾野の拡大を目指しています。

このため、2階の展示室を2室から6室に拡張し、間仕切りを可動式にすることでフレキシブルな活用ができるように改修し、この配置を生かして、集客が見込める大規模な企画展の開催や巡回展の誘致、伝統的工芸品はもとより、ものづくりを行う若手作家の展示など、幅広い年齢層に工芸に親しんでもらえるよう工夫することとしています。

その一例として、リニューアルオープンの特別企画展では、世界的に著名な県出身作家によるミ

ニチュアアートと伝統的工芸品とのコラボ作品の展示を行い、若年層やインバウンドなど、新たな誘客につなげてまいります。

さらに、ショップも売場面積を拡張し、魅力ある空間として演出するとともに、気軽に工芸体験ができる工房のリニューアルや、伝統的工芸品を使用するカフェも新設しました。子供から大人まで、幅広い世代が伝統的工芸品の魅力に触れる場として活用していきます。

新しく生まれ変わる伝統工芸館を拠点として、新たな顧客層にも訴求する企画の実施や、SNS等を活用した情報発信にも取り組み、本県伝統的工芸品産業の振興にしっかりと取り組んでまいります。

〔杉蔭ミカさん登壇〕

○杉蔭ミカさん 御答弁ありがとうございます。

文化芸術活動を絶やさないと力強いお言葉に、大変心強く感じております。施設整備だけでなく、進化する照明、音響などの専門技術、そして、それを担う人材育成への継続的な投資こそが、本県文化の質を左右すると思います。

芸術家と専門スタッフが誇りを持って挑戦できる環境を整えることが、結果として県民の感動と満足度を高め、持続可能な文化振興と利用率向上につながるものと思います。

また、伝統工芸館については、長い改修工事を終えて今月20日にリニューアルオープンとのことで、大変うれしく思います。リニューアルオープンの特別企画展や、ショップやカフェの併設等、再開を心待ちにしていた多くの皆様に喜んでいただけるのではないかと思います。ぜひ、このカフェにおいては熊本の自慢の食材を使っただけなど、熊本の発信にも、またさらに努めていただければと思います。幅広い世代が伝統的工芸品の

魅力に触れる場として、さらなる活用がなされますように引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

世界に開かれた活力あふれる熊本の文化芸術振興について。

『ONE PIECE』熊本復興プロジェクトについて質問いたします。

今年は、熊本地震から10年という大きな節目の年であります。この10年、熊本の復興の歩みにおいて、文化芸術は人々の心に寄り添い、勇気と希望を与え、地域の誇りを取り戻す大きな力となってきました。文化の力が、単なる復旧ではなく、創造的復興を後押ししてきたことは間違いありません。

さらに、現在では、文化芸術と一くくりにされがちな分野も、映像、音楽、光、アニメ、スポーツなど多様な分野と伝統的な文化芸術がコラボレーションすることで、さらなる価値を創出し、互いに高め合いながら進化していくことが求められる時代となっています。

漫画、アニメといったコンテンツ分野に力を入れてきた熊本は、漫画家・尾田栄一郎先生の温かい御支援の下、ワンピースのキャラクター像を県内各地に設置し、復興のシンボルとして国内外から多くの方々をお迎えしてきました。

一昨年の11月に発表されたナビタイムジャパンの発表では、外国人の滞在増加率が、全国で熊本が1位となりました。また、驚くことに、1位から9位までが全てワンピース像の設置市町村であったとのことでした。このことは、まさしくアニメコンテンツと地域のコラボレーションによる効果と言えるのではないのでしょうか。

まさしくこれらの取組は、被災地を元気づけるだけでなく、観光振興や地域経済の活性化にも大

きく貢献してきたものであり、改めてアニメコンテンツの威力を目の当たりにした取組であると思います。

創造的復興から10年を迎えた今、これまで多くの皆様に応援をいただいていたこの取組を、今後どのように発展させ、持続可能な形で次の世代へとつないでいかれるのか、単なる観光資源としてではなく、文化政策の柱としてどのように結びつけていくのか、観光文化部長にお尋ねいたします。

〔観光文化部長脇俊也君登壇〕

○観光文化部長(脇俊也君) 漫画、アニメ等のコンテンツが人々の心に与える影響は、文化芸術の持つ力に決して劣るものではありません。漫画『ONE PIECE』の作者である尾田栄一郎先生から震災直後に届けられた温かいメッセージは、多くの県民に勇気を与え、その後の歩みを支える力となりました。

また、『ONE PIECE』熊本復興プロジェクトにおいて県内に設置された麦わらの一味の銅像は、復興の象徴として県民の心に寄り添い、そのキャラクターと地域の魅力が結びついて育まれた価値は、新たな地域資源として多くのファンや観光客を引きつけてきました。

本プロジェクトも今年で10年の節目を迎えます。プロジェクトを持続的に発展させ、次の世代へ確実につないでいくためには、これまで築いてきた著作権元との信頼関係を大切にしながら、地域の実行力を高めていくことが重要です。作品の世界観とクオリティーの維持を念頭に置いたストーリーづくりや仕掛けの実現とともに、銅像と周辺観光地のさらなる連係、相互補完により、銅像の設置効果の最大化を図ります。

その第一歩として、今般、この10年の歩みを振り返り、改めて、漫画、アニメが果たしてきた役

割とその力を広く知っていただくため、今年20日から『ONE PIECE』熊本復興プロジェクト10年展を開催いたします。

企画展では、これまでの取組を丸ごと展示し、コンテンツの力によって熊本地震からの創造的復興を後押ししてきた本プロジェクトの10年の軌跡を後世に引き継ぐとともに、これまでの支援で力強く復興に向けて歩み、活気づく熊本の姿を、感謝とともに発信いたします。

また、議員御指摘の文化芸術とのコラボレーションの一例として、伝統芸能である清和文楽の演目としてワンピースを舞台化した取組は、現在も清和文楽館で定期公演が行われており、新たな集客コンテンツとなっています。

こうした伝統芸能や工芸品等との掛け合わせは、新たな芸術表現や体験、世界観を創出し、県民にとっては、文化への親しみと誇りに、熊本を訪れる人にとっては、新たな熊本の魅力につながります。

このような取組を通じ、熊本の文化芸術の魅力を向上させ、子供たちをはじめ、幅広い世代が文化芸術に触れる機会を拡充することで、地域経済の活性化だけでなく、文化芸術を担う次世代の育成や文化の継承にもつなげてまいります。

復興の象徴としてこれまで築いてきた価値を大切に守りながら、『ONE PIECE』熊本復興プロジェクトを、復興の象徴としてだけでなく、熊本の文化政策の柱として、未来につなぐ力強い取組へと育ててまいります。

〔杉蔭ミカさん登壇〕

○杉蔭ミカさん 観光文化部長より答弁をいただきました。

10年の歩みを振り返り、その軌跡をしるしとして残す企画展の開催、また、伝統工芸との連携など新たな展開を進められるとのお話は、大変心強

く感じました。

今後、この取組を文化政策の柱として位置づけていくのであれば、単発の事業ではなく、継続的な戦略が重要であると考えます。例えば、国内外からの誘客目標や経済波及効果の検証、人材育成や県内クリエイターとの連携など、より踏み込んだ展開が求められるのではないのでしょうか。

加えて、こうしたコンテンツ活用に当たっては、著作者の権利や創作に込められた思いを丁寧に尊重しながら進めていく視点も欠かせないと考えます。作り手への敬意があってこそ文化は持続し、真の価値を生み続けるものです。

このアニメ分野、特にワンピースは、県民の期待はもとより、国内外の多くのファンの皆様からも大きな注目と期待を集めております。本県が誇る貴重な文化資源として、その可能性を最大限に生かしながら、次の10年に向けて、さらなる飛躍を目指していただきますことを強く期待しています。

次の質問に移ります。

農福連携の取組について質問します。

私は、昨年12月12日に、熊本県農福連携協議会と熊本県が主催する「第2回ハートでつながる♡農福マルシェ in 県庁プロムナード」に参加しました。

県内の各事業所がブースを構え、農産品や特産品を所狭しと店先に並べ、施設の皆様が笑顔で販売やPRをされており、にぎわいと併せて、各事業者の皆様との交流もできるすばらしい機会であったと思います。

事業者の皆様にお話を聞かせていただいたところ、福祉事業者の皆様は障害を持つ方の就労機会の拡大を図っているが、なかなか難しい、このような中で農福連携の事業に取り組んでみたところ、広い自然の中で伸び伸びと働き、収穫をする

うれしさや、繰り返し作業をすることで、一人一人のできることが増えたという事例もあり、農業との連携に大きな可能性を感じているとの声を聞かせていただきました。

また、私は、これまでの活動の中で、障害を持つ保護者の方から、事業所に通ってはいるが、工賃はほとんどなく、将来の自立につながる収入とは言えない、この状況を改善してほしいと切実な声をいただいております。

このような課題をどうすれば改善できるのか、様々な事例を調査研究してまいりましたが、制度や報酬体系の壁もあり、抜本的な解決策を見出すことは容易でないのが現実でした。

しかし、福祉の視点だけでこの課題を考えるのではなく、農業という分野と連携して考えると様々な可能性が見えてくる、まさしく農福連携の取組に私は大きな期待を寄せています。

現在、各県の農福連携の取組は、県が策定したくまもと新時代共創総合戦略において、障害者や高齢者など多様な人材の農林畜水産業への参画を通じ、就労や社会参加の促進、さらには担い手確保を図る重要な施策として位置づけられており、農福マルシェの開催、ジョブトレーナーの育成、新たなマッチング支援など、木村知事の副知事時代からの力強いリーダーシップにより着実に取組が進められていることに、改めて敬意を表します。

また、国においても、令和6年に改定された農福連携等推進ビジョンにおいて、対象を障害者にとどめず、生活困窮者やひきこもり状態にある方、さらには罪を犯した方など、社会的支援を必要とする方々へと広げる方向性が明確に示されました。加えて、農業分野のみならず、林業や水産業との連携も重要であるとされており、農福連携は、今後さらなる広がりや深まりを求められる段

階に入っていると感じております。

しかしながら、農福連携の取組においては、福祉という高い専門性が求められる分野と農業というなりわいとしての専門性、経営性が問われる分野を結びつけ、持続可能な形にしていくことは決して簡単にできることではなく、大きな挑戦であると思います。さらに、単なる労働力確保や福祉的就労の場の提供にとどまらず、双方にとって価値ある連携へと高めていく視点が不可欠であると思います。

今後、対象の拡大や分野横断的な取組を進めるために、取組のきっかけづくりや認知度の向上、人材育成、地域全体での受入れ体制づくりなど、より戦略的な取組が求められると考えます。

決して簡単なことではありませんが、私は熊本だからこそその取組ができるのではないかと考えております。

そこで質問いたします。

熊本県の農福連携の取組を今後さらに推進するためにどのように取り組んでいかれるのか、農林水産部長の所見をお伺いいたします。

〔農林水産部長中島豪君登壇〕

○農林水産部長(中島豪君) 県では、農業分野で深刻化する人手不足の解消と障害のある方が活躍できる就労の場づくりを進めるため、農福連携を重要な施策として位置づけております。

県においては、平成29年度に庁内関係部局で構成する農福連携推進会議を設置したほか、令和3年度には、同会議で熊本県農福連携推進方針を策定し、健康福祉部と農林水産部が中心となって、機運醸成や働きやすい環境整備などに取り組んでまいりました。

特に、障害のある方が農業現場で働くためには、障害の特性に応じた作業工程の細分化や就労時間などの条件面での調整が重要となります。そ

のため、農業側と福祉側の双方にコーディネーターを配置し、現場で様々な課題に対応しながら取り組んだ結果、令和3年度の取組開始以降、約250件の契約につながっております。

また、農業者から、受入れへの漠然とした不安や作業の頼み方が分からないなどの声があったことから、令和6年度にお試し農福連携支援事業を創設いたしました。この事業では、初めて障害のある方を雇用する農家を対象に、コーディネーターによる助言に加え、1週間程度の工賃や交通費の支援を行っており、取り組む意向のある農家の後押しにつながっております。

例えば、宇城市の若手農業者グループでは、本事業を活用して、現場作業の細分化や障害についての勉強会、作業工賃の試算などを行いました。その結果、ミカンの収穫や袋詰め作業などは安心して任せられると、丁寧で確実な仕事ぶりが高く評価され、福祉事業所への依頼が徐々に増えつつあります。一方で、福祉事業所からは、就労に対する意欲だけでなく、体力や集中力が向上したなど、心身の健康面にもよい効果があるとの意見が寄せられています。

また、今年度は、作業工程の見直しや現場指導を行う専門人材を育成するため、国が認定する農福連携技術支援者の研修会を開催し、福祉事業所などから13名が受講認定されました。今後、地域の農福連携を支える指導役として、現場に密着した活躍を期待しております。

さらに、取組の輪を広げるため、林業においても就業へ一歩踏み出す足がかりとして、特用林産に関心のある障害者を対象とした体験の場の提供を開始いたしました。加えて、農福連携のメリットや疑問点等をまとめたガイドブックを活用し、認知度向上にも取り組み始めたところです。

引き続き、関係機関と連携しながら、コーディネ

ネット体制の強化とともに、障害者、高齢者等多様な人材の育成など、生産側と福祉側の双方から取組を進めます。

今後とも、現場の人手不足の解消や経営発展に寄与しつつ、障害のある方々の就労支援や経済的自立により、お互いの達成感や生きがいにもつながる取組となるよう推進してまいります。

〔杉蔦ミカさん登壇〕

○杉蔦ミカさん 農林水産部長より御答弁をいただきました。

まずは、農福連携の取組を着実に進めていただけていることに、心より感謝申し上げます。約250件の契約実績やお試し農福連携支援事業の創設、技術支援者の育成など、現場に寄り添った具体的な施策が展開されていることを大変心強く感じました。

県では、農福連携推進会議を設置し、各関係部局が連携して取り組まれているとのことですが、今後は、ぜひワーキンググループを積極的に動かし、農業者や福祉事業所、さらには実際に働いておられる当事者やその家族も交えた意見交換の場を設けていただきたいと存じます。現場の声を丁寧にすくい上げることが、取組の質をさらに高め、持続可能な仕組みへと発展させる力になると考えます。

農福連携は、障害を持つ方やその御家族、関係者の皆様にとっても、大きな可能性と希望を感じられる取組でもあります。もちろん課題も多く、御苦勞もあるかと存じますが、熊本だからこそ実現できるモデルを築いていただけるよう、今後のさらなる推進を心から期待しております。

次の質問に移ります。

県立高校の魅力化について質問いたします。

私は、毎年、学校公演として県内の各学校を訪問させていただいており、音楽を通して子供たち

と交流できることをとても楽しみにしています。特に、出身地であります上天草の中学校には必ず訪問をさせていただいており、ふるさとでの子供たちの成長や懐かしい学校の様子を実際に感じられる機会をいただいております。

私は、上天草で生まれ育ち、自然豊かなふるさとを誇りに思っていますが、高校進学を考えたとき、地域における選択肢が限られている現実については、これまでも繰り返し訴えてまいりました。

熊本においても人口減少が進む中で、地域から高校がなくなることは、教育環境の縮小にとどまらず、地域の活力や将来世代の定着にも大きな影響を及ぼします。子供たちがどれほど大きな夢を描いても、それを具体的な進路として考えた瞬間、地理的条件や学科の設置状況によって選択肢が狭まってしまう状況を、今の時代だからこそできることがあるのではないかと、いろいろ想像を膨らませ、いつも考えています。

熊本県にとって県立高校の魅力化の取組は、教育政策であると同時に地域政策でもあり、まさに熊本の未来にとって重要であると考えます。

また、近年の高校授業料無償化の政策により、経済的負担の差が縮小する中で、私立高校を志望する生徒が増えているとの報道も目にします。生徒にとっての選択肢が広がること自体は望ましいのですが、その一方で、県立高校の存在意義や役割が改めて問われているのではないのでしょうか。生徒一人一人に選ばれる県立学校とはどのような学校であるのか、まさにその方向性が問われていると感じています。

熊本県においては県立高校あり方検討会を立ち上げ、有識者の皆様からの提言を受けて、様々な視点で事業に取り組んでおられます。これについては、県議会においても一般質問等で取り上げら

れており、私も期待を含めて注目している政策です。

現在県が進めている高校魅力化の取組の一つとして、地域コンソーシアムの立ち上げを推進し、現在、県内6つの地域において取組が始まっているものと承知しています。この地域コンソーシアムとは、自治体、企業、大学、NPOなど多様な団体や個人が参画し、地域の中で県立高校がどのような価値を持つのか、また、どのような取組が求められているのか、県立高校の可能性等について地域で考え、みんなで学校をつくっていくことであると私は解釈しており、これまで学校や教育委員会を中心として運営されていた学校に新たな視点が生かされるこの取組に、大きな期待を申し上げるものでもあります。

また、熊本市内の大規模校を含む募集定員の見直しの取組も始まっています。昨年12月には、将来的な人口減少を見据え、令和9年度と10年度の2年間で、募集定員を400人減らす計画が公表されました。今後の生徒数の減少を考慮すると、やむを得ない措置であると思います。このほかにも、高校魅力化への取組は進められているものと思いますが、子供たち、保護者、先生、地域、小学校、中学校、高校、大学と、多様な視点で捉えていくべきであると思います。

そこで、1点目の質問です。

現在、昨年9月に県立高等学校あり方検討会からの提言が基となり、地域コンソーシアムや募集定員の見直しは既に始まっていますが、高校魅力化の全体像が分かりにくい状況でもあるかと思います。

県教育委員会として、そのほかの取組も含め、今後、県立高校改革をどのような方針の下、どのように行っていくのか、教育長にお尋ねいたします。

次に、熊本県で開催されている学びの祭典について質問いたします。

私は、今年開催されました学びの祭典に参加し、県立高校のポテンシャルの高さに驚きました。県内の各高校の生徒がそれぞれの特色や強みを発信し、生徒自らが主体となってブースを運営する姿や、学会さながらのポスター発表、堂々としたステージ発表など、生徒の生き生きとした姿に大きな可能性を感じました。学校によっては、先輩から脈々と引き継がれているテーマを在学生在が継続して研究している発表もあり、まさしく各高校の魅力が可視化され、生徒自身が誇りを持って学んでいる様子が伝わる、大変意義深い取組であると評価しています。

一方で、参加者は学校関係者や保護者が多い印象を受けました。進路をこれから選択する中学生にこそ、このような機会を届けるべきではないでしょうか。実際に高校生姿に触れ、探求活動の成果や学校の雰囲気を感じてもらうことは、進路選択の質を高めることにつながります。特に、私学志向が高まる中で県立高校の魅力が直接伝わる場の充実が、ますます重要になると考えます。

そこで、2点目の質問です。

この学びの祭典を中学生の進路選択支援の場としてどのように位置づけているのか、また、中学生が参加しやすい仕組みづくりや予算措置を含め、県立高校の魅力を広く発信する取組として、今後どのように発展させていくのか。

以上2点を教育長にお尋ねいたします。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) まず、県立高校改革に向けた今後の方針等についてお答えします。

国においては、いわゆる高校無償化と一体となった高校教育改革に伴う公立高校等への支援拡充策が予算化されるとともに、2040年に向けた高校

教育改革に関する基本方針であるグランドデザインが先月策定されました。これを受け、都道府県には、このグランドデザインに基づく高校教育改革実行計画の策定が求められています。

そこで、県教育委員会では、昨年9月の県立高等学校あり方検討会の提言内容に、国のグランドデザインの考え方も踏まえながら、令和8年度中に本県の高校教育改革実行計画を策定し、継続的な高校魅力化に取り組むこととしています。具体的には、議員御紹介の高校魅力化コンソーシアムの構築モデルを県内に波及させる取組や、専門高校の機能強化、理数系人材の育成など普通科の改革、ICTの活用による遠隔教育の充実などにより、県立高校のさらなる教育改革に取り組むと考えています。

次に、学びの祭典の活用による高校の魅力発信についてお答えします。

学びの祭典については、県立高校50校の特色や探求活動の成果等を知っていただく重要な進路選択の場の一つと位置づけ、令和4年度から毎年グランメッセ熊本で開催しており、今年度で4回目を迎えました。

昨年12月の第4回学びの祭典では、小中学生の優秀作品を展示する県教育センター主催の科学展との同時開催や中学校による探求発表、企業のPRブースの設置など、新たな取組も行った結果、これまでで最も多い5,400人の方々に来場していただきました。

しかし、熊本市近郊での開催で参加が困難な地域もあったことから、議員御指摘のとおり、中学生やその保護者の参加については、想定よりも少なかったという声も聞かれました。

今後、中学生やその保護者に対して同祭典に関する広報を充実させるとともに、本年1月、天草地域で管内の小中高生が地域の県立高校の特色を

知る機会として実施された教育推進フォーラムのような取組を好事例として、県内各地に発信してまいります。

引き続き、市町村教育委員会や児童生徒の意見もお聴きしながら、県立高校の魅力発信のさらなる充実に向け、しっかりと取り組んでまいります。

〔杉蔭ミカさん登壇〕

○杉蔭ミカさん 御答弁ありがとうございます。

国のグランドデザインを踏まえ、本県として実行計画を策定されるとのこと、大変重要な局面であると感じております。しかしながら、計画の策定そのものが目的化するのではなく、子供たち一人一人の人生にどう結びつくのかという視点をより明確に持っていただきたいと考えます。これまでも県立高校改革に継続的に取り組んでこられたことは承知しております。しかし、社会の変化が激しい今、今回の受験状況にも現れているように、これまでの延長線上の改革では変化に追いつけず、結果として選ばれない学校になってしまう可能性があるのではないかと危惧しております。

今問われているのは、改革の内容以上に、なぜ改革が必要なのかという本質ではないでしょうか。少子化の進行、価値感の多様化、産業構造の変化の中で、本県の高校教育は、子供たちに何を育み、どのような未来を描こうとしているのか、何のためにどうするのかをより明確に示す必要があると感じます。

また、高校魅力化コンソーシアムの構築や専門高校の機能強化、遠隔教育の充実は、地域格差の解消や中山間地域の高校存続にも直結する重要な施策です。ただ導入するだけでなく、地域産業や地元大学、企業との連携をどこまで実効性あるものにできるかが鍵になります。今後の取組に期待

をいたします。

また、学びの祭典は素晴らしい取組であります。参加できない地域があるという課題は、ぜひ解決していただきたく存じます。熊本市開催に限らず、地域分散型やオンライン配信など、より様々な発信方法を検討していただきたいと思っております。

高校改革は、本県の未来づくりそのものです。理念と検証を両輪とした、より踏み込んだ取組を強く求めます。越猪教育長、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問に移ります。

社会的養育の現状と今後の取組について質問いたします。

私は、昨年、熊本県社会的養育推進計画について、今後どのように進めていかれるのか質問をさせていただきました。今回も関連した質問をさせていただきます。

私は、これまで、シンガーとしての活動の中で、里親の親子を結ぶ応援ソングを作ってほしいとの依頼をいただいたことがきっかけで、里親の活動を知ることになりました。

実際に受け入れている皆様の環境は様々であり、子育てが一段落した方や、子供が望めない御家庭で里親を検討されている方々がおられ、皆様が、里親が特別なことではなく、一人一人の子供たちに無償の愛情を向けられている姿を見せていただき、熊本で生まれた子供たち一人も寂しい思いをさせたくないし、愛情いっぱいにつつまれる環境をどうすればできるのだろうか、無力の私でしたが、実際の里親の活動をもっと皆様に知っていただき、推進していかねばならないと強く思い、この取組の曲を書きたいと心から思いました。ですが、里親というテーマは非常に繊細であり、関係者の中には、歌にするのはいかなもの

かという御意見があることから、現時点ではまだ実現には至っておりません。

社会全体で子供を育てるという視点に立てば、里親制度そのものを正しく、もっとオープンに伝えていくことも必要なのではないかと私は考えます。里親推進の政策は、県議会議員としての私の主軸となる取組でもあります。

先日、3歳から里親の下で育った当事者として活動されている宮津航一さんにお話を聞く機会がありました。私は、宮津さんに、里親の家庭で育ってよかったことは何ですかと尋ねたところ、宮津さんは、帰る家があることと答えてくださいました。施設で育つ子供たちは18歳で自立することになりますし、里親家庭でも、もちろん自立して社会に出ていきます。自立した子供たちは、社会に出てよりどころが必要であり、特に、うまくいかないことや悩んだりしたときに、変わらずに待っていてくれる場所、何も言わずに帰れる場所があるということが、どれだけ人生を支えてくれていることなのか、改めて私も宮津さんの話を聞いて学んだことです。

また、当事者の視点から、里親の活動で足りない点や課題はありますかとの問いには、里親に対する知識をもっと深めて取り組んでほしいとのことでした。具体的には、子供一人一人には特性があり、特に課題があり、社会的養育を必要としている子供を里親として迎え入れるには、通常以上の知識や里親制度への理解も必要であると改めて実感したところです。

さらに、宮津さんは、安心する家庭、誰かと一緒に寝る場所があること、御飯が食べられること、当たり前のような一つ一つのことに幸せを感じられており、現在、2023年に設立された子ども大学くまもとにおいて、子供たちに、自分を愛し、命を大切にすることを育み、子供たちが夢と希

望、そして可能性や視野を広げていくための活動を展開されています。

このように、子供たちに明るい未来をもたらすための活動が展開される一方で、子供たちが家庭内で虐待などの不適切な養育環境に置かれたり、事件や事故に巻き込まれるニュースも毎日のように流れています。本年1月にこども家庭庁が公表した、令和6年度の全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は22万3,600件余りと、前年度に引き続き、過去2番目に高い水準となっています。県内でも、児童虐待相談対応件数は2,800件を超え、高い水準が続いています。

このような状況を踏まえると、子供たちにとって安全、安心な養育環境を確保すること、そして、宮津さんのように家庭において愛情を持って養育されることが大変重要になってくるのではないのでしょうか。

先日、年度途中の状況ではありますが、社会的養育が必要な子供たちが、里親やファミリーホームに委託されている割合、いわゆる里親等委託率の状況を確認しました。県全体では25.5%程度、そのうち熊本市では37.1%と高く、熊本市以外の地域では17.9%と低い水準にとどまっています。決して数字だけで判断できるものではありませんが、2点、質問をさせていただきます。

1点目は、昨年策定された熊本県社会的養育推進計画において、里親等委託率の目標を令和11年には46.2%と定めておられますが、現在、熊本市を除く県域で里親等委託率が17.9%にとどまっている現状をどのように認識しておられるのでしょうか。

2点目は、社会的養育が必要となる前の段階で、児童虐待などの未然防止策として現在どのような具体的な取組を実施されているのか。

以上2点を健康福祉部長にお尋ねいたします。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) まず、里親等委託率の現状認識等についてお答えします。

社会的養育が必要な子供の養育をどのように行うかは、子供の意向や特性などを踏まえ、子供の最善の利益を第一に考えた上で、児童相談所が決定しています。児童相談所では、子供ができるだけ家庭的な環境で養育されるよう、まずは里親等による養育を検討します。その際、子供が安心して里親家庭での生活を送れるよう、里親とのマッチングを丁寧に行っています。

このように、一人一人の子供の最善の利益の実現に向けて取り組んでいるところですが、本県の委託率は、議員御指摘のとおり、現段階では目標値に届いていない状況にあります。里親への委託を進めていくためには、子供の特性や求められる支援に対応できる里親を増やしていくことが重要であると認識しています。引き続き、児童相談所ごとに設置している里親支援センター等と連携を図りながら、新たに里親となる人材の発掘や、里親の養育力の向上に向けた支援などにしっかりと取り組んでまいります。

また、家庭養育優先という児童福祉法の理念を踏まえると、社会的養育が必要なため、児童養護施設等で生活する子供たちの家庭復帰を推進していくことも大変重要です。そのためには、子供と家庭の双方の支援を行う児童相談所と施設の対応力の向上が必要です。現在、児童相談所の体制整備の検討を進めるとともに、施設職員が、こども家庭ソーシャルワーカーの資格を取得するための予算も今定例会に提案しています。

次に、児童虐待等未然防止については、家庭訪問による相談対応、ヘルパー派遣、ペアレントトレーニングなど、市町村のこども家庭センターが実施主体となる、家庭支援の取組の強化が必要で

す。このため、今年度は、各市町村と意見交換を行い、事業の実施状況や課題を把握するとともに、事業の実施勸奨や情報提供、必要な財政支援等を行ってまいりました。

また、県においても、児童虐待等の不適切な養育を防ぐ取組として、産科医療機関において、様々な課題を抱える妊産婦を対象に、子供が生まれる前から相談対応や助言、居場所の提供など、安心して出産、子育てができる環境をつくるための支援を行っています。

今後も、本県の未来を担う子供たちが健やかに成長していけるよう、市町村をはじめ関係機関と連携し、適切な養育環境の確保にしっかりと取り組んでまいります。

〔杉蔭ミカさん登壇〕

○杉蔭ミカさん 御答弁をいただきました。

現在取り組んでいただいていることについては理解をいたしました。しかし、予防の段階でできることは、まだあるのではないかと感じております。行政や施設の皆様だけの努力では限界があります。

例えば、熊本市では、オレンジリボンサポーターの登録者が、昨年11月から本年3月3日現在までに約660名増加したと伺いました。大学や福祉施設、保護者を対象とする皆様への働きかけを行い、地域全体で虐待防止の意識を高める取組が進められています。

児童施設に入所せざるを得ない子供を未然に防ぐためには、県としても、市町村と連携しながら、県域全体でこのような取組を広げていただくこともぜひ考えていただきたいと思います。さらに、施設で働く皆様についても、専門性が高い分野となりますので、持続して働ける環境づくり等の配慮もお願いいたします。木村知事は、現場主義とのことですので、ぜひこちらの現場の意見も

大切にしていきたいと思えます。

皆様御存じでしょうか。今話題となっている千葉県市川市の動植物園のパンチ君は、育児放棄により人工哺育で育てられたニホンザルです。母親の代わりに与えられた縫いぐるみを抱き締めながら、群れの中で生きていくための訓練の様子がSNSでも話題になり、ホワイトハウスのSNSでも話題に取り上げられました。当初は群れになじめず、距離を置かれたり、追い払われたりすることもありました。しかし、パンチ君は、何度も自ら群れに近づき、少しずつ関係を築いていきました。そして、今では仲間に毛繕いをされる姿も見られるようになっていきます。

私は、この姿に里親制度の本質を見る思いがいたしました。やむを得ない事情で親と暮らせない子供がいることも事実です。しかし、その子供が再び社会の中で安心して生きていけるかどうかは、周囲のまなざしと受け入れる覚悟にかかっているのではないのでしょうか。特別扱いするのではなく、過度に守り過ぎるのではなく、自然に、しかし確かに受け入れる大きな愛、その積み重ねこそが、子供たちの未来を支える力になると私は信じております。

熊本県の今後の取組に御期待申し上げ、私の全ての質問を終わらせていただきます。

御清聴誠にありがとうございました。(拍手)

○議長(高野洋介君) この際、5分間休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前11時7分開議

○副議長(緒方勇二君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

河津修司君。

〔河津修司君登壇〕(拍手)

○河津修司君 自由民主党・阿蘇郡選出の河津修司でございます。

時間がありませんので、前語りなしでいきます。

1点目の質問として、熊本地震10年目の節目における安心で満足度の高い熊本観光の構築についてを質問させていただきます。

まず、熊本地震から10年という大きな節目を迎えるに当たり、改めて、これまで復旧、復興に尽力されました蒲島前知事、木村知事、県執行部、議員の皆様、そして県民の皆様様に深く謝意を表します。

私の地元である阿蘇地域は、国道57号や南阿蘇鉄道の全線復旧を果たし、インフラというハード面の復興は成し遂げられました。さらに、熊本地震からの創造的復興を経て、阿蘇くまもと空港の刷新や南阿蘇鉄道の全線再開など広域的なアクセスが飛躍的に向上したことで、観光地としても復興を果たし、現在、多くのお客さんが訪れています。

その阿蘇地域が本県を牽引する持続可能な観光地域であり続けるために、特に重要だと考えている課題が2つあります。

1つは、観光地間の移動のしやすさについてです。

地域内の移動手段に目を向けてみますと、交通拠点からのレンタカー移動や自家用車に頼らざるを得ない車社会型観光から脱却できていない現状があります。高齢化による免許保持率の低下や都市部の若い世代の車離れ、さらには急増するインバウンドを踏まえると、観光地を周遊できる公共交通や二次交通の充実は重要であり、観光客の満足度を高める上で欠かせない要素です。

そこで、県がこれまで進めてこられました阿蘇地域をモデルとした観光MaaSの取組によって

観光客の移動はどれだけ便利になったのか、その成果についてお尋ねします。

もう一つの課題は、観光客の皆さんが安心して過ごせることだと考えます。

熊本地震では、主要観光地の阿蘇市、南阿蘇村などが被災しており、阿蘇観光のメインである阿蘇山上に通じる道路が被災し、復旧には5か月を要しました。熊本地震の発災時間が観光客の多い時間であれば、人的被害と山上への道路の崩壊により山上で取り残される観光客が多く、自家用車での避難も多く、安全な麓までの下山には、自衛隊、警察等のヘリコプターによる輸送しかできない状況になったかもしれません。特に阿蘇地域には、海外からのインバウンドの方も多く、災害時の避難誘導や、避難所での対応で言葉や生活習慣の違いによるトラブル等、懸念される事項が数多くあるのではないのでしょうか。

この分野で先行しているのが、台風常襲地帯であり、観光立県である沖縄県です。沖縄県では、県と沖縄観光コンベンションビューローが連携し、観光危機管理計画を運用しています。そこでは、発災時に観光客をどう保護し、どう帰宅させるか、そして、風評被害に対し、地域全体でどう情報を出すかという、個別の事業者任せではない、エリア全体での対応がマニュアル化されています。

熊本県も、阿蘇での経験、人吉、球磨での豪雨災害の経験があるはずですが。それらの教訓を生かし、有事の際の観光客保護について、沖縄県の事例を参考に、まずは県庁内で横断的な議論を始めるべきではないのでしょうか。

そこで、本県の観光客の危機管理対策の現状と今後の取組の方向性についてお尋ねします。

以上2点について、観光文化部長にお伺いします。

〔観光文化部長脇俊也君登壇〕

○観光文化部長(脇俊也君) まず、阿蘇地域における移動の利便性向上に向けた取組の成果についてお答えをいたします。

広大な阿蘇地域には、阿蘇五岳をはじめ、雄大な草原や豊富な温泉、食など、様々な観光資源があり、連日多くの観光客でにぎわっています。

一方で、その広大さゆえに、公共交通機関のみでの移動が難しく、元来、阿蘇地域が持っている観光地としての魅力、ポテンシャルを十分に発揮し切れていないと感じています。

このため、観光客がより自由に、より快適に阿蘇地域を周遊できる環境を整えるため、令和3年度から観光MaaS実証事業を展開し、移動手段の改善と移動しやすい観光エリアの形成に一体的に取り組んでまいりました。

移動手段の改善としては、阿蘇ぐるっと周遊バスをはじめとする複数の定期観光バスの運行に加え、タクシーのウェブ手配や、シェアサイクルの整備充実等を実現し、主要な観光地間の周遊性が大きく向上しました。

また、観光ニーズを捉えた魅力的な絶景、グルメ、文化スポットを掘り起こし、それらをつなげ、公共交通機関に加えて、徒歩や自転車等でも巡ることができる観光エリアの形成も進めています。

これらの取組により、阿蘇地域の主要エリアでは、自家用車やレンタカーに依存せず、快適に観光が楽しめる環境が整いつつあると考えています。

県としては、今年夏に実施する熊本 destinations キャンペーンにおいて、新しい9つの観光エリアを国内外に広く発信するとともに、引き続き、市町村や交通事業者等と連携し、移動手段の改善、移動しやすい観光エリアの形成に努めて

まいります。

次に、観光客の危機管理対策の現状と今後の取組の方向性についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、観光地として危機管理対策を行うことは、観光客の安全につながるだけでなく、熊本の観光ブランドの向上にも資する重要な取組であると認識しております。

このため、県の地域防災計画には、観光客や外国人も含めた避難誘導や避難対策等についても明記しているところです。

昨年の豪雨災害発生時には、観光サイトにおいて、速やかに多言語で交通情報等を発信するとともに、風評被害対策として、SNS等で随時正確な地域の被害状況の発信に努めたところです。

このように、災害時には、住民以外の避難誘導や風評被害対策など、観光地特有の対応が必要となることから、日頃から問題意識を持ち、対応のブラッシュアップが重要と考えています。

このため、今年度も実施した危機管理セミナー等を引き続き開催し、関係機関の意識醸成を図るとともに、観光団体や事業者の危機管理対策に関する議論の場を設け、各観光地に適した危機管理の仕組みづくりを検討してまいります。

そして、近い将来、熊本が国内外から危機に強く安心して過ごせる観光地として高く評価されるよう、関係機関と連携しながら着実に取組を進めてまいります。

〔河津修司君登壇〕

○河津修司君 阿蘇域内の移動については、観光Ma a S事業により周遊性がよくなりつつあります。この夏のDESTINATIONキャンペーンに向けて、さらに移動しやすい阿蘇エリアになるよう、さらに御支援をお願いしたいと思っております。

2点目の観光客の危機管理については、阿蘇地

域デザインセンターにおいても、この夏、研修していこうという話題が上っていると聞いております。熊本県は、観光で来られるお客様に安全で安心してこられる観光地になるよう施設を整え、関係者の意識高揚に向けてやっていただけたらと思っております。これらの取組を進めることが、熊本県に多くの観光客が増えることにつながるものと確信しています。どうぞよろしく願います。

2点目の質問に入らせていただきます。

食のみやこ熊本県でのあか牛の魅力創造についてを質問します。

熊本が誇る至宝、熊本のあか牛、その魅力は単なる高級和牛という枠を超え、阿蘇の広大な草原を守り続けてきた歴史と消費者のニーズに応える独自の進化にあります。しかし、あか牛の牛肉の表示が黒牛の規格そのままであり、あか牛の特徴を示していないのではないかという声も聞こえてきます。

私の地元阿蘇地域では畜産業が盛んであり、肉用牛の飼養農家数は県内でも最多です。中でも、あか牛は熊本県を代表するブランドであり、幼い頃からなれ親しんだ牛です。私は、20数年前、あか牛の繁殖牛を飼っていたこともあり、特別な思い入れと愛着があります。やはり、阿蘇の草原にはあか牛が非常に似合うし、放牧されている牛たちは、観光資源としても非常に人気があります。

しかし、個々の経営に目を向けると、肉用牛を取り巻く情勢は非常に厳しいものがあります。あか牛の飼養農家は、黒牛農家と比べると、高齢で小規模の経営農家が多い傾向があります。また、飼料価格の高止まりや資材費の高騰等による生産コスト上昇が経営を圧迫しており、増頭や新規参入に踏み切れず、なかなか牛を増やすことができないでいます。

これまで、増頭対策や購入飼料の高騰対策について、様々な生産基盤強化に向けた支援をしてもらっているところではありますが、高齢化や廃業により、あか牛の生産基盤はどうか維持している状況です。

一方で、近年の消費者の嗜好は、サシ一辺倒ではなく、多様なニーズを受けて、あか牛の需要はさらに上昇し、供給が需要に追いついていない状況と聞いています。

しかし、現在流通している枝肉の評価は、霜降りの多さを基準とする黒毛和牛を評価する格付規格となっており、人によって好みが変わると思いますが、あか牛を正しく評価できていないのではないかと感じています。

厳しい経営環境の中、あか牛生産を維持拡大するためには、あか牛が適正に評価され、所得向上につながる事が不可欠であると思います。

そのような状況を踏まえ、食のみやこ熊本県の重要な柱の一つであるあか牛の魅力をさらに向上させるためにどのように取り組んでいかれるのか、知事に県のお考えをお尋ねします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 河津議員から、あか牛の魅力創造について御質問いただきましたので、お答え申し上げます。

あか牛は、和牛全体の約1%しかいない全国的に希少な品種で、主に熊本県で飼育されており、食のみやこ熊本県を象徴する畜産物であり、食文化を彩る産品だと思っております。

あか牛は、古くから熊本県内で飼育され、うまみのある赤身と適度な脂分が肉の特徴です。これが地域に根差した特性を有する産品として評価され、平成30年に地理的表示保護制度、いわゆるGIに登録されました。これを機に、全国的に知名度が向上し、近年、消費者ニーズの多様化やヘル

シー志向などを受けて、今後さらに需要が伸びる可能性があると感じております。

一方で、国内で生産されている牛肉は、脂肪交雑、いわゆるサシですね、サシの入り具合を評価軸とした全国共通の取引規格で格付されております。メディア等によりまして、サシの多いA5等級が最高ランクというイメージが先行しているのが現状でございます。このため、あか牛においても、黒毛和牛と同様に高い格付評価を狙って、サシの入り具合を重視した生産が行われる傾向が生じております。

他方、こうした傾向の中でも、牧草や稲わらなどの粗飼料を増やしたり、または肥育期間を工夫するなど、こだわりの飼育方法により、サシよりも赤身のうまさを生かす生産も熊本県内では行われております。

私は、先ほど申し上げた消費者ニーズの多様化やヘルシー志向等の時代の変化を生かすためには、サシの入り具合のみに依存しない、熊本県のあか牛の特徴やよさを客観的に評価する基準を作ることで、あか牛のさらなる付加価値向上につながると考えました。

そこで、GIブランドを生かしつつ、それぞれのあか牛の特徴をサシの多い少ないに加えて、肥育期間などの仕上げの状況を加味した、あか牛のための新たな表示方法を試験的に導入したいと思います。

多分執行部で初めてだと思いますけれども、スクリーンを御覧ください。(資料を示す)

私、すみません。スクリーンを使うのは初めてでございます。分かりやすく表現するために。

具体的には、1頭ごとの各種データを基に、横軸でサシの多い少ないを、そして縦軸で肥育期間、肥育の仕上げ期間との相関性をお見せして、消費者の皆さんが御自身の好みに合わせて牛肉を

選べるようにすることを目指します。

まず、来年、令和8年度に、一部の店舗で試験的に導入させていただいて、問題点などを整理、解決した上で本格導入に移行していきたいという計画でございます。

これまで全国共通による格付規格にちょっと一石を投じる取組でございます。あか牛の魅力や生産者のこだわりなどが、この表示方法によって積極的にPRできたらとうれしく思っております。

この取組の先には、あか牛の個性ある肉質や特徴が適正に評価されて、そして需要拡大、さらには生産者の所得の向上につながるものと考えておりまして、生産基盤の強化対策と併せて、あか牛の振興を強化することで、食のみやこ熊本県、これを一層牽引してまいりたいと考えております。

以上です。

〔河津修司君登壇〕

**○河津修司君** 今の答弁で、知事の並々ならぬ意思を感じ取ったところです。

スライドを使つての答弁は、今までなかったのではなかろうかと思いますが、非常に分かりやすく、そういった点でも知事の意気込みを感じたところです。このラベル表示が試験的なものであり、まだまだ改良していくとのことですから、これからいろいろな方々の意見を聴いて改良を加えていって、食のみやこ熊本県に貢献してほしいなと思っております。そのことが、畜産農家の所得向上にもなると確信していますので、早速始めてほしいと願っております。よろしく願いいたします。

次の質問に入ります。

世界文化遺産登録と九州の水を育む阿蘇の守り手基金についてです。

阿蘇の世界遺産登録に向けた活動と、昨年に始動した九州の水を育む阿蘇の守り手基金は、阿蘇

の草原を次世代に継承するという共通の目的で深く結びついています。阿蘇が世界文化遺産登録を目指す上で、その核となる価値は、千年続く草原景観とそれを維持してきた人々の営みです。また、基金は、その草原が持つ九州の水源涵養機能を存続させていくための取組です。

世界文化遺産登録に向けては、去る2月8日に、大阪市で、阿蘇世界文化遺産登録推進関西シンポジウムが開かれ、多くの関西の人々が参加していただきまして盛況でした。その中で、阿蘇の顕著で普遍的な文化的価値を伝えるものの代表として、4項目紹介されました。

まず、世界が驚く圧倒的なカルデラの造形美です。

阿蘇のすごさは、何ととっても世界でも最大級のスケールのカルデラにあります。

2点目として、地形を生かし切った独自の暮らしの知恵があります。

厳しい火山の環境に負けるのではなくて、カルデラ内外で何をするのがベストかを考え抜き、地形に合わせて暮らしをデザインしてきた歴史があります。

3点目として、千年以上続く人と自然の共生システムがあります。

阿蘇の美しい草原は、実は放っておくと森に戻ってしまいます。それを防いだのが、千年以上も続く野焼き、放牧、採草というなりわいです。

4点目として、火山とともに生きる祈りと伝統があります。

火山信仰や農耕にまつわるお祭り、地域に伝わる伝説、そして、それらを象徴する神社や施設があります。

今回のシンポジウムで、多くの参加者に、阿蘇を世界文化遺産へ登録する価値があるとの理解が

深まったと確信しました。

また、シンポジウムの中でパネリストとして参加されていた文化庁調査官から、今後阿蘇が世界遺産に登録される条件として、世界的な価値があること、それを保護していく法的措置が講じられていること、地元の人々が関わっていること、この3つを説明いただきました。

私は、阿蘇には既に世界的な価値があり、世界遺産暫定一覧表入りしてもおかしくないと考えております。国に働きかけてほしいと考えておりますが、阿蘇の世界遺産登録への現在の取組と今後の見通しについてお伺いします。

次に、九州の水を育む阿蘇の守り手基金について質問させていただきます。

この基金は、昨年8月に、阿蘇地域が九州全域の水を育む大切な源であるとして、公益財団法人阿蘇グリーンストックと熊本県、阿蘇郡市の市町村が連携して創設された基金であります。

特に、阿蘇地域に広がる草原は、年間雨量3,000ミリとも言われる雨水をカヤヤスキの根が張った土の中で蓄え、徐々に時間をかけて河川等に流す水源涵養機能がすぐれております。

しかし、この草原を維持する上で重要な役割を担う農家が、後継者不足や有畜農家数の減少等で野焼きができず、草原面積の減少といった課題を抱えています。

今回の基金は、水源涵養に重きを置いた基金であり、九州の源流域として、白川はもとより、福岡県を潤す筑後川や大分県を潤す大野川等の流域人口約500万人の水資源を確保する基金ではないかと考えております。

しかしながら、昨年からはまった九州の水を育む阿蘇の守り手基金も、まだ周知不足でもあり、個人や企業からの寄附について苦慮されているのではないかと心配しています。

そこで、昨年8月に創設した基金への現時点での当該基金の現状と今後の取組について、先ほどの世界遺産の件と併せて、企画振興部長にお伺いします。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) まず、世界文化遺産登録に向けた現在の取組と今後の見通しについてお答えします。

阿蘇は、世界最大級の規模と明瞭な円形陥没地形を備えた迫力ある火山カルデラの下で伝統的な農業を営み、草原を守り継いできた地元の方々の努力により培われた文化的景観であり、未来へ引き継がれるべき人類の宝であると認識しています。

議員御指摘のとおり、世界文化遺産登録の条件として、①世界的価値の整理と②資産候補地の法的保護が必要であり、③地元の理解と関わりが重要であると考えています。

1点目の世界的価値の整理に関する取組については、世界遺産登録に不可欠な類似資産との比較分析を進めるとともに、昨年9月には、世界遺産の審査機関に關係する海外有識者から国際的な批評を得るための国際ワーキンググループを開催しました。世界遺産の審査機関における評価ロジックに基づき、阿蘇のコンセプト及び登録基準への適合性について高い評価をいただきました。

2点目の資産候補地の法的保護に関する取組については、調査報告書の作成や対象地区への地元説明、景観保全に向けた調査などを進めており、文化財保護法に基づく重要文化的景観の追加選定に向け、令和8年度に選定の申出を行う予定です。

3点目の地元の理解と関わりについては、今年度は、阿蘇郡市や熊本県内における研修のほか、地元7市町村と連携して関西を中心にPR活動を

展開しました。

まず、昨年9月には、大阪・関西万博において、九州7県合同催事の一環として阿蘇の展示を行いました。阿蘇の世界文化遺産としての価値を体感できるプロジェクションマッピングやVR映像と、阿蘇の草原で採草したカヤのオブジェを展示したところ、3日間で約4万5,000人の来場者に展示ブースを訪れていただきました。

さらに、議員にも御出席いただいた先月の関西シンポジウムでは、熊本出身のアナウンサー、武田真一さんに、応援大使に就任いただくとともに、阿蘇への思いを語っていただきました。また、知事と阿蘇郡市7市町村長が一堂に会し、世界文化遺産登録に向けた力強い決意表明を行いました。

このように、阿蘇の顕著で普遍的な価値は世界文化遺産の条件を十分満たすものと考えており、その前提となる国の世界遺産暫定リスト入りの準備ができていることを国に強くアピールしています。

今後は、世界文化遺産登録に向けた次のステップとして、世界遺産審査機関の総会におけるプレゼンテーション等、世界に向けて、阿蘇の魅力を発信していくこととしています。

次に、九州の水を育む阿蘇の守り手基金の現状と今後の取組についてお答えします。

寄附の状況としては、県政情報番組やSNS、動画共有サービスによる発信に加え、様々なイベントの場での周知などを行い、2月末時点で、40の個人や企業から、総額で500万円を超える寄附をいただきました。

また、県では、寄附による水源涵養への貢献度を証明する証書を発行するため、評価指標の検討を進めており、今月中をめどに草原に係る指標を公表する予定です。

この証書は、企業等が行った支援が具体的にどの程度の水源涵養効果につながったのかを県が定量的に証明するものであり、企業等が寄附を行う際のインセンティブになるものと考えています。

今後、この証書の発行に加え、SNSやホームページで支援企業のPRを行うなど情報発信の強化に取り組むとともに、企業と連携した寄附つき商品の企画など、より多くの寄附をいただけるよう、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

最後になりますが、阿蘇の価値を未来へ引き継いでいくため、世界遺産登録推進、草原の維持、再生、そして、九州の水がめである阿蘇の水源涵養に、引き続き、阿蘇郡市7市町村をはじめ、関係団体や地域の住民の方々とともに、県庁一丸となって全力で取り組んでまいります。

〔河津修司君登壇〕

○河津修司君 世界文化遺産登録に向けては、今年度も様々な活動をやっていただいて、国内の機運は盛り上がりを見せておりまして、今後、世界遺産審査機関の総会があるということで、しっかりとアピールしてきてほしいなと思っております。

私としては、今年中には国の遺産暫定リストの見直しがあるのではないかと期待しております。ぜひとも暫定リスト入りを果たしてほしい。そうすれば、早い段階でユネスコに推薦をしていただけるのではないかとひそかに思っているところです。

次に、阿蘇の守り手基金ですが、2月末で、40の個人や企業から、500万円を超える寄附をいただいたとのことでありまして、ありがたいことだと感謝申し上げます。今後、寄附した人や企業には、どれだけ阿蘇の草原に貢献したかを証明するための証書を出して、SNSやホームページでPRしていくとのことではありますが、少しでも寄附

者が増えるよう知恵を出してほしいと願っております。

次の質問に入ります。

県立高校の魅力化について。

先ほども杉蔭議員が質問しましたが、私なりの視点で質問させていただきます。

阿蘇地域には、阿蘇中央高校、高森高校、小国高校の3つの公立高校があります。阿蘇中央高校は、普通科や旧阿蘇農業高校から引き継いだ農と食の科学科など6科設置され、高森高校には、普通科とマンガ学科の2科設置されています。特に、高森高校のマンガ学科は、国内外の漫画というコンテンツを高校教育に取り入れ、高森町や株式会社コアミックス社と高校が連携し、漫画を活用した高校の魅力化向上を進めている点に特徴を持っています。

また、阿蘇中央高校も阿蘇地域の課題やニーズを把握し、行政や地域住民との協議を実施し、課題解決を課程として、コミュニケーション能力の向上を目的とし、同時に、芸術やマーケティング等も学習し、社会的な実践性を学習する学科を設置しています。

一方、小国高校の学科に関しては、新たな学科は導入されておらず、設置学科は普通科のみです。しかしながら、県下で唯一、2002年から、南小国町、小国町等の中学校と市町村立中学校と都道府県立高等学校など、異なる設置者間でも実施可能な連携型中高一貫教育である点に特徴を持っています。

具体的な新しい取組は3点あります。

1つ目は、OGUNI-GOプロジェクトと地域連携による地域探求、SDGsへの取組です。

現在、生徒たちが地域の特産品を選定、カタログ化して販売するギフト制作プロジェクトを展開しております。これは、単なる販売実習ではな

く、収益を次年度の運営に充てることで、自立した活動を目指す持続可能な教育モデルです。

この活動は、第13回高校生ビジネスプラン・グランプリにて全国ベスト100に選ばれるなど、外部からも高い評価を受けております。

また、昨年7月の大阪・関西万博にも出場しており、地域づくりの取組を広く発信しました。日頃より、杖立温泉でのボランティア等を通じ、地域に根差した学びを深化させております。

2つ目は、ICT・オンライン教育でのICTを活用した教育環境の整備です。

2021年に学校情報化優良校に認定されました。授業はもちろん、EC、電子商取引の実践など、高度なICT活用を進めております。

また、認定NPO法人カタリバとの連携によるオンラインで他校の生徒と探求学習の意見交換を行うなど、小規模校の枠を超えた交流を積極的に実施しております。さらに、スタディサプリを全生徒に導入し、個々の習熟度に合わせた学習支援も強化しております。

3つ目は、個別指導による一人一人の夢をかなえる進路指導です。

少人数教育のメリットを最大限に生かし、基礎学力の定着から進学指導まで、生徒一人一人に寄り添ったきめ細かなサポートを行っております。特筆すべきは、昨年の進路で、国立大学に6名、公立大学に4名合格してしまし、取組の効果が出ています。

これらの活動を通じて、小国高校は普通科のみですが、地域と社会に貢献する力を養う特色ある教育を展開しています。

近年、少子化の進展により高校等への進学者も減少しており、熊本県下の高等学校も、熊本市内の一部高校を除き、郡部の高校は生徒数の減少に悩んでおります。

もし高校無償化となれば、熊本市内の高校へ進学希望者が多くなり、郡部の高校には不利となります。このようなことから、小国高校も、小国郷の自然資源や森林資源、北里柴三郎に代表される地元出身の人材や功績を取り込み、周辺町との協議等を積極的に実施して、地元が望むならば、学科の再編や新設、または新しい取組によって新たな魅力ある高校として対応することが必要ではないでしょうか。

郡部の県立高校は、地元の自治体や住民にとってはなくてはならない存在です。だから、県立なのに自治体もお金を出して運営を支援しているのです。

今後、どう県立高校の魅力化を進めて、県立高校を存続させていくのかを教育長にお尋ねします。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) 県教育委員会では、昨年9月、県立高等学校あり方検討会から、どの地域に生まれ育っても、一人の子供も取り残すことなく、高校での教育が受けられるよう、県と地域が一体となって、改革を進めてほしいとの提言をいただいております。

議員御紹介のとおり、小国高校においては、他校とのオンライン授業や充実した個別指導、さらには地域と連携した探求活動の展開や町外からの入学生徒を受け入れるための寮整備など、地域と連携した特色ある教育活動を展開しています。

しかしながら、急激な少子化による生徒数の大幅な減少や、いわゆる高校授業料無償化が本格的に実施されることを考えると、公立高校が一層厳しい状況に置かれるのではないかと危惧しています。

国においては、公立高校の支援を拡充するため、高校教育改革に関する基本方針、いわゆるグ

ランドデザインを本年2月に策定、公表し、新たな交付金等による財政支援の仕組みを構築するとしています。

これらを踏まえ、県教育委員会では、今後、本県独自の高校教育改革実施計画を策定していくこととしています。

その際、どのような生徒に地元高校で学んでほしいかという地域の将来ビジョン等を、県教育委員会、学校、地元自治体、企業、大学等が同じ思いを共有するとともに、これまで以上に連携を図りながら、県立高校の存在意義を教育の場のみならず、地域の未来を創るエンジンへと引き上げることができるよう魅力ある学校づくりに向けて取り組んでまいります。

〔河津修司君登壇〕

○河津修司君 御答弁いただきました。

今後、本県独自の高校教育改革実施計画をつくることとありますが、このときに、やはり地元自治体や保護者、あるいは小中学校の保護者も含めて魅力化協議会の方々もおられます。どうかそういった方々の意見をしっかり聴いて実施計画を進めていってほしいなと願っております。

続きまして、小国公立病院の建て替えについて質問させていただきます。

小国公立病院は、南小国町、小国町の医療圏を担う総合病院として小国郷公立病院組合が運営する病院です。1985年に現在の病院は建設され、地域医療の拠点として、山間地である小国地域にとって欠くことのできない医療機関であります。

診療科は、総合診療科、外科、産婦人科、小児科、耳鼻咽喉科、眼科等14科にわたる診療を、医師9名、看護師等120名の医療スタッフで運営し、小国郷はもとより、隣接する山間地の町村にとって重要な医療拠点となっています。

新型コロナウイルス禍以降の感染拡大防止への

対策の拠点として役割を担うという重要な使命を持っておりまして、また、インバウンドに人気の高い黒川、杖立、わいたの各温泉を訪れる外国人を含む観光客の救急医療の拠点としての整備も急務となっています。

さらに、おぐに訪問介護ステーション、おぐに老人保健センターを設置し、高齢化の進む地域社会への対応を進め、在宅医療支援診療所としてのおぐにサテライト診療所を運営しており、小国地域の介護を支える重要な事業を実施しています。

しかしながら、診療棟、入院棟ともに築後40年余りを経過して老朽化が進んでいます。人の命を預かる医療機関として、MRI等の高度医療機器を駆使し、小国郷での医療提供体制を維持する機能が必要であります。

このようなことから、公立病院の経営強化へ向けて、2024年、小国公立病院経営強化プランで、医療スタッフの確保、経営形態の見直しと施設設備の最適化により、病院機能の拡充などのため、病院の改修等を検討されています。

第8次熊本県保健医療計画でも、阿蘇地域は7市町村を一つの区域として、二次保健医療圏を構成しており、圏域内の公立病院は、当院と阿蘇医療センターが運営されており、持続可能な医療提供体制の確保のために、両病院の連携も重要です。

令和5年9月には、持続可能な医療提供体制の構築に向けて、両病院を対象医療機関として、国から技術的な支援を受けることができる重点支援区域に選定されています。

現在、さらなる連携強化や機能整備を進めるために、国の支援を受けながら、両病院及び県において、今後の役割分担や施設整備における課題等について協議が続けられているところです。

阿蘇地域の圏域面積は広く、小国地区から阿蘇

市まで約30キロメートルの距離があり、標高900メートルの大観峰を超える医療圏であることから、医療圏内での医療を共有することは難しいため、小国公立病院の改築等による地域医療の拠点の確保は重要な対策だと考えております。

特に、阿蘇医療圏の中でも小国郷は、人口減少と高齢化が特に進行している地域であり、入院医療、救急医療を事実上一つの公立病院が支えている構造となっています。地域で医療提供体制が維持できなくなれば、医療だけではなく、定住、産業、地域の存続そのものに直結する問題となります。

そうした中で、小国郷の中核病院である小国公立病院は、施設の老朽化が進み、建て替えといった重大な判断を迫られています。そこで、国の支援が必要と思われませんが、病院の再編や機能分担を進めるにしても、財政力や人材確保に限界のある自治体だけで進めるのは極めて困難です。

地域医療圏のような条件不利地域において、病院建て替えや再編を進めるには、市町村の一般財源だけでは到底対応できません。既にへき地医療拠点病院としての運営費や設備整備等への補助をいただいているところですが、それらを考慮しても、病院の建て替えに係る地方負担はいまだに大きいものがあることから、有利な地方債について御支援をいただけないか、総務部長にお伺いします。

〔総務部長千田真寿君登壇〕

○総務部長(千田真寿君) 小国公立病院は、昭和28年の開院以来、地域の中核病院として、民間医療機関では対応が困難な救急医療、僻地医療等を提供されています。

最近では、オンライン診療車を使った遠隔地診療により、高齢者の通院の負担を減らすなど、地域密着型の医療の提供に積極的に取り組まれている

ます。

しかしながら、現在の建物は、昭和60年に建設され、40年程度経過しており、老朽化が進んでいます。そのため、建て替えを含めた将来の医療提供体制の検討が進められているところです。

公立病院の建て替えの財源については、元利償還金の25%が交付税措置される病院事業債が活用できます。さらに、議員御指摘の小国公立病院と阿蘇医療センターの機能の分担や連携強化の協議がまとまり、令和9年度までに協議に係る施設整備の実施設計に着手した場合、その部分について、交付税措置が40%に拡充される病院事業債・特別分の活用が可能となります。

県では、小国公立病院等に対して、この病院事業債、特別分を活用して建て替えを行う場合は、事前に国への協議や関係市町の連携協約等が必要なことなど、活用のための条件やそのスケジュール等について助言を行っています。

また、小国公立病院を運営する一部事務組合の構成団体である南小国町及び小国町は、いずれも、いわゆる過疎法に基づく過疎団体であるため、当該病院の建て替え財源の2分の1については、交付税措置が70%である過疎対策事業債を活用することも有効です。

県としては、地方負担の最小化を図るため、小国公立病院と阿蘇医療センターの協議の状況を踏まえつつ、国の補助金の最大限の確保とともに、病院事業債、特別分、過疎対策事業債等、財政上有利な起債の制度に関して、南小国町、小国町にも助言を行うなど、引き続き関係部局と連携をしながら支援を行ってまいります。

〔河津修司君登壇〕

○河津修司君 小国公立病院は、質問の中でも言いましたが、小国郷及びその近辺にはなくてはならない病院です。昨日も話がありましたが、どこ

の公立病院も大変厳しい経営をしています。ぜひ少しでも有利な情報を提供していただき、小さな自治体であっても経営が続けられますよう、今後とも県からの御支援をいただきますようお願いいたします。

続いて、6問目の質問に入らせていただきます。

降積雪時における車両立ち往生対策についてを質問します。

昨年にも増して今季の阿蘇地方は寒かったです。氷点下12度を下回る温度を久々に記録しました。阿蘇地方は標高が高いため、九州でありながら北海道並みの冷え込みを記録することがあります。厳冬期、1～2月期には、最低気温が阿蘇市乙姫などで氷点下10度を下回る日も珍しくありません。路面温度が0度以下になると路面凍結が始まりますが、氷点下3度を下回ると、融雪剤の効果が弱まり始め、ブラックアイスバーンが発生しやすくなります。また、単なる気温の低さだけではなく、日影の多さや急勾配の坂道が原因で、局所的な凍結箇所や強風による1メートルを超す雪の吹きだまりが発生します。

昨年3月11日に、この議場で、阿蘇地方の冬の季節の厳しさと凍結防止対策をする建設業の方々のご大切さを質問しましたが、その1週間後に、阿蘇市の県道、北外輪山大津線、通称ミルクロードや国道265号で、約40台の車両が、積雪や凍結により立ち往生したニュースを見ました。この事案により一時避難所が開設され、救助、搬送された人は約50人、放置車両の撤去完了まで3日かかったそうです。

なぜ対応が難航したのかというと、このとき発令していたのは、警報ではなく注意報だったので、そのため、立ち往生した車両が多かったこと、立ち往生車両にレンタカーや観光バスも含ま

れていたこと、さらに外国人観光客が約4割を占めていたことといった要因が重なって、現場での対応に時間を要したとのことでした。

私も、20数年前に経験しましたが、雪の中、早朝にミルクロードを走行中、峠付近で、1メートルの雪の吹きだまりに突っ込みまして立ち往生してしまいました。携帯電話もかからず、極寒の中、歩くしかないという覚悟を決めて歩き出そうとしたそのときに、四輪駆動車が通りかかって助けてもらいました。また、この1月10日、小雨が降っていましたが、道路がアイスバーン状態と気がつかず、スリップして、危うく正面衝突しそうになりました。まさに冬道の怖さを身をもって感じております。

昨年の降雪時の車両立ち往生での対応の経験を踏まえ、降雪、積雪時における車両立ち往生対策についてどのような対策を行っているのか、土木部長にお尋ねします。

〔土木部長 菰田武志君登壇〕

○土木部長(菰田武志君) 昨年3月、山沿いでは、強い寒気の影響による大雪に伴う路面凍結に備え、冬用タイヤでの通行を促す中で、議員御紹介にもありましたように、阿蘇地域の県道北外輪山大津線では、車両のスリップ等に起因した、約30台にも及ぶ立ち往生が発生しました。

その後、警察や消防、また、管内路線の除雪業務を委託している地元企業などの協力の下、役割を調整しながら、身動きが取れない乗員の保護や車両の移動を行いました。県外のレンタカーを含む多くの車両がそのまま現地に残されたことから、交通開放に時間を要しました。

道路管理者としては、今後、このような事態に備え、速やかな通行規制の解除に向けた関係機関との役割を明確にし、連携をより強化するために、検討を重ねてきました。

検討会では、乗員の安全確保や一時滞在施設の手配、また、車両の移動や路面の除雪など、関係機関の役割や対応手順等を示したマニュアルを作成いたしました。

加えて、道路利用者への注意喚起として、道路の規制情報やライブカメラ、県ホームページの掲載方法等を充実させるとともに、熊本県レンタカー協会を通じて、冬季に凍結しやすい地域や路線情報について、情報提供を強化してまいります。

さらに、県内の各地域振興局においても同様の取組の強化を図るとともに、隣県調整が必要な振興局では、対応を再確認するなど、地域特性に応じた取組を行い、安全で円滑な通行の確保につなげてまいります。

〔河津修司君登壇〕

○河津修司君 立ち往生対策についての御説明をいただきました。ありがとうございました。

冬道の立ち往生対策で、マニュアルを県で作成したことを新聞報道で知り、この質問をしたわけですが、その中で、関係機関の役割分担と連携強化がうたわれていたと思います。交通止めをする際の、どうしても危ないということで、交通止めをするわけですが、直後に来たドライバーの方からは、大分文句を言われるそうです。そういったこともあって、警察本部長にお願いなんです、できるだけ警察の方も立ち会っていただき、なかなか少ない人数でやっておりますから大変だろうと思いますけれども、そういった際の交通止めする際には立ち会っていただければ、非常に業者さんも、あるいは県の職員も助かるということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で予定された質問は、時間内に終わることができました。皆さん方の御協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。終わります。

(拍手)

○副議長(緒方勇二君) 以上で本日の一般質問は終了いたしました。

明7日及び8日は、県の休日のため、休会でありますので、次の会議は、来る9日午前10時から開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第7号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後0時5分散会

**第 7 号**

**(3月9日)**



令和8年 熊本県議会 2月定例会会議録

第7号

令和8年3月9日(月曜日)

議事日程 第7号

令和8年3月9日(月曜日)午前10時開会

- 第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)
- 第2 議案等に対する質疑(第46号から第99号まで)
- 第3 知事提出議案の委員会付託(第46号から第99号まで)
- 第4 休会の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)
- 日程第2 議案等に対する質疑(第46号から第99号まで)
- 日程第3 知事提出議案の委員会付託(第46号から第99号まで)
- 知事提出議案の上程(第100号)
- 日程第4 休会の件

出席議員氏名(44人)

星野愛斗君  
高井千歳さん  
住永栄一郎君  
亀田英雄君  
幸村香代子君  
杉嶋ミカさん  
立山大二朗君  
斎藤陽子さん  
本田雄三君

岩田智子君  
堤泰之君  
南部隼平君  
前田敬介君  
坂梨剛昭君  
荒川知章君  
城戸淳君  
池永幸生君  
竹崎和虎君  
吉田孝平君  
中村亮彦君  
増永慎一郎君  
高島和男君  
松村秀逸君  
岩本浩治君  
西山宗孝君  
河津修司君  
楠本千秋君  
橋口海平君  
緒方勇二君  
高木健次君  
高野洋介君  
内野幸喜君  
岩中伸司君  
城下広作君  
西聖一君  
山口裕君  
淵上陽一君  
溝口幸治君  
池田和貴君  
吉永和世君  
松田三郎君

藤川隆夫君  
岩下栄一君  
前川 收君

欠席議員氏名(3人)

西村尚武君  
前田憲秀君  
坂田孝志君

説明のため出席した者の職氏名

知事 木村 敬君  
副知事 竹内信義君  
副知事 亀崎直隆君  
知事公室長 深川元樹君  
総務部長 千田真寿君  
企画振興部長 富永隼行君  
理事 阪本清貴君  
理事 府高隆君  
健康福祉部長 下山 薫さん  
環境生活部長 清田克弘君  
商工労働部長 上田哲也君  
観光文化部長 脇 俊也君  
農林水産部長 中島 豪君  
理事 間宮将大君  
土木部長 菰田武志君  
会計管理者 野中眞治君  
企業局長 久原美樹子さん  
病院事業者  
管理職務代理者 鋤本亮太君  
教育長 越猪浩樹君  
警察本部長 佐藤昭一君  
人事委員会  
事務局長 城内智昭君  
監査委員 小原雅之君

事務局職員出席者

事務局長 波村多門

事務局次長 鈴木和幸  
兼総務課長  
議事課長 下崎浩一  
議事課長補佐 岡部康夫

午前10時開議

○議長(高野洋介君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長(高野洋介君) 日程に従いまして、日程第1、6日に引き続き一般質問を行います。

前田敬介君。

〔前田敬介君登壇〕(拍手)

○前田敬介君 皆さん、こんにちは。荒尾市選出・前田敬介でございます。おはようございますですね。

今回、質問の機会を与えていただき、先輩議員の皆様、同僚議員の皆様に感謝いたします。いつもここで前にいろいろ話させていただきますが、なぜかいつも最後巻きで早口の言葉になってしまいますので、早速質問に入らせていただきます。

執行部の皆様方におかれましても、分かりやすく簡潔に、そして前向きな答弁をいただき、そして、5項目めに関しましては、分かりやすく簡潔に、そして前向きな答弁に加え、誰よりも熱い答弁を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

早速、質問に移りたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

まず1つ目に、系統用蓄電池の導入促進による本県エネルギー政策の加速と安心への備えについて質問いたします。

今回の質問は、系統用蓄電池という、今は身近ではありませんが、今後県内でも増加する可能性が高い施設について取り上げます。

この系統用蓄電池は、私が住む荒尾市で、民家のすぐ近くに設置される計画が進んでおり、地域住民の方々から、火災や音など不安の声が上がっているところから質問したいと考えました。

まず、家庭用の蓄電池は、昼間の太陽光発電の余剰電気をため、その家庭で夜間や停電時に使用します。一方で、系統用蓄電池は、電力に余裕があるときに送電線を通じて電気を購入し、電力が必要とされるときに送電線に電力を供給する送電網全体の蓄電池です。

国の資源エネルギー庁が示した資料によると、2022年度から電力系統への系統用蓄電池の接続申込みが増え始め、申込み件数が2年で15倍以上に増加しているとのことであり、北海道、東北、中国、九州を中心に、全国で導入に向けた動きが加速しているとのことです。

本県は、全国有数の日照条件に恵まれ、再生可能エネルギーの導入で国内トップクラスの実績を築いてまいりました。しかし、現在、発電量が需要を上回る際に発電を一時停止させる出力制御が頻発しており、せっかくのクリーンなエネルギーを捨てざるを得ないという、極めてもったいない事態が起きております。この課題を克服し、本県のエネルギーポテンシャルを最大限に引き出す可能性が、この系統用蓄電池にはあります。

私は、この系統用蓄電池を導入するメリットは非常に大きく、本県をはじめ、九州全体の未来に多大な恩恵をもたらすと考えています。

第1に、電力需給の最適化です。

昼間の余剰電力を蓄え、需要が高まる夕方以降に放電することで、今まで出力制御で捨てられていた昼間の再エネを活用できることとなり、再エネの利用率を向上させます。

第2に、産業競争力の強化です。

T SMCをはじめとする半導体関連企業は、事

業活動で使用する電力を100%再エネで調達することを旨とするRE100に取り組まれるため、最大限にクリーンな再エネ電力を供給できる体制は、本県が世界から選ばれ続けるための強力な武器となります。

そして、第3に、地域レジリエンスの向上です。

災害による停電時でも、系統用蓄電池から地域住民に電力を供給することができ、防災力の向上につながる可能性もあると考えます。

このようなメリットから、私は、系統用蓄電池の推進には賛成するものでありますが、同時に、無秩序な開発によって地域に不安を広げてはならないと考えております。

系統用蓄電池からは、冷却ファンや変圧器の稼働音による騒音が発生します。特に、夜間や住宅地に隣接する場所であれば、地域の住環境に影響を及ぼす可能性があります。さらに、大容量のリチウムイオン電池を使用するため、火災事故に対する安全管理や将来的な電池の廃棄、リサイクルへの備えは不可欠です。

適切な対応やルールがなければ、過去に一部の太陽光発電施設で見られたような地域住民との摩擦が生じ、さらに、系統用蓄電池だけでなく、再生可能エネルギーそのものへの不信感を招きかねません。

こうした課題に対し、一部の自治体では、事業者が守るべき道しるべを示そうとする取組も始まっています。

静岡県浜松市は、昨年12月に、適正な蓄電池設備の設置等に関する要綱及び蓄電池設備に関するガイドラインを施行し、事業計画の初期段階から地域住民への説明会とそれに基づく市町村との事前協議を求めています。これにより、事業者が地域社会の理解を得て共生が図られるよう、制度と

して担保しています。

系統用蓄電池についても、必要ではありますが、設置場所の周辺に住む方々が毎日を安心して過ごせるため、法による一律の基準をベースにしつつも、それぞれの地域における地形や住環境に合わせた、より細やかな心配りを事業者呼びかけていくべきではないでしょうか。

今、県では、太陽光発電施設の設置に対し、地域との共生が必要との姿勢で取り組んでおられ、阿蘇地域の太陽光抑制エリア図を示し、また、太陽光パネルについて、FIT後放置ゼロに向けて検討されるなど、地域環境だけでなく、将来の熊本の環境を守る取組を行っておられます。

地域と共生した形で系統用蓄電池が整備され、数十年後、その役割を終えた後も、撤去やリサイクルができ、次の世代に負の遺産を残さない仕組みを今のうちから整えておくべきことは、責任世代である我々の使命であり、事業の立ち上げから幕引きまで行政が責任を持って見守る姿勢こそが、住民の信頼を勝ち取る唯一の道であると確信しています。

導入促進と地域との共生は、どちらが欠けても立ち行かない車の両輪のようなものです。事業者や自治体の取組はもとより、県や国も一緒になって、事業者と県民の皆様の双方が安心できる体制を取ることが、誠実な事業者を熊本に呼び込み、私たちの安全と最新の技術が手を取り合う、新しいエネルギー社会をつくり出すことにつながるのではないのでしょうか。

そこで質問です。

県として、系統用蓄電池の導入促進と地域の安全、安心についてどのように考えているか、県としてどのような対応を取っていくのか、商工労働部長にお尋ねします。

〔商工労働部長上田哲也君登壇〕

○商工労働部長(上田哲也君) 2050年県内CO<sub>2</sub>排出実質ゼロを目指すためには、再生可能エネルギーを最大限に活用することが不可欠です。しかし、その多くは、天候、風況等に左右されます。特に、太陽光発電は、日中に集中するため、発電量が需要を超える時間帯には、発電しても電力を供給できない出力制御が、九州では年間100回以上発生しております。

この現在無駄となっている電力を活用することが、再生可能エネルギーを最大限に活用するためには不可欠であり、議員御紹介の系統用蓄電池の導入は、その有効な手段であると考えています。

一方で、設置場所について、既存の施設に職員が出向き、一定程度の騒音が発生することを確認し、周辺の住環境に応じた対応が必要だと感じています。

県では、これまで、太陽光発電について、設置場所や管理の在り方、さらに廃止後の対応など様々な課題に対して、地球環境だけでなく、地域と共生し、将来の熊本の安全、景観や環境を守るための取組を行っています。

系統用蓄電池についても、騒音や火災などの不安の声に対して、太陽光発電と同様に、地域と共生し、地域の住環境や安心を守る取組が必要です。

県では、既に荒尾市と連絡を取り、課題を共有していますが、こうした新たな課題こそ、市町村に寄り添って考え、共に解決策を見出す必要があります。

さらに、この課題は、全国的に生じる可能性がございます。太陽光発電施設については、国が設置時の地元市町村や住民への説明、撤去資金確保に関するガイドラインを定めている一方、系統用蓄電池については、周辺住民への説明などのルールは現在ございません。

荒尾市の事例等を基に、国に対し、新たなガイドラインの設定など、必要な対応を求めてまいります。

〔前田敬介君登壇〕

○前田敬介君 商工労働部長より御答弁いただきました。

系統用蓄電池の必要性と地域との共生の重要性を認識されていることは理解いたしました。しかし、現場で不安を抱える県民の方々にとって、国への要望や市町村との連携という言葉だけでは、まだ遠い先の安心に聞こえてしまうのではないのでしょうか。

太陽光発電施設で起きた問題を繰り返さないためには、後手に回るのではなく、また、45市町村がおのおのに対応するのではなく、県が先頭に立って積極的に関与していくべきだと私は考えます。

この問題は、まだ始まったばかりで、分からないことが多いことも理解できます。系統用蓄電池がどのようなものか、現場まで足を運んでくださったのも答弁でありました。そこは感謝させていただきます。

しかし、一たび系統用蓄電池が設置されたら、地域住民の方々には、何十年もそれと付き合っていくといけません。すぐに撤去もできません。できるだけフットワークを軽く、先手先手で対応していただきたいと思えます。

また、あわせて、この問題だけでなく、ほかにも蓄電設備が火災発生した場合、放水による感電の危険性が伴うなど、ハードルがあつたりします。いろいろな情報をたくさん収集して、先ほどお伝えしましたように、先手先手で対応をよろしくをお願いします。

次に、通級指導体制の充実について質問いたします。

本県が推進するインクルーシブ教育において、その成否を握る鍵は、通常学級での学びを支える通級指導教室の充実です。しかし、県内各市町村、地元荒尾市の現場からは、通級担当教員が対象児童生徒を回り切れていない、支援の手が届かない子が放置されているという悲痛な叫びが上がっております。

県教育委員会は、国が定める児童生徒13人に対し教員1人という定数基準に基づき、県内82校に85人を設置し、巡回相談体制をしいているとありますが、この13対1という数字は、あくまでマクロな計算上の数値にすぎず、実態は、中学校の担当者が週29こまもの持ち時間を抱えながら、物理的に他校への巡回が不可能な状況が生じています。

配置されているという数字はあっても、実態として支援が届かない空白地帯が存在している事実、支援の手が届かない子供たちが出てしまうことは、県としても本意ではないはずで

また、県教委は、特別支援学級が減少すれば、その余力を通級指導に回せるという、いわばスライド方式の解消策を提示されています。

確かに、令和6年度から令和7年度にかけて、県全体で12学級が減少し、その分を加配に回せているという実績は評価させていただきます。しかし、インクルーシブ教育への移行期こそ、特別支援学級と通常学級の両方で手厚い支援が必要となり、現場の負担は一時的に最大化します。移行が進めば、将来的に楽になるという未来の話で、今まさに支援を必要としている子供たちが苦しんでいる現状を正当化することは、断じて許せません。

この移行期という正念場において、市町村任せにするのではなく、県教委としてどう責任を持って人員不足を解消するつもりか、明確な答弁を求

めます。

そして、先生方の負担を軽減し、子供たちの笑顔を守るために、私は、ここで1つ、地域の力を柔軟に借りる仕組みを提案させていただきたいと思えます。

県では、既に退職された先生方への声かけや非常勤講師の予算確保に努めておられます。しかし、現状の週15こまといった一定のまとまった勤務条件は、意欲のある方にとっても、体力面や生活環境から少しハードルが高く感じられることがあるかもしれません。

一方で、地域には、週に数時間なら、これまでの経験を生かして力になりたい、特定の巡回日だけならお手伝いできるという、温かい志を持った退職教員や有資格者の方々が数多くいらっしゃると思えます。

こうした方々を、例えば、週数こまや特定の授業1こまからでも任用できるスポット型支援として仕組みができないでしょうか。1人の枠を1人の先生で埋めるという考えから、少し視野を広げ、複数の地域人材で1人の枠を分かち合う、いわばチーム型、シェアリング型の通級支援を、県が主導してモデル的に進めることを提案いたします。

この提案に沿って、以下の3点について、前向きな見解を伺います。

第1に、退職された先生方に対し、週1こまからの短時間でも、あなたの経験が子供を救うというメッセージを込め、より柔軟で多様な働き方を県として正式に提案していく考えはございませんか。

第2に、市町村教育委員会に対し、スポット任用の予算運用をより柔軟に認めるなど、地域の実情に合わせた新しい任用スタイルを後押しする指針を示すことはできないでしょうか。

第3に、教育事務所などを通じて、地域に眠る人材と学校のニーズを、より細やかに、そして温かくつなぐための人材バンクの運用を、さらに一歩進める工夫はできませんでしょうか。

以上、教育長に質問いたします。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) まず、通級指導体制についてお答えします。

本県では、特別な支援を要する児童生徒数の増加に伴い、特別支援学級や通級指導を実施する学校が急増しています。

国がインクルーシブ教育を推進する中で、障害のある子供と障害のない子供をできるだけ同じ場で共に学ばせることを目指していることから、本県においても、通常学級で共に教育を受けながら、特性に応じて通級指導教室でサポートする体制の構築を進めています。

義務教育における教職員定数については、法律に基づく全国一律の基準が設けられており、本県では、基準を満たした学校全てに通級加配を行っています。

しかしながら、議員御指摘のように、現場の声として、加配の配置校と巡回指導の対象校とは、一人一人に応じた指導に差異が生じるなど、支援の在り方に課題があることも認識しています。

そこで、各学校での通級指導教室の導入に向けた基本的な考え方やモデル地域での工夫等、運営をサポートするための新たな手引書を今月中に策定することとしています。

引き続き、市町村教育委員会や教育事務所と連携し、指導体制及び指導方法の工夫や人的配置の最適化を図ってまいります。

次に、外部人材の確保等についてお答えします。

児童生徒への指導の充実を図るためには、特別支援教育充実に係る非常勤講師のさらなる活用が必要です。

本県では、当該非常勤講師の勤務条件をできる限り柔軟に設定できるよう努めており、現時点でも、議員御提案の週数時間からの任用も可能となっています。

しかしながら、授業を行う非常勤講師が毎回変わるとなれば、指導の一貫性という点で課題となる場合も考えられることから、運用については、引き続き市町村教育委員会に指導、助言しながら、連携して対応してまいります。

また、各教育事務所では、非常勤講師及び臨時的任用教員としての任用を希望している方々をまとめた人材リストも既に活用しているところですが、議員御指摘のとおり、人材募集においては、より丁寧な情報発信が必要であると考えています。

今後、非常勤講師の勤務条件や勤務実態等を、ホームページやSNS等をはじめ、学校関係機関を通じて発信し、さらなる人材の掘り起こしに努めてまいります。

県教育委員会では、今後とも、子供たち一人一人に必要な支援が確実に届くよう、人材確保に向け、しっかりと取り組んでまいります。

〔前田敬介君登壇〕

○前田敬介君 教育長に御答弁いただきました。

週数時間からの任用も可能という制度が既にあるのなら、今すぐその制度を支援を必要としている子供たちに動かしていただければと思います。準備に時間だけかけるのではなく、まずは市町村へ1こまからでも任用していいですよと力強く発信し、予算を使いやすくする後押しをよろしく願います。

今この瞬間も支援を待っている子供たちのため

に、教育長のスピード感を持った決断をぜひよろしく願います。

次に、荒尾市等、福岡県と接する有明地域における地域資源を最大限に活用した振興について質問させていただきます。

私たちの住むこの有明地域は、古来より人や物、文化が交差する要衝として栄えてきました。

現在、私たちは、熊本、福岡の県境を越えて、長洲、荒尾、南関、大牟田市や柳川市、みやま市等とともに、定住自立圏をという枠組みの中で歩みを進めております。

しかし、今こそ、改めて、この地域が持つ潜在能力、すなわちポテンシャルを再認識すべきときではないでしょうか。

この地域を、単なる県境の町や通り過ぎる場所として終わらせるのではなく、県内外から目的地として選ばれる場所へと進化させる、そのための広域的なビジョンが今まさに問われていると感じております。

その根拠となる私たちの地域が持つ圧倒的な強みについて、改めて整理させていただきます。

第1に、広域交通の結節点としての地域的優位性です。

九州新幹線、九州自動車道、そして現在整備が進む有明海沿岸道路、これらが網の目のようにつながるとこの地は、まさに熊本の北の玄関口であります。県内外からの人流、物流を受け入れる入り口であり、海と陸をシームレスにつなぐゲートウェイとしての機能を備えています。この交通インフラの集積こそが、地域振興の基盤であり、広域連携の最大のエンジンとなるものです。

第2に、世界に誇るべき唯一無二の自然環境です。

私たちの目の前に広がる有明海は、日本最大級の干満の差を誇り、渡り鳥や希少な干潟生物が息

づく生物多様の宝庫です。ラムサール条約に登録された荒尾干潟をはじめ、この豊かな自然が生み出す夕景や泥に触れる干潟体験は、ほかの地域には決してまねできない貴重な体験型資源です。

この自然を、単に守るだけでなく、福岡県側の自治体と歩調を合わせ、環境学習やエコツーリズムの場として広域的にプロモーションしていくことが、交流人口の拡大には欠かせません。

第3に、重層的な歴史、文化、レジャー資源の存在です。

ユネスコ世界文化遺産に登録された万田坑をはじめとする三池炭鉱関連施設は、近代日本を支えた先人たちの情熱のあかしであり、大牟田市側とも歴史を分かち合う、まさに広域連携の象徴とも言える資産です。これに加え、西日本最大級の規模を誇るグリーンランド、これほどまでに歴史学習からエンターテインメントまで密接に融合している地域は、全国にも希有であると言えます。

さらに、これらの土台の上にあるのが、豊かな水産、農産資源、ノリや貝類、魚介類、そして肥沃な大地が育む農産物、これらは食という共通言語を通じて地域外の人々を引き寄せる強力なブランド力を秘めています。

このように、有明地域は、自然、産業、人の流れがつながる、非常に高いポテンシャルを秘めた地域であります。

そのような中、熊本県と福岡県の6つの自治体が、住民福祉の向上及び地域振興を図ることを目的に、有明圏域定住自立圏を形成し、福祉、教育など様々な分野で連携した取組を進めています。

また、医療機関において、診療情報共有システムありあけネットを構築しております。これは、県境を越えて、荒尾市立有明医療センター、大牟田市立病院など参加する医療機関同士が、電子カルテ内の検査結果、画像、処方内容などをオンラ

インで共有し、転院時のスムーズな引き継ぎや重複検査、投薬の防止が可能となり、より安全で質の高い医療を提供できます。県境を越えて、地域全体を1つの大きな病院のように機能させるネットワークです。

行政の枠組みを超え、福岡県側の自治体と定住自立圏として、心を一つに、互いの資源を補完し合うことで、一自治体ではなし得ない、面での地域経営が可能となっております。

熊本県、福岡県にとらわれず、住む人が誇りを持ち、訪れる人がその魅力に触れて感動する、そんな活力ある有明地域をいかに振興していくのか、県北の将来を左右する重要な局面において、当局がどのような展望を持ち、具体的な施策に落とし込もうとしているのか、企画振興部長に質問をさせていただきます。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) 有明地域の振興についてお答えします。

本県の北の玄関口に位置する荒尾・玉名地域は、九州最大の経済圏である福岡都市圏に近いことに加え、九州新幹線や九州縦貫自動車道が通る、交通便利性の高い、地理的優位性を有する地域です。中でも、荒尾市、南関町、長洲町の有明地域は、通勤通学をはじめ、日常の暮らしや文化、地域経済活動など、様々な面で福岡県との結びつきが深く、県境を越えて共に発展してきた歴史があります。

この有明地域には、議員御紹介のとおり、ラムサール条約湿地に登録されている荒尾干潟や世界文化遺産の万田坑をはじめ、有明海の恵みであるノリや貝、荒尾梨等の農水産物、南関そうめん、長洲町の金魚など、地域特有の強みが数多く存在しています。また、隣接する福岡県においても、三池炭鉱宮原坑や柳川市の川下りをはじめとする

数多くの観光資源があります。

こうした地域資源を複合的に活用し、ブランド化や情報発信を進めることで、周遊性の向上など、観光振興への波及効果が期待されます。

また、現在整備が進められている有明海沿岸道路の延伸により、九州北部からの交通利便性が一層高まり、流通ネットワークの拡大や県内外からの交流人口の増加も見込まれます。

こうした強みを有する有明地域がさらに発展していくためには、地域全体が一体となって産業、観光などの活性化に取り組むことが重要です。

現在、有明地域では、福岡県内の3市とともに、県内で唯一県境を越えて有明圏域定住自立圏を形成しており、福祉や教育、産業振興、交通インフラの整備、交流の促進など、様々な分野で連携、協力した取組が進められています。この取組は、県境地域を活性化する上で、リーディングケースとなり得るものと考えています。

こうした地域独自の取組への支援の一環として、圏域の認知度向上や交流促進を目的に、福岡県や圏域の6市町と連携し、今月28日にありあけフェスタをおおむたアリーナで開催します。

子供から高齢者まで幅広い世代の方々を楽しんでいただけるよう、eスポーツをメインコンテンツとして、各市町の予選会で選出された代表選手による対抗戦などを開催します。また、健康づくりや交流を促進するため、健康増進ブースや各自治体の特産品、観光のPRブースも設置します。

このありあけフェスタを契機として、関係市町や地域間の連携が深まり、一体となって発展することを期待しています。

今後とも、有明地域の振興に向け、地元市町の御意見を伺いながら、福岡県とも連携し、有明圏域が一体となった取組を推進してまいります。

〔前田敬介君登壇〕

○前田敬介君 企画振興部長から答弁をいただきました。

ポテンシャルの高さを理解していただいていますことに感謝申し上げます。

ただ、このポテンシャルを、ありあけフェスタ、お祭りだけで終わらせてはもったいないと思います。今後は、有明海沿岸道路の全線開通を見据え、福岡、熊本の両県が手を取り合いながら、しかしながら、競い合いながら、単なる通過点ではない、選ばれる目的地、選ばれる場所をつくり上げることが不可欠と思っております。

例えば、歴史遺産や干潟体験、レジャー施設を1つの物語でつなぐなど、広域観光のブランド化などより踏み込んだ具体策が必要と思っております。点在する魅力を線で結び、地域全体を面として活性化させるため、県としてのさらなる強力なバックアップを強く要望いたします。

次に、交通事故防止について質問させていただきます。

最近の交通死亡事故情勢について、令和7年中の統計によれば、県内の交通事故による死亡者は41人と、統計が残る1948年以降で過去3番目の少なさとなりました。しかしながら、その内訳を見ると、歩行者と自転車の死者が21人と全体の過半数を超えており、依然として道路上の弱者が犠牲となる痛ましい事故が後を絶ちません。

実際に、令和7年4月には、荒尾市において、普通乗用車が歩行者と衝突し、貴い命が失われる事案も発生しており、歩行者の安全確保は極めて深刻な課題であると認識しております。

県議会においては、交通事故を減少させるには、歩行者優先意識の定着こそが最も効果的な取組であると考え、令和3年3月に熊本県の交通安全水準のさらなる向上に関する宣言を決議いたしました。

こうした議会の動きと歩調を合わせるように、県警察が粘り強く指導、啓発活動に取り組んでこられた結果、JAFによる最新の調査では、信号機のない横断歩道での車両一時停止率が全国で4位という、極めて高い水準を記録しました。これは、本県の交通マナー向上の象徴とも言える明るい兆しであり、高く評価すべき結果であると考えます。

そこで、こうした現状を踏まえ、以下2点について、県警察の見解をお尋ねします。

第1に、これまで、県警察が、歩行者保護に向けてどのような視点から具体的な取締りや広報啓発活動を展開し、どのような成果を得られたと考えておられるのか、その取組の軌跡を伺います。

第2に、一時停止率全国4位という結果をどのように分析し、今後のさらなる事故抑止にどうつなげていくのか、県警察としての受け止めと今後の決意をお聞かせください。

また、全国的に交通事故が減少傾向にある中で、自転車関与の事故割合が増加している現状を鑑み、自転車側の交通ルール遵守が不可欠である一方、傘差しや2人乗りは減少しても、携帯電話使用や並進走行といった違反がまだまだ散見されるのは、周知不足の側面があるのではないかと感じております。

特に、中高生の保護者らからは、令和8年4月1日の青切符適用開始以降に積極的な取締り強化が行われるのかという不安の声が寄せられていることを踏まえ、県警として、これまでどのような手法で交通違反行為の周知徹底を図り、ルール遵守の意識を醸成してきたのかという点と、施行後は、約113種類の違反のうち、具体的にどのような行為が重点的に青切符処理の対象となるのか、また、これまでの指導、警告中心の運用から、一転して網羅的かつ抜本的な取締り強化へとかじを

切る方針なのか、あるいは事故直結性の高い悪質な違反に限定して適用するなどの柔軟な運用を想定しているのかについて、現時点での県警の見解と具体的な運用指針をお聞かせください。

以上、警察本部長に質問いたします。

〔警察本部長佐藤昭一君登壇〕

○警察本部長(佐藤昭一君) 1点目の県警察における歩行者保護の取組とその成果についてお答えいたします。

県警察では、横断歩行者妨害の取締りのほか、関係機関、団体と連携し、歩行者優先意識の徹底を図るべく、交通安全教育や啓発活動など、歩行者保護に資する活動に地道に取り組んでまいりました。

また、横断歩道の整備、補修については、議員御紹介の宣言決議後の令和4年度から令和7年度までの4年間で、3,220か所の新規整備または補修を行っております。

これらの対策を行った結果、県内における人身交通事故の令和2年から令和6年までの過去5年平均は3,154件であるところ、昨年は2,947件と減少傾向にあり、さらに、JAFによる調査では、信号機のない横断歩道での車両一時停止率は、令和2年の25.7%から、昨年は77.4%と約51ポイント上昇し、全国4位と、県民の交通安全意識の向上に一定の成果は得られたものと認識しております。

次に、これらを事故抑止にどうつなげていくのか、県警察としての受け止めと今後の決意についてお答えいたします。

各種取組により停止率は上昇したとはいえ、いまだ約2割の車は止まっていないという現状にあり、加えて、昨年の交通死亡事故を見ますと、歩行中死者の17人のうち12人が道路横断中と約7割を占め、中でも9人が横断歩道以外の場所を横断

中に交通事故に遭われるなど、取組はいまだ道半ばと認識しております。

今後も、ドライバーに対する歩行者保護意識の啓発と併せ、歩行者側にも、付近に横断歩道が設置されている場合には、多少遠回りになるとしても横断歩道を渡ること、信号に従うことといった基本的な交通ルールの遵守の徹底を呼びかけるなど、地道な活動を関係機関と連携して進めてまいります。

2点目の自転車に対する交通反則通告制度の周知及び交通ルール遵守の意識醸成の取組についてお答えいたします。

県警察といたしましても、制度及び自転車交通ルールの周知が重要と考え、様々な取組を行ってまいりました。

令和7年中では、自治体や教育機関等と連携した自転車の交通安全教育を、344回、4万2,067人に対して実施しております。このうち、特に自転車利用の多い中高校生に対しては、123回、2万4,988人に対して実施するとともに、自転車の交通違反例などを記載したクリアファイルを作成し、県内全ての高校生に配布しております。

さらに、高齢者、近年増加している在留外国人、それぞれに対する交通安全教育の実施、周知動画の作成等により周知を図っております。

次に、自転車に対する交通反則通告制度導入後の取締りについて、県警察の見解と具体的な運用指針についてお答えいたします。

制度導入後に、従来の指導、警告中心の運用から、議員の御指摘にありましたような、抜本的な取締り強化にかじを切るといった運用は行いません。

自転車に対する交通指導取締りについては、現在でも基本的に指導、警告を実施し、交通事故の原因となるような悪質、危険な違反を検挙の対象

としておりまして、この方針は制度の導入後も変わりません。

県民の中には、歩道を通行するだけで違反として検挙されるのかという不安の声もあると聞いておりますが、このケースを例として説明いたしますと、単に歩道を通行しているといった違反については、これまでと同様に、通常の指導、警告が行われ、基本的に取締りの対象となることはありません。

一方で、例えば、スピードを出して歩道を通行し、歩行者を驚かせ、立ち止まらせた場合や警察官の警告に従わず歩道通行を継続した場合は、悪質、危険な違反として取締りを受ける場合があります。

自転車に対する交通反則通告制度導入まで残り1か月を切りましたが、県民が悲惨な交通事故の被害者とならないよう、引き続き交通ルール遵守の意識醸成に向けた取組を進めてまいります。

〔前田敬介君登壇〕

○前田敬介君 県警本部長より御答弁をいただきました。

一時停止率全国4位という成果は、警察の皆さんの地道な活動と県民の意識変容のたまものであり、高く評価いたしたいと思っておりますとともに感謝いたします。

一方で、歩行中死者の大半が横断歩道以外での事故であるという現状は、次なるフェーズへの課題を浮き彫りにしています。ドライバーへの啓発だけでなく、歩行者自身の意識向上や安全な歩行環境の整備など、さらに取組を加速させ、併せて、警察だけの力ではなかなか厳しいと思っておりますので、自治体の協力、また、交通安全協会をはじめ、交通安全活動を行う関係機関とか団体とかとも協力をして取り組んでいってください。

また、自転車の青切符導入に関し、従来どおり

の悪質、危険な違反に重点を置くとの方針が示され、県民の不安払拭につながるものと感じました。

施行まで残り僅かですが、検挙そのものが目的でなく、悲惨な事故を防ぐためのルール厳守であるという本質が県民の皆様に確実に浸透するよう、さらなる周知徹底をお願いいたします。

あわせて、要望みたいになってしまいますが、先ほど名前を挙げさせていただきました交通安全協会等加入率も減少し、財政的に厳しい状況で運営されているということですので、県警の委託業務であると伺っておりますので、可能な限りの支援を財政当局をお願いいたします。

次に、5番目の質問に入らせていただきます。

荒尾・玉名地域の広域道路ネットワークの整備について質問いたします。

荒尾・玉名地域が、産業拠点として、また、活力ある生活圏としてさらなる飛躍を遂げるためには、交通インフラの充実が不可欠と考えています。とりわけ有明海沿岸道路は、定時性、速達性を備え、広域的な人流、物流の円滑化を実現する、本地域にとって極めて重要な道路であり、言わば未来への投資として、その着実な推進が期待されているところです。

そして、この縦軸としての背骨と地域をつなぐ道路を、いかに早く、いかに効果的に整備することも重要です。

その1つである国道208号の荒尾市上赤田と国道501号の長洲町清源寺を結ぶ新たな道路は、地域内の交通円滑を図るものであり、現在、整備が進められています。

この2路線は、荒尾・玉名地域の道路ネットワークの利便性を大きく高め、地域の発展に大きく寄与するものと考えられます。

そこで、今回、この2路線の進捗と早期実現に

向けた取組状況をお伺いします。

まず、有明海沿岸道路は、国の直轄事業として整備が進められており、事業中区间には、今年度当初予算と補正予算を合わせて総額46億円を超える予算が重点的に措置されました。県議会と県、そして地元自治体などが一丸となって強力に進めてきた要望活動が実を結び、着実な推進が図られているものと受け止めます。

有明海沿岸道路においては、現在、三池港インターチェンジ連絡路の南新地の橋梁工事は順調に進んでいるものの、地域住民からは、四ツ山灯台の下の太陽光パネル設置箇所付近は、工事や用地買収の進捗を不安視する声もあります。

また、長洲一玉名間については、計画段階評価が行われ、昨年3月の第2回委員会で3つのルート帯案が示されましたが、今後どのように進められていくのか、地域の関心も高くなっております。

巨額の予算が投じられているからこそ、その進捗を県民が肌で実感できる形で示していくこと、そして情報発信していくことが、事業へのさらなる信頼と期待につながるものと考えます。

そこでまず、荒尾—長洲間と長洲—玉名間の進捗状況についてお伺いします。

次に、国道208号と国道501号を結ぶ新たな道路についてです。

荒尾市の昼夜間人口比率は0.88であり、昼間人口が夜間人口を下回るベッドタウンの傾向にあります。特に、隣接する大牟田市や長洲町、玉名市、南関町への通勤が多く、市外へ通う人数が市内へ通う人数より約6,000人以上多い状況です。

このような中、地域間連携を担うこの道路については、令和元年6月に、荒尾市、長洲町、県の3者で協定を締結して、令和3年度から工事を進め、これまで長洲町の約680メートル区間が開通

しました。しかし、いまだ4キロメートル以上が未供用であり、早期整備が望まれています。現在の取組はどのような状況なのでしょう。

円滑な広域移動環境の整備は、定住人口の維持や新たな産業誘致に直結します。縦の沿岸道路と地域をつなぐ新たな道路が連結し、ネットワークとして面で機能して初めて荒尾・玉名地域の真のポテンシャルが引き出されると考えます。

そこで、荒尾・玉名地域の発展に大きく寄与する有明海沿岸道路の進捗状況と国道208号と国道501号を結ぶ新たな道路の取組状況の2点について、土木部長にお尋ねします。

〔土木部長菰田武志君登壇〕

**○土木部長(菰田武志君)** 荒尾・玉名地域の広域道路ネットワークの整備についてお答えします。

議員御指摘のとおり、有明海沿岸道路や国道208号と国道501号を結ぶ新たな道路は、地域の道路ネットワークを形成するもので、道路の多重性が確保され、交通の円滑化や物流の効率化に資するものであり、荒尾・玉名地域の振興に大きく寄与するものと認識しております。

まず、有明海沿岸道路は、定時性、速達性が高い循環型高速交通ネットワークとして、県北地域はもとより、佐賀、福岡、熊本の3県にまたがる広域的な経済交流圏の創出や県全体の発展のために重要な道路です。

現在、国により、荒尾—長洲間の約9キロメートルのうち、約4キロメートルの事業に取り組む中で、三池港インターチェンジ連絡路では、高架橋工事とともに、事業に必要な用地についても着実に取得が進められており、本道路全線にわたり工事の進捗が期待されます。

また、長洲—玉名間では、計画段階評価の第2回委員会で示された3つのルート帯からの最適案の選定に係る検討が行われており、地域住民への

意見聴取実施に向けた必要な準備が進められています。

荒尾市では、競馬場跡地での道の駅等の開業を本年6月に控え、また、半導体関連企業の立地も進んでおり、県としては、これらの効果を最大限発揮させるため、整備推進に向けた国への要望活動を、県議会や地元期成会の後押しをいただきながら、強力で進めてまいります。

次に、2つの国道を結ぶ新たな道路につきましては、九州縦貫自動車道の南関インターから長洲港を結ぶ拠点間の連携を担う重要な路線の一部であり、令和3年に策定した新広域道路交通計画に一般広域道路として位置づけています。

現在、荒尾市上赤田から長洲町清源寺に至る約5キロメートルの早期完成に向けて、荒尾市、長洲町、県の3者で区間を分担し、用地取得や工事の進捗を図っています。

課題となっていた新設となる県区間のJR鹿児島本線との交差点や荒尾市区間の国道208号との交差点につきましては、JR九州や国及び交通管理者との協議が大きく進展し、着手のめどがついたところ です。

県としましては、今後も、3者一丸となって、関係機関とも緊密に連携し、荒尾・玉名地域の振興を支える広域道路ネットワークの整備にしっかりと取り組んでまいります。

〔前田敬介君登壇〕

**○前田敬介君** 土木部長より御答弁いただきました。

荒尾・玉名地域の未来をつくる道路づくりの進捗について、前向きな御答弁をいただき、心強く感じます。いつも冷静な菰田部長の地元荒尾市への熱い思いが、「しっかりと」というその言葉で、すごくうれしく思います。

特に、私たちの悲願である有明海沿岸道路の橋

脚や道路用地の確保が着実に進んでいること、そして、長洲から玉名へつなぐルート案の決定に向け、いよいよ住民の皆様の声を聞く段階に入ったことは、地域の期待もさらに高めるものです。

また、国道208号と国道501号を結ぶ新たな道路についても、これまで最大の壁となっていたJR線との交差部分や大きな交差点の改良に工事着手のめどが立ったことは、画期的な前進です。

競馬場跡地の道の駅開業や半導体企業の進出など、地域が大きく変わろうとしている今、この道路ネットワークを一日も早く完成させ、渋滞緩和や物流の効率化という目に見える成果を県民が実感できるように、さらなるスピード感を持った整備を強く要望いたしますとともに、私たちもしっかり取り組んでまいります。

これで全ての質問が終了いたしました。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（高野洋介君） この際、5分間休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前11時7分開議

○議長（高野洋介君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

楠本千秋君。

〔楠本千秋君登壇〕（拍手）

○楠本千秋君 こんにちは。天草市・郡選出・自民党・楠本千秋、議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行いたいと思います。これまで9名の方がここに立たれて、素晴らしい質問をなさいました。負けじと頑張りたいと思います。

今、テレビで毎夜熱戦が繰り広げられているWBC、開幕戦で大谷選手が満塁ホームランを打ちました。満塁ホームランとまではいきませんが、何とかソロホームランなり、3塁打なりを

打ちたいと思って頑張りますので、どうぞよろしくをお願いします。そして、今議会の最終バットー、トリを務めさせていただいた議員各位に感謝を申し上げたいと思います。

議員各位、最後まで御清聴と、知事、そして執行部の皆さんにおかれましては、素晴らしい回答を期待しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、一般質問に移させていただきます。

木村知事は、本会議の冒頭、県政の所信において、今年はいくまもと新時代共創基本方針に掲げた「県民みんなが安心して笑顔になり、持続的で活力あふれる熊本の未来を共に創る」という目標の実現に向けて決意を新たにすると述べられました。そして、現場にこそ真実があり、解決の糸口があるとの信念の下、徹底した現場主義で県民の皆様へ寄り添い、全力で取り組んでいくと表明されました。

その現場主義の一つとして、新年早々の1月30日、知事は、天草に足を運ばれ、地域未来創造会議を開催していただきました。

参加者は、天草の馬場天草市長、堀江上天草市長、苓北の山崎町長、それから3名の天草選出の県議が同席をさせていただきました。

この会議では、移住、定住、二地域居住について、それから、サイクルツーリズムについてという2つのテーマで、県の取組状況、市町村の取組状況、今後の方向性等について意見交換が行われました。

知事は、私の大好きな天草というフレーズでお話をされました。聞いている私たちは、心地よい言葉であります。地域未来創造会議においても、力強く天草の未来についてお話をいただきました。

そこで、知事にお尋ねします。

地域未来創造会議等で、この2年間の取組を踏まえ、天草への思いについて、知事にお尋ねをいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 楠本議員から天草振興への私の思いについてお尋ねいただきましたので、お答え申し上げます。

天草は、美しい自然や歴史、文化などの魅力が凝縮された、かけがえのない熊本の宝であると考えております。海に囲まれた美しい景観や豊かな自然が育んだマダイ、クルマエビ、天草大王などの農林畜水産物、世界文化遺産にも登録されたキリシタン関連の歴史、文化などは、熊本の誇りであり、未来に引き継ぐべき大切な財産でございます。

この天草の魅力を最大限に生かし、天草を盛り上げるため、本年夏に実施します国内最大級の観光キャンペーン「熊本デスティネーションキャンペーン」に向けたエクスカージョンツアーを、昨年8月に天草で実施いたしました。また、富裕層向けのクルーズ船の誘致にも取り組んでおりまして、この2年で天草に計12回の寄港が実現いたしました。

このように、天草をはじめ県内各地域において、魅力ある地域づくりを推進するため、私は、知事就任からこれまで現場主義を徹底し、各市町村の首長の皆様と、それぞれの地域の未来づくりに向けて、しっかりと議論する地域未来創造会議を開催してまいりました。

天草では、昨年度、二地域居住やサイクルツーリズムの推進、高校の魅力化、産業の担い手確保など、多岐にわたる内容について、首長同士が率直に語り合い、活発な議論が交わされたところでございます。

そして、今年度は、昨年度の議論を踏まえ、地

域に共通する課題として、サイクルツーリズムと移住、定住、二地域居住の2つにテーマを絞り、今後の方向性などについて、首長の皆様と具体的な意見交換を行いました。

まず、サイクルツーリズムでは、昨年12月に開催した自転車による長距離走、グランフォンドについて、持続可能な体制構築が必要との共通認識を首長の皆様と確認いたしました。

また、三角から天草全域を通して牛深にまで至る約150キロのルートあまいちが、九州初となるナショナルサイクルルートに指定されることを目指し、走行環境や受入れ環境の整備などを早急に進めていくことについても確認したところでございます。

これらを踏まえ、来年度は、雲仙天草国立公園指定70周年に合わせ、規模を拡大し開催するグランフォンドの持続可能性を追求するため、官民連携による推進体制の強化を進めてまいります。

さらには、このあまいちのナショナルサイクルルート指定後を見据え、サイクリストはもとより、初心者や家族連れにも楽しんでいただけるよう、写真スポットの発掘や民間事業者によるレンタサイクルの充実促進など、多様な誘客につなげるための環境整備、プロモーション活動の強化をしていくことによって、日本を代表するサイクリングの聖地天草として、新たなブランド価値の創造を目指してまいります。

次に、移住、定住、二地域居住では、天草を県内における二地域居住推進の重点地区と位置づけ、県と各市町村が連携して進めていくことをその会議の場で確認いたしました。

天草では、これまで保育園留学等により多くの方々を受け入れてきた実績がございます。また、今後、新たに受入れを予定する自治体もあることから、令和6年に改正された広域的地域活性化基

盤整備法、いわゆる二地域居住促進法に基づく広域活性化計画を、本県、熊本県で初めて、天草の3市町の重点地区を指定する形で、今年度中に策定させていただきます。

来年度は、県と天草の3市町のほか、学識者や天草エアライン、全国で保育園留学を手がける民間事業者などでコンソーシアムを立ち上げ、天草全域での連携策の検討や実証事業等を実施する予定です。そこで得られた課題や成果を整理し、今後の具体的な取組のロードマップを取りまとめさせていただきますと考えております。

これらの取組を着実に推進していくためには、天草が有する自然や歴史、文化、食などの地域資源を十分に活用し、地域が一体となって取り組むことが重要でございます。

引き続き、3市町と緊密に連携し、未来に向け、持続的で活力ある地域を市、町とともに作り上げてまいります。

〔楠本千秋君登壇〕

**○楠本千秋君** 知事に答弁いただきました。ありがとうございます。

天草は、美しい自然や歴史、文化などの魅力が凝縮された、かけがえのない熊本の宝とお話いただきました。そして、日本最大級の観光キャンペーン、3か月間集中で行われるデスティネーションキャンペーンを計画しているとお話いただきました。ありがとうございます。

未来会議の内容、知事の取組については、関係部長さんにお聞きしたいと思います。

テーマの一つであるサイクルツーリズムについてお尋ねをいたします。

天草では、天草地域サイクルツーリズム推進協議会と連携して自転車コース整備が進められております。先ほど知事の御答弁にもございましたが、今回、VISITあまくさプロジェクト実行

委員会の主催で、「天草一周！あまいちグランフォンド2025」大会が、昨年の12月13、14に開催されました。

13日の天草下島一周の140キロコースに24名、80キロコースに133名、14日の上天草一周の80キロコースに120名参加と、延べ277名のうち、県外参加者が116名と伺いました。

本大会は、来年度の雲仙天草国立公園指定70周年のイベントとして開催されました。

それから、地域未来会議では、天草地域において、国土交通省が創設したナショナルサイクルートの九州初の指定を目指すとなりました。

ナショナルサイクルートとは、自転車を活用して新たな観光価値を創造し、地域の創生を図るため、令和元年度に国が制定した制度です。全国で6か所が指定されておりますが、九州内ではまだ指定されておられません。

このルート認定の審査では、ルート設定、走行環境、受入れ環境、情報発信、取組体制の5項目が重要だと伺っております。

そこで、準備状況や指定に向けた意気込みを土木部長にお尋ねいたします。

〔土木部長菰田武志君登壇〕

**○土木部長(菰田武志君)** 天草地域におけるナショナルサイクルートの指定についてお答えします。

天草地域は、雲仙天草国立公園の一部を構成し、海沿いの道路では、高低差があまりなく、風光明媚な景色を楽しみながら、誰もが自転車で安全、快適に走行できる環境が整っています。

地域が一体となったサイクルイベントが継続的に開催されていることや九州・山口広域推奨ルートの一部を形成していることなどから、県では、ナショナルサイクルートの指定を目指すこととしました。

ルートは、宇城市の三角駅と天草市の牛深港を結ぶ約150キロメートルとし、昨年12月に、知事と関係する4市町長が、想定される来年度の追加指定を見据え、連携して取り組むことを発表したところです。

ルートの指定には、走行環境や受入れ環境など、高い水準のサイクリング環境が求められています。

具体的には、走行環境については、自転車の進行方向を路面に示す矢羽根や案内標識の設置、また、受入れ環境については、サイクリストの利用しやすい機能を備えた宿泊施設や休憩所の充実、さらに、情報発信のためのルートマップやホームページの作成などの取組の熟度を高める必要があります。

これまでに、矢羽根などの走行環境に係るハード整備を進めるとともに、受入れ環境については、停車に必要なサイクルラックや食事を取れるスペースなど、多くの施設で対応いただいています。

また、ナショナルサイクルルートを含む地域全体のサイクリングルートを網羅したマップの作成や各種イベントでのリーフレットの配布、道の駅でのパネル展開催など、地域の機運醸成を図るとともに、情報発信の強化にも努めています。

天草地域は、豊かな海に囲まれ、世界遺産などの優れた観光資源を有しており、ブランド価値の向上につながるナショナルサイクルルートの指定により、国内外からのさらなる誘客が見込まれています。

県としましては、ルートの指定に向けて全力で取り組み、天草地域のさらなる振興につなげてまいります。

〔楠本千秋君登壇〕

○楠本千秋君 土木部長に御答弁いただきまし

た。

菰田部長は、本年で勇退されると伺っておりますけれども、県政発展に御尽力いただき、ありがとうございました。

今回の補正予算にも、天草地域におけるサイクリング環境の整備が計上されております。どうか全庁挙げてナショナルサイクルルートの九州初の指定を目指して頑張っていただきたいと思います。

次は、もう一つのテーマであります二地域居住の推進も含めた御所浦地域の振興についてお尋ねをいたします。

地域未来創造会議で、天草地域をモデル地域として二地域居住促進の実証事業に取り組み、天草地域の関係人口、交流創出、拡大を目指すとなりました。

その中で、御所浦地域における化石、アート、食を活用した交流促進については、特に私が興味を持ったのは、化石、恐竜博物館の活用、長期滞在のコンテンツ造成であります。

御所浦の宝は、化石、恐竜の島博物館、新鮮な海の幸、風光明媚な自然環境であります。特に注目すべきは、白亜紀の壁で、これは高さ200メートル、幅800メートルもある壁のような地形で、ここでは日本最大級の肉食恐竜の歯や植物食恐竜の複数の骨などが見つかりしております。

現在、化石採集は、船を利用した化石採集クルージングによる化石発掘体験が御所浦、大浦地区の東海岸にある採石場跡地で実施されております。しかし、そこへのアクセスは、周辺の急峻な地形が続いていることもあり、道路もなく、移動手段も船に限定されております。

また、恐竜の島博物館の近くで行われている化石採集体験では、現状は体験用の石材を採石場跡地から船で持ち込んでおり、さらなる観光振興の

ためには、本物の化石現場を活用した体験エリアへの利便性の向上が必要だと思います。

さきの新聞記事に、御所浦のよいところポスター、見出しで熊本市内の小学生10名が御所浦町で2泊3日の体験学習で学んだ内容をポスターにして馬場市長へ渡したとありました。

御所浦振興のため、また、子供たちの体験学習の場所として、御所浦地域の持つ自然環境は最高だと思います。そのためにも、化石現場へのアクセス向上を図る道路の整備も必要であります。

企画振興部長に、二地域居住の推進も含めた御所浦地域の振興をどのように進めていかれるのか、お尋ねいたします。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

**○企画振興部長(富永隼行君)** 御所浦地域の振興についてお答えします。

御所浦地域は、島特有の漁村文化と豊かな自然景観に加え、国内最大級の肉食恐竜の歯の化石が発見され、白亜紀の地層から成る地質や地形などが見られる、学術的価値の高い地域でもあります。令和6年3月には、恐竜の島博物館もリニューアルされ、恐竜の島としての地域づくりが進められています。

県では、こうした豊かな地域資源を交流人口の拡大につなげるため、地域の魅力づくりに取り組んでいます。

その一つである島あじマラソンは、今年で11回目を迎え、島民の皆様からの温かいおもてなしが大変好評で、年々人気が高まっています。

また、景観整備と島の周遊性向上を図るため、チェーンソーアートの制作を支援し、この2年間で48体が島内の様々な場所に設置されています。これらのアートは、来訪者を楽しませるだけでなく、地元住民の憩いの場として親しまれています。

さらに、今年度は、島特有の交通手段である海上タクシーを活用した夕日や星空を楽しむクルージングツアーの造成にも着手したところです。

二地域居住については、知事から答弁したとおり、天草地域を重点地域として推進することとしており、今定例会に関連予算を提案しています。

この魅力あふれる御所浦地域において、化石、アート、食などの地域資源を生かした二地域居住を推進することとしています。具体的には、大学等と連携した中長期滞在の実証実験など、来年度、県、市で設置するコンソーシアムの中で検討してまいります。

また、議員御紹介の採石場跡地での化石発掘体験では、船を活用した化石採集クルージングを実施し、平成27年度以降、これまでに約3,100人が参加しています。

しかしながら、化石発掘体験エリアへのアクセスについては、エリアとなっている採石場からの運搬がもともと船で行われていたため、陸路での移動手段がありません。急峻な地形という課題はあるものの、道路が整備されれば、島内の周遊性向上や滞在時間の延長に寄与することが期待されるため、二地域居住の取組の中で、天草市と連携し、採石場跡地への陸路でのアクセスについても検討していきたいと考えています。

引き続き、天草市、そして御所浦地域の住民の皆様のお意見を丁寧に向いながら、交流人口、関係人口の創出、拡大等、御所浦地域のさらなる振興に向け、取り組んでまいります。

〔楠本千秋君登壇〕

**○楠本千秋君** 企画部長に御答弁いただきました。

県には、今年で11回目を迎えた島あじマラソンやチェーンソーアートの制作に御支援をいただいております。

御所浦は、学術的価値の高い地域です。天草市でも、恐竜の島としての地域づくりが進められております。

部長から、二地域居住の取組の中で、採石場跡地への陸路でのアクセスについても検討したいと大変前向きなお話をいただきました。

化石発掘体験エリアへのアクセスについて、道路が整備されれば、島内の周遊性向上や滞在期間の延長につながり、御所浦の観光振興に大きく寄与するものと期待しております。まさに今後の御所浦振興の鍵を握る道路になると考えております。どうぞよろしく申し上げます。

次の天草の農業基盤の整備についてお尋ねをします。

天草地域では、温暖な気候を生かした早期米や冬レタスの栽培をはじめ、県内生産量1位を誇る河内晩柑やポンカンなど、多彩な農業が展開されております。しかし、平野部が少なく、中山間地が大半を占めるという地理的条件から、農業生産においては課題があります。

まず、水田の基盤整備率は33.4%と、県平均の66.6%に比べて大きく遅れております。農業用ダムやため池などの農業水利施設も老朽化が進むなど、営農基盤の脆弱さが顕在化されています。

天草地域の農業の持続性を確保するためには、生産性の向上や生産コストの低減、スマート農業の導入、担い手への農地の集積、集約化に資する基盤整備により、良好な営農条件を確保することが重要であると考えます。若い世代が、天草で農業に取り組みたい、農業で稼ぎたいと思える環境を整えることこそ、天草地域の未来を開くことと考えます。

このような中、国においては、令和7年度から11年度を農業構造転換集中対策期間と位置づけ、食料安全保障の強化に向けて、農地の大区画化を

集中的に進める方針が示されております。

しかし、大区画化は、主に平たん地の整備で、天草地域をはじめとした中山間地域は取り残される心配があります。天草地域の基盤整備が遅れることのないよう、地域の特性やニーズに応じた整備を強力に推進していくことが必要です。

そこで、県として天草地域の農業基盤の整備を今後どのように進めていくのか、具体的な取組について、農林水産部長にお尋ねをいたします。

〔農林水産部長中島豪君登壇〕

○農林水産部長(中島豪君) 天草地域の農業基盤の整備についてお答えします。

天草地域は、議員御指摘のとおり、高齢化による農業従事者の減少が進む中、ほぼ全域が中山間地域に位置しているため、平たん地でまとまった農地が少なく、県平均と比べると、農地の基盤整備が遅れております。

一方、温暖な気候や地形を生かして、天草晩柑や天草大王など、ブランド力のある農畜産物が数多く生産され、特色ある農業が展開されています。

今後も、天草地域において持続可能な農業を維持していくためには、こうした地域の強みを生かしつつ、生産コストの低減やスマート農業の導入、維持管理の省力化などに対応した基盤整備が不可欠と認識しております。

そこで、県では、このような課題を踏まえ、天草地域の8地区において、まとまりのある農地を中心に、約170ヘクタールで生産性向上に直結する水田の圃場整備事業を計画的に実施しており、令和6年度末の進捗率は、事業費ベースで約84%となっております。

中でも、令和9年度の完了を目指す湯貫新田地区では、企業参入によるブロッコリーなどの高収益作物の作付が始まっています。

また、令和8年度の採択を目指す下浦志柿地区でも、樹園地の区画整理を契機に、担い手への集積、集約化を進めることとしております。加えて、のり面の勾配を緩くすることで草刈り等の維持管理の省力化を図ることとしており、今後の樹園地整備のモデルとなることを期待しております。

このような中、国においては、今年度から令和11年度までの5年間を農業構造転換集中対策期間と位置づけ、生産コストの低減や作業の省力化に向け、平たん部では、1ヘクタール以上の大区画化を目指すとともに、中山間地域では、区画拡大や暗渠排水等のきめ細やかな整備を進めていくこととしております。

県としましても、この動きに呼応し、必要な予算の確保をしっかりと国に要望するとともに、集中対策期間内での事業実施を加速してまいります。

今後も、地域特性に応じた農業基盤の整備を関係機関と一体となって推進することで、多彩な農業を支える農地を次世代へ確実に引き継ぎ、天草地域における農業の維持発展につなげてまいります。

〔楠本千秋君登壇〕

**○楠本千秋君** 農林水産部長に御答弁いただきました。

農林水産部長も、今期で勇退されると伺っております。いろいろお世話になりました。ありがとうございました。

部長の報告で、天草の8地区で行われている水田の圃場整備率が約84%と報告いただきました。そして、新たに整備された湯貫新田地区では、企業参入によりブロッコリーなどの高収益作物の作付が始まったと報告いただきました。

また、現在取り組まれている下浦志柿地区での

樹園地の区画整理は、今後の樹園地整備のモデルとなる取組を行い、必要な予算の確保をしっかりと国に要望し、集中対策期間内での事業実施を加速していくと、力強く報告いただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

知事に、お尋ねします。

八代・天草シーライン構想の早期実現に向けて。

シーラインは、八代外港と上天草市松島の8.8キロを橋で結ぶもので、県南、天草地域の連携を強め、新たな経済圏や観光ルートの創出、交流人口の拡大など、地方創生につながるプロジェクトであります。

また、自然災害の大規模化、頻発化を踏まえ、県南一天草の既存の道路が不通になった場合の代替ルートとして、国土強靱化の一環をなす本構想の実現は必要不可欠であると思います。実際、昨年8月豪雨で、天草五橋で崖崩れが発生し、一時天草は孤島になっております。

そのような中、本年の1月18日、令和7年度八代・天草シーライン構想推進大会が開催され、関係者約500名が参加されました。

今回は、地元選出の金子国土交通大臣が出席され、挨拶の中で、これまでの成果の取りまとめを行い、新たなステージに進めるよう今調整をしているとの前向きな心強いコメントがありました。

また、御講演いただいた一般社団法人国土政策研究会の谷口会長からは、構想から調査、計画を経て、実現に向かっていつまでという目標を定めることが大切とお話がありました。目標を定めて関係者で共有する必要があると思いました。

そこで質問します。

知事は、この構想推進大会に出席され、関係者の熱意を感じられたと思いますが、それを踏まえて、八代・天草シーラインに対する思いについて

お尋ねをいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

**○知事(木村敬君)** 八代・天草シーライン構想は、交通や物流の要衝である八代と、観光に大きなポテンシャルを持ち、サイクルツーリズムや二地域居住の取組も推進している天草をつなぐことで、両地域のみならず、県南地域全体に新たな経済圏、観光・交流ルートを生み出す、大きな可能性に満ちたものと考えております。

また、昨年8月の豪雨では、上天草市松島町で、九州本土と天草をつなぐ唯一の道である国道266号が一時通行止めとなり、半島地域における代替路の確保の重要性を改めて認識したところでございます。

県では、この構想の実現に向け、令和3年2月に知事を会長とした八代・天草シーライン建設促進協議会を設立し、地元と連携の上、毎年、構想推進大会や国への要望活動を実施しております。

本年1月に八代市で開催した構想推進大会には、これまでで最多の約500名の方が参加されました。協議会会長として私も参加させていただき、地元の機運の盛り上がりを感じたところでございます。

また、令和5年度からは、国、県、八代市、上天草市によるシーライン勉強会を新たに設置し、地域の課題整理やシーラインに求められる機能、役割などについて、関係者間で議論をしているところでございます。

このように、国や地元とともに構想の実現に向けた取組を一歩ずつ進める中で、議員御紹介のとおり、今年の構想推進大会には、国土交通大臣としては初めて金子大臣に来賓として御出席いただきまして、大臣からは、構想の進展に向けた力強いお言葉をいただいたところでございます。

今後は、さらなる検討の深度化、深めていくこ

とを見据えて、令和5年度から議論してきた勉強会について、まずは今年度中にその成果を取りまとめるべく、国などの関係者との調整を進めているところでございます。

また、あわせて、今月中には国土交通省本省への要望並びに九州地方整備局への要望も予定しております。引き続き、国に対して、シーラインの必要性や効果などを強く訴えてまいります。

今後も、交渉の実現に向けて、関係者が一丸となり、地元の機運をさらに高めながら、その熱意を国へ伝え続け、早期実現に向けた取組を着実に、かつ力強く進めてまいります。

〔楠本千秋君登壇〕

**○楠本千秋君** 知事に力強い答弁をいただきました。

八代・天草シーライン構想実現のためには、国の支援が不可欠であります。そのためには、国直轄の高規格道路に位置づけてもらえることが一番の近道だと思います。今月中に国土交通省に要望されると伺いました。ぜひ頑張ってくださいと思います。

また、熊本県で独自の調査を行うことも、実現を早める効果があると思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

八代・天草シーラインの推進は、県南、天草地域の連携を強め、新たな経済圏や観光ルートの創出、交流人口の拡大など、すばらしい事業効果が期待されます。知事の大好きな天草を、どうぞよろしくお願いします。

次に、AEDについて、これまで何回か質問を行っております。

AEDの歴史ですが、平成5年に救急救命士に医師の指示で許可が出ました。そして、10年後の平成15年には、医師の許可がなくても救命士に許可が出ました。そして、その1年後、平成16年に

は、このAED、一般市民が可能になり、22年がたちます。

令和6年に全国で心肺停止を目撃された人は2万7,769名です。一般市民から心肺蘇生を受けた人は1万6,728名、1か月後に社会復帰された方は1,745名です。熊本では、目撃された人は363名、一般市民から心肺蘇生を受けられた方は261名、1か月後に社会復帰された方は33名と伺っております。

ところが、AEDで一般市民から除細動を受けた人は、全国で1万6,728名中1,449名、8.6%です。1か月後に社会復帰された方は643名。熊本では、261名中23名、8.8%の方にAEDが対応されております。そして、1か月後に社会復帰された方が11名とあります。

AEDの普及には、増やすことはもちろんのこと、一般市民が心肺停止に陥った方への対応をちゅうちょなく行うことが大切であります。

一方、ここ数年、119番で出動した救命士に蘇生措置を望まない案件が増えていると聞いています。

令和元年度の答弁では、国において検討がなされているものの、統一的な基準が示されるまでには至っていないとのことでした。現在の状況はどうなっているのでしょうか。

また、先月の新聞報道に、心肺蘇生法をゲームで学ぼうの見出しで、熊本高専熊本キャンパスの3年生5人が、心臓や呼吸が止まった人に施す心肺蘇生法を学ぶリズムゲームを開発したとの記事があり、昨年のプログラミング全国コンテストの自由部門で最優秀賞を受けたとあります。

木村知事もゲームを体験され、深さやリズムをやりながら教えてくれ、情報通信技術や救命講習のコンテンツがマッチしていて、社会課題の解決につながるとコメントされました。

令和6年に、熊本で応急手当で普及啓発講習会に参加された方は4万9,561名と伺っています。この学生の開発した製品の活用は、大変効果があると思います。楽しみながら講習を受けることは、救命の担い手を育成する上で、活用できるのではないのでしょうか。

そこで、AEDと心肺蘇生の全国や県内の状況、それから、心肺蘇生を望まない方への対応、そして、ゲーム等を活用した普及促進について、総務部長にお尋ねをいたします。

〔総務部長千田真寿君登壇〕

○総務部長(千田真寿君) まず、AEDと心肺蘇生の全国や県内の状況についてお答えします。

AEDの設置台数については、一般財団法人日本救急医療財団が作成する全国AEDマップによると、令和8年2月現在で、全国では36万6,940台、県内では6,174台が登録されており、令和7年2月から139台の増となっています。

心肺蘇生の状況については、国の統計によると、令和6年度の県内の一般市民による心肺蘇生の実施率は71.9%で、これは全国を11.7ポイントと大きく上回っています。

また、心肺蘇生1か月後の社会復帰率は12.6%で、全国に比べ2.2ポイント、AEDを使用した心肺蘇生1か月後の社会復帰率は47.8%で、3.4ポイント上回っています。

このように、本県の一般市民による心肺蘇生等の実施状況は、全国に比べ高い数字となっています。

次に、心肺蘇生を望まない方への対応についてお答えします。

119番通報後の救急現場においては、本人が心肺蘇生を望まない旨の意思表示が行われる場合があります。

人生の最終段階にある患者の意思を尊重できる

よう、医師や消防機関等で構成する県メディカルコントロール協議会が、救急現場での心肺蘇生に関する本人の意思確認について、救急隊の標準的な活動の手順等を作成されました。県内の全ての消防本部において、令和7年4月から運用が始まっています。

最後に、ゲーム等を活用した普及促進についてお答えします。

議員御紹介の心肺蘇生やAEDによる応急手当てに関する講習会については、令和6年の参加者数は4万9,561人で、令和5年から約2,300人増加しています。

今後、さらに救命措置の担い手の裾野を拡大するためには、熊本高等専門学校の生徒による心肺蘇生方法を学ぶリズムゲーム開発の取組なども参考に、楽しみながら救命技術を身につけられる環境づくりや心肺蘇生を身近に感じるきっかけづくりも有効と考えています。

引き続き、消防本部や消防団と連携しながら、住民の方々がちゅうちょなく心肺蘇生などの救命措置ができるよう、応急手当ての普及促進に努めるとともに、適時適切な心肺蘇生が行われる環境整備に取り組んでまいります。

〔楠本千秋君登壇〕

○楠本千秋君 総務部長に御答弁いただきました。

熊本での一般市民による心肺蘇生の実施率が、全国を11.7%大きく上回っているとの報告、これは長年にわたる消防本部や学校、教育委員会の努力の成果だと思えます。感謝申し上げます。

救命で考えると、熊本で363名の方が目撃され、心肺蘇生を受けられた方が261名、社会復帰された方が33名、約12%です。

AEDの救命は、261名中、AEDが対応された方は23名、実は少ないんですが、でも、社会復

帰された方が11名です。社会復帰率は47%です。AEDがいかに救命効果があるかというお話です。AEDはいかに近くにあるか、人の命を救う大変大切な取組でありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

県立ゆうあい中学校の成果についてお尋ねをします。

令和6年4月に開校した夜間中学、熊本県立ゆうあい中学校についてお尋ねをいたします。

学校案内のリーフレットには、国籍にかかわらず、様々な理由により中学校を卒業できなかった方や不登校などのため十分に学べなかった方が、中学校などの学習内容を学ぶための学校とあります。教育理念は「誰一人取り残さない 一人一人が輝く未来への学び舎」とあり、本年は3年目を迎えます。

開校前に一般質問を行ったとき、全国17都道府県に44校あり、熊本では、新たな取組として、遠方の希望者にはリモートでの参加も募集するとお聞きしました。

年齢も国籍も違う生徒さんが、一日も早く触れ合い、一日も早く仲間づくりができる授業の取組、レクリエーションとして、世界のフォークダンスの活用が有効であるとお話をさせていただきました。

スクリーンを御覧ください。（資料を示す）

そのことがあり、これまで2回、日本フォークダンス連盟熊本県支部の指導部スタッフの皆さんを授業に参加させていただき、生徒さんたちと楽しい時間を体験させていただきました。感謝を申し上げます。

そこで、教育長に質問です。

新年の入学期3年目を迎え、全国の夜間中学校の設置状況や県立ゆうあい中学校の現在の成果や取組状況を教育長にお尋ねをいたします。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) 夜間中学は、様々な事情により義務教育を十分に受けることができなかつた方々に対して、改めて学ぶ機会を保障する場であり、令和7年10月時点で全国に62校設置されています。本県でも、県立ゆうあい中学校が令和6年4月に開校しました。

県内在住の15歳以上の方で、小学校や中学校を卒業していない方や様々な事情で十分に義務教育を受けられなかった方で、学び直しをしたい方を入学対象者とし、国籍は問いません。

現在、10代から80代の外国籍を含む32名の生徒が在籍し、そのほかに11名がオンラインで学んでいます。

ゆうあい中学校の生徒は、学ぶことに意義を感じながら学校生活を送っており、学ぶことは人の心を豊かにし、私はここで学ぶことの大事さを学んでいますという声を聞いています。また、授業で割合の意味がしっかりと理解できるようになり、買物に役立ったとの声も聞いています。

また、生徒同士のつながりを深める取組として、議員やフォークダンス連盟の皆様にご講師になっていただき、昨年度からゆうあいレクリエーションを実施しています。音楽に合わせて自然と笑顔が生まれ、互いに手を取り合う中で、年齢や背景を超えた温かい交流が生まれるなど、学校生活に大きな潤いを与えています。

ゆうあい中学校の教育理念は、「誰一人取り残さない 一人一人が輝く未来への学び舎」です。この理念を実現するためには、学ぶ意欲を持つ全ての方に、その機会を提供するための取組が必要です。

そのため、本県では、全国に先駆けてオンライン生の制度を導入し、オンライン生は、授業だけでなく、学校行事やオープンスクールへも参加で

きる仕組みを構築しています。

また、ゆうあい中学校のことを県民に広く知っていただくことが重要です。そこで、ゆうあい中学校では、7月に入学希望者説明会を、10月から1月にかけては体験授業会を県内6か所で開催するとともに、生徒が主体的にチラシを配布するなど、積極的に広報活動を展開しているところで

す。県教育委員会としましては、広報誌「ぼとん・ぱす」やラジオ番組での周知、市町村教育委員会への情報提供など、ゆうあい中学校の周知広報に引き続き取り組んでいくとともに、生徒一人一人が学ぶ喜びを実感できる授業やオンライン配信がさらに充実するよう、しっかりと取り組んでまいります。

〔楠本千秋君登壇〕

○楠本千秋君 教育長に御答弁いただきました。

今、ゆうあい中学校、生徒数が32名、リモートで参加が11名と報告いただきました。そして、全国には62校と——増えていますね。報告いただきました。やはり大変必要な取組だと感じます。

私も、レクリエーションに参加させていただきました。まず、年齢が違う、国籍が違う、車椅子の方もおいでです。そして、一緒に楽しいフォークダンスを体験させていただきました。

夜間中学、ゆうあい中学、まだまだ必要とされる方がおいでだと思います。遠方の方には、オンラインでの参加もどうぞよろしく対応していただきたいと思います。

最後の質問、健康寿命延伸に向けた県の取組についてお尋ねをします。

健康づくりの推進は、私が議員として取り組む大変重要なテーマであり、今回で8回目の質問になります。

令和2年における本県の平均寿命は、男性が

81.91年、全国9位、女性が88.22年で全国5位と、全国有数の長寿県です。

一方、令和元年における本県の健康寿命が、男性が72.24年で全国37位、女性、75.59年で全国24位となっており、日常生活に制限のある不健康な期間は、男性で約10年、女性は13年あります。

昨年12月に公表の国民健康栄養調査結果では、糖尿病が強く疑われる人は、全国で1,100万以上と推計されております。全国的に糖尿病が大きな健康問題となっております。本県も、血糖値が高い方が多い状況だと伺っております。

ほとんど症状もなく、放置されやすい糖尿病は、症状が出たときには既に重症化していることが多く、結果として合併症の発病や人工透析につながります。

熊本県では、慢性透析患者が全国で3位と伺っております。その要因のトップは糖尿病だそうです。糖尿病を予防することは、結果としてがんなどの生活習慣病の減少や医療費の適正化につながります。

県では、県民の健康づくりに関する施策の基本となる第5次くまもと21ヘルスプランが作成されております。健康寿命の延伸のためには、県民一人一人が、自分の健康は自分で守るという意識を持ち、定期的な受診や運動と食事など、健康づくりの実践も不可欠であります。

そこでお尋ねします。

健康寿命延伸を目指して、糖尿病対策を含め、どのような取組を進めておられるのか、健康福祉部長にお尋ねをいたします。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) 人生100年時代を迎える私たちにとって、できるだけ長く健康で暮らし続けることは、ますます重要なテーマとなっております。

県では、令和6年3月に策定した第5次くまもと21ヘルスプランに基づき、生活習慣病の発症、重症化の予防と、社会全体で県民の健康を支え、守る環境づくりに取り組んでいます。

まず、生活習慣病の中でも、とりわけ糖尿病を予防することは、心疾患や脳血管疾患など他の生活習慣病の減少にもつながることから、県としては、糖尿病対策を最重要施策に掲げ、健康づくりの中核を担う市町村とともに、様々な取組を進めています。

具体的には、令和6年度から、天草市等のモデル市町村において、糖尿病予備群を対象に、ICTを活用して血糖値の動きを24時間見える化することで、食生活の改善や運動の習慣化を後押しする事業を実施しています。

これまで56人に参加いただいております。今年度の参加者については、運動習慣がなかったという方が40%から3%に減少するなど、大半の方が運動の習慣化につながっていることが確認されています。

このほか、県では、嘉島町が医療機関と連携し、運動と食事の両面から生活習慣の改善を目指して取り組む嘉島町国保キレイ血管プロジェクトを支援しています。

今後も、これらの先進的な取組を他の市町村とも共有し、それぞれのニーズに応じた横展開を図りたいと考えています。

また、県では、重症化予防の取組として、熊本大学病院にコーディネーターの医師を配置し、糖尿病専門医やかかりつけ医療機関において療養指導に対応できる熊本地域糖尿病療養指導士等の地域の人材を育成しています。

さらに、地域で安心して療養生活が継続できるよう、2次保健医療圏ごとに、医療機関をはじめ、歯科医師、薬剤師等の多職種による連携体制

を強化しています。

次に、社会全体での環境づくりとして、県民一人一人の健康づくりの意識を高めていくことも重要であると考えています。

このため、知事が会長を務める熊本県健康づくり県民会議において、県民総ぐるみで健康づくりへの機運醸成に取り組んでいます。

今年度は、県民フォーラムを開催し、健康経営に取り組む約2,700の企業、団体に協力を呼びかけ、優良事例の発表、周知のほか、イベントブースへの出展などを行っています。

加えて、本県では、全国に比べ、40歳代で糖尿病に関する数値が基準値を超えている方の割合が高くなっており、若い時期からよりよい生活習慣を身につけることが重要と考えています。

このため、若年層へ効果的に周知できるよう、新たにInstagramの公式アカウント「健康まるっと！くまもと」を立ち上げました。直近3か月で約40万人に閲覧いただいております。引き続き情報発信の強化に努めてまいります。

今後とも、県民が生涯を通じて心豊かで健康に暮らし続けることができるよう、市町村をはじめ、企業、団体、関係機関等とともに、健康寿命の延伸に向けた取組を進めてまいります。

〔楠本千秋君登壇〕

○楠本千秋君 健康福祉部長に御答弁いただきました。

糖尿病での取組、この見える化、大変素晴らしいと思います。天草市等のモデル市町村において、糖尿病予備群を対象に、ICTを活用して血糖値の動きを24時間見える化することで、食生活の改善や運動の習慣を後押しする素晴らしい事業だと思います。

成果も、運動習慣がなかった方が40%から3%に減少するなど、大半の方が運動の習慣化につな

がったと報告いただきました。これは素晴らしいことです。

私たち県議も、知事もおっしゃられる現場主義、それぞれの広い地域を、現場を回ることが大切であります。そのためにも健康が大切であると思います。

今回、8項目にわたって質問をさせていただきました。そのうち5項目が天草に関することです。天草が、高齢化が進み、人口減少が激しい中で、何とか天草のためにという願いを込めて、知事ほか部長さんにお話をさせていただきました。トップバッターの高木先生のアドバイスで、黄色いネクタイを締めてトリを務めさせていただきました。もう間もなく終わります。

健康で、皆さん、最後まで頑張りましょう。御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(高野洋介君) 以上で通告されました一般質問は全部終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

---

## 日程第2 議案等に対する質疑(第46号から第99号まで)

○議長(高野洋介君) 次に、日程第2、目下議題となっております議案第46号から第99号まで等に対する質疑を行います。ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

---

## 日程第3 知事提出議案の委員会付託(第46号から第99号まで)

○議長(高野洋介君) 次に、日程第3、目下議題となっております議案第46号から第99号までにつきましては、さきに配付の令和8年2月熊本県議会定例会議案各委員会別一覧表(令和8年度当初関係)のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託して審査することといたします。

〔委員会別一覧表は付録に掲載〕

---

**知事提出議案の上程(第100号)**

○議長(高野洋介君) 次に、お諮りいたします。

知事提出議案第100号が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第100号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第100号を議題といたします。

---

**第100号 監査委員の選任について**

○議長(高野洋介君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出者の説明は省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

---

**日程第4 休会の件**

○議長(高野洋介君) 次に、日程第4、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

明10日は、議案調査のため、11日は、各特別委員会開会のため、12日、13日及び16日は、各常任委員会開会のため、17日は、議事整理のため、それぞれ休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よ

って、明10日から13日まで、16日及び17日は休会することに決定いたしました。

なお、14日及び15日は、県の休日のため、休会であります。

---

○議長(高野洋介君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、来る18日午前10時から開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第8号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後0時9分散会



**第 8 号**

**(3月18日)**



# 令和8年 熊本県議会 2月定例会会議録

# 第8号

令和8年3月18日(水曜日)

## 議事日程 第8号

令和8年3月18日(水曜日)午前10時開会

- 第1 各特別委員長報告 質疑
- 第2 各常任委員長報告 質疑 討論 議決
- 第3 閉会中の継続審査の件
- 第4 常任委員の改選
- 第5 議会運営委員の改選
- 第6 特別委員の所属変更及び選任の件

## 本日の会議に付した事件

- 日程第1 各特別委員長報告 質疑  
特別委員会の付託調査事件の変更の件
- 日程第2 各常任委員長報告 質疑 討論 議決
- 日程第3 閉会中の継続審査の件  
知事提出議案の上程(第100号) 質疑 討論 議決  
知事提出議案の上程(第101号) 質疑 討論 議決  
知事提出議案の上程(第102号) 質疑 討論 議決  
議員提出議案の上程(第1号) 質疑 討論 議決
- 議員派遣の件
- 議長辞職の件
- 議長選挙の件
- 副議長辞職の件
- 副議長選挙の件
- 日程第4 常任委員の改選
- 日程第5 議会運営委員の改選

特別委員辞任の件

常任委員辞任の件

- 日程第6 特別委員の所属変更及び選任の件  
有明海自動車航送船組合議会議員の補欠選挙の件  
指定都市都道府県調整会議の構成員の選挙の件

## 出席議員氏名(46人)

星 野 愛 斗 君  
高 井 千 歳 さん  
住 永 栄一郎 君  
亀 田 英 雄 君  
幸 村 香代子 君  
杉 蔦 ミ カ さん  
立 山 大二郎 君  
斎 藤 陽 子 さん  
本 田 雄 三 君  
岩 田 智 子 君  
堤 泰 之 君  
南 部 隼 平 君  
前 田 敬 介 君  
坂 梨 剛 昭 君  
荒 川 知 章 君  
城 戸 淳 君  
池 永 幸 生 君  
竹 崎 和 虎 君  
吉 田 孝 平 君  
中 村 亮 彦 君  
増 永 慎一郎 君  
前 田 憲 秀 君  
高 島 和 男 君  
松 村 秀 逸 君

岩本浩治君  
 西山宗孝君  
 河津修司君  
 楠本千秋君  
 橋口海平君  
 緒方勇二君  
 高木健次君  
 高野洋介君  
 内野幸喜君  
 岩中伸司君  
 城下広作君  
 西聖一君  
 山口裕君  
 渕上陽一君  
 坂田孝志君  
 溝口幸治君  
 池田和貴君  
 吉永和世君  
 松田三郎君  
 藤川隆夫君  
 岩下栄一君  
 前川收君

欠席議員氏名(1人)

西村尚武君

説明のため出席した者の職氏名

知事 木村敬君  
 副知事 竹内信義君  
 副知事 亀崎直隆君  
 知事公室長 深川元樹君  
 総務部長 千田真寿君  
 企画振興部長 富永隼行君  
 理事 阪本清貴君  
 理事 府高隆君  
 健康福祉部長 下山薫さん

環境生活部長 清田克弘君  
 商工労働部長 上田哲也君  
 観光文化部長 脇俊也君  
 農林水産部長 中島豪君  
 理事 間宮将大君  
 土木部長 菰田武志君  
 会計管理者 野中眞治君  
 企業局長 久原美樹子さん  
 病院事業者  
 管理職務代理者 鍛本亮太君  
 教育長 越猪浩樹君  
 警察本部長 佐藤昭一君  
 人事委員会  
 事務局局長 城内智昭君  
 監査委員 小原雅之君

事務局職員出席者

事務局長 波村多門  
 事務局次長  
 兼総務課長 鈴和幸  
 議事課長 下崎浩一  
 議事課長補佐 岡部康夫

午前10時開議

○議長(高野洋介君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 各特別委員長報告

○議長(高野洋介君) 日程に従いまして、日程第1、各特別委員会に調査を付託中の事件について、各特別委員長から調査結果の報告がっておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから、各特別委員会における調査の経過並びに結果について、各特別委員長の報告を求めます。

まず、高速交通ネットワーク整備推進特別委員長の報告を求めます。

橋口海平君。

〔橋口海平君登壇〕

○橋口海平君 高速交通ネットワーク整備推進特別委員会に付託されました調査事件につきまして、委員会における調査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会は、高速交通体系に関する件及び熊本都市圏交通に関する件について、本年度におきましては、これまで委員会を4回開催し、審議を行ってまいりました。

昨年10月には、宮崎県宮崎市及び兵庫県神戸市において、空港アクセス鉄道や航空路線の振興の取組を調査するため、宮崎空港及び神戸空港を訪問し、空港における交通結節状況や空港施設の整備状況について、情報収集や意見交換を行ってまいりました。

また、岡山県岡山市の岡山国道事務所においては、渋滞対策等のために整備されている環状道路等の情報収集及び意見交換を行うとともに、現地調査を行ってまいりました。

それでは、本委員会に付託されました調査事件の審議の内容を要約して御報告申し上げます。

まず、高速交通体系に関する件について、執行部から、高規格幹線道路の整備、航空路線の利用促進、阿蘇くまもと空港の運営の民間委託、空港アクセス改善の状況について説明がありました。

これに対して、委員から、中九州横断道路の合志インターチェンジまでのアクセス道路について、令和10年度完成目標を達成できるかとの質疑があり、執行部から、令和6年9月に都市計画事業認可を取得後、10月から用地交渉に着手し、令和10年度の完成に向けて精いっぱい取り組んでいるとの答弁がありました。

これに対して、委員から、令和10年度中というのは本当に高いハードルで、ものすごいスピード

だと思うが、やり遂げていくということで、ぜひ頑張ってもらいたいとの意見が出されました。

次に、委員から、熊本都市圏3連絡道路について、地域と道路の課題に関する意見聴取はどういった方々を対象に実施したのか、どれぐらいのサンプルが集まったら、具体的にどうするのか、概略計画の決定はいつごろになるかとの質疑があり、執行部から、熊本市や周辺市町村の住民から無作為に抽出し、郵送などにより意見聴取を行っており、また、サンプル数は多ければ多いほどいいため、役場や企業にも直接赴き、意見を伺う予定である、いつまでに何をやるのかを申し上げる段階までは至っていないが、意見聴取の結果を踏まえて、できるだけ早くルート帯の案を示し、改めて意見を伺い、最終的なルートの絞り込みに取り組んでいきたいとの答弁がありました。

これに対し、委員から、ぜひ目標を持って進めていただきたいとの要望が出されました。

また、委員から、国際線及び国内線の振興について、国際線は、ターゲットを持って路線の拡張をしながら誘客をしていけば、ハブ空港的な役割が生まれてくるので、まずは東南アジアの経済や観光都市とアクセスしていくことが大事だと思うが、戦略を持っているのか、また、国内線もまだ伸びると思うが、戦略を持っているのかとの質疑があり、執行部から、日本経済に貢献できるようなハブ空港を目指していく、国際情勢や東アジア、東南アジアの経済情勢も見極めながら、中長距離路線も展開できるように、情報収集やコンタクトを取っていき、国内線も、プロモーションなどをしっかりとやっていきたいとの答弁がありました。

また、委員から、熊本空港の機能について、空港利用者が400万人を超えそうで、全国のベストテン、九州では、福岡、那覇、鹿児島に次ぐ4番

目になり、これからも伸びていくと思われる中、空港の整備はスピードも意識してやっていこうとしているのかとの質疑があり、執行部から、空港会社で、国際線について同じ時間帯での2便受入れ体制を2025年度末に3便まで拡大する努力をしており、引き続き、空港会社への働きかけやコミュニケーションを取りながら、利用者の方に不満を抱かれないように取組を進めてまいりたいとの答弁がありました。

次に、委員から、空港アクセス鉄道の610億円の工事費負担について、これまで、JR九州が既存路線で生じる増益分から3分の1を上限に負担し、残りは県と国からの支援を期待しているとのことであったが、仮に3分の1の国庫補助が得られなかったときにはどうするのかとの質疑があり、執行部から、JR九州との協議や事業費の精査が進む中で、空港アクセス鉄道が事業として非常に優れたものであることが整ってきたので、国の財政支援を最大限求めつつ、民間企業の力をお借りする、市町村としっかり協議していく、そして、県も最大限努力して財源を確保し、空港アクセス鉄道の事業を進めていく覚悟で取り組んでいるとの答弁がありました。

次に、空港ライナーについて、委員から、有料化する空港ライナーの運賃200円の根拠が分からない、200円から始まり、変化していくのか、空港アクセス鉄道の肥後大津—空港間の運賃が幾らかが前提だと思うが、どう考えているのかとの質疑があり、執行部から、利用者アンケートを実施したところ、有料化しても利用すると回答した方は約6割で、さらに、妥当な金額として200円との回答が最も多かったこと、また、現時点でのアクセス鉄道の試算運賃の460円や空港から肥後大津駅までのバス運賃の400円と比較すると低廉だが、まずは有料化による利用状況の変化を見なが

ら、運賃の見直しを引き続き検討してまいりたいとの答弁がありました。

これに対して、委員から、200円というのは妥当な金額だと思うが、アクセス鉄道開業時に、倍以上になりましたというのは不合理なので、そこはしっかり考えていただきたいとの意見が出されました。

そして、熊本都市圏交通に関する件では、執行部から、熊本都市圏交通施策の主な取組について説明がありました。

これについて、委員から、都市交通マスタープランについて、都市圏の渋滞の解消には、熊本市の役割は極めて大きいと考えているので、熊本市議会並びに熊本市がどのように県と協働しながら渋滞解消やマスタープランの計画を進めていくのか、委員会で見えるようにできないのかとの質疑があり、執行部から、熊本市との連携は不可欠であり、様々なレベルで連携を強化している、県議会において、熊本市の取組も含めて、県の渋滞対策がどのようなになっているのか、情報の連携と発信を工夫していきたいとの答弁がありました。

これに対して、委員から、県、市の連携は極めて重要であるが、なかなか見えない部分もあるので、この委員会の中で発信していただきたい、これからも連携を深めながら、都市圏の渋滞解消に努めていただきたいとの意見が出されました。

また、委員から、交通渋滞の解消について、新交通管理システム、UTMS整備の中で、交通情報提供システム、AMISを平成12年から運用してきて蓄積したデータがあると思うが、これをAIで解析して、信号の制御に役立てられないのかとの質疑があり、執行部から、データは蓄積されており、活用しているが、AIでの解析検討には至っていないので、検討を進めていきたいとの答弁がありました。

これに対して、委員から、経験を踏まえた信号制御ができる人に代わって行くのがAIと思うので、積極的にやっていただければありがたい、いかに変わったとか、よくなったかという情報発信は大事と思うので、ぜひ頑張ってくださいとの意見が出されました。

以上が本年度審議された主な内容であります。本委員会に付託されました調査事件については、引き続き調査をする必要がありますので、本委員会を次期定例会まで存続し、閉会中の継続審査事件とすることに全会一致をもって決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。高速交通ネットワーク整備推進特別委員長の報告を終わります。

○議長(高野洋介君) 次に、海の再生及び環境対策特別委員長の報告を求めます。

楠本千秋君。

〔楠本千秋君登壇〕

○楠本千秋君 海の再生及び環境対策特別委員会に付託されました調査事件につきまして、委員会における調査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会は、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件、2050年県内CO<sub>2</sub>排出実質ゼロに向けた取組に関する件並びに再生可能エネルギー導入促進に関する件について、本年度におきまして委員会を4回開催し、審議を行ってまいりました。

昨年10月には、岩手県宮古市及び宮城県石巻市において、三陸沿岸における高水温化による海洋環境の変化や陸上養殖の研究施設におけるギンザケ等の養殖技術開発の状況について、また、岩手県釜石市においては、脱炭素社会実現のための企

業と地元住民が一体となった取組について、さらに、宮城県仙台市においては、太陽光パネルのリサイクル処理の状況について調査を行ってまいりました。

それでは、本委員会に付託されました調査事件の審議内容を要約して御報告申し上げます。

まず、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水質資源の回復等による漁業の振興に関する件では、執行部から、対応状況や取組についての説明がありました。

これに対して、委員から、赤潮対策として行った珪藻類の海洋放出試験の効果はいかがかとの質疑があり、執行部から、珪藻類放出後には、有害赤潮プランクトンと競合する珪藻類等が多く確認され、調査期間中は警報基準以上の有害赤潮プランクトンは増殖しなかった、現在、確認された珪藻類が試験で放出したものから増加したかを解析中であり、来年度も引き続き試験を行いたいとの答弁がありました。

関連して、委員から、赤潮被害の軽減に向けた駆除材や底質改良剤の散布など、漁業者自らが行う取組は非常によい活動であり、しっかり支援していく必要があるとの意見がありました。

次に、委員から、有明海と八代海の海水温はその程度上昇しているのかとの質疑があり、執行部から、県水産研究センターの調査結果では、過去50年間で、有明海では0.6度、八代海では0.8度上昇しているとの答弁がありました。

次に、委員から、福岡県や佐賀県のノリの生産不良を考えると、陸上でのノリ養殖も考える時期ではないかとの質疑があり、執行部から、水温など海況が変化してきていることも踏まえ、検討していきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、八代海湾奥部の土砂堆積シミュレーションについて、地元市町の反応や今後の

対応についての質疑があり、執行部から、地元市町にも説明し、内水被害に対して浅海化が大きな影響を与えないという結果は御理解いただいたが、今後の方向性については、来年度検討していくとの答弁がありました。

次に、委員から、海の再生に必要な陸域からの砂の供給について、河川上流部の砂の採取場所や必要な量は分かっているのかとの質疑があり、執行部から、緑川ダムにたままっている砂礫を緑川河口に設置して経過を見ており、量はモニタリングの中で検討している、また、土砂動態シミュレーションモデルを構築し、よりよい方法を検討していくとの答弁がありました。

次に、2050年県内CO<sub>2</sub>排出実質ゼロに向けた取組に関する件では、執行部から、対応状況や取組についての説明がありました。

これに対して、委員から、初等、中等教育時における啓発で、異常気象等は地球温暖化が原因であることを理解させるため、どのような題材を活用して進めていくのかとの質疑があり、執行部から、小中学校段階での啓発では、世界規模の気候変動をいかに身近に感じてもらえるかが肝要であり、熊本の小中学生にとって身近な話題を提供しながら、環境問題に関心を持ってもらえるよう取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、委員から、県の施設の空調施設等について、基本的に全て電気式へ変えていくのか、化石燃料も併用するのかとの質疑があり、執行部から、停電時における電気供給機能の維持など、リスク管理の問題もあるため、電気式と化石燃料のバランスを取りながら進める必要があると答弁がありました。

次に、再生可能エネルギー導入促進に関する件では、執行部から、対応状況や取組についての説明がありました。

これに対して、委員から、県庁舎への再生エネルギー由来の電力の取り入れについて、どのような検討状況であるかとの質疑があり、執行部から、県庁舎での使用電力については、再生可能エネルギーの割合を高めていく必要があると認識しており、必要な量の確保や調達コストの上昇などの課題もあるが、コスト面では、できる限りまとめて一括契約を行うことにより縮減を図っている、なお、県の総合庁舎や県環境センターでは、再生可能エネルギーを導入しているとの答弁がありました。

次に、委員から、メガソーラー問題で、環境破壊等の弊害があることから、全国各地でいろいろな意見が出ているが、本県でもそのような意見は寄せられているのかとの質疑があり、執行部から、本県でも、阿蘇外輪山周辺の太陽光発電施設について、県民からいろいろな意見が寄せられているが、今後、景観等に配慮した取組を進めることで御理解いただいているとの答弁がありました。

以上が本年度審議された主な内容でございますが、本委員会に付託されました調査事件については、引き続き調査をする必要がありますので、本委員会を次期定例会まで存続し、閉会中の継続審査事件とすることに全会一致をもって決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。海の再生及び環境対策特別委員長の報告を終わります。

○議長(高野洋介君) 最後に、地域活力創生特別委員長の報告を求めます。

内野幸喜君。

[内野幸喜君登壇]

○内野幸喜君 地域活力創生特別委員会に付託されました調査事件につきまして、委員会における

調査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会は、新たな地方創生に関する件及びTSMC進出に係る県内波及効果に関する件について、本年度におきましては、これまで委員会を4回開催し、審議を行ってまいりました。

昨年11月には、福岡県北九州市において、半導体の人材育成、確保、販路の開拓や企業間交流の促進のほか、IT企業の誘致及び集積に向けた取組、また、京都府伊根町においては、重要伝統的建造物群の保存について、さらに、兵庫県豊岡市においては、インバウンド戦略や若い世代の移住が進んでいる先進的な移住、定住の取組等について調査を行ってまいりました。

それでは、本委員会に付託されました調査事件の審議の内容を要約して御報告申し上げます。

まず、新たな地方創生に関する件であります。

各定例会を通して「くまもと新時代共創総合戦略」における施策の4つの柱に関する主要な取組について審議を進めました。

柱1の「こどもたちが笑顔で育つ熊本」関係では、子供、若者関連や教育関連の取組について、柱2の「世界に開かれた活力あふれる熊本」関係では、食のみやこ熊本県や観光、文化芸術関連の取組、公民連携によるスポーツ施設整備の検討状況、DX推進などについて、柱3の「いつまでも続く豊かな熊本」関係では、人口の社会増減状況や移住、定住推進の取組、市町村の行政体制の確保支援などについて、柱4の「県民の命、健康、安全、安心を守る」関係では、令和2年7月豪雨からの創造的復興や災害に強い熊本づくり、健康で長寿な社会の実現のための取組について、執行部から説明がありました。

これに対して、委員から、教育に関して、高校無償化の中、高校教育課と私学振興課は、具体的な協議を行っているのかとの質疑があり、執行部

から、例年、募集定員については協議会を開催して協議をしているが、今後は、さらに一步踏み込んで、今後の協議会の在り方や熊本の子供たちを育てていくための連携方法について議論をしていきたいとの申入れをしているとの答弁がありました。

次に、委員から、公民連携によるスポーツ施設整備検討に関して、県としての方向性の表明後、県民や競技団体などの反応はどうか、また、今後の検討の進め方について、新たな組織をつくるなどの対応を考えているのかと質疑があり、執行部から、県内の反応としては、概ね好意的に受け止められている印象であり、デベロッパーや設備関係企業からは、話を聞かせてほしいという要望も受けている、今後の進め方としては、直ちに整備手法や施設規模、機能の精査を進めていくこととしており、民間事業者へのサウンディング調査なども踏まえ、まずは庁内で検討や議論をしていくことを考えているとの答弁がありました。

次に、委員から、市町村の行政体制の確保支援に関して、共同採用方式を進めるに当たって、モデル地域による先行実施にとどまらず、よい取組であれば、県内全域で一斉に進める意向はないのかとの質疑があり、執行部から、有効な取組であれば横展開していきたいと思っているが、共同採用方式は、受験者に人気の団体が独り勝ちしてしまう可能性といった課題もあるため、制度設計の検討を丁寧に進めてまいりたいとの答弁がありました。

次に、委員から、令和2年7月豪雨からの創造的復興に関して、県では様々な事業に取り組んでいるが、まちづくりは、少しずつ積み上げながら、長期的に取り組むことが必要であり、県からの支援が引き続き欠かせないと思うが、今後、県全体としてどのように復興に取り組んでいくの

かとの質疑があり、執行部から、ソフト事業を含むまちづくりには、一定の時間が必要と認識している、現在、復興局を中心に様々な事業を展開しており、地域や市町村と力を合わせ、取組を加速していきたいとの答弁がありました。

次に、TSMC進出に係る県内波及効果に関する件であります。

各定例会を通して、執行部から、TSMC進出に伴う対応状況、企業誘致等の状況、半導体関連を含む人材育成、確保、台湾からの誘客、交流の推進について説明があり、審議を行いました。

これに対し、委員から、企業の立地状況に関して、令和3年度から5年度は企業進出が増加し、令和6年度は件数が少し減少したとのことだが、今後の企業進出の傾向を尋ねたいとの質疑があり、執行部から、企業立地件数が減少した理由は、半導体市場が足踏み状態であったことや建設物価高騰の影響による投資の後ろ倒しだと聞いている、加えて、リモートワークの普及により、オフィス系企業の地方進出の動きが鈍化したことなども要因となっている、今後の企業進出については、半導体関連産業の集積が引き続き見込まれることから、高水準の状況が維持するものと考えているとの答弁がありました。

次に、委員から、県南振興に関して、庁内横断的な組織等の有無、また、企業立地の数だけではなく、県南波及効果の内部指標等があれば教えてほしいとの質疑があり、執行部から、県南地域の企業誘致に当たっては、これまでも振興局や市町村と連携しながら取組を進めており、本庁の関係部局をどう巻き込んでいくかはこれから考えていきたい、また、具体的な指標については、県南に特化した具体的な数値はないが、県南立地協定の件数、投資額、雇用予定者数を高める指標を考えていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、有業率が低い年代の女性が就労するきっかけとなる場を創出することにより、県内企業の人手不足の解消につなげる具体策を教えてくださいとの質疑があり、執行部から、県内4か所で、女性、特に育休中の方や子育てで一度離職された方を対象とした、気軽な雰囲気の中で就業の相談ができる場を10月から11月にかけて設置した、就業を希望する女性を求めている企業にも参加していただき、PRも含めてマッチングを行ったとの答弁がありました。

次に、委員から、小中学校への半導体認知度向上事業について、出前講座の回数を教えてほしいとの質疑があり、令和7年度は、阿蘇、八代、天草のそれぞれの地域から小学校と中学校を1校ずつ選定し実施する、その他、半導体認知度向上動画の二次元コードが記載されたアドカードを配布し、動画で視聴していただいております、昨年の開始以来、再生回数は2万回を超えている、このような小中学生への取組を今後もしっかりと進めていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、台湾からの誘客を含むインバウンドに関して、誘客の取組は強化されていると思うが、パンデミックや想定外のことが起きた際の対策やリスク分散について、どのようなことを行っているのかとの質疑があり、東アジアを重点市場と位置づけながらも、様々な情報発信、プロモーション活動により、1つの国、地域に過度に依存することのないよう対策を進めているとの答弁がありました。

以上が本年度審議された主な内容でございますが、本委員会に付託されました調査事件については、引き続き調査をする必要がありますので、本委員会を次期定例会まで存続し、閉会中の継続審査事件とすることに全会一致をもって決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。地域活力創生特別委員長の報告を終わります。

○議長(高野洋介君) 以上で各特別委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 質疑なしと認めます。

---

### 特別委員会の付託調査事件の変更の件

○議長(高野洋介君) 次に、お諮りいたします。

この際、特別委員会の付託調査事件の変更の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、特別委員会の付託調査事件の変更の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

特別委員会の付託調査事件の変更の件を議題といたします。

お諮りいたします。

海の再生及び環境対策特別委員会の付託調査事件のうち、2050年県内CO<sub>2</sub>排出実質ゼロに向けた取組に関する件を、2050年県内温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた取組に関する件に変更したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

---

### 日程第2 各常任委員長報告

○議長(高野洋介君) 次に、日程第2、去る9日の会議において審査を付託いたしました議案第46号から第99号までについて、各常任委員長から審査結果の報告があつておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、厚生常任委員長の報告を求めます。

岩本浩治君。

〔岩本浩治君登壇〕

○岩本浩治君 厚生常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係4議案及び条例等関係7議案であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された健康福祉部の令和8年度当初予算は、熊本地震、令和2年7月豪雨及び令和7年8月豪雨災害からの復旧、復興やくまもと新時代共創基本方針に基づくこどもまんなか熊本の実現に向けた施策等の推進に要する経費等で、予算総額は、一般会計、特別会計合わせて3,449億7,700万円余であります。

あわせまして、債務負担行為の設定であります。

病院局の令和8年度当初予算は、こころの医療センターの管理運営や設備の更新に要する経費等で、予算総額は、収益的収支、資本的収支合わせて21億900万円余であります。

次に、条例等関係議案についてであります。熊本県総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について外6議案であります。

次に、議案の審査の過程において論議されまし

た主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、人口減少に伴い、僻地では、医療、介護の資源が減少してきている中で、具体的にどのような形で僻地の医療、介護の体制を維持していくのかとの質疑があり、執行部から、医療については、熊本大学の地域枠等を活用した医師派遣に加え、巡回診療車を用いたオンライン診療が導入されている事例があり、デジタル技術を活用したオンライン診療で補完した取組を進めることが必要だと考えている、また、在宅介護については、中山間地域における訪問介護事業所のサテライト設置に向けた支援を進めていくとの答弁がありました。

さらに、委員から、僻地の医療、介護については、デジタル化の推進はもとより、地域住民の安心につながる対面での支援も不可欠であることから、地域包括ケアシステムの構築に向け、関係機関が連携して取り組んでほしいとの要望がありました。

次に、委員から、民生委員、児童委員については、全国的に担い手が見つからない状況にあると思うが、本県における充足率等はどのような状況かとの質疑があり、執行部から、定数約2,800人に対し、充足率は95%から96%程度で、全国的にも高いほうであるものの、担い手の確保が課題と認識しており、活動費の引上げなども国に要望しているとの答弁がありました。

次に、委員から、ライフデザイン推進事業とは、具体的にどのような事業なのか、また、対象についてはどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、若者世代に自分の人生を主体的に考えてもらうため、ゲーミフィケーションの考え方を取り入れ、他者と対話しながら、ライフプランについて深く考える機会を提供したいと考えている、対象としては、教育委員会とも相談の

上、まずは高校生や大学生等を想定しているとの答弁がありました。

関連して、委員から、若者に自ら積極的にライフデザインを考える機会を学校現場などで提供することはとても重要である、教育委員会と連携して、しっかり事業を推進してほしいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。厚生常任委員長の報告を終わります。

**○議長(高野洋介君)** 次に、経済環境常任委員長の報告を求めます。

高島和男君。

〔高島和男君登壇〕

**○高島和男君** 経済環境常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係9議案及び条例等関係4議案であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された環境生活部の令和8年度当初予算は、地下水の保全や公式確認70年を迎える水俣病への対応をはじめとするくまもと新時代共創総合戦略に沿った取組に要する経費等で、予算総額は、一般会計、特別会計合わせて161億5,600万円余であります。

商工労働部の令和8年度当初予算は、地域の関係機関等が連携した人材確保、育成や半導体によ

る地域産業の創出のための産学官連携の支援をはじめとするくまもと新時代共創総合戦略に沿った取組に要する経費等で、予算総額は、一般会計、特別会計合わせて706億5,900万円余であります。

観光文化部の令和8年度当初予算は、今年夏に開催する熊本デスティネーションキャンペーンや官民共創による新アリーナ、新野球場の整備推進をはじめとするくまもと新時代共創総合戦略に沿った取組に要する経費等で、予算総額は、61億2,200万円であります。

企業局の令和8年度当初予算は、電気事業、工業用水道事業及び有料駐車場事業の運営や有明工業用水道の未利用水を半導体関連企業へ供給する新規工業用水道事業に要する経費等で、3事業会計の支出予算総額は、収益的収支、資本的収支合わせて70億6,300万円余であります。

労働委員会の令和8年度当初予算は、委員報酬、労使紛争の審査、あっせん等に要する経費等で、予算総額は、1億2,500万円余であります。

あわせまして、各部局等関係の債務負担行為の設定であります。

次に、条例等関係議案についてであります。熊本県工業用水道管理条例の一部を改正する条例の制定について外3議案であります。

次に、議案の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、中小企業等復旧・復興支援事業に係るグループ補助金について、今月末に益城町の県道熊本高森線の4車線化事業が完了するが、その影響で補助金の交付ができなかったのかとの質疑があり、執行部から、土地区画整理事業がまだ続いている関係もあり、全ての交付ができなかった、来年度は2件の交付申請を想定しており、引き続き、事業者に寄り添ってしっかり対応してまいりたいとの答弁がありました。

次に、委員から、“絆”特区の家事支援外国人受入事業について、どれぐらいニーズがあるのか調査をしているのかとの質疑があり、執行部から、特定のニーズ調査は行っていないが、ほかの調査や関係企業への聞き取り等により、ニーズがあると考えている、また、このサービスを利用することで、子育て世代の仕事と育児の両立を期待する声もあるとの答弁がありました。

さらに、委員から、経済的な理由から、家事代行サービスは利用しにくいといった声もあるので、引き続きニーズを把握し、適宜見直しを行ってほしいとの要望がありました。

次に、委員から、熊本スポーツ応援基金について、基金の目的や用途について、具体的に教えてほしい、また、基金の原資については、ふるさと納税等の寄附金とのことだが、県内企業から寄附を呼び込む方策については何か考えているのかとの質疑があり、執行部から、用途については、新アリーナや新野球場の整備といったハード面のほか、国際スポーツイベントやプロスポーツの振興など、ソフト面においても中長期的に寄附を活用したいと考えている、また、県内企業に対しても、額の多寡にかかわらず、広く寄附を呼びかけ、応援していただく気持ちを形にしていけるよう、あらゆる場面でしっかりと協力を求めていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、新野球場の整備に係る移転候補地の提案募集については、市町村に限定するのか、また、新野球場は県営か、それとも移転先の市町村営になるのかとの質疑があり、執行部から、対象は市町村に限定するが、市町村が民間企業と連携して提案することを妨げるものではない、また、県営であることは間違いがないが、提案の内容により、市町村の関わり方を判断していきたいとの答弁がありました。

関連して、委員から、現在の藤崎台県営野球場の今後の取扱いについては、最終的な姿をイメージしながら、熊本市と協議を進めてほしいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります。本委員会に付託されました議案については、全員賛成または多数賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。経済環境常任委員長の報告を終わります。

**○議長（高野洋介君）** 次に、農林水産常任委員長の報告を求めます。

河津修司君。

〔河津修司君登壇〕

**○河津修司君** 農林水産常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係3議案及び条例等関係1議案であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出されました農林水産部の令和8年度当初予算は、令和7年8月及び令和2年7月の豪雨災害や熊本地震からの創造的復興に加え、くまもと新時代共創基本方針に沿った稼げる農林畜水産業の実現に向け、食のみやこ熊本県の創造に必要な事業の推進に要する経費等で、予算総額は、一般会計、特別会計合わせて828億1,200万円余であります。

あわせまして、債務負担行為の設定であります。

次に、条例等関係議案についてであります。熊本県豊かな森林の保全に関する条例の制定についてであります。

次に、議案の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、地球温暖化対策については、新たな技術や品種の開発が重要と認識しているが、県の試験研究等への取組について、どのような状況かとの質疑があり、執行部から、熊本型みどりの食料システム戦略推進事業で、農業研究センターによる試験研究や各地域での現地実証、普及に取り組んでいる、また、部内横断の取組として、農業団体とプロジェクトチームをつくり、高温対策技術を取りまとめ、県のホームページで公表しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、農業研究センターを中心とした地球温暖化対策への取組の成果をもっと県民や農家にしっかりとPRしてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、あか牛生産における新たな表示の仕組みは、どのような表示方法で、誰が管理し、流通のどの段階から分かるのかとの質疑があり、執行部から、あか牛の新たな表示の仕組みは、飼育期間と肉質をマトリックス化した図で表示し、管理者は公益法人を想定している、また、出荷団体から提供されるあか牛のデータを取りまとめて公表するイメージで、個体識別番号をホームページで検索すれば、流通のどの段階でもあか牛の肉質を確認できる仕組みであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、今回の新表示の取組により、あか牛生産者のこだわりや消費者の嗜好をしっかりと捉えることで、生産者の所得向上につながるよう、ぜひ頑張してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、熊本県豊かな森林の保全に関する条例に関連して、森林所有者の名義変更が行われていないケースへの対応はどのようにしているのかとの質疑があり、執行部から、森林所有者が変更された場合、平成24年度から市町村への届出が必要となった、また、森林経営管理制度により、所有者の経営管理の意向を調査の上、市町村が経営管理を行っていく仕組みを進めているとの答弁がありました。

次に、委員から、有機農業の生産拡大など、現在の取組状況についてはいかがかとの質疑があり、執行部から、令和4年時点の有機農業面積は1,240ヘクタールで、このうち最もレベルの高い有機JAS圃場面積は721ヘクタールで全国3位であり、しっかりと有機農業に取り組んでいる、有機農業者は各地域に点在しているため、情報収集が難しく、新規参入へのハードルが高いなどの課題がある、栽培技術の相談窓口を設置し、一元的に対応するなど、今後とも国と連携しながら取り組んでまいりたいとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、農林水産常任委員長の報告を終わります。

○議長(高野洋介君) 次に、建設常任委員長の報告を求めます。

西山宗孝君。

〔西山宗孝君登壇〕

○西山宗孝君 建設常任委員会に付託されました

案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係5議案及び条例等関係1議案であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された土木部の令和8年度当初予算は、熊本地震及び令和2年7月豪雨からの創造的復興に加え、令和7年8月豪雨からの復旧、復興のほか、幹線道路ネットワークの整備等による災害に強い県土づくりや熊本の将来の発展を見据えた社会基盤整備、建設産業における人材の確保、育成に要する経費等で、予算総額は、一般会計、特別会計等合わせて1,235億7,700万円余であります。

あわせまして、債務負担行為の設定であります。

次に、議案の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、建設産業では、人材確保に大変苦勞されているようだが、県ではどのような取組を行っているのかとの質疑があり、執行部から、建設産業の人材確保には、建設業界に就職をしたい、働き続けたいと思ってもらえるような職場環境の整備が必要不可欠と考えており、県では、週休2日施行工事やICTを活用した工事など、働き方改革につながる取組を行っている、今後とも、建設業界の意見を丁寧に聴きながら、さらに推進してまいりたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、災害時における初動対応など、建設産業の人材はとても重要である、引き続き、人材の確保、育成にしっかりと取り組んでほしいとの要望がありました。

関連して、委員から、土木技術職員の確保に当たっても、民間企業等経験者の採用枠をもっと広

げるなど、知恵を出し合い、あらゆる手だてを模索しながら、しっかり頑張っしてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、令和8年度の土木部の予算額は、令和7年度からの繰越し予算を合わせると大きな金額となるが、計画的な予算の執行及び事業の推進を図るため、建設コンサルタントなどの民間活力を積極的に活用してはどうかとの質疑があり、執行部から、民間活力の活用については、関係団体の協力も得ながら、発注者支援として監督業務などを委託している、引き続き、民間のノウハウを活用できるところは活用しながら、事業の推進に邁進してまいりたいとの答弁がありました。

次に、委員から、住宅の耐震化については、令和6年度から補助制度を拡充した促進事業の効果もあり、耐震診断及び改修ともに件数が着実に伸びているとのことだが、さらなる推進のためには、県の取組をもっとアピールする必要があるのではないかと質疑があり、執行部から、現在熊本県建築物耐震改修促進計画の見直しを行っているところであり、県の施策が県民や市町村にしっかり伝わり、十分に活用していただけるよう取り組んでいきたいとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります。本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。建設常任委員長の報告を終わります。

**○議長(高野洋介君)** 次に、教育警察常任委員長の報告を求めます。

竹崎和虎君。

〔竹崎和虎君登壇〕

**○竹崎和虎君** 教育警察常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係3議案及び条例等関係7議案であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された教育委員会の令和8年度当初予算は、くまもと新時代共創基本方針及びくまもと新時代教育大綱の基本理念や基本的方向性等を踏まえた取組に要する経費等で、予算総額は、一般会計、特別会計合わせて1,460億6,000万円余であります。

あわせて、債務負担行為の設定であります。

警察本部の令和8年度当初予算は、くまもと新時代共創基本方針を踏まえ、喫緊の治安課題への対応に必要な事業への重点的取組に要する経費等で、予算総額は、463億1,100万円余であります。

あわせて、債務負担行為の設定であります。

次に、条例等関係議案についてであります。熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について外6議案であります。

次に、議案の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、DXやAI、SNS等の影響でいじめが複雑化しているのではないかと心配している、今後の対策についてどう考えているのかとの質疑があり、執行部から、SNSを介したいじめが増加傾向にあるため、文部科学省が作成した動画の視聴研修と保護者に対する啓発を行うよ

う、全ての学校へ通知文を発出した、SNSを紹介したいじめは今後も広がる可能性があるため、啓発活動及び情報モラル教育を継続していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、学校のトップである校長から、いじめは卑劣な行為であると言いつけることが大事ではないかとの質疑があり、執行部から、いじめの未然防止のため、6月を心の絆を深める月間とし、県立学校全ての校長が、全校生徒に対して、いじめ防止に向けた講話を行うようにしている、また、SNS等を通して、見えない形でいじめが進行する状況があるため、タブレット端末を活用して、心の健康チェックを行うこととしているとの答弁がありました。

次に、委員から、グローバルコンピテンシー育成事業については、今回の台湾視察が契機となり、台湾へ教職員を派遣することにつながったと思うが、今後の展開として、児童生徒を派遣対象にする予定はないのかとの質疑があり、執行部から、まずは教職員を継続的に派遣し、国際対応能力を高めることで、児童生徒の異文化理解や交流の促進を図ってきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、薬物使用の低年齢化が報道されているが、県内においてはどのような状況かとの質疑があり、執行部から、少年の薬物乱用に関しては、令和7年には、覚せい剤取締法違反で6名、前年比プラス4名、麻薬取締法違反で17名、前年比プラス16名を検挙したとの答弁がありました。

関連して、委員から、いわゆる危険ドラッグや脱法ドラッグは取締りの対象になっているのかとの質疑があり、執行部から、危険ドラッグや脱法ドラッグなどの取締りは難しいが、内偵捜査の上、必要があれば取り締まっていきたい、あわせて、教育当局とも協力しながら、青少年教育を進

めてまいりたいとの答弁がありました。

次に、委員から、電話で「お金」詐欺の被害件数と被害額、被害の特徴など、現状はどのようになっているかとの質疑があり、執行部から、昨年1年間で219件発生、前年比プラス106件、被害額は約11億円、前年比プラス約6億5,000万円、特徴としては、被害者は、高齢者だけではなく、20代から30代の若い世代も約27%を占め、手口としては、オレオレ詐欺が約58%と最も多く、警察官を語るケースが増えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、県警察の特殊詐欺対策の新マスコットキャラクター、ワルモンは、子供たちに大変人気である、ワルモンのグッズを活用するなどして、電話で「お金」詐欺の被害防止のための普及啓発にしっかり取り組んでほしいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります。本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件につきましては、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます。教育警察常任委員長の報告を終わります。

**○議長(高野洋介君)** 最後に、総務常任委員長の報告を求めます。

中村亮彦君。

〔中村亮彦君登壇〕

**○中村亮彦君** 総務常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係4議案及び条例等関係13議案であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された令和8年度一般会計当初予算は、優先して取り組むべき災害からの復旧、復興とくまもと新時代共創基本方針に基づく人材の育成、確保、次世代の育成及び共生社会の実現の取組等を中心に編成されたものであります。

この結果、一般会計当初予算は、前年度と比べ、905億3,900万円余、率にして10.7%増の過去最大となる9,353億3,500万円余であります。

あわせて、債務負担行為の設定であります。

次に、条例等関係議案についてであります。熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例の制定について外12議案であります。

次に、議案の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、東日本大震災から15年、熊本地震から10年の節目の年だが、今後の取組方針についてどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、熊本地震による犠牲者を追悼するため、これまで県単独で開催してきた追悼式について、今年は県と全市町村の共催で開催するほか、全国会議の開催等を通じ、これまでの復旧、復興の取組を全国に発信する、また、県民一人一人の防災意識の向上や自主防災組織を通じた共助の取組にも力を入れていく、さらに、九州広域防災拠点構想など、本県の防災力だけでなく、九州ひいては全国の防災力の向上に寄与するため、九州各県と連携した訓練や消防庁への配備等にも取り組んでまいりたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、熊本地震を知らない県職員は何割ぐらいいるのかとの質疑があり、執行部か

ら、熊本地震後に入庁した職員が3分の1程度となっている、災害対応のノウハウが確実に引き継がれるよう、職員の研修等にもこれまで以上に取り組んでまいりたいとの答弁がありました。

次に、委員から、地域公共交通確保維持改善事業における本県の補助航路に対する支援は、1航路当たり500万円を上限として、半島航路については、国庫補助を除く残りの3分の1を県、3分の2を地元自治体が負担しているが、長崎県や鹿児島県では、国庫補助を除く残り全てを県が負担している、とりわけ、富岡一茂木航路については上限の500万円に達していることから、負担スキームを見直す必要があるのではないかと、あわせて、県際間の航路については、航路対策協議会の事務局を地元市町村に置くのではなく、県が担うべきではないかとの質疑があり、執行部から、長崎、鹿児島両県は、多くの離島航路を抱えていることもあり、そのような対応を取っていると認識しているが、今後の対応については、地元自治体とも協議の上、しっかり検討してまいりたいとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります。本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定をいたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。総務常任委員長の報告を終わります。

○議長(高野洋介君) 以上で各常任委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。

討論の通告がっておりますので、発言を許します。

なお、発言時間は1人10分以内でありますので、さよう御承知願います。

幸村香代子君。

〔幸村香代子君登壇〕

○幸村香代子君 皆様、おはようございます。立憲民主連合会派の幸村香代子でございます。

議案第46号、令和8年度熊本県一般会計予算について、会派を代表して反対の立場で討論を行います。

私たち会派は、令和8年度一般会計予算の全てに反対するものではございません。今回予算に含まれている国直轄事業負担金のうち、川辺川ダム建設に向けての16億3,800万余の支出に反対するものです。

2020年7月、球磨川流域に甚大な被害をもたらした豪雨災害から5年半が経過いたしました。2009年に一度中止されたはずの川辺川ダム計画が、2020年の豪雨災害後、僅か4か月後、当時の蒲島県知事は、国に対して、同じ場所に流水型ダムの建設を要請し、国は、2035年度の本体完成を目指し、手続を強行しております。

これまで、県議会においても質問を重ねてまいりました。法的な手続の問題、建設予定地の地盤の問題、民意の反映の問題、清流の定義、犠牲者がなぜ出たのかという問題、ダム建設が環境や経済に与える問題、公聴会の問題、費用対効果の問題などです。全て県民、住民の皆さんの声です。しかし、いずれも納得のいく回答は得られませんでした。県は、ダム建設を前提としておりますから、受け入れ難い指摘であったのだと思います。

今議会、会派の岩田県議が代表質問で、費用便益費、つまり、費用対効果について取り上げました。国は、流水型ダムの費用便益費を、旧川辺川ダム計画で実施済みの事業費を除いた残存のみで2.4と算出していますが、旧計画を含む全体事業費で計算すると0.4となります。

国は、2.4という数字が事業見直しの目安1を上回るとして、ダム事業の継続の裏づけとしていいます。総事業費は4,900億円、残存事業費は2,560億円に上ります。長期にわたる公共事業の性質から、全体事業費で算出するのが本質であると思います。この問題は、国会でも議論となっております。

このダム建設費用には、熊本県の負担も含まれます。直轄事業負担金から地方交付税などを引くと、実質的負担は647億円になると試算されています。

県財政の厳しさは、議員各位も御存じのとおりです。経常的経費に加え、スポーツ施設の整備、空港アクセス鉄道、サイエンスパーク計画など大型事業が計画され、一方では、高止まりが続く物価高騰、労働力人口の減少、社会保障費の増加などはとどまるところが見えず、最近の中東情勢を見ても、資源のほとんどを輸入に頼る危うさが県民の暮らしを直撃しています。

知事は、各部局に支出の見直しを指示され、令和8年度、約10億円の効果があったと報告がありました。厳しくなる財政の見通しの中で、県民の暮らしに本当に必要なものは何なのか、検討を深化させる必要がありますし、その中にこの647億円も含まれると思っています。

知事は、治水はダムだけではなく、総合的なダムを含む緑の流域治水だと言われます。しかし、気象危機と言われる現在、ダムによる治水効果も限定的であり、多方面へのリスクのほうが大きい

のではないのでしょうか。

治水については、堤防のかさ上げ、宅地のかさ上げ、遊水地の確保、河川の掘削、山の整備、避難経路の確保や訓練などの対策を優先させるべきだと思いますし、そのような声が多方面から出されています。

2020年からこれまで、公共事業に求められる環境保全の優先性、政策決定から実施決定に至る各段階での情報公開の徹底、民主性、透明性、合理性、公正性の確保の全てが、この川辺川ダム計画において欠落をしていると言わざるを得ません。

国土交通省は、2027年度本体着工を計画しています。このままダム建設に向けて進むことは問題があると考え、私たち立憲民主連合は、川辺川ダム事業負担金が含まれた令和8年度一般会計予算案に反対であると申し上げ、討論といたします。

○議長(高野洋介君) 高井千歳さん。

[高井千歳さん登壇]

○高井千歳さん 参政党の高井千歳です。

議案第46号、令和8年度熊本県一般会計当初予算案、そして、議案第94号、第七次熊本県環境基本計画について、反対の立場から討論を行います。

最初に申し上げますが、私も、令和8年度熊本県一般会計予算案、そして、第七次熊本県環境基本計画全てに反対するものではありません。一般会計当初予算については、外国人家事支援事業を含む外国人材との共生推進本部における取組に懸念を抱いており、それに関わる予算について反対の立場です。

本県は、現在、人口減少、少子高齢化、そして社会構造の大きな転換期にあります。こうした中においては、限られた財源をどこに投入するのか、県民の理解と納得を得ながら、将来を見据えた政策判断がこれまで以上に求められています。

しかしながら、今回の当初予算案には、将来にわたる影響の検証が十分とは言い難い施策が含まれていると考えます。

まず、外国人家事支援事業について申し上げます。

本事業は、子育て世帯への支援を目的とされていますが、県内の子育て世帯に対する十分なニーズ調査は行われておりません。家事支援サービスがどれほど県民ニーズに基づいているのか、検証が不十分なまま制度を導入することには疑問が残ります。また、利用できる世帯が限定される可能性もあり、支援の公平性という観点からも、慎重な検討が必要です。

次に、外国人材との共生推進本部における取組について申し上げます。

人手不足への対応として、外国人材の受入れが必要な分野もあることは十分承知をしております。しかしながら、今後の社会を見据えたとき、単に労働力として外国人材の受入れを進めるだけでは不十分だと考えます。

やはり、今後の産業構造の変化を見据えたシミュレーション、外国人労働者を今のペースで受け入れ続けた場合の社会的コスト、行政の責任の在り方、これらを十分に考慮する必要があると考えます。

まず最初に、産業構造の変化についてです。

現在、AIやロボット化など、技術革新が急速に進み、産業構造は大きく変化しつつあります。また、人口減少により、将来的には、労働力だけではなく、消費需要そのものも縮小していく可能性があります。こうした産業構造の変化や社会構造の変化も踏まえた中長期的なシミュレーションを本県としてまず行うべきだと考えます。

さらに、外国人材の受入れが拡大した場合、日本人との雇用のバッティングが生じる可能性につ

いても十分に考慮すべきです。

次に、外国人労働者を今のペースで受け入れ続けた場合の社会的コストと行政の責任についてです。

過去の事例に目を向けると、2008年のリーマン・ショック時には、自動車産業などで働いていた日系ブラジル人労働者が、景気悪化により、雇止めや解雇となり、住居や生活基盤を失う事態が生じました。その結果、生活支援など、最終的な社会的コストは行政が負担することとなりました。

外国人労働力の受入れは、景気がいいときだけでなく、景気後退時のリスクまで含めて受入れを計画する必要があると考えます。

県は、外国人材の受入れについては、主体は企業であり、県は、混乱が生じないように調整を行う立場であると説明をされています。しかしながら、現実はその単純ではなく、一度受け入れた外国の方々には、御家族も含め、行政が最後まで責任を負うこととなります。

地域社会の中で生活が始まれば、雇用が失われたときに対応を求められるのは、教育、医療、福祉などを担う行政です。つまり、入口は企業であっても、出口の責任は行政が担うこととなります。

諸外国を見渡せば、教育や社会保障などに係る社会的コスト、文化的摩擦、治安の悪化などを受けて、大きく政策転換を行ったり、受入れ国側が費用を支払って自主帰国を促す国も出てきています。

もし、将来的なシミュレーションを行わないまま受入れが続いてしまい、社会コストの増大が起これば、その政策のツケを払うのは、子や孫の世代です。将来に禍根を残さないためにも、しっかりと熊本県としてシミュレーションを行い、計画

を立てて、受け入れていくべきだと考えます。

高市政権は、2028年度末までの外国人の受入れ上限を123万人と閣議決定しましたが、これは、あくまでも特定技能と育成就労のみの上限です。つまり、技人国ビザ、経営管理ビザ、永住ビザ、留学ビザ、帯同家族などは123万人には含まれておらず、現政権は、外国人労働者の受入れに上限をかけたわけではありません。

我が国は、古来より多くの渡来人や文化を受け入れ、日本人や日本文化と統合や融合を繰り返し、世界でも固有の文化を築いてまいりました。しかし、急激な外国人材の受入れは歴史上初めてのことであり、現在、我が国の在留外国人の年次増加率は、G7で突出して1位、世界最速級のペースで進んでいます。

我が党は、国による外国人労働者受入れの総量規制を行うべきと主張しておりますが、本県においても、将来を見据えた、計画性を持った受入れが必要だと考えます。

次に、第七次環境基本計画の策定に対し、現時点では賛同することができず、反対の立場から討論を行います。

本計画に関しては、これまで、再生可能エネルギー政策について、多角的かつ科学的な検証を行うこと、また、目標設定の妥当性について、慎重に見直すことを要望してまいりました。

しかしながら、その点が十分に反映されたとは言えない状況にあります。

まず、脱炭素政策の前提について、地球温暖化の要因は、CO<sub>2</sub>のみに限られるものではなく、自然変動の影響を指摘する科学的見解も存在し、昨今では、アメリカをはじめとする諸外国で、脱炭素政策そのものを見直す動きも見られます。

また、日本のCO<sub>2</sub>排出量は世界全体の約3%にすぎず、本県が努力を重ねたとしても、気温上

昇の抑制効果は極めて限定的であるとの試算もあります。したがって、多額の財政負担を伴う政策を進める以上、その効果や目的について、より明確な説明が必要ではないでしょうか。

次に、再生可能エネルギーの導入拡大に伴う課題についてです。

特に、森林開発を伴う太陽光発電や風力発電は、土砂災害のリスク、自然破壊、生態系への影響など、地域に深刻な影響を及ぼす可能性が否めません。また、将来的には、大量のパネル廃棄も避けて通れません。

また、本計画で掲げられている2030年度再エネ比率50%という目標については、その実現可能性に大きな疑問があります。国全体でも大きな目標を掲げておりますが、本県においても同様の水準を掲げることが、果たして持続可能な選択と言えるのか、慎重な検討が求められます。

エネルギー政策は、本来、安定性、安全性、経済性、環境適合性のバランスを取るべきものですが、ベースロード電源となり得ない再生可能エネルギーを妄信し、特定の電源に依存することは、将来に禍根を残しかねません。先人たちが守り続けてきた熊本の豊かな森林と自然環境を次世代へ確実に引き継ぐことこそが、私たちの責務であります。

以上の理由から、本計画については、再エネ政策の検証と目標設定の見直しが不十分であると言わざるを得ず、現段階での策定には反対することを表明し、私の討論を終わらせていただきます。

**○議長(高野洋介君)** 以上で通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これよりまず、議案第47号から第93号まで及び第95号から第99号までを一括して採決いたします。

ただいまの各常任委員長の報告は、各議案とも原案可決であります。各常任委員長の報告のとおり原案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(高野洋介君)** 御異議なしと認めます。よって、議案第47号外51件は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第94号を起立または挙手により採決いたします。

ただいまの経済環境常任委員長の報告は、原案可決であります。経済環境常任委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

**○議長(高野洋介君)** 起立または挙手多数と認めます。よって、議案第94号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第46号を起立または挙手により採決いたします。

ただいまの各常任委員長の報告は、原案可決であります。各常任委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

**○議長(高野洋介君)** 起立または挙手多数と認めます。よって、議案第46号は、原案のとおり可決いたしました。

〔委員会審査報告書は付録に掲載〕

---

### 日程第3 閉会中の継続審査の件

**○議長(高野洋介君)** 次に、日程第3、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

まず、各特別委員会の閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議席に配付の特別委員会付託調査事件変更一覧

表の変更後の欄に記載の付託調査事件を閉会中の継続審査事件といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

次に、議会運営委員長及び各常任委員長から事務調査について、議席に配付の閉会中の継続審査申出一覧表のとおり申出がっております。

お諮りいたします。

議会運営委員長及び各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長及び各常任委員長から申出のとおり決定いたしました。

〔特別委員会付託調査事件変更一覧表及び継続審査申出一覧表は付録に掲載〕

---

#### 知事提出議案の上程(第100号)

○議長(高野洋介君) 次に、お諮りいたします。去る9日の会議において提出されました知事提出議案第100号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第100号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第100号を議題といたします。

---

#### 第100号 監査委員の選任について

○議長(高野洋介君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案については、委員会付託は省略して会議で議決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略して会議で議決することに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、議案第100号を採決いたします。

原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議案第100号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

#### 知事提出議案の上程(第101号)

○議長(高野洋介君) 次に、お諮りいたします。知事提出議案第101号が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第101号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第101号を議題といたします。

---

#### 第101号 監査委員の選任について

○議長(高野洋介君) この際、議案第101号は、議員の一身上に関する事件であり、地方自治法第117条の規定に基づき、除斥が必要でありますの

で、しばらく前田憲秀君の退場を求めます。

〔前田憲秀君退場〕

○議長(高野洋介君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出者の説明並びに委員会付託は省略して会議で議決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議案に対する提出者の説明並びに委員会付託は省略して会議で議決することに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、議案第101号を採決いたします。

原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議案第101号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

前田憲秀君の入場を求めます。

〔前田憲秀君入場〕

---

#### 知事提出議案の上程(第102号)

○議長(高野洋介君) 次に、お諮りいたします。

知事提出議案第102号が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第102号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第102号を議題といたします。

第102号 監査委員の選任について

○議長(高野洋介君) この際、議案第102号は、議員の一身上に関する事件であり、地方自治法第117条の規定に基づき、除斥が必要でありますので、しばらく楠本千秋君の退場を求めます。

〔楠本千秋君退場〕

○議長(高野洋介君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出者の説明並びに委員会付託は省略して会議で議決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議案に対する提出者の説明並びに委員会付託は省略して会議で議決することに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、議案第102号を採決いたします。

原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議案第102号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

楠本千秋君の入場を求めます。

〔楠本千秋君入場〕

---

#### 議員提出議案の上程(第1号)

○議長(高野洋介君) 次に、お諮りいたします。

議員提出議案第1号が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議員提出議案第1号を議題といたします。

議員提出議案第1号

北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための広報啓発を推進する決議

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年3月18日提出

提出者 熊本県議会議員 藤川 隆 夫  
西 聖 一  
城 下 広 作

熊本県議会議長 高野 洋 介 様

北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための広報啓発を推進する決議

北朝鮮による日本人拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる最重要課題であり、その解決のためには、一層の世論喚起が不可欠である。特に、若い世代に、拉致問題は過去の出来事ではなく現在進行形の人権侵害かつ犯罪行為であることへの理解促進を図ることが重要である。

拉致問題担当大臣と文部科学大臣は、令和8年2月に「北朝鮮当局による日本人拉致問題に関する若年者向けの取組促進等について(依頼)」を发出し、学校等においてこれまで以上に拉致問題に関する映像作品等を活用するよう依頼してい

る。

学校等でのアニメ「めぐみ」、映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」、「拉致被害者御家族ビデオメッセージ〜必ず取り戻す!愛する家族へ〜」、拉致問題解説動画「あの日、僕は拉致問題を知った」、電子漫画「母が拉致された時僕はまだ一歳だった」、子ども向けパンフレット「たいせつな人を取り戻すために」等の活用や「北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクール」への参加等を通じて、拉致問題に対する理解を促進していくべきである。

北朝鮮に拉致された日本人を救う熊本県議会議員の会においては、これまで救う会熊本や県とともに街頭署名活動や全拉致被害者の即時一括帰国を求める国民大集会への参加など拉致被害者救出のための運動に取り組んできたところであるが、日本人拉致問題は継続的な啓発を図り、広く国民が認識して共有すべき問題である。

また、熊本県教育委員会においては、平成22年にアニメ「めぐみ」を活用した学習指導資料を作成し、各学校で取り組んできたところであるが、引き続き、新たに作成された拉致問題解説動画等の映像作品等もさらに活用して、拉致問題に対する理解を深めるべきである。

よって、熊本県議会は、教育現場等における広報資料の積極的な活用により、若い世代を含む県民一人一人の北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための広報啓発を力強く推進し、さらなる取組の充実を図る決意をここに表明する。

以上、決議する。

令和 年 月 日

熊 本 県 議 会

○議長(高野洋介君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議員提出議案第1号については、議案に対する提出者の説明並びに委員会付託は省略して、会議で議決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、議員提出議案第1号を採決いたします。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

---

#### 議員派遣の件

○議長(高野洋介君) 次に、お諮りいたします。

議員派遣の件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議員派遣の件を議題といたします。

---

#### 議員派遣の件

令和8年3月18日

次のとおり議員を派遣する。

#### 1 海外行政視察調査(フランス、スペイン)

- (1) 派遣目的 世界的に美食の街として知られる都市を有するフランス共和国及びスペイン王国を訪問し、昨年7月に策定されたビジョンに基づく「食のみやこ熊本県」創造に向けた施策の検討に資するため、食を中心とした地域づくりの事例の視察調査やスペイン王国の都市でのMOU締結の可能性を含めた調査を行う。
- (2) 派遣場所 フランス共和国、  
スペイン王国
- (3) 派遣期間 令和8年5月5日(火)から  
5月11日(月)まで
- (4) 派遣議員 橋口海平、藤川隆夫、  
池田和貴、溝口幸治、  
南部隼平

---

○議長(高野洋介君) お諮りいたします。

議席に配付のとおり議員を派遣いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議席に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に御一任願いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしま

した。

○議長(高野洋介君) 昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時33分休憩

午後0時59分開議

○副議長(緒方勇二君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 議長辞職の件

○副議長(緒方勇二君) 次に、お諮りいたします。

議長高野洋介君から議長の辞職願が提出されましたので、この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(緒方勇二君) 御異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議長辞職の件を議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定に基づき、除斥が必要でありますので、しばらく高野洋介君の退場を求めます。

〔高野洋介君退場〕

○副議長(緒方勇二君) ただいまから、議長の辞職願を事務局長に朗読させます。

○事務局長(波村多門君)

辞 職 願

私儀

今般一身上の都合により議長の職を辞任したいのでお聞き届けの上お許しくださるようお願いいたします

令和8年3月18日

熊本県議会議長 高野洋介

熊本県議会副議長 殿

○副議長(緒方勇二君) お諮りいたします。

高野洋介君の議長の辞職を許可することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○副議長(緒方勇二君) 起立または挙手多数と認めます。よって、高野洋介君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

高野洋介君の入場を求めます。

〔高野洋介君入場〕

○副議長(緒方勇二君) この際、前議長高野洋介君から退任の御挨拶があります。

高野洋介君。

〔高野洋介君登壇〕

○高野洋介君 私の辞職願を御承認賜り、誠にありがとうございました。

退任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

昨年の3月19日、第94代議長に就任してちょうど1年、本日まで職務を全うすることができましたのは、ひとえに、緒方副議長、先輩議員、同僚議員の皆様、議会事務局の皆様、そして、木村知事並びに執行部の皆様方の御協力のおかげであり、心から感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

今年、熊本地震から10年、水俣病公式確認から70年という県政にとって重要な節目が重なる年であり、これらの教訓や歴史をしっかりと次の世代に伝えていく必要があります。

また、令和2年7月豪雨からの創造的復興と緑の流域治水の取組、そして、令和7年8月豪雨災害からの復旧、復興を着実に進めていくこと、さらには、物価高騰対策や半導体関連産業のさらな

る集積への対応をはじめ、交通渋滞の解消や地下水保全の推進、空港アクセス鉄道の整備や地方創生の取組など、県政にとって重要課題は山積しております。

これらを解決、達成するためには、議会と知事並びに執行部がしっかりとその役割と責任を果たしていくことが必要であり、政策を提言し、行政を監視する議会機能の充実強化に一層努め、県民の負託と信頼に応えていかなければならないと思っております。

この1年を振り返りますと、県有スポーツ施設や空港アクセス鉄道の整備など、今後の熊本の発展に重要な役割を果たす複数の大規模プロジェクトについて、知事並びに執行部と議論を重ねたことをはじめ、コロナ禍以降では初めて秋の園遊会にお招きを賜るなど、この上ない議長冥利に尽きる思いでありました。

今後は、一議員として、さらなる県勢発展のため、全力で職務を遂行してまいりますので、従前に変わらぬ御指導と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、退任に当たっての御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。(拍手)

#### 議長選挙の件

○副議長(緒方勇二君) 次に、お諮りいたします。

ただいまの議長の辞職に伴い、議長の職が欠員となりましたので、この際、議長選挙の件を日程に追加し、直ちにこれを行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(緒方勇二君) 御異議なしと認めます。よって、議長選挙の件を日程に追加し、直ちにこれを行うことに決定いたしました。

これより議長の選挙を行います。

ただいまから議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長(緒方勇二君) ただいまの出席議員数は46人です。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に高島和男君、岩田智子君を指名いたします。

ただいまから投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○副議長(緒方勇二君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(緒方勇二君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長(緒方勇二君) 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

ただいまから点呼を命じます。

〔氏名点呼〕

〔各員投票〕

○副議長(緒方勇二君) 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(緒方勇二君) 投票漏れなしと認めます。

以上で投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。

立会人の立会いを願います。

〔開票〕

○副議長(緒方勇二君) これより選挙の結果を事務局長に報告させます。

○事務局長(波村多門君)

選挙結果報告

投票総数	46票
有効投票	46票
無効投票	0票

有効投票中

内野幸喜君	42票
西聖一君	4票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は11.50票であります。

○副議長(緒方勇二君) ただいまの報告のとおり内野幸喜君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○副議長(緒方勇二君) ただいま議長に当選されました内野幸喜君が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。内野幸喜君、御承諾願います。

議長選挙投票者の氏名

星野愛斗君	高井千歳さん
住永栄一郎君	亀田英雄君
幸村香代子君	杉嶋ミカさん
立山大二朗君	斎藤陽子さん
本田雄三君	岩田智子君
堤泰之君	南部隼平君
前田敬介君	坂梨剛昭君
荒川知章君	城戸淳君
池永幸生君	竹崎和虎君
吉田孝平君	中村亮彦君
増永慎一郎君	前田憲秀君
高島和男君	松村秀逸君
岩本浩治君	西山宗孝君
河津修司君	楠本千秋君
橋口海平君	高木健次君

高野洋介君	内野幸喜君
岩中伸司君	城下広作君
西聖一君	山口裕君
淵上陽一君	坂田孝志君
溝口幸治君	池田和貴君
吉永和世君	松田三郎君
藤川隆夫君	岩下栄一君
前川收君	緒方勇二君

○副議長(緒方勇二君) ただいまから議長の御挨拶があります。

内野幸喜君。

[内野幸喜君登壇]

○内野幸喜君 議長就任に当たり、一言御挨拶申し上げます。

ただいま、議員各位多数の御推挙により、第95代議長に選任いただきました。議長という重責を担いますことは、誠に身に余る光栄であり、その責任の重さに身の引き締まる思いでございます。

もとより微力ではございますが、県民の皆様への負託に応えることができますよう、誠実に議会運営に当たる所存でございます。議員各位並びに木村知事をはじめ執行部各位におかれましては、一層の御協力と御鞭撻を賜りますようお願いいたします。

最後に、円滑な議会運営に努めてこられました高野前議長の御功績と御労苦に深甚なる敬意と謝意を表して、簡単ではございますが、就任の挨拶といたします。

皆様、どうぞよろしく願いいたします。(拍手)

[副議長退席、議長着席]

副議長辞職の件

○議長(内野幸喜君) 次に、お諮りいたします。

副議長緒方勇二君から副議長の辞職願が提出されましたので、この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

副議長辞職の件を議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定に基づき、除斥が必要でありますので、しばらく緒方勇二君の退場を求めます。

〔緒方勇二君退場〕

○議長(内野幸喜君) ただいまから、副議長の辞職願を事務局長に朗読させます。

○事務局長(波村多門君)

辞 職 願

私儀

今般一身上の都合により副議長の職を辞任したいのでお聞き届けの上お許しくださるようお願いいたします

令和8年3月18日

熊本県議会副議長 緒 方 勇 二

熊本県議会議長 殿

○議長(内野幸喜君) お諮りいたします。

緒方勇二君の副議長の辞職を許可することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○議長(内野幸喜君) 起立または挙手多数と認めます。よって、緒方勇二君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

緒方勇二君の入場を求めます。

〔緒方勇二君入場〕

○議長(内野幸喜君) この際、前副議長緒方勇二

君から退任の御挨拶があります。

緒方勇二君。

〔緒方勇二君登壇〕

○緒方勇二君 副議長退任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

このたび、副議長の職を辞任することにつきまして御承認をいただき、ありがとうございます。

昨年3月に第103代副議長に就任して以来、高野前議長の補佐役として議会運営に携わる機会を得ましたことは、私にとりまして大変貴重な経験となりました。これも、議員各位の御支援並びに執行部の皆様の御協力のおかげであり、深く感謝を申し上げます。

今後も、木村県政が基本方針として掲げる「県民みんなが安心して笑顔になり、持続的で活力あふれる熊本の未来を共に創る」という目標の実現に向け、執行部とともに精いっぱい努力してまいります。

皆様方には変わらぬ御指導を賜りますようお願い申し上げます。退任の御挨拶といたします。

誠にありがとうございました。(拍手)

#### 副議長選挙の件

○議長(内野幸喜君) 次に、お諮りいたします。

ただいまの副議長の辞職に伴い、副議長の職が欠員となりましたので、この際、副議長選挙の件を日程に追加し、直ちにこれを行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、副議長選挙の件を日程に追加し、直ちにこれを行うことに決定いたしました。

これより副議長の選挙を行います。

ただいまから議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長(内野幸喜君) ただいまの出席議員数は46人です。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に高島和男君、岩田智子君を指名いたします。

ただいまから投票用紙を配付させます。

[投票用紙配付]

○議長(内野幸喜君) 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

[投票箱点検]

○議長(内野幸喜君) 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

ただいまから点呼を命じます。

[氏名点呼]

[各員投票]

○議長(内野幸喜君) 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 投票漏れなしと認めます。

以上で投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。

立会人の立会いを願います。

[開票]

○議長(内野幸喜君) これより選挙の結果を事務局長に報告させます。

○事務局長(波村多門君)

選挙結果報告

投票総数 46票

有効投票 46票

無効投票 0票

有効投票中

橋口海平君 39票

岩田智子君 4票

城下広作君 3票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は11.50票であります。

○議長(内野幸喜君) ただいまの報告のとおり橋口海平君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長(内野幸喜君) ただいま副議長に当選されました橋口海平君が議長にいられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。橋口海平君、御承諾願います。

副議長選挙投票者の氏名

星野愛斗君	高井千歳さん
住永栄一郎君	亀田英雄君
幸村香代子君	杉嶋ミカさん
立山大二朗君	斎藤陽子さん
本田雄三君	岩田智子君
堤泰之君	南部隼平君
前田敬介君	坂梨剛昭君
荒川知章君	城戸淳君
池永幸生君	竹崎和虎君
吉田孝平君	中村亮彦君
増永慎一郎君	前田憲秀君
高島和男君	松村秀逸君
岩本浩治君	西山宗孝君
河津修司君	楠本千秋君
橋口海平君	緒方勇二君
高木健次君	高野洋介君
岩中伸司君	城下広作君
西聖一君	山口裕君
淵上陽一君	坂田孝志君
溝口幸治君	池田和貴君

吉 永 和 世 君 松 田 三 郎 君  
藤 川 隆 夫 君 岩 下 栄 一 君  
前 川 收 君 内 野 幸 喜 君

○議長(内野幸喜君) ただいまから副議長の御挨拶があります。

橋口海平君。

〔橋口海平君登壇〕

○橋口海平君 副議長就任に当たり、一言御挨拶申し上げます。

ただいまの副議長選挙におきまして、議員各位多数の御推挙により、第104代副議長に御選任いただきました。身に余る光栄であり、心から御礼申し上げます。

もとより微力ではありますが、内野議長の補佐役として、しっかりとスクラムを組み、県民の皆様への負託に応えることができるよう、誠心誠意その責務を全うする所存であります。

議員各位並びに木村知事をはじめ執行部各位におかれましては、一層の御指導と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、円滑な議会運営に努めてこられました高野前議長、緒方前副議長の御功績に対し、心からの敬意と感謝を表しまして、簡単ではございますが、就任の御挨拶といたします。

何とぞよろしく願いいたします。(拍手)

#### 日程第4 常任委員の改選

○議長(内野幸喜君) 次に、日程第4、常任委員の改選を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議席に配付の選任一覧表のとおり指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、常任委員は、議席に配付の選任一覧表のとおり選任することに決定いたしました。

〔選任一覧表は付録に掲載〕

#### 日程第5 議会運営委員の改選

○議長(内野幸喜君) 次に、日程第5、議会運営委員の改選を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議席に配付の選任一覧表のとおり指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員は、議席に配付の選任一覧表のとおり選任することに決定いたしました。

〔選任一覧表は付録に掲載〕

〔議長退席、副議長着席〕

#### 特別委員辞任の件

○副議長(橋口海平君) 次に、お諮りいたします。

内野幸喜君から地域活力創生特別委員を辞任したい旨の申出がっておりますので、この際、委員会条例第10条の2の規定により、特別委員辞任の件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(橋口海平君) 御異議なしと認めます。よって、特別委員辞任の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

特別委員辞任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

内野幸喜君の地域活力創生特別委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(橋口海平君) 御異議なしと認めます。よって、内野幸喜君の地域活力創生特別委員の辞任を許可することに決定いたしました。

---

#### 常任委員辞任の件

○副議長(橋口海平君) 次に、お諮りいたします。

内野幸喜君から、委員会条例第9条の規定により、総務常任委員を辞任したい旨の申出があつておりますので、この際、常任委員辞任の件を日程に追加し、議題といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(橋口海平君) 御異議なしと認めます。よって、常任委員辞任の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

常任委員辞任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

内野幸喜君の総務常任委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(橋口海平君) 御異議なしと認めます。よって、内野幸喜君の総務常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。

〔副議長退席、議長着席〕

---

#### 日程第6 特別委員の所属変更及び選任の件

○議長(内野幸喜君) 次に、日程第6、特別委員の所属変更及び選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

各特別委員の所属変更及び選任については、委員会条例第5条第1項及び第3項の規定により、議席に配付の特別委員所属変更及び選任一覧表のとおり、それぞれ所属変更及び選任をいたしたい

と思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、各特別委員は、議席に配付の特別委員所属変更及び選任一覧表のとおり決定いたしました。

〔特別委員所属変更及び選任一覧表は付録に掲載〕

---

#### 有明海自動車航送船組合議会議員の補欠選挙の件

○議長(内野幸喜君) 次に、お諮りいたします。

有明海自動車航送船組合議会議員に欠員が1人生じましたので、この際、有明海自動車航送船組合議会議員の補欠選挙の件を日程に追加し、議題といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、有明海自動車航送船組合議会議員の補欠選挙の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

有明海自動車航送船組合議会議員の補欠選挙の件を議題といたします。

これより、同組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、議長の指名推選によりたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、議長の指名推選によることに決定いたしました。

ただいまから指名いたします。

同組合議会議員に吉永和世君を指名し、当選人

とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました吉永和世君が当選人と決定いたしました。

ただいま当選されました吉永和世君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。吉永和世君、御承願います。

---

#### 指定都市都道府県調整会議の構成員の選挙の件

○議長(内野幸喜君) 次に、お諮りいたします。

議会選出の指定都市都道府県調整会議の構成員の辞職に伴い、地方自治法第252条の21の2第3項第6号の規定に基づき、同会議の構成員1人の選出について、知事から依頼がっておりますので、この際、指定都市都道府県調整会議の構成員の選挙の件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、指定都市都道府県調整会議の構成員の選挙の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

指定都市都道府県調整会議の構成員の選挙の件を議題といたします。

これより、同会議の構成員の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、議長の指名推選によりたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、議長の指名推選によることに決定いたしました。

ただいまから指名いたします。

同会議の構成員に内野幸喜を指名し、当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました内野幸喜が当選人と決定いたしました。

---

○議長(内野幸喜君) この際、常任委員、特別委員及び議会運営委員の改選等に伴い、各委員会の委員長及び副委員長互選のため、しばらく休憩いたします。

午後1時46分休憩

---

午後2時13分開議

○議長(内野幸喜君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選の結果は、議席に配付の各委員会構成一覧表のとおりであります。

〔各委員会構成一覧表は付録に掲載〕

---

○議長(内野幸喜君) 以上で本日の日程及び会期日程の全部を終了いたしました。

これをもって令和8年2月熊本県議会定例会を閉会いたします。

午後2時13分閉会

---

○議長(内野幸喜君) 本議会の閉会に当たり、議長として一言御挨拶を申し上げます。

本日をもちまして、2月定例会も滞りなく無事に全日程を終了することができました。これもひとえに、高野前議長、緒方前副議長の円滑な議会運営はもとより、議員各位並びに木村知事をはじめとする執行部の皆様の御理解と御協力のたまも

のであり、橋口副議長ともども心から感謝申し上げます。

本定例会では、令和8年度当初予算をはじめ、本県独自の地域活性化対策として、物価高騰の影響を受けるトラック運送事業者等への支援や食のみやこ熊本県の創造に向けた県内外への情報発信、販路拡大等の取組など、国の経済対策に対応した令和7年度補正予算、各種条例案件など、多数の議案が議決されました。

まずは、知事が県政の優先事項として掲げる災害からの復旧、復興とくまもと新時代共創基本方針に基づく取組を着実に力強く進めていかなければなりません。

また、今年、熊本地震から10年という節目を迎えます。この10年の復旧、復興の歩みをしっかりと振り返り、防災、減災への備えなどの教訓を次世代に継承し、防災先進県くまもとの確立を進めていくことが重要であります。

そして、水俣病公式確認から70年という節目も迎えます。この節目を契機とし、地域のさらなる再生、融和を図るとともに、情報発信の強化により、水俣病に対する理解を促進し、その歴史と教訓を次世代へと伝えていかなければならないと考えます。

加えて、半導体関連産業の集積に伴う波及効果を県全体へと広げることにより、交通渋滞の解消や地下水保全の推進をはじめ、空港アクセス鉄道などの重要課題についても、引き続き取り組んでいく必要があります。

執行部におかれましては、本会議や各委員会での議論を踏まえて、しっかりと関係施策を推し進め、期待される成果を上げられるよう切望するものであります。

今回の当初予算は、人件費や物価高騰、公債費の増などが見込まれ、厳しい収支見通しである

中、その上でも優先して取り組むべきものとして、災害からの復旧、復興、くまもと新時代共創基本方針に基づく取組等を中心とした予算となりました。

木村知事就任3年目となる来年度は、知事がこれまで種をまき、育ててきた様々な政策が花開き、たくさんの実をつける重要な1年になります。県議会としましても、熊本がさらなる発展を遂げることができるよう、執行部とともに、様々な課題に精いっぱい取り組んでまいります。

議員各位におかれましては、さらなる県勢発展のため、より一層の御尽力と御協力を心からお願い申し上げます。

そして、今年度をもって退職される職員の皆様におかれましては、長年にわたる県勢発展への御尽力に対し、この場をお借りしまして深く敬意を表します。今後は、それぞれの立場で、本県発展のためにお力添えを賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、議員各位並びに執行部の皆様の御健勝と御活躍を祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

午後2時18分



# 付 録



熊本県議会常任委員会委員選任一覧表

(令和8.3.18)

委員会名	総務	厚生	経済環境	農林水産	建設	教育警察
定数	9	8	8	8	8	8
委員	岩松西内高 高増松立 下田野野木永村山 栄三聖幸洋健慎秀大 一郎一喜介次郎逸	岩藤岩吉池斎高 中川本田永藤井 伸隆浩孝幸陽千 司夫治平生子歳	池前高中坂堤亀星 田田島村梨田野 和憲和亮剛泰英愛 貴秀男彦昭之雄斗	前吉緒竹城荒幸住 川永方崎戸川村永 收世二虎淳章子 和勇和知香代一郎	城坂山楠河前南 下田口本津田部 広孝千修敬隼 作志裕秋司介平	溝淵橋西岩西本杉 口上口山田村田篤 幸陽海宗智尚雄ニ 治一平孝子武三カ
備考		欠1			欠1	

熊本県議会議会運営委員会  
委員選任一覧表

(令和8.3.18)

定 数	12 人
委 員	前 川 收
	藤 川 隆 夫
	城 下 広 作
	松 田 三 郎
	吉 永 和 世
	池 田 和 貴
	溝 口 幸 治
	坂 田 孝 志
	西 聖 一
	高 野 洋 介
	緒 方 勇 二
	河 津 修 司
備 考	



熊本県議会各委員会構成一覧表（常任委員会・議会運営委員会）

(令和8.3.18)

委員会名	総務	厚生	経済環境	農林水産	建設	教育警察	議会運営
定数	9	8	8	8	8	8	12
委員長	松村秀逸	池永幸陽	坂梨剛昭	荒川知章	南部隼平	西山宗孝	緒方勇二
副委員長	立山大二朗	斎藤陽子	堤泰之	城戸淳	前田敬介	杉ミカ	河津修司
委員	岩下栄一郎 松田三聖 西野洋健 高木慎一郎 高永増	岩中川本 藤川本 岩吉高	池前高 田島村 中野 亀星	前吉緒 川永方 竹幸住	城坂山 下田口 本津	溝渕橋 口田村 岩西本	前藤城松吉池溝坂西高 川川下田永田口田野 隆広三和和幸孝聖洋 作郎世貴治志一介
備考	欠1	欠1			欠1		

熊本県議会特別委員会構成一覧表

(令和8.3.18)

委員会名	高速交通ネットワーク整備推進	海の再生及び環境対策	地域活力創生
定数	16	16	16
委員長	中村亮彦	吉田孝平	岩本浩治
副委員長	楠本千秋	高島和男	竹崎和虎
委員	前川隆聖、西高前、橋河、松城、南、亀、斎、立、星、川、木、田、口、津、村、戸、部、田、藤、山、野、川、隆、聖、健、憲、海、修、秀、隼、英、陽、大、二、朗、斗、夫、一、次、秀、平、司、逸、淳、平、雄、子、明、愛、收、川、木、田、口、津、村、戸、部、田、藤、山、野、川、隆、聖、健、憲、海、修、秀、隼、英、陽、大、二、朗、斗、夫、一、次、秀、平、司、逸、淳、平、雄、子、明、愛	岩城吉坂、山下、永田、口方、山緒、西西、荒前、幸、杉、高、伸、広、和、孝、勇、宗、尚、知、敬、香、代、子、カ、歳、司、作、世、志、裕、二、孝、武、章、介、子、カ、歳	岩松池溝、高野、永田、永田、梨、堤、住、下、田、田、口、上、野、永、田、永、田、梨、堤、住、一、郎、貴、治、一、介、一、郎、子、生、三、昭、之、一、郎、榮、三、和、幸、陽、洋、慎、智、幸、雄、剛、泰、榮、一、郎
備考		欠 1	欠 1

令和8年2月定例会議案議決件名一覧表

議案番号	件名	議決月日
知事提出議案 第1号	令和7年度熊本県一般会計補正予算(第12号)	2月26日 原案可決
〃 第2号	令和7年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第3号	令和7年度熊本県収入証紙特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第4号	令和7年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第5号	令和7年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第4号)	〃
〃 第6号	令和7年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算(第3号)	〃
〃 第7号	令和7年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算(第2号)	〃
〃 第8号	令和7年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算(第2号)	〃
〃 第9号	令和7年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第10号	令和7年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第11号	令和7年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第12号	令和7年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算(第4号)	〃
〃 第13号	令和7年度熊本県公債管理特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第14号	令和7年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	〃
〃 第15号	令和7年度熊本県下水道事業会計補正予算(第5号)	〃
〃 第16号	令和7年度熊本県電気事業会計補正予算(第4号)	〃
〃 第17号	令和7年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第	

	5号)	2月26日 原案可決
知事提出議案	第18号 令和7年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算(第2号)	〃
〃	第19号 令和7年度熊本県病院事業会計補正予算(第4号)	〃
〃	第20号 専決処分の報告及び承認について	2月26日 原案承認
〃	第21号 熊本県高等学校等教育改革促進基金条例の制定について	2月26日 原案可決
〃	第22号 令和7年度農林水産関係の建設事業の経費に対する市町村負担金(地方財政法関係)について	〃
〃	第23号 工事請負契約の締結について	〃
〃	第24号 工事請負契約の変更について	〃
〃	第25号 工事請負契約の変更について	〃
〃	第26号 工事請負契約の変更について	〃
〃	第27号 工事請負契約の変更について	〃
〃	第28号 工事請負契約の変更について	〃
〃	第29号 工事請負契約の締結について	〃
〃	第30号 工事請負契約の変更について	〃
〃	第31号 工事請負契約の変更について	〃
〃	第32号 工事請負契約の締結について	〃
〃	第33号 工事請負契約の締結について	〃
〃	第34号 工事請負契約の変更について	〃
〃	第35号 指定管理者の指定について	〃
〃	第36号 専決処分の報告及び承認について	2月26日 原案承認
〃	第37号 専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第38号 専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第39号 専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第40号 専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第41号 専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第42号 専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第43号 専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第44号 専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第45号 専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第46号 令和8年度熊本県一般会計予算	3月18日 原案可決

知事提出議案	第 47 号	令和8年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算	3月18日 原案可決
〃	第 48 号	令和8年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	〃
〃	第 49 号	令和8年度熊本県収入証紙特別会計予算	〃
〃	第 50 号	令和8年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算	〃
〃	第 51 号	令和8年度熊本県港湾整備事業特別会計予算	〃
〃	第 52 号	令和8年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算	〃
〃	第 53 号	令和8年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算	〃
〃	第 54 号	令和8年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算	〃
〃	第 55 号	令和8年度熊本県林業改善資金特別会計予算	〃
〃	第 56 号	令和8年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算	〃
〃	第 57 号	令和8年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算	〃
〃	第 58 号	令和7年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算	〃
〃	第 59 号	令和8年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算	〃
〃	第 60 号	令和8年度熊本県公債管理特別会計予算	〃
〃	第 61 号	令和8年度熊本県国民健康保険事業特別会計予算	〃
〃	第 62 号	令和8年度熊本県下水道事業会計予算	〃
〃	第 63 号	令和8年度熊本県電気事業会計予算	〃
〃	第 64 号	令和8年度熊本県工業用水道事業会計予算	〃
〃	第 65 号	令和8年度熊本県有料駐車場事業会計予算	〃
〃	第 66 号	令和8年度熊本県病院事業会計予算	〃
〃	第 67 号	熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃	第 68 号	熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
〃	第 69 号	熊本県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃	第 70 号	熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	〃

知事提出議案 第 71 号 熊本県職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3月18日 原案可決
〃 第 72 号 熊本県監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃 第 73 号 熊本県行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃 第 74 号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃 第 75 号 熊本県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃 第 76 号 熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃 第 77 号 熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃 第 78 号 熊本県総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃 第 79 号 熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃 第 80 号 熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃 第 81 号 熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃 第 82 号 熊本県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃 第 83 号 熊本県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃 第 84 号 熊本県工業用水道管理条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃 第 85 号 熊本県公害紛争処理条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃 第 86 号 熊本県スポーツ応援基金条例の制定について	〃
〃 第 87 号 熊本県豊かな森林の保全に関する条例の制定について	〃

知事提出議案	第 88 号	熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3 月 18 日 原案可決
〃	第 89 号	熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃	第 90 号	熊本県立青少年の家条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃	第 91 号	熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃	第 92 号	熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃	第 93 号	熊本県運転免許センター運転免許試験コース使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃	第 94 号	第七次熊本県環境基本計画の策定について	〃
〃	第 95 号	包括外部監査契約の締結について	〃
〃	第 96 号	特定事業契約の締結について	〃
〃	第 97 号	権利の放棄について	〃
〃	第 98 号	権利の放棄について	〃
〃	第 99 号	権利の放棄について	〃
〃	第 100 号	監査委員の選任について	3 月 18 日 原案同意
〃	第 101 号	監査委員の選任について	〃
〃	第 102 号	監査委員の選任について	〃
議員提出議案	第 1 号	北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための広報啓発を推進する決議	3 月 18 日 原案可決

令和8年2月熊本県議定会定例会議案各委員会別一覧表  
(令和7年度2月補正関係)

<p>□ 総務委員会関係 (知事公室・総務部・企画振興部・出納局・議会事務局・選挙管理委員会・人事委員会事務局・監査委員事務局)</p>	
<p>○議案第 1 号</p>	
<p>令和7年度熊本県一般会計補正予算(第12号)……………( 1 )</p>	
<p>第1表 歳入歳出予算補正</p>	
<p>歳入全部……………( 2 )(明細書)</p>	
<p>歳 出</p>	
<p>1 議 会 費</p>	
<p>1 議 会 費……………( 6 )( 84)</p>	
<p>2 総務費のうち</p>	
<p>1 総務管理費のうち……………( 6 )( 86)</p>	
<p>2 企画費のうち……………( 6 )( 93)</p>	
<p>3 徴 税 費……………( 6 )( 96)</p>	
<p>4 市町村振興費……………( 6 )( 98)</p>	
<p>5 選 挙 費……………( 6 )( 100)</p>	
<p>6 防 災 費……………( 6 )( 101)</p>	
<p>7 統計調査費……………( 6 )( 104)</p>	
<p>8 人事委員会費……………( 6 )( 106)</p>	
<p>9 監査委員費……………( 6 )( 107)</p>	
<p>7 商工費のうち</p>	
<p>1 商業費のうち……………( 8 )( 178)</p>	
<p>2 工鉦業費のうち……………( 8 )( 182)</p>	
<p>10 教育費のうち</p>	
<p>1 教育総務費のうち……………( 9 )( 212)</p>	
<p>6 大 学 費……………( 9 )( 228)</p>	
<p>11 災害復旧費のうち</p>	
<p>1 総務災害復旧費……………( 9 )( 236)</p>	
<p>12 公債費のうち……………( 10 )( 245)</p>	
<p>13 諸支出金のうち……………( 10 )( 246)</p>	
<p>第2表 繰越明許費補正のうち……………( 12 )</p>	
<p>第3表 債務負担行為補正のうち……………( 16 )( 260)</p>	
<p>第4表 地方債補正……………( 24 )</p>	
<p>○議案第 3 号</p>	
<p>令和7年度熊本県収入証紙特別会計補正予算(第1号)……………( 32 )( 276)</p>	
<p>○議案第 11 号</p>	
<p>令和7年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)……………( 64 )( 322)</p>	
<p>○議案第 13 号</p>	
<p>令和7年度熊本県公債管理特別会計補正予算(第1号)……………( 72 )( 332)</p>	
<p>○議案第 20 号</p>	
<p>専決処分の報告及び承認について……………( 88 )</p>	

<p>□ 厚生委員会関係 (健康福祉部・病院局)</p>	<p>○議案第 14 号 令和7年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予 算(第3号)……………( 76 )( # 337)</p>
<p>○議案第 1 号 令和7年度熊本県一般会計補正予算(第12号)……………( 1 )</p>	<p>○議案第 19 号 令和7年度熊本県病院事業会計補正予算(第4号)……………( 87 )( # 386)</p>
<p>第1表 歳入歳出予算補正</p>	<p>○報告第 1 号 専決処分の報告について……………(条 26 )</p>
<p>3 民生費のうち</p>	<p>○報告第 2 号 専決処分の報告について……………(条 27 )</p>
<p>1 社会福祉費のうち……………( 6 )(事項別 明細書 108)</p>	<p>○報告第 3 号 専決処分の報告について……………(条 28 )</p>
<p>2 児童福祉費のうち……………( 7 )( # 116)</p>	
<p>3 生活保護費……………( 7 )( # 121)</p>	
<p>4 災害救助費……………( 7 )( # 123)</p>	
<p>4 衛生費のうち</p>	
<p>1 公衆衛生費……………( 7 )( # 124)</p>	
<p>2 環境衛生費のうち……………( 7 )( # 128)</p>	
<p>3 保健所費……………( 7 )( # 134)</p>	
<p>4 医薬費……………( 7 )( # 136)</p>	
<p>10 教育費のうち</p>	
<p>1 教育総務費のうち……………( 9 )( # 212)</p>	
<p>11 災害復旧費のうち</p>	
<p>2 民生災害復旧費……………( 9 )( # 237)</p>	
<p>12 公債費のうち……………( 10 )( # 245)</p>	
<p>13 諸支出金のうち……………( 10 )( # 246)</p>	
<p>第2表 繰越明許費補正のうち……………( 12 )</p>	
<p>第3表 債務負担行為補正のうち……………( 16 )( # 260)</p>	

<p>□ 経済環境委員会関係 (環境生活部・商工労働部・観光文化部・企業局) (労働委員会事務局)</p> <p>○議案第 1 号 令和7年度熊本県一般会計補正予算(第12号)……………( 1 )</p> <p>第1表 歳入歳出予算補正 歳 出</p> <p>2 総務費のうち</p> <p>1 総務管理費のうち……………( 6 )(事項別 明細書 86)</p> <p>2 企画費のうち……………( 6 )( " 93)</p> <p>3 民生費のうち</p> <p>1 社会福祉費のうち……………( 6 )( " 108)</p> <p>2 児童福祉費のうち……………( 7 )( " 116)</p> <p>4 衛生費のうち</p> <p>2 環境衛生費のうち……………( 7 )( " 128)</p> <p>5 労働費</p> <p>1 労働費……………( 7 )( " 139)</p> <p>2 職業訓練費……………( 7 )( " 141)</p> <p>3 労働委員会費……………( 7 )( " 145)</p> <p>6 農林水産業費のうち</p> <p>1 農業費のうち……………( 7 )( " 146)</p> <p>4 林業費のうち……………( 8 )( " 163)</p> <p>7 商工費のうち</p> <p>1 商業費のうち……………( 8 )( " 178)</p> <p>2 工鉱業費のうち……………( 8 )( " 182)</p> <p>3 観光費……………( 8 )( " 188)</p>	<p>11 災害復旧費のうち</p> <p>4 商工災害復旧費……………( 10 )( " 240)</p> <p>13 諸支出金のうち……………( 10 )( " 246)</p> <p>第2表 繰越明許費補正のうち……………( 12 )</p> <p>第3表 債務負担行為補正のうち……………( 16 )( " 260)</p> <p>○議案第 2 号 令和7年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予 算(第1号)……………( 28 )( " 269)</p> <p>○議案第 12 号 令和7年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等 特別会計補正予算(第4号)……………( 67 )( " 325)</p> <p>○議案第 16 号 令和7年度熊本県電気事業会計補正予算(第4号)……………( 82 )( " 359)</p> <p>○議案第 17 号 令和7年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第 5号)……………( 84 )( " 369)</p> <p>○議案第 18 号 令和7年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算(第 2号)……………( 86 )( " 380)</p> <p>○議案第 35 号 指定管理者の指定について……………(条 15 )</p>
---	--

<p>□ 農林水産委員会関係 (農林水産部)</p> <p>○議案第 1 号 令和7年度熊本県一般会計補正予算(第12号)……………( 1 )</p> <p>第1表 歳入歳出予算補正 歳 出</p> <p>6 農林水産業費のうち</p> <p>1 農業費のうち……………( 7 )(事項別 明細書 146)</p> <p>2 畜産業費……………( 7 )( " 155)</p> <p>3 農地費……………( 8 )( " 159)</p> <p>4 林業費のうち……………( 8 )( " 163)</p> <p>5 水産業費……………( 8 )( " 171)</p> <p>11 災害復旧費のうち</p> <p>3 農林水産業災害復旧費……………( 9 )( " 238)</p> <p>13 諸支出金のうち……………( 10 )( " 246)</p> <p>第2表 繰越明許費補正のうち……………( 12 )</p> <p>第3表 債務負担行為補正のうち……………( 16 )( " 260)</p> <p>○議案第 9 号 令和7年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算 (第1号)……………( 57 )( " 310)</p> <p>○議案第 10 号 令和7年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計補正予 算(第1号)……………( 61 )( " 317)</p> <p>○議案第 22 号 令和7年度農林水産関係の建設事業の経費に対する 市町村負担金(地方財政関係)について……………(条 2 )</p>	<p>○議案第 23 号 工事請負契約の締結について……………(条 3 )</p> <p>○議案第 24 号 工事請負契約の変更について……………(条 4 )</p> <p>○議案第 25 号 工事請負契約の変更について……………(条 5 )</p> <p>○議案第 26 号 工事請負契約の変更について……………(条 6 )</p> <p>○報告第 4 号 専決処分報告について……………(条 29 )</p> <p>○報告第 5 号 専決処分報告について……………(条 30 )</p> <p>○報告第 10 号 一般社団法人熊本県果実生産出荷安定基金協会の経 営状況を説明する書類の提出について……………(条 35 )</p>
---	--

<p>□ 建設委員会関係 (土木部)</p> <p>○議案第 1 号 令和7年度熊本県一般会計補正予算(第12号)……………( 1 )</p> <p>第1表 歳入歳出予算補正 歳 出</p> <p>8 土 木 費</p> <p>1 土木管理費……………( 8 )(事項別 明細書 190)</p> <p>2 道路橋りょう費……………( 8 )( " 193)</p> <p>3 河川海岸費……………( 8 )( " 196)</p> <p>4 港湾 費……………( 8 )( " 200)</p> <p>5 都市計画費……………( 8 )( " 202)</p> <p>6 住 宅 費……………( 8 )( " 205)</p> <p>11 災害復旧費のうち</p> <p>5 土木災害復旧費……………( 10 )( " 241)</p> <p>13 諸支出金のうち……………( 10 )( " 246)</p> <p>第2表 繰越明許費補正のうち……………( 12 )</p> <p>第3表 債務負担行為補正のうち……………( 16 )( " 260)</p> <p>○議案第 5 号 令和7年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算 (第4号)……………( 39 )( " 287)</p> <p>○議案第 6 号 令和7年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補 正予算(第3号)……………( 44 )( " 297)</p>	<p>○議案第 7 号 令和7年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予 算(第2号)……………( 49 )( " 300)</p> <p>○議案第 15 号 令和7年度熊本県下水道事業会計補正予算(第5号) ……………( 80 )( " 349)</p> <p>○議案第 27 号 工事請負契約の変更について……………(条 7 )</p> <p>○議案第 28 号 工事請負契約の変更について……………(条 8 )</p> <p>○議案第 29 号 工事請負契約の締結について……………(条 9 )</p> <p>○議案第 30 号 工事請負契約の変更について……………(条 10 )</p> <p>○議案第 31 号 工事請負契約の変更について……………(条 11 )</p> <p>○議案第 32 号 工事請負契約の締結について……………(条 12 )</p> <p>○議案第 33 号 工事請負契約の締結について……………(条 13 )</p> <p>○議案第 34 号 工事請負契約の変更について……………(条 14 )</p> <p>○議案第 36 号 専決処分<sup>の</sup>報告及び承認について……………(条 16 )</p> <p>○議案第 37 号 専決処分<sup>の</sup>報告及び承認について……………(条 17 )</p>
---	--

○議案第 38 号 専決処分の報告及び承認について……………(条 18 )	
○議案第 39 号 専決処分の報告及び承認について……………(条 19 )	
○議案第 40 号 専決処分の報告及び承認について……………(条 20 )	
○議案第 41 号 専決処分の報告及び承認について……………(条 21 )	
○議案第 42 号 専決処分の報告及び承認について……………(条 22 )	
○議案第 43 号 専決処分の報告及び承認について……………(条 23 )	
○議案第 44 号 専決処分の報告及び承認について……………(条 24 )	
○議案第 45 号 専決処分の報告及び承認について……………(条 25 )	
○報告第 6 号 専決処分の報告について……………(条 31 )	
○報告第 7 号 専決処分の報告について……………(条 32 )	
○報告第 8 号 専決処分の報告について……………(条 33 )	

<p><input type="checkbox"/> 教育警察委員会関係 (教育委員会・警察本部)</p> <p>○議案第 1 号 令和7年度熊本県一般会計補正予算(第12号)……………( 1 )</p> <p>第1表 歳入歳出予算補正 歳 出</p> <p>9 警 察 費</p> <p>1 警察管理費……………( 9 )(明細書 207)</p> <p>2 警察活動費……………( 9 )( " 211)</p> <p>10 教育費のうち</p> <p>1 教育総務費のうち……………( 9 )( " 212)</p> <p>2 小学校費……………( 9 )( " 218)</p> <p>3 中学校費……………( 9 )( " 220)</p> <p>4 高等学校費……………( 9 )( " 222)</p> <p>5 特別支援学校費……………( 9 )( " 226)</p> <p>7 社会教育費……………( 9 )( " 229)</p> <p>8 保健体育費……………( 9 )( " 233)</p> <p>11 災害復旧費のうち</p> <p>6 警察災害復旧費……………( 10 )( " 243)</p> <p>7 教育災害復旧費……………( 10 )( " 244)</p> <p>第2表 繰越明許費補正のうち……………( 12 )</p> <p>第3表 債務負担行為補正のうち……………( 16 )( " 260)</p> <p>○議案第 4 号 令和7年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正 予算(第1号)……………( 35 )( " 280)</p>	<p>○議案第 8 号 令和7年度熊本県英資金等貸与特別会計補正予算 (第2号)……………( 53 )( " 306)</p> <p>○議案第 21 号 熊本県高等学校等教育改革促進基金条例の制定につ いて……………(条 1 )</p> <p>○報告第 9 号 専決処分<sub>の</sub>報告<sub>について</sub>……………(条 34 )</p>
---	--

令和8年2月熊本県議定会定例会議案各委員会別一覧表  
(令和8年度当初関係)

<p>□ 総務委員会関係 (知事公室・総務部・企画振興部・出納局・議事事務局) (選挙管理委員会・人事委員会事務局・監査委員事務局)</p> <p>○議案第 46 号</p> <p>令和 8 年度熊本県一般会計予算.....( 1 )</p> <p>第 1 表 歳入歳出予算</p> <p>歳入全部.....( 2 )(事項別 明細書)</p> <p>歳 出</p> <p>1 議 会 費</p> <p>1 議 会 費.....( 6 )( " 109)</p> <p>2 総務費のうち</p> <p>1 総務管理費のうち.....( 6 )( " 112)</p> <p>2 企画費のうち.....( 6 )( " 124)</p> <p>3 徴 税 費.....( 6 )( " 127)</p> <p>4 市町村振興費.....( 6 )( " 130)</p> <p>5 選 挙 費.....( 6 )( " 132)</p> <p>6 防 災 費.....( 6 )( " 135)</p> <p>7 統計調査費.....( 6 )( " 139)</p> <p>8 人事委員会費.....( 6 )( " 142)</p> <p>9 監査委員会費.....( 6 )( " 145)</p> <p>7 商工費のうち</p> <p>1 商業費のうち.....( 8 )( " 253)</p> <p>2 工鉱業費のうち.....( 8 )( " 259)</p> <p>10 教育費のうち</p> <p>1 教育総務費のうち.....( 9 )( " 304)</p> <p>6 大 学 費.....( 9 )( " 327)</p>	<p>11 災害復旧費のうち</p> <p>1 総務災害復旧費.....( 9 )( " 338)</p> <p>12 公債費のうち.....( 10 )( " 347)</p> <p>13 諸支出金のうち.....( 10 )( " 349)</p> <p>14 予 備 費.....( 11 )( " 361)</p> <p>第 2 表 債務負担行為のうち.....( 12 )( " 373)</p> <p>第 3 表 地 方 債.....( 22 )</p> <p>○議案第 49 号</p> <p>令和 8 年度熊本県収入証紙特別会計予算.....( 37 )( " 428)</p> <p>○議案第 57 号</p> <p>令和 8 年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計 予算.....( 65 )( " 490)</p> <p>○議案第 60 号</p> <p>令和 8 年度熊本県公債管理特別会計予算.....( 77 )( " 519)</p> <p>○議案第 67 号</p> <p>熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例の制 定について.....(条 36 )</p> <p>○議案第 68 号</p> <p>熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部 を改正する条例の制定について.....(条 37 )</p> <p>○議案第 69 号</p> <p>熊本県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する 条例の制定について.....(条 41 )</p> <p>○議案第 70 号</p> <p>熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部 を改正する条例の制定について.....(条 46 )</p>
--	---

○議案第 71 号 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………(条 55 )	
○議案第 72 号 熊本県監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………(条 57 )	
○議案第 73 号 熊本県行政手続条例の一部を改正する条例の制定について……………(条 58 )	
○議案第 74 号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について……………(条 60 )	
○議案第 75 号 熊本県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例の制定について……………(条 62 )	
○議案第 76 号 熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について……………(条 63 )	
○議案第 77 号 熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について……………(条 64 )	
○議案第 95 号 包括外部監査契約の締結について……………(条 90 )	
○議案第 96 号 特定事業契約の締結について……………(条 91 )	

<p>□ 厚生委員会関係 (健康福祉部・病院局)</p>	<p>○議案第 66 号 令和8年度熊本県病院事業会計予算……………( 93 )( # 614)</p>
<p>○議案第 46 号</p>	<p>○議案第 78 号</p>
<p>令和8年度熊本県一般会計予算……………( 1 )</p>	<p>熊本県総合福祉センター条例の一部を改正する条例</p>
<p>第1表 歳入歳出予算</p>	<p>の制定について……………(条 65 )</p>
<p>歳 出</p>	<p>○議案第 79 号</p>
<p>3 民生費のうち</p>	<p>熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例の制定について……………(条 67 )</p>
<p>1 社会福祉費のうち……………( 6 )(事項別147) 明細書</p>	<p>○議案第 80 号</p>
<p>2 児童福祉費のうち……………( 7 )( # 158)</p>	<p>熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………(条 69 )</p>
<p>3 生活保護費……………( 7 )( # 165)</p>	<p>○議案第 81 号</p>
<p>4 災害救助費……………( 7 )( # 167)</p>	<p>熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について……………(条 70 )</p>
<p>4 衛生費のうち</p>	<p>○議案第 82 号</p>
<p>1 公衆衛生費……………( 7 )( # 169)</p>	<p>熊本県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について……………(条 71 )</p>
<p>2 環境衛生費のうち……………( 7 )( # 175)</p>	<p>○議案第 83 号</p>
<p>3 保健所費……………( 7 )( # 184)</p>	<p>熊本県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例の制定について……………(条 72 )</p>
<p>4 医薬費……………( 7 )( # 186)</p>	<p>○議案第 97 号</p>
<p>10 教育費のうち</p>	<p>権利の放棄について……………(条 92 )</p>
<p>1 教育総務費のうち……………( 9 )( # 304)</p>	<p>○議案第 61 号</p>
<p>12 公債費のうち……………( 10 )( # 347)</p>	<p>令和8年度熊本県国民健康保険事業特別会計予算……………( 81 )( # 527)</p>
<p>13 諸支出金のうち……………( 10 )( # 349)</p>	<p>算……………( 33 )( # 420)</p>
<p>第2表 債務負担行為のうち……………( 12 )( # 373)</p>	<p>○議案第 48 号</p>
<p>令和8年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算……………( 33 )( # 420)</p>	<p>○議案第 61 号</p>

<p>□ 経済環境委員会関係 (環境生活部・商工労働部・観光文化部・企業局) (労働委員会事務局)</p>	
<p>○議案第 46 号</p>	<p>11 災害復旧費のうち</p>
<p>令和8年度熊本県一般会計予算</p>	<p>3 商工災害復旧費……………( 10 )( # 342)</p>
<p>第1表 歳入歳出予算</p>	<p>13 諸支出金のうち……………( 10 )( # 349)</p>
<p>歳 出</p>	<p>第2表 債務負担行為のうち……………( 12 )( # 373)</p>
<p>2 総務費のうち</p>	<p>○議案第 47 号</p>
<p>1 総務管理費のうち……………( 6 )( # 112)</p>	<p>令和8年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算……………( 30 )( # 412)</p>
<p>2 企画費のうち……………( 6 )( # 124)</p>	<p>○議案第 51 号</p>
<p>3 民生費のうち</p>	<p>令和8年度熊本県港湾整備事業特別会計予算のうち……………( 44 )( # 443)</p>
<p>1 社会福祉費のうち……………( 6 )( # 147)</p>	<p>○議案第 52 号</p>
<p>2 児童福祉費のうち……………( 7 )( # 158)</p>	<p>令和8年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予 算のうち……………( 48 )( # 456)</p>
<p>4 衛生費のうち</p>	<p>○議案第 58 号</p>
<p>2 環境衛生費のうち……………( 7 )( # 175)</p>	<p>令和8年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等 特別会計予算……………( 68 )( # 495)</p>
<p>5 労働費</p>	<p>○議案第 59 号</p>
<p>1 労 政 費……………( 7 )( # 191)</p>	<p>令和8年度熊本県のチソン株式会社に対する貸付け に係る県償還等特別会計予算……………( 73 )( # 506)</p>
<p>2 職業訓練費……………( 7 )( # 193)</p>	<p>○議案第 63 号</p>
<p>3 失業対策費……………( 7 )( # 198)</p>	<p>令和8年度熊本県電気事業会計予算……………( 87 )( # 559)</p>
<p>4 労働委員会費……………( 7 )( # 199)</p>	<p>○議案第 64 号</p>
<p>6 農林水産業費のうち</p>	<p>令和8年度熊本県工業用水道事業会計予算……………( 89 )( # 578)</p>
<p>1 農業費のうち……………( 7 )( # 201)</p>	<p>○議案第 65 号</p>
<p>4 林業費のうち……………( 8 )( # 228)</p>	<p>令和8年度熊本県有料駐車場事業会計予算……………( 92 )( # 599)</p>
<p>7 商工費のうち</p>	<p>○議案第 84 号</p>
<p>1 商業費のうち……………( 8 )( # 253)</p>	<p>熊本県工業用水道管理条例の一部を改正する条例の 制定について……………(条 74 )</p>
<p>2 工鉱業費のうち……………( 8 )( # 259)</p>	
<p>3 観 光 費……………( 8 )( # 267)</p>	

- 議案第 85 号  
熊本県公害紛争処理条例の一部を改正する条例の制定について……………(条 75 )
- 議案第 86 号  
熊本県スポーツ応援基金条例の制定について……………(条 76 )
- 議案第 94 号  
第七次熊本県環境基本計画の策定について……………(条 89 )

<input type="checkbox"/> 農林水産委員会関係 (農林水産部)	
○議案第 46 号 令和8年度熊本県一般会計予算……………( 1 ) 第1表 歳入歳出予算 歳 出	
6 農林水産業費のうち	
1 農業費のうち……………( 7 )	(事項別, 201 明細書)
2 畜産業費……………( 8 )	( " 215)
3 農地費のうち……………( 8 )	( " 222)
4 林業費のうち……………( 8 )	( " 228)
5 水産業費のうち……………( 8 )	( " 241)
11 災害復旧費のうち	
2 農林水産業災害復旧費……………( 9 )	( " 339)
12 公債費のうち……………( 10 )	( " 347)
13 諸支出金のうち……………( 10 )	( " 349)
第2表 債務負担行為のうち……………( 12 )	( " 373)
○議案第 55 号 令和8年度熊本県林業改善資金特別会計予算……………( 59 )	( " 479)
○議案第 56 号 令和8年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算……………( 62 )	( " 486)
○議案第 87 号 熊本県豊かな森林の保全に関する条例の制定についで……………(条 78 )	

□ 建設委員会関係 (土木部)	○議案第 52 号	令和8年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予	算のうち……………( 48 ) ( " 456)
○議案第 46 号	令和8年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予	算のうち……………( 48 ) ( " 456)	
令和8年度熊本県一般会計予算……………( 1 )	○議案第 53 号	令和8年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算……………( 52 ) ( " 464)	
第1表 歳入歳出予算	○議案第 62 号	令和8年度熊本県下水道事業会計予算……………( 84 ) ( " 539)	
4 衛生費のうち	○議案第 98 号	権利の放棄について……………(条 93 )	
2 環境衛生費のうち……………( 7 ) (明細書 175)			
6 農林水産業費のうち			
3 農地費のうち……………( 8 ) ( " 222)			
5 水産業費のうち……………( 8 ) ( " 241)			
8 土 木 費			
1 土木管理費……………( 8 ) ( " 269)			
2 道路橋りょう費……………( 8 ) ( " 274)			
3 河川海岸費……………( 8 ) ( " 279)			
4 港 湾 費……………( 8 ) ( " 285)			
5 都市計画費……………( 8 ) ( " 289)			
6 住 宅 費……………( 8 ) ( " 294)			
11 災害復旧費のうち			
4 土木災害復旧費……………( 10 ) ( " 343)			
12 公債費のうち……………( 10 ) ( " 347)			
13 諸支出金のうち……………( 10 ) ( " 349)			
第2表 債務負担行為のうち……………( 12 ) ( " 373)			
○議案第 51 号			
令和8年度熊本県港湾整備事業特別会計予算のうち……………( 44 ) ( " 443)			



令和8年2月20日

議長 高野洋介 様

総務常任委員長 中村亮彦

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和7年度熊本県一般会計補正予算（第12号）	原案可決
第 3 号	令和7年度熊本県収入証紙特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第 11 号	令和7年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第 13 号	令和7年度熊本県公債管理特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第 20 号	専決処分の報告及び承認について	原案承認

令和8年2月20日

議長 高野洋介 様

厚生常任委員長 岩本浩治

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和7年度熊本県一般会計補正予算（第12号）	原案可決
第 14号	令和7年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
第 19号	令和7年度熊本県病院事業会計補正予算（第4号）	原案可決

令和8年2月20日

議長 高野洋介 様

教育警察常任委員長 竹崎和虎

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和7年度熊本県一般会計補正予算（第12号）	原案可決
第 4 号	令和7年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第 8 号	令和7年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算（第2号）	原案可決
第 21 号	熊本県高等学校等教育改革促進基金条例の制定について	原案可決

令和8年2月24日

議長 高野洋介 様

経済環境常任委員長 高島和男

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和7年度熊本県一般会計補正予算（第12号）	原案可決
第 2 号	令和7年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第 12号	令和7年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算（第4号）	原案可決
第 16号	令和7年度熊本県電気事業会計補正予算（第4号）	原案可決
第 17号	令和7年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第5号）	原案可決
第 18号	令和7年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算（第2号）	原案可決
第 35号	指定管理者の指定について	原案可決

令和8年2月24日

議長 高野洋介 様

農林水産常任委員長 河津修司

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和7年度熊本県一般会計補正予算（第12号）	原案可決
第 9 号	令和7年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第 10号	令和7年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第 22号	令和7年度農林水産関係の建設事業の経費に対する市町村負担金（地方財政法関係）について	原案可決
第 23号	工事請負契約の締結について	原案可決
第 24号	工事請負契約の変更について	原案可決
第 25号	工事請負契約の変更について	原案可決
第 26号	工事請負契約の変更について	原案可決

令和8年2月24日

議長 高野洋介 様

建設常任委員長 西山宗孝

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和7年度熊本県一般会計補正予算（第12号）	原案可決
第 5 号	令和7年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決
第 6 号	令和7年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
第 7 号	令和7年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
第 15 号	令和7年度熊本県下水道事業会計補正予算（第5号）	原案可決
第 27 号	工事請負契約の変更について	原案可決
第 28 号	工事請負契約の変更について	原案可決
第 29 号	工事請負契約の締結について	原案可決
第 30 号	工事請負契約の変更について	原案可決
第 31 号	工事請負契約の変更について	原案可決

議案番号	議案名	議決結果
第 32号	工事請負契約の締結について	原案可決
第 33号	工事請負契約の締結について	原案可決
第 34号	工事請負契約の変更について	原案可決
第 36号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 37号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 38号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 39号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 40号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 41号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 42号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 43号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 44号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 45号	専決処分の報告及び承認について	原案承認

令和8年3月12日

議長 高野洋介 様

総務常任委員長 中村亮彦

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第46号	令和8年度熊本県一般会計予算	原案可決
第49号	令和8年度熊本県収入証紙特別会計予算	原案可決
第57号	令和8年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算	原案可決
第60号	令和8年度熊本県公債管理特別会計予算	原案可決
第67号	熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第68号	熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第69号	熊本県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第70号	熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第71号	熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第72号	熊本県監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

議案番号	議案名	議決結果
第 73号	熊本県行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 74号	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 75号	熊本県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 76号	熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 77号	熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 95号	包括外部監査契約の締結について	原案可決
第 96号	特定事業契約の締結について	原案可決

令和8年3月12日

議長 高野洋介 様

厚生常任委員長 岩本浩治

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第46号	令和8年度熊本県一般会計予算	原案可決
第48号	令和8年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	原案可決
第61号	令和8年度熊本県国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
第66号	令和8年度熊本県病院事業会計予算	原案可決
第78号	熊本県総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第79号	熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第80号	熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第81号	熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第82号	熊本県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第83号	熊本県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

議案番号	議案名	議決結果
第 97号	権利の放棄について	原案可決

令和8年3月12日

議長 高野洋介 様

教育警察常任委員長 竹崎和虎

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 46号	令和8年度熊本県一般会計予算	原案可決
第 50号	令和8年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算	原案可決
第 54号	令和8年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算	原案可決
第 88号	熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 89号	熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 90号	熊本県立青少年の家条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 91号	熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 92号	熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 93号	熊本県運転免許センター運転免許試験コース使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 99号	権利の放棄について	原案可決

令和8年3月13日

議長 高野洋介 様

経済環境常任委員長 高島和男

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 46号	令和8年度熊本県一般会計予算	原案可決
第 47号	令和8年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算	原案可決
第 51号	令和8年度熊本県港湾整備事業特別会計予算のうち	原案可決
第 52号	令和8年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算のうち	原案可決
第 58号	令和8年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算	原案可決
第 59号	令和8年度熊本県のチソン株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算	原案可決
第 63号	令和8年度熊本県電気事業会計予算	原案可決
第 64号	令和8年度熊本県工業用水道事業会計予算	原案可決
第 65号	令和8年度熊本県有料駐車場事業会計予算	原案可決
第 84号	熊本県工業用水道管理条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

議案番号	議案名	議決結果
第 85号	熊本県公害紛争処理条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 86号	熊本県スポーツ応援基金条例の制定について	原案可決
第 94号	第七次熊本県環境基本計画の策定について	原案可決

令和8年3月13日

議長 高野洋介 様

農林水産常任委員長 河津修司

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 46号	令和8年度熊本県一般会計予算	原案可決
第 55号	令和8年度熊本県林業改善資金特別会計予算	原案可決
第 56号	令和8年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算	原案可決
第 87号	熊本県豊かな森林の保全に関する条例の制定について	原案可決

令和8年3月13日

議長 高野洋介 様

建設常任委員長 竹崎和虎

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 46号	令和8年度熊本県一般会計予算	原案可決
第 51号	令和8年度熊本県港湾整備事業特別会計予算のうち	原案可決
第 52号	令和8年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算のうち	原案可決
第 53号	令和8年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算	原案可決
第 62号	令和8年度熊本県下水道事業会計予算	原案可決
第 98号	権利の放棄について	原案可決

特別委員会付託調査事件変更一覧表

令和8年3月18日

付託調査事件 委員会名	変更前	変更後
高速交通ネットワーク整備 推進特別委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高速交通体系に関する件</li> <li>2 熊本都市圏交通に関する件</li> </ol>	同左
海の再生及び環境対策特別 委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件</li> <li>2 2050年県内CO<sub>2</sub>排出実質ゼロに向けた取組に関する件</li> <li>3 再生可能エネルギー導入促進に関する件</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件</li> <li>2 2050年県内温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた取組に関する件</li> <li>3 再生可能エネルギー導入促進に関する件</li> </ol>
地域活力創生特別委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新たな地方創生に関する件</li> <li>2 T S M C 進出に係る県内波及効果に関する件</li> </ol>	同左

令和8年2月定例会提出

### 閉会中の継続審査申出一覧表

#### 総務常任委員会

- 1 行財政に関する件
- 2 私学振興に関する件
- 3 防災、消防に関する件
- 4 国際交流に関する件
- 5 企画推進及び土地利用対策・地域政策に関する件
- 6 球磨川流域復興に関する件

#### 厚生常任委員会

- 1 県民の健康及び衛生に関する件
- 2 県民の社会福祉に関する件
- 3 病院事業に関する件

#### 経済環境常任委員会

- 1 環境保全及び公害対策に関する件
- 2 県民の生活に関する件
- 3 商工業の振興に関する件
- 4 労働行政の推進に関する件
- 5 観光、文化、物産及び貿易の振興に関する件
- 6 公営企業の経営に関する件

#### 農林水産常任委員会

- 1 農林水産業の振興に関する件
- 2 農山漁村の振興に関する件

#### 建設常任委員会

- 1 道路、都市計画、景観及び下水環境に関する件
- 2 河川、港湾及び砂防に関する件
- 3 建築、営繕及び住宅に関する件

#### 教育警察常任委員会

- 1 学校教育及び社会教育の振興に関する件
- 2 芸術・文化の振興に関する件
- 3 体育・スポーツの振興に関する件
- 4 治安基盤の整備に関する件

#### 高速交通ネットワーク整備推進特別委員会

- 1 高速交通体系に関する件
- 2 熊本都市圏交通に関する件

#### 海の再生及び環境対策特別委員会

- 1 有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件
- 2 2050年県内温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた取組に関する件
- 3 再生可能エネルギー導入促進に関する件

#### 地域活力創生特別委員会

- 1 新たな地方創生に関する件
- 2 TSMC進出に係る県内波及効果に関する件

#### 議会運営委員会

- 1 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件
- 2 次期定例会の会期日程に関する件
- 3 その他議会運営に関する件

